

平成18年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成 18年 9月 12日 開会

平成 18年 9月 15日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成18年第9月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（9月12日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	4
諸般の報告.....	9
議案第1号～議案第27号の上程、説明.....	15
一般質問.....	70
椎名文雄君.....	70
散会の宣告.....	84

第2号（9月13日）

議事日程.....	85
本日の会議に付した事件.....	85
出席議員.....	85
欠席議員.....	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	86
職務のため出席した者の職氏名.....	86
開議の宣告.....	87
諸般の報告.....	87
一般質問.....	87
川島透君.....	87

永 ・ 貞 ・ 君.....	104
杉 森 汎 君.....	119
越 川 一 雄 君.....	125
越 川 洋 一 君.....	139
伊 ・ 園 樹 君.....	153
散会の宣告.....	168

第 3 号 (9 月 1 4 日)

議事日程.....	171
本日の会議に付した事件.....	172
出席議員.....	172
欠席議員.....	172
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	172
職務のため出席した者の職氏名.....	173
開議の宣告.....	174
諸般の報告.....	174
一般質問.....	174
小 川 征四郎 君.....	174
川 島 富士子 君.....	191
齊 藤 隆 君.....	208
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	226
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	228
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	229
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	234
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	235
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	246
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	249
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	250
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	250
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	251

議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	256
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	256
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	257
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	257
散会の宣告.....	258

第 4 号 (9 月 1 5 日)

議事日程.....	259
本日の会議に付した事件.....	259
出席議員.....	260
欠席議員.....	260
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	260
職務のため出席した者の職氏名.....	261
開議の宣告.....	262
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	262
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	280
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	285
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	285
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	287
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決.....	288
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	289
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決.....	290
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決.....	292
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	293
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決.....	295
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決.....	296
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決.....	297
議員派遣の件.....	300
特別委員会設置の件.....	300
特別委員会付議案件について.....	301

空港問題対策特別委員会委員の選任.....	301
空港問題対策特別委員会正副委員長の選任.....	301
閉会中の継続審査について.....	302
請願及び陳情の件.....	302
日程の追加.....	304
発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	305
閉会の宣告.....	306
署名議員.....	307

平成18年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年9月12日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第27号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(31名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・園樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君

30番 鈴木 俊 君

31番 越 川 洋 一 君

32番 ・ 屋 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	理 事	海 保 英 之 君
理 事	小 川 利 昭 君	理 事	斉 藤 俊 一 君
総 務 課 長	海 保 要 君	企画財政課長	林 英 次 君
環境防災課長	鈴 木 孝 一 君	税 務 課 長	椎 名 茂 道 君
住 民 課 長	瀬 理 和 夫 君	産業振興課長	高 埜 広 和 君
都市建設課長	小 堀 正 博 君	福 祉 課 長	高 蝶 文 徳 君
健康管理課長	並 木 俊 郎 君	横 芝 行 政 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 賢 二 君
食肉センター 所 長	竹 内 康 男 君	東 陽 病 院 事 務 長	田 鍋 悦 央 君
出 納 室 長	海 保 清 一 郎 君	教 育 長	海 保 教 之 君
教 育 課 長	山 本 照 男 君	社会文化課長	布 施 勇 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 木 一 男 君	代表監査委員	大 木 國 臣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	越 川 岳	主 幹	實 川 裕 宣
書 記	須 合 京 子		

開会の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

平成18年9月横芝光町議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めてご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されました議案は、条例の制定、平成18年度各会計に係る補正予算及び平成17年度各会計の決算認定の27議案であります。議案の提案理由につきましては後ほど町長から説明があると思いますが、慎重審議いただきますとともに、本定例会が円滑に議事を進められ、適性妥当な議決に達成されますよう、切望してやまない次第であります。

さて、ことしの秋の取り入れは、天候不順の影響を受け稲の生育が例年に比べおくれ、収量に少なからず悪影響が出ているものと懸念をいたしておるところであります。稲の刈り入れも終盤を迎え、朝夕はめっきりしのぎやすくなってきた今日このごろではありますが、夏の疲れが出てくる時期でもあります。議員各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ここで、8月23日をもちまして代表監査委員に就任されました大木國臣君をご紹介します。

〔代表監査委員 大木國臣君登壇〕

代表監査委員（大木國臣君） ただいまご紹介いただきました大木國臣です。

大役をお引き受けいたしましたけれども、ごらんのとおりの未熟者でございます。先輩の鈴木俊議員のご指導をいただきながら、皆様方のご期待に沿いたいと頑張っていきます。どうか今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げて、簡単ですけれども、ごあいさつといたします。

〔代表監査委員 大木國臣君降壇〕

議長（伊藤良一君） これより平成18年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

開議の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

5番議員 越川一雄君

29番議員 越川輝男君

をお願いいたします。

会期決定の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 会期決定の件を諮られたわけですが、今期定例会に用意されている議案は、今、議長が申しあげましたように大変多くの議案が提案されております。そういう意味からして、とりわけ17年度の決算審査ということがあるわけですが、今、示されている会期日程、きょうから15日まで連続開かれるという点では、この膨大な資料の調査は非常に私は不可能だというふうに思います。そういう意味で、こういう議会の開催は、私はこの間、長いこと議会に出させていただいておりますけれども、初めてのことであります。必ず議案調査のための休会をして対応してきました。こういう中で、一応議会運営委員会で協議された結果が出されたと思うんですが、議会運営委員会でどういう協議をしてこういう日程になったのか、委員長から詳しく説明していただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 議会運営委員長、深田正治君。

議会運営委員長（深田正治君） ただいまの小川議員の質問にお答えいたします。

期日は長くっておりますけれども、彼岸に入ってしまうということで、それとまた一般質問も10名ある、議案もかなり多いということで、本来ならば1日やって1日休みということも考えたんですけれども、お彼岸にずれ込むということで、お彼岸に関係ある人もおりますので、その点を配慮いただきまして4日間続けて実施するという結果になったわけでございます。よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ただいま議運の委員長が回答されましたけれども、議案もたくさんあると、これは認めているわけでありまして、小川議員が言われるように、この日程では会期は10日とってありますけれども、この範囲でももっと議会の側の調査・研究のそういう日程を保障すべき、審議を尽くすべきだというふうに思うんです。そういう意味で、議会の審議権、議決権の放棄になるというふうに思います。議案の審議を尽くすというのは町民の願いです。ですから、町民の負託を受けて討論を通じて新しい町をつくるという我々議員の任務、ゆったりとした審議日程を保障するべきです。お彼岸とかなんとか言いましたけれども、大体市議会は20日から一月近く十分な審議日程をとってやられているわけです。こういう近隣と比べても、やはりまちづくりが負けてしまうと思うんです。

それから、調べてみますと、近隣の旭市にしても香取市などにしても、旧町村単位の決算委員会をつくっての決算審査をきちっとやっているわけです。聞いてみますと、旧横芝町でも決算特別委員会をつくって2日ないし4日もやっていたと、そういうことなんです。ところが、何で合併して決算委員会もつくらないということに後退してしまうのか。

そういう点では、議会の大事な権能を議会みずから否定しないという点で、本当に議会運営委員会でみっちり審議をされたのか非常に疑問であります。これは議会制民主主義の自殺行為と言ってもいいと思います。ですから改めて、今議会でも決算委員会をつくるなどもっと余裕のある、議員に調査・研究の時間を与えると、そういうふうにすべきだと思います。

議長（伊藤良一君） 小川議員。

28番（小川征四郎君） 先ほど委員長からいろいろこういう日程になった理由が示されたんですが、それはとてもでないけれども同意はできないんです。ですから、今期の議案の審査に当たっては、とりわけ決算については別の、閉会中に審査できるようなことを検討していただきたいと思うんです。議長さんも県の議長会の会長さんをやったという経歴もあって、議会が何をしなければならないかとか十分了解をされていると思うんです。

そういう点から見ても、ここに今、示された日程は、議案の十分な審査をしると言っていますけれども、どうやって審査できるのか。とりわけ私は決算に関してはいろいろな資料も特別にこの間つくっていただいて、それで審査してきた経過からいって、全くそういう資料もなくてこれを審査しろと言われてもできませんので、ここで急遽議会運営委員会を開いて、決算認定については別枠で審査をするということにしていきたいと思うんですが、ひと

つ取り計らいをよろしくお願いします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） この件につきましては、議会運営委員会で今回は特別委員会を設置しないということで決定した次第であります。私は、議会運営委員会の意見を尊重するというところでございます。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 決算委員会をつくらないというふうに決めたわけは、その辺ではどうという議論がされたのか、今後のためもあるので、そこを尋ねておきたい。

議長（伊藤良一君） 議会運営委員長、深田正治君。

議会運営委員長（深田正治君） 正直なところ、今議会も休憩日を挟みながらの開会という予定であったんですけども、時節柄、先ほども申し上げましたように、申しわけございませんけれどもお彼岸にも当たると。そしてまた、今、大体の方は稲刈りが終わったようでございますけれども、農繁期とも重なって、そうだったら毎日やってもしょうがないということで、3日という予定を最初に立てたんですけども、それを、3日ではとても終わるあれじゃないということで今度4日にしたわけなんです。4日にしても10時開会ではとても終わらないということで、また時間を早めて9時からということにいたしました。

そして、ただいまの越川洋一議員からのご質問で決算委員会をなぜ開かないかということでもございましたけれども、全員協議会であれだけの説明をいただければ私はよいと思います。そしてまた議会運営委員会でも、委員会を開くよりも全員協議会で篤と説明をいただいた方がよからうということで、そういう結果になったわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） では、ここで皆さんにお諮りいたします。

小川議員の異議を取り上げることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔「議長、ちょっと待って」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） いや、待たない。それで進みましょう。

〔「ちょっと待ってよ、何言っているの」「議事進行だよ」

「異議を取り上げることに同意するかしないかと、今もう既に発言して議論しているじゃないですか」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議に賛成の方の挙手と言ったんだよ。

28番（小川征四郎君） まだ日程に先立って議事に入っていないですから、会期日程の問題でやっているわけですから、そういう なんかじゃないですよ。これは本当に、先ほど越川洋一議員も言ったように、こういうことをしていたんではまさに議会の自殺行為ということになるんじゃないですか。私はただ、だらだらと時間をとってやればよいということを行っているんじゃないんです。今、お彼岸の問題等もありましたけれども、そういうのは暦の中でもう決まっていることでありますし、今言われるように、とにかく審議内容が多くて本来10時から開会を9時に繰り上げているという話もありましたけれども、それならなおのこと、きちっと時間をとって審議を尽くすべきではないですか。

今、私たちは住民の皆さんにいろいろアンケートをお願いしてやっているんですが、議会に対する要望で一番強いのは、実はやはり税金の使い方、議会がきちっとそういうチェック機能を働かしてほしいという大変多くの人たちの意見が出ているんです。そういう点では、私たちは住民の皆さんから選ばれて代表としてここに来ているわけですから、そういう負託にきちっとこたえるというものも必要だと思っております。

ですから、ここでまだこの会期が決まっているわけではありません。委員長にもう一度この審議をし直していただいて、とりわけ決算に関しては別にやっていただきたい。そして、提案はこの9月議会に提案されても、認否を決めるのは12月議会でも十分間に合うわけですから、そういう日程をとっていただくようにひとつお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） では、ここで休憩をとります。休憩をして、その間に議会運営委員会を開催していただきたいと思っております。

ここで一時休憩します。

（午前 9時15分）

議長（伊藤良一君） 会議を再開します。

（午前 9時26分）

議長（伊藤良一君） ただいま議会運営委員会を開催いたしました。その結果を議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（深田正治君） ただいま議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会の結果を報告いたします。

先日7日に全員協議会を開きまして、その時点で議案を配り説明をしてあるわけござい

ます。そして、審議は15日まで続きますので、日にちは十分あるということで変更しないという結果になりましたので、ご報告いたします。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 議運委員長の説明がありましたけれども、事前に説明をするというのは今までもやってきたことなんだよね。

それで、合併していい町をつくるというふうなことで進んできたわけですが、その直後の議会で、いわゆる光町側がやってきたあしき慣例といいますか、議会の形骸化、形だけやればいいような、もっと決算などの審議の中身にやはり魂を入れる、そういう進め方でなければならぬ。既に横芝町では決算委員会をやってきたというその水準をたどってきたわけです。それから見ても後退だし、今度の決算の場合には非常に複雑です。ですから、そういう点できっちりと余裕のある調査・研究の時間を与えるというのは当然だと、こんなふうな議会にしていいのかということをお私強く主張しておきます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今、議会運営委員会の委員長さんの方から、ただいまの協議の結果を報告されたんですが、7日に全協を開いて説明もしたし資料も渡してある、だからそれで十分じゃないかというのは、これはまさに議会をみずから軽視する内容だと思うんです。議案というのは、これから執行部から提案されて初めて議案になるわけです。そして、その提案された後に審査というのを負託を受けてやるわけですから、説明したからもうそれでよしということではないと私は思います。

そういう点では、議会の運営の方法としてはこれまで旧横芝町が培ってきたものを大幅に後退させるということで、私は、これは承服できないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） ・屋英夫君。

32番（・屋英夫君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、運営委員会を開いた報告のとおりで会議を進めてください。

以上です。

議長（伊藤良一君） では、議会運営委員会の決定のとおり会議を進めます。

〔「議長、お願いがあるのですが」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 会議を進めます。

〔28番議員「決算審査に当たって、今、執行部ともちよっ

と話したんですが、議会からこういう資料請求がされればきちっとそろえると、それをつくってあるということなんで、私はうんともっと必要なんですけれども、こういう日程だと十分なこともできないということで、ごく絞った形でお願いしたいんです。一つこれだけは取り計らっていただきたい。今、私、出すつもりではなかったのが判こ押しでないですけれども、これだけ一つお願いします」と発言]

議長（伊藤良一君） ただいま小川征四郎議員から、決算資料の請求ということで何点かの資料の要求がありました。執行部側も提出する用意があるということですので、これは認めることといたします。

会期は、本日から9月21日までの10日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理いたしました請願2件、陳情1件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、7月3日に開催された山武郡市環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。

八・健一君。

〔23番議員 八・健一君登壇〕

23番（八・健一君） 7月3日に開催された山武郡市環境衛生組合第1回臨時会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち議長及び副議長の選挙が行われ、議長には山武市の萩原善和氏が、副議長には当町の・屋英夫氏が選出されました。

上程された議案は2議案でした。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響

調査結果の縦覧等手続きに関する条例の制定についてであり、本案は、法律に基づき、一般廃棄物処理施設の設置または変更を行う場合、生活環境影響調査を実施し、その結果を住民に縦覧すること、また、利害関係を有するものに意見書の提出する機会を付与する手続を条例で具体的に定めたものであります。

議案第2号は、職員の旅費に関する条例の全部改正であり、山武市条例を準用したことに伴い、全部改正をするものであります。

2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもちまして、山武郡市環境衛生組合第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔23番議員 八・健一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、7月20日及び8月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。

鈴木克征君。

〔13番議員 鈴木克征君登壇〕

13番（鈴木克征君） 7月20日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成18年第1回臨時会の概要を報告いたします。

議案審議に先立ち議長及び副議長の選挙が行われ、議長には佐藤横芝光町長が、副議長には匝瑳市選出の小川博之議員が選出されました。

本臨時会には、執行部上程の6議案と議員発議上程1議案の7議案でした。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、県内の市町村合併に伴い規約の変更が生じたものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めるもので、組合を構成する市町の合併に伴い、組合の名称変更など関係条例を整理する必要があることから、専決処分したものです。

議案第3号は、専決処分の承認を求めるもので、組合を構成する市町の合併に伴い、告示の場所の名称変更が生じたことから、専決処分したものです。

議案第4号は、前2号と同じく合併に伴い、火葬場関係の条例の一部改正を専決処分したものです。

議案第5号は、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定で、匝瑳市の条例に合わせるべく、専決処分をして整理したものです。

議案第6号は、組合監査委員の選任についてで、多古町代表監査委員の石井幸夫氏と、私、鈴木2名の同意を求めるものです。

発議案第1号は、議員発議により、管理者において専決処分することのできる専決処分事項について、文言の整理を図るべく上程されたものです。

以上、7議案について原案のとおり承認されました。

これをもちまして、第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

続きまして、8月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に上程された議案は2議案でありました。

議案第1号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例の左横書きに関する措置条例の制定についてで、構成市町及び近隣諸団体の現状が左横書き条例となっていることから、22本の組合条例を左横書きに改めるものです。

議案第2号は、平成17年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は8億8,753万205円であり、そのうち、歳入の大宗をなす構成市町からの負担金は6億894万4,000円です。その他の主な歳入は、火葬及び式場使用料が4,128万8,200円、ごみ収集処理手数料が1億2,426万8,150円、財政調整基金繰入金6,000万円、前年度繰越金4,323万8,165円です。

一方、歳出総額は8億2,173万4,750円であり、実質収支額は6,579万5,455円です。歳出の主なものは、職員22名の人件費を主とする総務費が1億9,017万138円、火葬業務委託料や各種設備保守点検委託料を主とする火葬場事業費が6,271万8,243円、ごみ収集運搬業務や清掃工場運転管理業務並びに焼却灰処理業務などの委託を主とする塵芥処理費3億4,326万8,845円、公債費2億2,542万6,884円です。

以上2議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、7月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会の報告をお願いいたします。

嘉瀬清之議員。

〔18番議員 嘉瀬清之君登壇〕

18番（嘉瀬清之君） 報告いたします。

7月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会臨時会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち議長及び副議長の選挙が行われ、議長には匝瑳市の江波戸勝男氏が、副議長には私、嘉瀬が選出されました。

本定例会に提出された案件は9議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、県内の市町村合併に伴い規約の変更が生じたものであります。

議案第2号は、消防組合職員の給与に関する条例及び消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、専決処分したことからその承認を求めるもので、これは匝瑳市の条例に準じて制定されていることから条例の一部改正が必要となったものです。

議案第3号は、消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてで、地方公務員法の規定により、前年度における人事行政の運営の状況を公表すべく条例を整備するものです。

議案第4号は、消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、団塊の時代の職員の退職をにらみながら新しい職員の育成を図っていくことを勧告して、19年4月1日から27年3月31日の間に限り、定数を106人から110人にするものです。

議案第5号は、消防組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、匝瑳市の条例に準じて罰則規定を新たに制定するため改正するものです。

議案第6号は、消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、匝瑳市の条例に準じて罰則規定を新たに制定するため改正するものです。

議案第7号は、消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、議案第5号、第6号に関して審査会の名称変更に伴う改正です。

議案第8号は、消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例に準じて条例の整備を行うことから改正するものです。

議案第9号は、議員選任の監査委員に、本町の永・貞・氏の選任議案です。

以上9議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

これをもちまして、消防組合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

終わります。

〔18番議員 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、8月10日に開催された八匠水道企業団議会の報告をお願いいたします。

深田正治君。

〔20番議員 深田正治君登壇〕

20番（深田正治君） 8月10日に開催されました八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち議長及び副議長の選挙が行われ、議長には匠瑳市の及川新三郎氏が、副議長には当町の伊藤良一氏が選出されました。

本定例会に提出された議案は7議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、県内の市町村合併に伴い規約の変更が生じたものであります。

議案第2号は、八匠水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、専決処分したことからその承認を求めるもので、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、18年4月から八匠水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が必要となったものです。

議案第3号は、補正予算を専決処分したことからその承認を求めるもので、内容は、過去に借り入れた企業債を低率な金利のものに借りかえたものです。

議案第4号は、八匠水道企業団職員の旅費に関する条例の制定についてで、本案は、匠瑳市職員の旅費に関する条例を準用するための改正でございます。

議案第5号は、平成17年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定であります。

収益的収入及び支出の部の収入についてですが、給水収益を主とする営業収益は8億7,842万3,141円、構成市町村及び県補助金を主とする営業外収益は5億3,969万9,709円であります。

一方、支出は、九十九里地域水道企業団に支払った受水費及び施設管理費並びに職員人件

費を主とする営業費用は13億1,574万7,066円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用は1億582万1,011円であります。

この結果、476万6,269円の純損出となりました。

また、資本的収入及び支出の部の収入についてですが、企業債や給水申込納付金等で9,726万4,000円、支出は、配水管布設工事や改良工事で5,258万7,442円、企業債償還金3億5,365万1,659円であります。

なお、収入額が支出額に不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであります。

議案第6号は、平成18年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算についてであり、収益的収入及び支出の部の収入において、国の定める基本資本費が確定したことによる構成市町の補助金の追加計上、支出においては、職員の調整手当廃止による減額調整を主とするものです。

議案第7号は、議員から選出する監査委員の選任同意であり、匠瑳市の林日出男氏が提案されました。

各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匠水道企業団議会の概要を報告させていただきました。

〔20番議員 深田正治君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、8月23日に開催された山武郡市広域水道企業団議会の報告をお願いいたします。

渡辺豊君。

〔27番議員 渡辺 豊君登壇〕

27番（渡辺 豊君） 8月23日に開催された山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、5議案と報告が1つであります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、県内の市町村合併に伴い規約の変更が生じたものであります。

議案第2号は、補正予算を専決処分したことからその承認を求めるもので、内容は、過去に借り入れた企業債を低率金利のものに借りかえたものです。

議案第3号は、平成17年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定であります。

収益的収入及び支出の部の収入についてですが、給水収益を主とする営業収益は43億900万5,854円、構成市町村及び県補助金を主とする営業外収益は17億3,077万759円であります。

一方、支出は、九十九里地域水道企業団に支払った受水費及び施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用は57億814万5,074円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用は1億8,970万1,098円であります。

この結果、1億1,820万4,655円の純利益が計上されました。

また、資本的収入及び支出の部の収入についてであります。企業債や国庫補助金並びに工事負担金で7億933万4,774円、支出は、配水管布設工事や改良工事の6億9,955万742円、企業債償還金9億5,812万5,845円あります。

なお、収入額が支出額に不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

議案第4号は、知識経験者から選出する監査委員の選任同意であり、山武市の野島暉通氏が提案されました。

議案第5号は、議員から選出する監査委員の選任同意であり、東金市の宮山博氏が提案されました。

報告第1号は、17年度で繰り越した工事の報告であり、各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもって、山武郡市広域水道企業団議会の概要報告とさせていただきます。

〔27番議員 渡辺 豊君降壇〕

議長（伊藤良一君） 山武郡市広域行政組合議会については、配付資料のとおりでありますので、報告を省略いたします。

これをもって諸般の報告を終了いたします。

議案第1号～議案第27号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第27号についてを一括議題といたします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 本日ここに、平成18年度9月定例議会をお願いいたしましたところ、

議員の皆様には時節柄ご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より横芝光町市政の推進に当たりご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

9月6日に秋篠宮様ご夫妻に第3子をご誕生になり、皇室では41年ぶりに親王様が誕生されました。母子ともお健やかということで、心からお祝い申し上げます。誕生から7日目の今日、「命名の儀」でお名前が決まるというところでございます。

さて、去る7月7日に国の「骨太の方針2006」が閣議決定され、それによりますと、地方分権改革については、地方分権に向けて関係法令の一括した見直しとして、一括法制定の方向が明確になりました。

また、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて、具体的内容や改革時期等は明らかにされなかったものの、一体的に改革をするという方針が示されました。

特に歳入の大宗をなす地方交付税については、「現行法定率を堅持し、地方の財政収支の状況等を踏まえて適切に処理する」とされたことは、地方財政の円滑な運営に資するものと考えています。今後は、住民生活に必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるよう、各種機会を通じて求めてまいりたいと考えております。

一方、歳出につきましては、各分野における削減方針等が示されたところでありますが、我々地方自治体もみずからの責任において今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意であります。合併後の横芝光町が自立した町として、いち早く一体的なまちづくりを進め、その主体性を発揮することのできるような体制づくりに取り組んでまいりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今年度も間もなく半年を迎えようとしておりますが、平成18年度事業並びに事務事業等各般にわたり、おおむね計画どおりに順調に進捗しているところであります。

それでは、開会に当たりまして政務報告を申し上げます。

6月議会の一般質問の中でお答え申し上げましたが、新町の町政運営に当たりましては、住民の皆様の視点に立ち、よりよい町、住みよい町、活力のある地域社会をつくるため、多くの住民の方々と接する機会を持ち、皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

つきましては、その一つとして、7月から横芝光町のホームページ、町政運営の中に「町

長室」を開設いたしました。町長あいさつ、私のプロフィール、6月議会での所信表明、町長交際費等の公表、町長への手紙、まちづくりトークの6項目を新しく設けました。住民の皆様方が気軽にホームページをごらんいただくとともにご意見をお寄せいただくなど、ご理解とご協力をいただければと思います。今後も公正、透明な町政運営のために積極的に情報公開をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さらに、町長が住民と直接まちづくりについて語るため、「まちづくりトーク」と題して、町内に在住、在勤、在学している方やグループを対象に、毎月1回町長室開放の実施を予定しております。募集については、8月広報紙及びホームページで既にお知らせしておりますが、現在のところ申し込みはございません。今後、多くの皆様からの建設的ご意見、ご提言をぜひお聞かせいただきたいと思っています。

次に、平成18年度一般会計の財政運営についてであります。経済情勢は緩やかな回復の兆しを見せているものの、原油価格の高騰など先行き不透明な中、国の三位一体改革に伴う国庫補助負担金や地方交付税の削減などにより、地方自治体は依然として厳しい財政状況下にあります。

このような中、合併後初めて算定されました横芝光町の普通交付税の交付決定額は2億9,829万8,000円で、合併補正分の増額要因はあったものの、平成17年度旧町合算額と比較して対前年度比1億2,350万7,000円、5.1%の削減となり、普通交付税に関しては非常に厳しい結果となりました。

また、地方財政対策のための特例として認められている臨時財政特例債は3億7,615万1,000円で、対前年度比4,183万1,000円、10%の減額で、普通交付税と臨時財政特例債を合算した額では対前年度比1億6,533万8,000円、5.8%の減額となっております。しかし、いずれも当初予算額で見込みました額を上回りましたところから、今議会で、交付決定額に基づきました額を補正財源として計上させていただいております。

一方、歳出面では、地方分権の進展や少子高齢社会の進展等に伴いまして、社会保障関係を中心とする経費が増加してきています。したがって、このような状況下から、緊急やむを得ない経費や住民要望の強い事業を中心に補正予算案を提出させていただきました。合併後においても引き続き厳しい財政状況が予測されることから、今後の歳入見込みとの兼ね合いを見きわめながら、前年度の剰余金の一部につきましては、財政調整基金への積み立てを行いたいと考えております。

次に、姉妹町・姉妹都市・友好都市交流についてであります。過日の全員協議会でもご

説明申し上げましたように、姉妹町（神奈川県松田町）・姉妹都市（長野県千曲市）・友好都市（山口県光市）交流については、関係市町と協議の結果、今後も交流を継続させていただくということで協議が調いましたので、今後、姉妹町・姉妹都市・友好都市交流の盟約を締結してまいりたいと思います。交流に当たりまして、それぞれの自治体のよいところを積極的に取り入れながら、社会、経済、文化などあらゆる分野で友好と親善を深めてまいりたいと考えております。

また、神奈川県松田町と長野県千曲市とは、大規模災害発生時の災害時における相互応援に関する協定もあわせて締結してまいりたいと思います。

次に、総合計画策定についてであります。総合計画策定に伴い住民意識を把握するため、町民意識調査を、町内にお住まいの16歳以上の町民の皆様の中から4,000人を無作為に選び実施いたします。9月末を目途として調査票を回収し、集計分析を行う予定でありますので、集計分析が完了した時点で改めて議会にご報告させていただきたいと思っております。

なお、総合計画の策定に当たりましては、総合計画審議会でのご審議をいただくとともに、町民の皆様のご意見を十分に反映できる体制で臨むこととしており、町民参画の手段といたしましては、町民意識調査、パブリックコメント、有識者インタビュー、まちづくり住民会議などを想定しております。

まちづくり住民会議につきましては、町内各会で活躍されている方12人と公募による委員4人の合計16人の構成で設置したいと考えております。この会議では、住民からまちづくりについて幅広くご提案をいただくことを目的として、特に若年層の方や女性の参加をお願いいたしたいと考えております。

また、役場庁舎内体制といたしましては、総合計画審議会の下部組織として総合計画調整委員会、ワーキンググループを組織し、全庁を挙げて計画査定に取り組む体制をとったところでございます。

18年度、19年度の2カ年という策定期間ではありますが、新町建設計画を基本として、新町「横芝光町」の輝ける未来の発展に資する計画策定をしたいと考えておりますので、議会におかれましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、町内循環バス運行経路の見直しについてであります。町内循環バス運行経路については、合併に伴い必要最小限でのルート変更を3月27日の新町発足時に実施いたしました。が、町民要望を踏まえてさらに全体的な見直しを検討する必要があることから、循環バス運行委員会をお願いしたところであります。7月26日に第1回の循環バス運行委員会を開催さ

せていただき、現状を説明させていただきました。

また、7月の1カ月間に循環バスを利用された方から直接アンケート方式によりご意見をお伺いさせていただきましたので、これまでに寄せられている町民の皆様方からのご意見とともに、見直しの検討材料として活用させていただきたいと思えます。

次に、旧横芝海のこどもの国施設の取り壊し状況についてご報告申し上げます。

旧横芝海のこどもの国施設の取り壊しについては、平成17年度において施設のおおむね半分を取り壊し、18年度は残りの半分を取り壊す予定と伺っております。現在、発注のための準備をしているとのことでございます。

また、平成19年度は駐車場などを撤去し、最終的な取り壊し完了時期は、予算確保の関係で流動的な面はありますが、平成20年度を目標と伺っております。平成17年度までは千葉県福祉ふれあい財団が所管をしておりましたが、平成18年度からは千葉県児童家庭課に引き継がれております。

次に、9月3日日曜日に、大雨洪水警報発令中、銚子沖を震源地とする大規模地震が発生したという想定で、横芝光町として初めての防災訓練を実施いたしました。

訓練は、陸上自衛隊第一空挺団後方支援隊を初め、消防組合、町消防団、安全協会、防犯協会等の協力のもと、町全地域を対象とした避難誘導訓練、初期消火訓練等を実施し、総勢2,278人の参加をいただきました。訓練の実施により、防災意識の高揚を図るとともに、住民の一体感の醸成にも寄与できたものと思っております。

次に、光工業団地への一般廃棄物処理施設建設計画について申し上げます。

光工業団地への一般廃棄物処理施設建設計画につきましては、地元地区より町と議会あてに、大勢の皆さんの署名による建設反対の陳情書が提出されましたことから、建設を予定している企業に地元からの意向を受け、6月22日に横芝光町として、建設計画の白紙撤回を要望しておりました。その後、7月上旬に企業側から回答書が提出されたところであります。その内容は、「町からの要望を受け、社内で十分検討した結果、当初より小規模で、建設許可の必要のない特定施設に変更して建設する」とのことでありましたので、7月20日付で、地元行政総務員さんを通じ、地域の皆さんに文書でその内容をお知らせしたところであります。

またさらに、谷中地区の山林に産業廃棄物中間処理施設の建設計画があり、7月27日付の県からの照会文書で、その事前協議書が、東京都に住所を有する企業より県へ提出されたとの連絡がありました。先般、関係する行政総務員さん並びに地元東陽地区議会議員の皆さん

にお知らせしたところであります。

なお、この施設の建設許可については県が行うことから、地元説明会の開催などにより地域住民の理解を十分得てもらうよう、企業側へ指導してほしい旨の回答書を、8月下旬に県へ提出いたしました。

次に、町税の課税状況及び徴収対策についてであります。個人町民税では、65歳以上の公的年金控除額の変更、老年者控除の廃止、定率減税の縮減などの税制改革等により、約7億2,000万円の予算額に対して7億4,800万円と、約2,600万円の増収が見込まれるところであります。

このほか、固定資産税は、評価替えに伴う土地の下落や家屋の減価等により11億8,400万円と17年度決算額は下回るものの、予算額に対して約1,100万円の増収を見込んでいます。

軽自動車税についても4,490万円と約80万円の増収を見込んでおり、これは、最近の原油高により燃費のよい軽自動車への買い替えが反映されているものであります。

町たばこ税は、健康志向により売り渡し本数が減少傾向にありますが、税率の改定により約1,040万円の増収を見込んでおります。

その他法人町民税及び鉱産税は予算額とほぼ同額の増収を見込み、町税全体で、予算額22億3,600万円に対して4,900万円程度の増収が見込まれるところであります。

町税の徴収率向上は財源確保と税負担の公平の観点からも重要な課題であり、徴収率低下を防止するため、本年度は文書や電話による催告、臨戸徴収、夜間・休日の臨戸徴収、特別滞納整理班による徴収、県との共同滞納整理を引き続き実施するとともに、高額、悪質な滞納者に対しては、十分な財産並びに所得調査を行った上で預貯金・給与等の差し押さえを実施してまいります。

また、納税者への利便性を図るため、昨年8月から行っております日直による休日の公金収納窓口は、17年度両町合わせて452件、金額で約800万円を上回る取り扱いができました。今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、電話予約による住民票の写しの休日交付についてであります。新町になりましても引き続き行っておりましたが、さらに住民の皆さんの利便性を図るため、住民票の写しの休日交付に加え、印鑑登録証明書、税務課所管の所得証明書、課税証明書、非課税証明書、納税証明書、評価証明書、公課証明書も、8月から電話予約による休日交付を開始いたしました。ちなみに、8月の利用状況を申し上げますと、住民票の写しの交付が1件、印鑑登録

証明書が1件、合計2件となっております。今後も引き続き休日交付のPRを行い、住民の利便性をさらに向上させてまいります。

次に、国民健康保険関係についてであります。医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、去る6月21日に、健康保険法、国民健康保険法、老人保健法、介護保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療制度改革関連法が公布され、多岐にわたる改正が平成20年4月までに順次施行されることとなりました。

ことしの10月1日施行に係る国民健康保険と老人保健に関連する主な改正では、少子化対策の一環として、出産育児一時金が現行の30万円から35万円に引き上げられる一方で、世代間の負担の公平化の観点から、一定以上の所得を有する高齢者、いわゆる現役並みの所得を有する70歳以上の方について、療養の給付に係る一部負担金の割合を現行の2割から3割に引き上げられることとなりました。

70歳以上の被保険者に交付する前期高齢者受給者証や老人保健受給者証は8月1日に更新のため、該当する皆様には7月末に更新事務をしたところですが、一部には、合併によって負担率が上がると誤解されている方もいらっしゃるようです。負担割合の変更は法の改正によるもので、合併とは無関係であることを議員各位、町民の皆様にはご理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、法改正により、町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、本議会に条例の一部改正をする条例の制定について提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

産業振興関係についてであります。懸案事項でありました新町の農業振興会は6月29日に設立総会を行い、各関係部会におきましても、11部会のうち10部会が立ち上がることができました。しかしながら、農業振興会本会、各部会の調整・設立に時間を要したため、従来実施してまいりました一部の事業におくれが生じていますが、今後、おくれを取り戻すように努力してまいります。

次に、去る8月13日に開催されました町民花火大会につきましては、雨により順延されましたにもかかわらず、6万人の観光客が訪れ大盛況の中、無事終了することができました。

また、屋形、木戸浜両海水浴場におきましても、7月16日から8月20日までの36日間、大きな事故・事件もなく開設期間を終了することができました。議員の皆様を初め、事業運営にご協力をいただきました交通安全協会、防犯協会、消防団など各関係機関のご協力のおかげと心から感謝申し上げる次第であります。

次に、産業まつり・文化祭についてであります。先般、商工会、農協、農業振興会等の関係者により協議を行い、11月18日、19日に本庁舎前駐車場を含む周辺を会場として実施することに決定いたしました。

なお、今年度は合併後の記念すべき第1回でありますので、さらなる飛躍を図るべく、関係経費を今次補正予算計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、商工会の合併についてであります。6月上旬に第1回の合併協議会が開催され、合併の時期は平成19年4月1日として、商工会の新名称は横芝光町商工会とすることで決定いたしました。また、事務所の所在地は現在の横芝商工会館になることで合意が得られたとのことで、合併に向けて順調に進捗しているところであります。

次に、水稻の収穫時期を迎えた9月4日に町内のライスセンター12カ所を訪問し、ことしの米の収穫状況、作柄やライスセンターの活動状況や要望等を伺うとともに、最新式のコンバインで稲刈りの体験をさせていただくなど、農業の現状について認識を新たにいたしましたので、今後の農業行政に生かしていきたいと考えております。

次に、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺整備事業についてであります。

地場産業活性化につなげる施策として整備を進めているチャレンジハウスは、建設地の埋蔵文化財調査に着手すべく、現在、財団法人山武郡市文化財センターに調査を発注したところであり、調査着手は10月上旬になる見込みであります。今年度内に造成工事まで終了させる計画であることから、造成工事費、水道管布設費など関係経費を今次補正予算案に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、チャレンジハウス運営組織立ち上げについては、今月中旬に地元関係者を対象とした説明会を開催する予定であります。その後、ショップコンセプトの検討や事業参加アンケート等を行い、おおむね平成19年3月ごろを目途に事業運営組織の体制を確立してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法及び児童等医療費助成事業についてであります。10月から本格稼働する障害者自立支援法に伴うサービス提供のため、障害程度の区分認定が必要となることから、6月ごろから対象者宅へ訪問調査を行い、広域で設置する認定審査会に判定依頼する等の業務を行っており、判定結果については、若干判断が難しい部分もありましたが、適正に障害区分の認定がされたものと思われま。

しかしながら、新制度の煩雑でわかりにくい部分への不安も少なからず抱かれていることから、今後も一層関係機関との連携を図り、当該制度の円滑な運用に努めてまいりますので、

ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、児童等医療費助成事業についてであります。公約の一つであります小学校6年生までの医療費無料化について、10月1日からの事業実施に向け、規則の制定や助成対象者を管理するためのコンピュータープログラム変更手数料の予算化、事業周知のための広報紙掲載等必要な準備を行っております。今後、円滑な事業運営に関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、今年度以降の敬老会事業の開催についてであります。約1,200人程度と見込まれる敬老会への参加者の収容場所、開催場所までの交通問題など、従来と同様に開催するにはいろいろな問題があると見込まれるため、今年度は、75歳以上の方への記念品の配付をもって敬老事業にかえさせていただくことといたしました。

今後の実施方法等につきましては、議会を初め関係者の皆様方と相談しながら検討してまいりたいと存じますので、敬老会の開催を楽しみにお待ちしております。高齢者の方々にはまことに申しわけございませんが、諸事情をご理解いただき、ご了解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、介護保険についてであります。7月末日現在における65歳以上の第1号被保険者は6,845人、40歳以上64歳以下の第2号被保険者は9,370人となっております。当町の高齢化率は25.8%に達し、町民の4人に1人が高齢者となっており、今後もこの状況はさらに進行するものと思われれます。

このような中、介護保険要介護認定件数は、更新及び新規の双方合わせて月平均約90件前後で推移している状況にあります。このうちサービスを利用している方が、在宅サービス利用者で445人、内容はデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等が主なものです。また、施設入所者は188人で、内訳は特別養護老人ホームに106人、老人保健施設に61人、療養型医療施設に21人入所しております。

また、施設入所待機者は128人おりますが、老健施設や入院している方を除きますと、在宅での待機者は57人となります。

本年は第3期介護保険事業計画の初年度に当たり、介護保険料の見直し、また介護保険制度の改正、税制の改正等、高齢者への負担増を強いる厳しい状況の中ではありますが、新予防給付の実施に向け、保健・福祉との連携により、介護予防のための方策をさらに推進するとともに、早期に横芝光町介護保険運営協議会を設置して、平成19年4月1日から地域包括支援センターを委託により体制整備をし、介護保険制度の理念に基づく住民サービスの充実

を図り、介護保険財政の健全運営を期すべく努力をしております。

次に、保健関係事業についてでございますが、私の公約の一つでありましたゼロ歳から小学校6年生までの医療費無料化の完全実施が、先ほども申し上げましたが、10月1日から実施されます。これが少子化対策や子育て支援につながるものと期待しております。

また、6月議会で川島富士子議員から、健康福祉施策の充実ということで自動体外式除細動器の公共施設への設置について一般質問がございましたが、住民の方々が突然の心臓機能停止状態に陥った場合に対応するため、自動体外式除細動器を健康づくりセンター「プラム」、ふれあい坂田池公園及び光B&G海洋センターに設置し、また、人の多く集まる事業等を主催する団体に貸し出しを行うなど、救命率の向上を図るべく、今次補正予算案に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、山武地域医療センター構想についてでございますが、現在の基本計画には東陽病院は支援病院の位置づけはないものの、平成17年10月に開催された第6回山武地域医療センター基本計画策定委員会で、「中央病院の開設許可後、支援病院のあり方を検討したうえで、開院時点で支援病院に再編する」という位置づけが確約されております。

議会全員協議会でもご説明申し上げましたが、7月10日に山武地域医療センターに関する有識者会議で事業計画の修正案が示され、中央病院の診療科が23から17に、病床数が450床から400床に、建設費も約234億円から約165億円に、支援病院1の大網病院は診療科が9から6に、一般病床100床は変更なく、支援病院2の成東病院は診療科が16から6に、病床数が療養病床144床から一般病床100床という案が提出されました。

また、山武市長を除く市町長は、設置場所は9市町村長での決定事項であり変更はできないが、支援病院の機能はさらに検討していくこととしたほか、設置場所の位置から診療圏が南部に広がっていることが想定されるとして、周辺地域への運営への参画を呼びかけるとして、全員一致で、「修正案をベースに、より健全な経営を目指し、6市町で検討努力を続ける」こととなっております。

次に、東陽食肉センターについてでございますが、8月末現在のところ、屠畜数は豚で5万6,347頭、牛は1,711頭で、昨年同期と比較しますと豚で1,230頭増、牛は263頭減少となっております。

施設管理状況は、豚解体自動搬送チェーンの老朽化により一部交換修理の必要が生じたため、今次補正予算案に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、BSE発生以来、屠畜を見合わせていた乳用廃用牛については、東陽食肉センター

同業組合及び地域生産者等関係者の強い要請を受け、自主制限を解除すべく、県並びに関係機関と協議中であります。これにより、食肉センター経営の安定はもとより、地域の畜産振興に大きく貢献できるものと確信しているところでございます。

次に、東陽病院の現在の状況であります。7月末現在の患者数は入院で延べ9,683人、昨年同期と比較して718人の増加、病床利用率は79.4%でありました。主な要因としては、内科系の患者の増加によるものであります。外来は延べ1万6,868人で、昨年同期と比較して707人の減少となっております。

次に収支であります。一般会計からの繰入金を除いた収益の総額は約2億9,500万円、支出の総額は3億7,800万円でございます。収支差引額は約8,300万円の赤字であります。昨年同期と比較いたしますと約2,300万円程度好転をしている状況となっております。病床利用率も上昇傾向にありますので、少しでも赤字を減らせるよう経営努力をしております。

次に、横芝中学校改築事業についてであります。新町発足後、議会、教育委員、学校長等、関係団体の代表による横芝中学校建設推進委員会を設置させていただきました。

過日の全員協議会でもご説明申し上げましたように、横芝中学校新校舎は教科教室型で計画を進めてまいりましたが、今年度に入り2度の建設推進委員会を経て、特別教室型で建設を進めるように設計方針を変更することになりました。

これは、当初計画において、大多数の賛同を得て教科教室型で計画を進めていたところであり、この方式について教育委員会と学校が細かな部分での打ち合わせを進めるとともに、先生方も熱心に教科教室型の取り組みについて調査・研究をしていただいたところでございます。小規模中学校では十分効果があらわれるものの、横芝中学校規模ではその機能を発揮できるかどうかについての不安が増し、このたび中学校から、従来型である特別教室型への方針転換要望があったところであります。

町でもこの要望を強く重く受けとめ、建設推進委員会のご意見を求め、その中の意見にもありましたように、新しい校舎で実際に子供たちに勉強の指導をするのは先生方である等々の意見を踏まえ、方針を変更することといたしました。

なお、方針変更をしても工事については予定時期に完成できるよう、設計会社を含め鋭意努力をいたしますので、議員各位には何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会教育についてであります。横芝光町町民体育祭について、先般、体育協会常任理事会を開催し、ことしの町民体育祭について協議を行いました。その結果、合併協議結果どおり、10月8日にふれあい坂田池公園陸上競技場で実施するということが決定いたしま

した。なお、予備日は9日、以降中止ということについても決定いたしました。

また、競技方法については、旧村単位による地区対抗種目とレクリエーション的な一般参加種目で実施するということとなりました。さらに、旧村単位の分け方につきましては、消防団の分団と同じように8ブロックにするということで協議が調ったところであります。今後は、この8ブロックにより実施する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、文化祭についてであります。11月18日、19日に産業まつり・文化祭を開催することに決定いたしましたので、それに伴い文化協会総務委員会を開催し、文化祭の会場について協議を行いました。その結果、光中学校講堂と町民会館を活用し、優秀作品を一堂に展示するとともに、各種発表会についても産業まつりと隣接した場所で行うことが望ましいということになり、現在、調整作業に入っているところでございます。

続きまして、平成17年度各会計の決算状況について申し上げます。

初めに、平成17年度一般会計決算について申し上げます。

平成17年度は合併を迎えたことから、地方自治法に基づく合併前日で旧町の打ち切り決算を行い、その債権・債務を新町へ引き継ぎ、新町として平成17年度決算を行いました。

旧横芝町の一般会計決算は、歳入総額が47億9,260万6,000円、歳出総額が47億1,972万7,000円となり、実質収支額は7,287万9,000円の黒字、また旧光町の一般会計の決算は、歳入総額が42億8,622万2,000円、歳出総額が43億2,093万3,000円となり、実質収支額は3,471万1,000円の赤字決算となり、不足分については一時借入金により補てんしたところでございます。

新町における一般会計の決算は、歳入総額が16億5,182万2,000円、歳出総額が9億9,968万1,000円、歳入歳出差引額は6億5,214万1,000円となり、翌年度に繰り越される事業の財源を差し引いた6億4,816万1,000円を剰余金として繰り越すこととなりました。

なお、新町における一般会計17年度末基金現在高は、財政調整基金5億7,192万7,000円、横芝中学校建設基金13億4,750万7,000円を初め、総額28億1,117万2,000円となりました。

一方、地方債については、平成17年度に借り入れた両町の地方債合算額13億3,700万円、償還元金が6億2,521万9,000円であったことから、17年度末現在高については85億6,081万2,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算についてであります。2町合計で歳入総額が30億7,799万7,000円、歳出総額は28億800万円となり、形式収支では2億6,999万7,000円の黒字となりましたが、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では1億2,779万

3,000円の大幅な赤字となりました。

総体的には、歳入で国の特別調整交付金、いわゆる特調を2町合わせて4,400万円を獲得したほか、国保税収でも現年度収納率を91.5%とし、91%台を堅持するなど、積極的に財源の確保に努めましたが、歳出で保険給付費が16年度決算に比べ、額で1億6,400万円、率で9.6%と大幅に伸びたことから、財源確保のために2町合わせて1億9,000万円の国保財政調整基金を取り崩したところでございます。こうした医療費の急増に直面すると、財政調整基金の保有と健康で元気な体づくりのための保健活動の必要性を従来にも増して強く感じている次第でございます。

なお、新町スタート時の基金保有額は1億5,278万9,000円となっております。

また、18年度においても医療費の増加傾向は続いているため、保険給付費に係る額を今次補正予算案に計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、老人保健特別会計決算についてであります。2町合計で歳入総額が21億6,249万円、歳出総額が21億2,230万円となり、収支差引4,019万円を18年度で精算することとなりました。

総体的には、歳出の98%を占める医療給付費が前年度決算額と比べて、額で1億1,200万円、率で5.1%のマイナスとなったことから、比較的安定した会計運営となりました。しかし、老人医療給付者数の年間平均数では前年度より200人余り減少している一方で、1人当たりの年間給付費で見ると、16・17年度とも52万1,000円となっていることから、実質的な老人医療費のマイナスではないと判断しております。今後も、老人医療費の動向を十分留意し、適正な財源確保と医療費の抑制に努めたいと考えております。

なお、18年度の老人医療費も今のところ平穏で、前年度を下回る額で推移しているところでございます。

次に、介護保険特別会計決算についてであります。2町合計で歳入総額が13億2,382万円、歳出総額が12億6,493万3,000円となり、実質収支額は5,888万7,000円となりました。

歳入では、自主財源である保険料の収入額が1億9,441万8,000円で、昨年度と比較すると1.1%の増額となり、徴収率は96.7%となりました。また、国を初めとする公費負担でも給付の伸びにより、前年度と比較しますと額で628万5,000円、率で2.1%の伸びとなります。

一方、歳出の大宗をなす保険給付費は11億3,154万円と、前年度と比較しますと2,999万6,000円、率で2.7%の伸びとなりました。内訳といたしましては、居宅介護サービス費が4億8,037万9,000円で42.5%を占め、前年度比6.7%の伸びとなりますが、このうち最も利用

の多い給付事業は、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ事業であります。なお、居宅利用実人数は1,659人、延べ人数で1万5,960人でありました。

次に、施設介護サービス費は6億4,182万4,000円で56.7%を占め、前年度比5.2%の減となっておりますが、これは、制度改正により平成17年10月から施設における居住費、食費が自己負担となったことが主な要因と思われます。なお、居住費、食費が自己負担となっていることによる低所得者の施設利用に配慮し、一定額以上を保険給付する特定入所者介護サービス費として1,829万5,000円の支出がありました。

なお、施設利用実人数は188人、延べ人数で2,271人でありました。また、17年度における介護認定者数は839人で、前年度比8.7%の伸びとなっております。いずれにしても、介護保険においては、高齢化が進んでいる状況の中、今後も申請件数並びに認定者の大幅な増加が見込まれます。

次に、農業集落排水特別会計についてであります。横芝町及び横芝光町合わせた決算の状況について申し上げます。

歳入総額6,568万1,000円、歳出総額6,327万4,000円で、収支差引額の240万7,000円は次年度へ繰り越すこととなりました。平成16年で建設事業が完了いたしましたので、本年度の歳入の主要項目は施設使用料と一般会計からの繰入金であります。また、歳出の主要項目については維持管理費と起債償還金であります。人件費を除く維持管理経費は、おおむね使用料収入で賄っております。

今後も引き続き宅内接続工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

次に、東陽食肉センター特別会計決算についてであります。光町及び横芝光町を合わせた決算の状況について申し上げます。

歳入総額2億4,059万6,000円、歳出総額1億8,403万2,000円で、実質収支額は5,656万4,000円となりました。屠畜頭数は豚が13万8,828頭で前年度よりも2,992頭の減、牛は3,486頭で前年度より399頭の減となりました。平成17年度から本格稼働したカット室については、ほぼ計画どおり4万7,973頭の利用となりました。

この結果、財政調整基金は当初計画どおり2,000万円を積み立てることができるなど、安定した財政運営ができました。

次に病院事業会計についてであります。組合分と町立分を合わせた決算の状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ2万7,359人、昨年と比較して391人の減、病床利用率は75%でありました。また、外来は延べ5万1,176人で、昨年と比較して3,230人の減少となりました。

次に、収支の状況ですが、収益的収入の総額は11億9,991万6,000円、支出の総額は12億9,556万4,000円であります。収支差引額は9,564万8,000円の赤字となりました。また、資本的収入は9,163万8,000円、支出は9,579万9,000円で、主な工事といたしましては、3階病棟の浴室改修工事を行い、寝たきりの入院患者の方の利便性向上を図りました。そのほか、血液ガス分析装置、ファイバースコープ等の機械器具を整備したところであります。

以上、政務報告について申し上げます。

引き続き、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の横芝光町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。本案は、平成16年度の地方自治法及び同法施行令の改正により、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大されたことに伴い、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすものについて、長期継続契約を締結することができるようにするため、横芝光町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、公務員の休息時間に相当する制度は民間企業の事務・管理部門ではほとんど普及していないことを考慮して、国においては本年7月1日から休息時間を廃止し、休憩時間で一本化する制度改正が行われ、地方公務員についても同様の措置を速やかに行うこととされたことから、本町においても職員の休息時間を廃止し、勤務時間及び休憩時間の見直しを行うため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、俸給水準の引き下げ、年功的な給与上昇の抑制と職務や職責に応じた俸給構造への転換により給与構造の改革を推進するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、本年10月

から、70歳以上の一定以上の所得者、いわゆる現役並み所得を有する高齢者の患者負担が2割から3割へ、また出産育児一時金の支給金額が30万円から35万円に改正されることから、これらに係る横芝光町国民健康保険条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)についてであります。本案は、人事異動等に伴う人件費の調整と、各種電算システムの統合及びカスタマイズ、法改正に伴う児童手当給付事業及び自立支援給付事業、水稻病虫害等防除対策事業、町道整備事業、消防団統合に伴う活動費及び各種スポーツ施設維持管理事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,825万円とすべく提案をしたものであります。

議案第6号の平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案は、保険財政共同安定化事業等の創設による交付金及び拠出金の調整、事業継続決定による高額医療費共同事業の国・県支出金の調整、交付決定による療養給付費負担金の調整、額の確定による老人保健拠出金及び介護納付金の調整、医療費動向による保険給付費の調整、実績報告等に基づく国庫支出金及び支払基金交付金の調整、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整等、該当の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出にそれぞれ1億4,508万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,208万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号の平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案は、前年度において保険給付額が見込み額を下回ったことによる国・県・社会保険診療報酬支払基金及び町一般会計からの定率による義務的負担金の返還金、人事異動に伴う人件費の調整、高額介護サービス費及び本年度制度改正に伴う介護保険電算システム改修委託料に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,046万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号の平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案は、人事異動による人件費の調整及び一般管理費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ199万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,729万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第9号の平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案は、食肉センター施設管理に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ367万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億

9,427万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号の平成17年度横芝町一般会計決算の認定について、議案第11号の平成17年度横芝町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第12号の平成17年度横芝町老人保健特別会計決算の認定について、議案第13号の平成17年度横芝町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第14号の平成17年度横芝町介護保険特別会計決算の認定についての以上5議案でございますが、合併前の横芝町の各会計の平成17年度歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第15号の平成17年度光町一般会計決算の認定について、議案第16号の平成17年度光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第17号、平成17年度光町老人保健特別会計決算の認定について、議案第18号の平成17年度光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第19号の平成17年度光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について、以上5議案でございますが、合併前の光町の各会計の平成17年度歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第20号の平成17年度東陽病院組合病院事業会計決算の認定についてでございますが、本案は、平成17年度東陽病院組合病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項及び地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第21号の平成17年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第22号、平成17年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第23号、平成17年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について、議案第24号、平成17年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第25号、平成17年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第26号の平成17年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についての以上の6議案でございますが、横芝光町の各会計の平成17年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第27号の平成17年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてでございますが、本案は、平成17年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より補足説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。

（午前11時08分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

議長（伊藤良一君） 担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） どうもご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号 横芝光町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本案は、平成16年の地方自治法及び同法施行令の改正によりまして、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大されました。具体的には地方自治法施行令第167条の17に規定されておりますが、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすもののうち、条例で定めたものについて、複数年にわたる契約締結が可能ということになりました。

従来、例えばOA機器を借り入れる複数年契約を締結するには債務負担行為を設定しなければなりませんでした。この制度改正によりまして、条例で定めれば債務負担行為を設定することなく可能ということになります。当町においては、金額規模の大きくない事務機器のリース等については債務負担行為を設定せず、会計年度独立の原則のもとに単年度契約を締結しておりましたが、契約業者からの要望で別に、複数年にわたる契約更新の覚書を取り交わしておりました。今後は、商慣習に従いまして、複数年にわたる契約を締結することができることになろうかと思っております。

条例の内容でございますが、第1条で条例の趣旨を規定をいたしております。

また、第2条では、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を、地方自治法施行令の趣旨に即して限定的に定めております。

第3条では、長期継続契約の契約期間を5年以内としております。これは、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、契約期間を余り長期にすると好ましくないと判断したためであります。したがって、契約期間が5年を超える契約を締結する場合には債務負担行為を設定する必要があるとございます。

条例の施行期日については、条例公布の日と考えております。

以上で説明とさせていただきますが、慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第2号、議案第3号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） どうもご苦労さまです。

初めに、議案第2号の横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案つづりの5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号の横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、公務員の休息時間に相当する制度は民間企業の事務・管理部門ではほとんど普及していないことを考慮して、国においては本年7月1日から休息時間を廃止し、休憩時間で一本化する制度改正が行われました。地方公務員についても同様の措置を速やかに行うこととされたことから、当町においても職員の休息時間を廃止し、勤務時間及び休憩時間の見直しを行うため、条例の一部改正をするものでございます。

次のページをごらんください。あわせて、議案関係資料つづり新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、6時間」を「6時間」に、「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改めるものであります。

「、6時間」を「6時間」についてであります。文書の整理をするものでございます。また、1日の勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を「45分」を「少なくとも45分」に、

8時間を超える場合の休憩時間を「1時間」を「少なくとも1時間」に、勤務時間に対応する休憩時間の表現を労働基準法の表現に合わせたものでございます。

次に、第7条を次のように改めるとして、第7条を削除とするものであります。

7条につきましては、休憩時間をうたっていたものでございます。

附則といたしまして、条例の施行日を平成18年10月1日からとするものであります。

先日の全員協議会でご説明をさせていただきましたが、休憩時間を廃止し、休憩時間を見直すものでございます。これについては規則で具体的に定めるものでございますが、勤務時間を午前8時半から午後5時30分まで、うち休憩時間を正午から午後1時までとする予定でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第3号についてご説明申し上げます。議案つづりの9ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第3号につきましては、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、人事院及び千葉県人事委員会の俸給等に関する勧告に基づき、俸給水準の引き下げ、年功的な給与上昇の抑制と職務や職責に応じた俸給構造への転換により給与構造の改革を推進するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条例につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただいておりますので、資料によりまして給与改定等の概要を説明させていただきます。

関係資料つづりの29ページをごらんいただきたいと思ひます。

1点目でございますが、先ほど申し上げましたが、国家公務員及び千葉県職員の給与改定に準じて給与条例の改定を行うものであります。

(1)といたしまして、給料表水準の見直しであります。国・県に準じて俸給表水準を引き下げ、新たな給料表に切りかえとなります。暫定給料月額表を廃止するものでございます。病院医師につきましては、従前どおり暫定給料月額表は残すものでございます。

(2)といたしまして、給料表の改定率であります。1・2級では給与水準は現行給料を維持することとなりますが、級が上がるごとに引き下げ率が高くなり、8級では7.1%の引き下げとなります。若年層より中高年齢層になるほど引き下げ率が高くなっておりまして、平均いたしますと4.1%の減額改定となっております。

(3)といたしまして、級構成の再編であります。ごらんになっております資料、新旧対

照表の 8 ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

国・県同様に職務・職責に応じた給与を推進する観点から、行政職（１）の級構成を、現行の 3 級と 4 級を統合し 8 級制を 7 級制へ改正するものでございます。同じく行政職（２）の級構成を 4 級制から 3 級制へ改正するものであります。

なお、県におきましては 11 級制から 10 級制へ給料表が改定されております。

（４）といたしまして、号給構造の見直しであります。国・県に準じて将来的に勤務成績の昇給への反映を行うため、現行の 1 号給を 4 分割するものでございます。

２点目、地域手当であります。横芝光町は国家公務員の地域手当の支給対象地域外であるため、当町での支給はございません。県では給料月額 8 %、5 % の 2 区分により独自の手当を新設し、支給がされております。

３点目、勤務実績への給与への反映であります。

（１）といたしまして、県に準じて普通昇給と特別昇給を統合し、昇給時期を年 1 回（４月 1 日）に統一し、勤務成績判定期間を良好な成績で勤務した場合は 4 号給昇給させるものであります。現行の昇給時期といたしましては、４、７、10、1 月の年 4 回であり、昇給の号給は 1 号給でありました。

（２）といたしまして、年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、国・県に準じて現行のいわゆる枠外昇給制度を廃止するものであります。

（３）といたしまして、55 歳以上の職員（医師については 57 歳以上）の昇給については、国に準じて年齢による一律的な昇給停止制度を廃止いたしまして、その昇給幅を通常の職員の 4 号給に対して 2 号給に抑制するものでございます。

４点目の施行日等でございます。条例施行日といたしましては、平成 18 年 10 月 1 日とするものであります。ただし、新給料表への切りかえにより給料月額が下がる職員に対しては、経過措置として 18 年 9 月 30 日時点での給料月額を保障するものでございます。

以上、18 年度給与改定等の概要をご説明し、議案第 3 号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第 4 号について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは続きまして、議案第4号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案つづりにつきましては、55ページをごらんください。

横芝光町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

国の医療制度改革関連法が改正されたのを受けまして、町条例の2点につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、新旧対照表の31ページ、32ページをごらんください。

まず、31ページの1点目でございますが、第5条4号中、70歳以上の高齢者で一定以上所得者の負担割合を2割から3割に引き上げるものでございます。

また、32ページに移りますが、第2点目は、第6条第1項中、出産育児一時金の支給金額、現行「30万円」を「35万円」に5万円ほど引き上げるもので、いずれもこの10月より改正しようとするものでございます。

以上が議案第4号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明でございます。慎重審議の上ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第5号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第5号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（案）（第2号）についてご説明を申し上げます。

資料はこちらでございます。よろしいでしょうか。

本案は、本年度第2回目の補正予算でございます。主な補正内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整、各種の個別電算システムの統合、児童手当制度、障害者自立支援法等の制度改正、町道整備事業及び各種スポーツ施設維持管理事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、これら関係経費を計上させていただいたものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条をごらんいただきたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,825万円とするものであります。

第2条の継続費、第3条の地方債の補正につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費補正、8款1項の消防費、地域防災計画整備事業650万円でございますが、当初今年度中の策定を見込んでおりましたが、県や防災関係機関との協議に時間を要することが見込まれますことから、2カ年で実施することとしたものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正でございますが、道路橋梁整備事業につきましては、橋場地先町道0107号線の道路改良工事に伴います借り入れ分の増でございます。

その下の減税補てん債、臨時財政対策債は、国の制度上に基づく借り入れでございます、それぞれの額が決定したことに伴う借入額の変更でございます。

それでは、主な補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項1目議会費補正額5万9,000円でございますが、職員3名の人件費関係の補正でございます。

なお、この後、各科目にわたりまして人件費の調整が出てまいります、これらにつきましては、合併後の職員の人事配置等が明確でございましたので、新年度予算では概算で積算した額を計上しておりました。今回、人事異動等も含めてすべての部局につきまして、実態に合わせて給料や各種手当の全般につきまして見直しを行い、調整をしたものでございます。人件費関係につきましては、さきに開催された議会全員協議会においてもご説明させていただきましたので、これらを除いた経費のうち、主なものについてご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費の750万円、これは合併に伴い通信文書がふえたことや、固定資産税の賦課誤りにより発生した納税通知書の発行等による郵送料の増でございます。

続いて、14ページをお開きいただきたいと思います。

中段10目の地域安全対策費、13節委託料のうち、カーブミラー台帳システム180万円及び一番下の道路証明灯台帳システム委託料520万円、いずれもこれらは旧横芝町で導入していたシステムに旧光町のデータを組み入れ、運用を図るというものでございます。

続きまして、15ページの12目空港対策費350万円でございますが、住宅防音工事に対する助成で、木戸台地区から申し込みのあった1世帯分に対する助成でございます。

13目情報管理費、13節委託料の944万9,000円の地図情報システム整備業務629万9,000円は、

現在、旧両町が運用していた地図情報システムの統合と、これらデータの共有化を図るための委託経費でございます。その下のプログラムカスタマイズ業務315万円は、現行の乳幼児医療システムの変更等に伴うプログラム修正に係る経費でございます。

一番下の15目合併一周年記念事業292万7,000円、これは合併一周年記念式典の挙行に伴う経費でございます。新町が順調に船出をしておりますので、これらを祝うため開催するものでございまして、時期は来年1月後半ごろ、町民会館での開催を予定をいたしております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

2項徴税費、2目賦課徴収費の一番下の固定資産管理システム事業208万2,000円の減額、これは現在、固定資産の個人情報パソコンで管理しておりますけれども、盗難等のセキュリティ上の問題から今後サーバー管理に切りかえ、一元化を図るというものでございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。中段から下でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金及び28節繰出金の減額でございますけれども、20ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉協議会運営費補助金250万円、これは外出支援サービスに伴います運転手1名分の補助でございます。また、その下の国民健康保険特別会計繰出金1,055万5,000円の減額は、職員の異動に伴う人件費の調整でございます。

2目老人福祉費、28節繰出金414万5,000円の介護保険特別会計繰出金は、職員の異動に伴う人件費の調整あるいは介護保険制度改正に伴うシステム変更等が主なものでございます。

3目障害者福祉費でございますが、21ページをごらんください。一番上でございますけれども、23節償還利子及び割引料47万2,000円は、障害者日常生活用具給付事業の231万5,000円から一番下の自立支援給付事業委託料の189万円までは、いずれもこの10月1日から施行されます障害者自立支援法の改正に伴う事業費の組みかえ等でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費、児童手当給付事業1,909万6,000円、これは児童手当制度の改正に伴いまして対象者が拡大されたことによるものでございます。

そして、一番下の5目学童保育費のうち7節賃金87万6,000円は、児童クラブの利用人数の増に伴い、国の基準により指導員を現行の2名から3名に1名増員するというものでございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、13 節委託料の個別接種委託事業は委託料242 万円、これは麻疹、風疹の混合予防接種が法律の改正によりまして従前の 1 回から 2 回に変更されたことに伴います増でございます。

24 ページをお開きいただきたいと思います。

5 目の環境衛生費、19 節負担金補助及び交付金の環境美化推進事業の資源ごみ集積所施設整備事業補助金77万5,000円、これは屋形、宮前地区ほか 3 地区の資源ごみ集積所設置に伴う材料費分の支給でございます。

続きまして、6 目の健康づくりセンター費、一番下でございますけれども、14 節使用料及び賃借料 6 万2,000円は、自動体外式除細動器、A E D の賃借料、これは公共施設等での行事参加者が突然心臓機能障害に陥ったときに備えるもので、プラムに常時設置用として 1 台、また各種行事への貸出用として 1 台を設置するものでございます。

25 ページの一番下の 5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費でございますけれども、次の26 ページをお開きいただきたいと思います。中段でございます。チャレンジハウス事業18万8,000円は、現在、施設建設が予定されておりますチャレンジハウスの運営に伴う関係組織の立ち上げ、あるいは検討会の開催及び先進地視察等の経費でございます。

続いて、3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金の水稻病虫害等防除対策事業補助金207万円は、旧光町地区で行ってございましたヘリコプター防除が、新たな制度の施行により、液剤による空中散布から粒剤散布に切りかえとなったことに伴います購入費の助成でございます。その下の農業振興会活動補助金120万円でございますけれども、これは11月18、19 日に実施が予定されております産業まつりに伴う運営費の補助でございます。

27 ページをごらんいただきたいと思います。

経営体育成基盤整備事業は、篠本、新井地区で進められております換地事業でございますけれども、執行方法の変更に伴いまして、13 節委託料と19 節補助金の支出科目を組み替えるものでございます。その下の農業集落排水特別会計繰出金は、職員の異動に伴います人件費の調整でございます。また、その下の地域排水管理事業の修繕料294万円は、屋形橋下流南側に設置してあります堰の排水ポンプが老朽化に伴い故障いたしたために修繕をするものでございます。

28 ページをお開きいただきたいと思います。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費でございますけれども、29 ページ以降の説明欄に掲載してあります町道 - 11 号線ほか各路線の道路整備あるいは関係経費等を計

上させていただいたものでございます。

次の30ページの上から2行目でございますけれども、町道0107号線道路改良事業1,506万4,000円は、橋場地区住吉屋前の交差点改良工事でございます。以前から車両、歩行者等の通行に危険を来していることから今回改良工事を実施し、改善を図ろうとするものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、インターチェンジ周辺整備事業2,348万2,000円は、チャレンジハウス予定地の整備工事でございます。水道工事業務委託、施設整備工事、土地購入及び水道加入金等の経費でございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

8款消防費、1項2目非常備消防費、11節需用費501万8,000円は、消防団員用のかっぱ531着分の購入費でございます。風水害等の災害時における現場対応用として着用するものでございます。

また、3目消防施設費、13節委託料、消防水利台帳システム委託料150万円、これはいずれも旧横芝町で導入していたシステムに旧光町のデータを組み入れ運用を図るというものでございます。

4目災害対策費、13節委託料、地域防災計画策定業務委託料455万円の減額は、6ページの継続費補正でご説明させていただきましたが、策定計画を2カ年に分割し、一部を翌年度実施としたことに伴う減額でございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設維持管理事業の11節需用費の修繕料425万8,000円、これは、白浜小学校のプール循環ポンプの修繕ほか町内6小学校の各種維持修繕工事でございます。また、15節工事請負費、施設営繕工事200万円は、南条小学校の受水槽が配管の腐食によりまして漏水しておりますので、改修工事を行うというものでございます。

35ページをごらんいただきたいと思います。

3項中学校費、3目学校建設費、横芝中学校校舎等改築事業の15節工事請負費、排水整備工事1,400万円、これは造成地上側の農業用排水路の改修工事でございます。

4項1目幼稚園費、19節の私立幼稚園就園奨励費補助金149万7,000円は、制度改正に伴う補助要件の拡大に伴いまして該当世帯が増加したことによるものでございます。

36、37ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費でございますけれども、光スポーツ公園施設改修工事556万3,000円、これは、アスレチック広場に設置されております遊具が経年劣化により腐食等が多く見られ、利用者の安全対策上問題がございますので、改修等を行おうとするものでございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業の15節工事請負費798万円の施設整備工事は、公園管理センター手前の駐車場用地の整備工事でございます。

なお、前後いたしましたけれども、14節使用料及び賃借料で計上させていただきましたが、自動体外式除細動器を保健センター「プラム」と同様、光B&G海洋センター、坂田池公園管理センターにも設置することといたしております。

戻りまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

9款地方特例交付金842万5,000円の減額、10款地方交付税の普通交付税9,829万8,000円の追加は、いずれも今年度分の額の決定によるものでございます。

14款の国庫支出金と15款の県支出金の主なものは、児童手当制度の改正や障害者自立支援法の改正に伴う負担金や補助金等の調整でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

中段のやや下でございますけれども、16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入522万4,000円は、合併により不要となりました消防車31台分の売却分229万円、それと公用車3台分の売却分293万4,000円、合わせて522万4,000円でございます。

17款の寄付金の1項3目教育費寄付金、2節東総文化財センター寄付金302万3,000円は、東総文化財センターが17年度をもって解散したことに伴う出資金、剰余金等の精算金でございます。

18款1項特別会計繰入金、これは国保、介護保険、いずれも17年度の精算に伴う繰入金でございます。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入の1節の空港周辺対策交付金262万5,000円は、住宅防音工事実施に伴う成田空港会社からの助成でございます。4節雑入の2段目、固定資産税当初課税計算事務正常化費用負担金231万1,000円は、固定資産税の課税誤りにより発生いたしました、正常化作業に伴う職員の時間外手当及び納税通知書郵送料に対する業者負担分ござ

います。

21款1項町債の3目土木債、臨時地方道整備事業債1,350万円は、先ほどご説明させていただきました町道0107号線橋場地先交差点の道路改良工事に伴う借り入れでございます。

その下の減税補てん債、臨時財政対策債につきましては、国の制度上に基づく借り入れでございます。それぞれの額が決定したことに伴う借入額の変更でございます。

以上で平成18年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。慎重審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長(伊藤良一君) 補足説明の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午後1時です。
(午後 0時05分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 1時00分)

議長(伊藤良一君) 補足説明を続けます。

議案第6号について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長(瀬理和夫君) それでは、議案第6号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をさせていただきます。

さきの全員協議会で一度ご説明してございますので、要点のみのご説明とさせていただきます。

それでは、横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(案)(第1号)をごらんください。このものでございます。

1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,508万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,208万4,000円とするものでございます。

それでは最初に、6ページの歳入よりご説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金ですが、7,778万2,000円の減額、また、2目の高額医療費共同事業負担金は1,220万5,000円の増額計上でございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金ですが、862万6,000円の減額でございます。

6 款の県支出金、1 節高額医療費共同事業負担金1,220万5,000円の増額計上でございます。

7 款の共同事業交付金、2 目 1 節の保険財政共同安定化事業交付金で、この事業につきましては今年度からの新規交付金で、1 億6,331万3,000円の増額計上でございます。

9 款の繰入金、1 節職員給与費等繰入金で1,055万5,000円の減額でございます。

10 款の繰越金、前年度繰越金で5,432万4,000円の増額計上でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。7 ページをごらんください。

1 款総務費ですが、一般職給与費、一般管理費、連合会負担金で1,054万7,000円の計上でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、7 ページから 8 ページにかけてでございますが、一般と退職被保険者等療養給付費と退職被保険者等療養給付費で5,550万円の増額計上でございます。

2 項の高額療養費、一般被保険者高額療養費ですが、400万円の増額、また、5 項の葬祭諸費は140万円の増額計上でございます。

続きまして、9 ページをごらんください。

3 款の老人保健拠出金ですが、医療費分、事務費分で3,099万2,000円の減額でございます。

4 款介護納付金ですが、2,205万5,000円の減額でございます。

5 款共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金ですが、3,596万2,000円の減額でございます。また、4 目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、先ほどの歳入でもご説明いたしましたが、医療制度改革に伴う新制度でこの10月から実施されるもので、1 億5,878万5,000円の計上でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

9 款諸支出金、1 目一般被保険者保険税還付金ですが、100万円の増額でございます。また、3 目償還金ですが、1,849万9,000円の計上でございます。

3 項の繰出金ですが、一般会計繰出金で545万7,000円の増額でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 1 億4,508万4,000円を追加し、歳入歳出ともそれぞれ29億9,208万4,000円とするものでございます。

議案第 6 号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第7号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（案）（第1号）の補足説明を申し上げます。

資料は、18年度の介護保険特別会計補正予算（案）（第1号）をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,046万3,000円とするものであります。

4ページをごらんください。

歳入であります。3款国庫支出金の補正額142万7,000円は、国庫からの負担金及び補助金であります。

4款支払基金交付金167万6,000円は、支払基金からの介護給付費負担金であります。

5款県支出金67万6,000円は、県からの介護給付費負担金であります。

8款繰入金414万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

9款繰越金3,353万3,000円は、前年度繰越金であります。

以上、歳入の補正額合計4,145万7,000円であります。

次に歳出であります。7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の一般職給与費226万円は、人事異動等に伴う人件費の補正であります。同じ欄の下の13節委託料120万8,000円は、制度改正に伴う電算システム変更委託料であります。

2款保険給付費、4項1目高額介護サービス費540万9,000円は、基準額が減額改正され、保険給付額の増額が見込まれるための補正であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,767万円及び次のページの4目一般会計繰出金1,491万円は、前年度保険給付額の確定に伴う返還金であります。

以上、歳入歳出総額4,145万7,000円の補正をお願いするものであります。

なお、9ページに給与費明細が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の補正予算案の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第8号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、議案第8号の平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ199万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,729万5,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

まず、7ページの歳出をごらんください。

1款総務費の1目一般管理費であります。補正前の額980万2,000円から199万4,000円を減額し、708万8,000円にするものであります。

まず、給与から共済費までは、産業振興課内部におきまして集落排水事業の担当職員を変更したことに伴いましてそれぞれ減額するものであります。次の償還利子及び割引料は、集落排水接続世帯におきまして施設への入所など人数が減少したことに伴いまして過誤納が発生いたしましたので、2,000円を補正するものであります。

都合、歳出は199万4,000円の減額であります。

これを賄うべく歳入であります。6ページをごらんください。

3款1目の一般会計繰入金、補正前の額4,937万5,000円から199万4,000円を減額し、補正後の額を4,738万1,000円にするものであります。

なお、本年9月1日現在の接続率は69.2%であります。ことし4月1日の66%と比較し、3.2ポイント利用率が向上いたしました。

極めて簡単ですが、議案第8号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第9号について、食肉センター所長、竹内康男君。

〔食肉センター所長 竹内康男君登壇〕

食肉センター所長（竹内康男君） それでは、議案第9号、平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本案は、町長の提案理由で申し上げましたとおり施設管理経費に追加の必要が生じたため、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万5,000円を追加し、予算総額を1億9,427万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。
歳入から申し上げます。

4款の繰越金に367万5,000円を追加し、2,341万6,000円とするものでございます。

なお、前年度繰越金は5,656万4,000円の見込みですが、今回必要額を追加したところでございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1目施設管理費に367万5,000円を追加し、6,489万円とするものでございます。11節需用費の修繕料を追加するものでございます。追加につきましては、豚屠畜自動搬送チェーンの老朽化が進行しているため、その一部分を今回交換すべく補正をするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが議案第9号の説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 竹内康男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第10号から議案第27号までは合併前の横芝町、光町及び合併後横芝光町の各会計の平成17年度決算認定であります。

関連がありますので、議案第10号、第15号、第21号、一般会計決算認定について説明願います。

企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第10号、第15号、第21号の横芝町、光町、横芝光町の平成17年度一般会計決算につきまして、地方自治法施行令第5条第3項及び地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

今回の決算は、3月26日の合併に伴いまして旧両町の打ち切り決算、そして合併後の5日間の新町決算ということで、従来とは違う3本立ての特殊な決算内容となっております。このようなことから、通常ベースでの前年度比較ができない項目が多くございましたので、過日開催されました議会全員協議会では、それぞれの決算書の説明に当たりまして、歳入につきましては決算時における収入済額、また、歳出につきましては主な事業の執行状況等を中心にご説明させていただいたところでございます。

今回は、引き続き17年度決算の両町の特徴点につきましてご説明をさせていただき、その

後でこの附属資料、こちらでございますけれども、この附属資料によりご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に共通の事業として、1点目といたしましては、合併に伴う関係事業の支出がございました。内容といたしましては、両庁舎施設の移転改修事業、また電算システムの統合経費、そしてその他合併協議会の協議・運営に伴う経費等、合わせて5億7,800万円ございました。

まだこちらの方はちょっと説明はしてございません。全体をただいま説明しておりますので、ご了解いただきたいと思います。この後でこちらの説明に入らせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「ちょっと、議員として恥ずかしいことなんですけれども、きょうの日程、提案理由の説明等々と一般質問ということで、私は今の説明の資料はうちへ置いてきました。そのような形で事前に通知をもらっているから、余分なものを持ってきてもしようがないと思って持ってきませんでした。今うちに帰って持ってくるわ」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） まことに申しわけございません。この前の議会の全員協議会の席上で、ちょっと長い時間説明させていただいたその最後に、本会議ではこちらに基づいて説明をさせていただきますので、お忘れなく……

〔「そんな説明はなかったな」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） 申しわけございませんでした。

〔「まあいいですよ」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） よろしいですか。

それではもう一度繰り返しますが、こちらの主要な施策の成果及び実績報告書を説明する前に、この前もちょっとご説明させていただきましたので繰り返しのになりますが、まず全体的な特徴点を説明させていただきます。その後でこちらに入っていきますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それではまず共通の事業といたしまして、1点目として、合併に伴う関係事業の支出がございました。内容といたしましては、両庁舎施設の移転改修事業、また電算システムの統合経費、そしてその他合併協議会の協議・運営等に伴う経費等、これら合わせて5億7,800万円ほどございました。また、2点目といたしましては、各小・中学校、役場庁舎等のアスベ

スト対策工事がございました。支出額は約6,700万円でございます。また、3点目といたしましては、銚子連絡道路整備事業に伴います関連町道の拡幅整備工事あるいは側道部分施行に係ります負担金支出がございました。これらの支出額は約8,500万円ございました。

続いて、旧横芝町分でございますけれども、横芝中学校建設に伴います用地購入費、あるいは横芝小学校校舎の耐震補強工事及び上堺小学校、大総小学校の耐震診断の調査委託等がございました。これらの支出額は約3,700万円ございました。

次に、旧光町分でございますけれども、インターチェンジ周辺の整備事業を行うとともに、取りつけ道路からの延長として宮川地先町道0106号線、これはセブンイレブンから役場行きの方に向かうところかと思いますが、この道路改良及び歩道整備事業を行いました。支出額は約7,100万円でございます。また、前年度に引き続き、光しおさい公園サッカー場の整備工事を行いました。支出額は約3,600万円でございます。このほか、昨年4月から町内循環バスの運行を開始いたしまして、地域住民の交通手段としての利便性を図ったところでございます。支出額は約2,300万円ございました。

おおむね以上が今回の決算の主な特徴点でございます。

続きまして、17年度の決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書に基づきましてご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、この資料は今回の3つの決算をまとめて、それぞれ前年度比較をしたものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一番下の合計欄、歳入合計欄をごらんいただきたいと思います。17年度の歳入合計は106億5,777万1,000円で、対前年度、これは右端になりますけれども、3.2%の減となりました。構成比の大きい主な項目を中心にご説明させていただきます。

一番上の1款町税でございますけれども、収入済額は24億331万3,000円で、対前年度の伸び率は1.7%、3,956万7,000円の増でございます。内容といたしましては、法人税関係が工業団地の企業業績の回復によりまして3,600万円程度伸びたこと等によるものでございます。

続いて、2款の地方譲与税は収入済額3億311万2,000円で、対前年度の伸び率は18.1%、4,648万9,000円でございます。主な内容といたしましては、所得譲与税の伸びに伴う増分でございます。

中段でございますけれども、10款、歳入全体の26.5%を構成する地方交付税、これは収入済額28億2,110万6,000円で、対前年度3.8%、1億236万8,000円の増となりました。このう

ち普通交付税は0.6%、特別交付税は合併準備経費等の算入によりまして28.8%の増となりました。

18款繰入金は収入済額9億5,732万7,000円で、対前年度34.9%、5億1,373万4,000円の減でございます。各種事業執行に伴う財源不足に充てるために財政調整基金から6億347万5,000円ほど繰り入れをいたしましたが、16年度に旧横芝町において庁舎建設基金、これは8億7,000万円、これを廃止したために、対前年度比較では34.9%の大きな減ということになりました。

続きまして、21款町債は収入済額13億3,908万3,000円で、対前年度3.6%、4,676万6,000円の増となりました。横芝中学校の用地取得事業、あるいは合併に伴う電算統合、各種道路整備事業等の実施に伴う借入れでございます。

続いて、4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてご説明を申し上げます。

2款の総務費は支出済額22億7,253万9,000円で、対前年度2.7%、6,064万円の増となりました。主なものにつきましては、合併に伴う庁舎の改修工事あるいは移転事業及び電算システムの統合経費等による増でございます。

続きまして、3款民生費は支出済額18億9,946万9,000円で、対前年度1.2%、2,207万8,000円の増でございます。児童福祉、社会福祉、老人福祉、身障者福祉等に係ります経費が主なものでございますが、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、4款の衛生費は支出済額12億3,928万円で、対前年度1.0%、1,271万3,000円の減でございます。保健福祉センター駐車場用地取得事業等の増要因があったわけでございますけれども、上水道事業負担金等の減額によりまして前年度より1.0%の減となっております。

続きまして、5款の農林水産業費は支出済額5億1,324万7,000円で、対前年度6.0%、3,275万4,000円の減でございます。農業振興対策事業として農道や排水路等の各種農業基盤整備、あるいは水稻生産農家に対する転作奨励等を実施いたしましたが、東陽地区で実施しております農免道路の歩道整備事業の事業費が対前年度比較で減ったこと、あるいは篠本堆肥組合が実施した堆肥舎の建設、あるいは発酵処理機械の購入費用等が16年度でございました関係で、それがなくなったということで、17年度対比では減額ということになりました。

続きまして、7款の土木費は支出済額8億4,672万1,000円で、対前年度11.9%、8,997万円の増でございます。インターチェンジ周辺の整備事業、銚子連絡道路の整備に伴う取りつ

け道路の拡幅や付け替え、原方地先町道2258号線、これは将来北清水ライスセンター前に建設予定の長塚橋につながる道路でございますけれども、これらの用地買収に伴う経費等の増額により増となったものでございます。

続きまして、9款教育費は支出済額17億3,212万8,000円で、対前年度10.8%、2億874万7,000円の減でございます。横芝中学校用地の購入費や横芝小校舎の耐震補強工事、各小・中学校のアスベスト対策工事、しおさい公園サッカー場整備工事等を実施いたしましたけれども、16年度におきまして横芝庁舎の建設基金、これは先ほど申しましたが8億7,000万円、これを廃止しまして中学校の建設基金の方へ積みかえをしたこと等から、前年度対比では10.8%の減ということになりました。

続いて、11款の公債費は支出済額7億6,598万8,000円で、対前年度37.4%、4億5,737万1,000円の減でございます。平成7年度に借り入れた減税補てん債が10年を経過したということで、16年度において一括償還、両町で3億6,000万円ほどでございますけれども、これをしたこと、あるいは平成5年度から2カ年継続で実施した、しおさい公園の整備事業に伴います借り入れの償還が終了したことなどにより、17年度比較では37.4%の減となったものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。17年度町税の徴収実績でございます。

一番下の合計欄、それから合計欄のF欄の一番下でございますけれども、収入済額の合計は24億331万3,000円でございます。特に、中段の(1)町民税の(エ)法人税割でございますけれども、1億1,776万円、これは工業団地内の一部企業が業績が回復したことなどを反映して、対前年度約3,600万円ほどの増となっております。

それから、6ページ以降24ページまでは、主要な事業の状況を決算書に基づいて掲載したものでございますが、さきで開催されました全員協議会におきましてご説明をさせていただいた内容でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

25ページをお開きいただきたいと思います。歳出の款別・性質別分析表でございます。

右側の構成比のうちの主なものは、1款の人件費が21%、5款の補助費等が20.2%、また10款の普通建設事業が20.8%、大きなものはこの3つでございます。

なお、人件費のうち主なものにつきましては職員の給与費関係、また補助費等は各一部事務組合への負担金、普通建設事業は中学校用地取得や合併に伴います庁舎改築、道路改良工事等でこれらの構成となっております。

続いて、26ページは地方債現在高の状況でございます。一番下の合計欄、17年度末のE欄をごらんいただきたいと思ひます。

E欄でございますけれども、これは食肉センターの借入金も含めたものでございますが、一番下の合計欄86億8,748万1,000円、それから、このうち一般会計の借入金の現在高でございますが、その3つ上ですか、小計欄でございますように、85億6,081万2,000円となっております。

続いて、27ページをごらんいただきたいと思ひます。旧横芝町の債務負担行為の状況でございます。

一番上の公共下水道終末処理場用地取得事業（千葉県地方土地開発公社委託分）でございますけれども、これは旧横芝町の公共下水道終末処理場用地取得事業ということで、下水道の終末処分場用地として先行取得した土地の債務負担行為でございますして、現在は県地方土地開発公社の名義になっておりますけれども、19年度末に一括償還して町名義に変更することとなっております。

なお、場所につきましては、北清水地先の前昭和キャボット下側で、面積は3万6,706.61平方メートルでございます。

続いて、28ページをお開きいただきたいと思ひます。旧光町の17年度の債務負担行為の状況でございます。

主なものとしたしまして、一番上の国営大根用水農業水利事業組合でございますけれども、これは昭和45年から平成4年までに実施した受益市町村の負担金でございます。

以下はごらんのとおりでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

以上で、議案第10号、第15号、第21号の横芝町、光町、横芝光町の平成17年度一般会計決算についてのご説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、第11号、議案第16号、第22号、国民健康保険特別会計決算認定について、議案第12号、第17号、第23号、老人保健特別会計決算認定について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは、議案第11号、第16号、第22号の横芝町、光町、横芝光町の国民健康保険特別会計決算の認定につきましてからご説明をいたします。これが終わっ

てから老人関係のご説明をいたします。

初めに、議案第11号の横芝町分からご説明をさせていただきます。

なお、3つの議案とも歳入歳出の各項目につきましてはほぼ同一内容でございますので、最初の横芝町分で詳細にご説明いたしますので、後の2議案に関しましては変化のある部分を中心にご説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが、この大きい横芝町の平成17年度決算書の総括表で説明をさせていただきます。107、108ページをごらんください。

決算の概要でございますが、歳入総額は13億7,538万9,365円、歳出総額は13億6,974万7,590円で、差引残額564万1,775円の黒字決算となりました。

前年度と比べまして歳入の大きい相違点を申し上げますと、国の三位一体改革により県へ税源移譲が実施され、国庫負担金40%が36%へ4%の減、また、普通調整交付金10%から9%へ1%の減となっております、合わせて5%が県へ移譲され、収入の状況もそのようになってございます。

また、歳出面でございますが、出産育児一時金、葬祭費等を除いた保険給付費総額は16年度対比で7.2%、金額で6,679万5,000円の大きな伸びとなっており、財政調整基金を7,000万円ほど取り崩し財源としたところであり、大変厳しい状況でございます。

それでは、各事業の決算状況をご説明申し上げます。

107ページの歳入、収入済額で主な項目をご説明させていただきます。

歳入総額の37.1%を占めております1款国民健康保険税ですが、5億962万8,225円でございます。

次に、歳入総額の27.9%を占めております4款国庫支出金ですが、3億8,431万6,000円、これは療養費の36%相当額、それと各市町村の財政力を勘案し交付されます財政調整基金を受けたものでございます。

5款の療養給付費等交付金、これは退職被保険者の療養費から退職者が納付した国保税を差し引いた額が支払基金から交付されるもので、1億5,557万8,000円を受けたものでございます。

6款の県支出金、1項県負担金732万3,000円、これは高額医療費共同事業に対する町の拠出金の4分の1相当額の負担金等を受けたものであり、また、2項県補助金3,341万1,000円、これは国の三位一体改革により県へ税源移譲されたものを受けたものでございます。

7款の共同事業交付金2,987万6,113円、これは1件70万円を超えた高額医療費に対して70

万円を超えた額の60%が本事業の対象額となりまして、その80%相当額が国保連合会から交付されるもので、これを受けたものでございます。

次に、9款繰入金1億5,182万4,000円、これは一般会計から法に基づいた事業に対するものと、基金から繰り入れをしたものでございます。

10款の繰越金1億198万4,170円は、前年度からの繰越金でございます。

11款の諸収入144万7,740円、この主なものはいわゆる第三者行為、交通事故等に係ります納付金でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

108ページをお願いいたします。

1款の総務費ですが、レセプト点検の委託料、国保連合会への負担金、また納税奨励費が主なものでございまして、727万4,931円を支出いたしました。

次に、歳出総額の68.2%を占めます2款保険給付費は9億3,375万7,918円でございます。

3款の老人保健拠出金、これは老人の医療費や事務費分として支払基金に拠出するものですが、2億6,017万6,823円を拠出いたしました。

4款の介護納付金1億1,771万7,518円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険給付費分として支払基金へ納付したものでございます。

5款共同事業拠出金3,520万5,874円は、国保連合会に拠出したものでございます。

6款の保健事業費377万885円は、被保険者の健康管理を目的とした人間ドックに対する助成金などに支出したものでございます。

9款の諸支出金1,184万1,641円は、国保税の還付金として支出したものでございます。

以上、歳入合計が13億7,538万9,365円、また歳出合計が13億6,974万7,590円、残額が564万1,775円となりましたものでございます。

これで議案第11号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号の光町分の国保の特別会計につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、背表紙がブルーの決算書を恐れ入りますがごらんになってください。

ページにつきましては、128ページから131ページまでの総括表でご説明をいたします。

まず初めに、決算の概要でございますが、歳入総額は12億2,684万5,405円、歳出総額は12億3,305万3,522円で、620万8,117円の財源不足となりましたので、一時借入金により補てんをいたしました。なお、この財源不足につきましては打ち切り決算により生じたもので、暫

定予算期間内には適正に財源の受け入れがなされております。

特に光町決算におきましては、歳出面では出産育児一時金、葬祭費等を除いた保険給付費総額で16年度対比で13.3%、金額で1億17万2,000円の大変大きな伸びとなっております、財政調整基金を1億2,000万円取り崩すなど、例年になく厳しい会計運営となったところでございます。

それでは、各事業の決算状況につきましてご説明を申し上げます。

総括表の歳入から、128、129ページの収入済額で主な項目をご説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税ですが、4億1,077万6,127円の収入済額でございます。

4款の国庫支出金は、負担金、補助金を合わせて3億2,733万8,503円でございます。

5款の療養給付費等交付金は9,966万3,000円を受けたものでございます。

6款の県支出金は、負担金、補助金を合わせまして3,598万5,000円を受けたものでございます。

7款の共同事業交付金は3,153万522円を受けました。

9款の繰入金2億1,421万8,344円、これは基金と一般会計から法に基づいたものを受けたものでございます。

10款の繰越金1億580万5,813円でございます。

11款の諸収入149万6,866円でございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。130、131ページをごらんください。

1款の総務費ですが、光町では給与関係を特別会計、いわゆるこの会計で支出しておりますが、横芝町では一般会計で給与関係を支出しておりましたので、この点が両町の大きな相違点でございます。ということで、ここの支出額は4,874万9,013円となって、横芝町から見ますと大分多くなってございます。

2款の保険給付費は8億1,543万6,273円を支出しました。

3款の老人保健拠出金は2億2,189万6,845円を支払基金へ拠出したしました。

4款の介護納付金は9,732万6,394円を支払基金へ納付いたしました。

5款の共同事業拠出金3,308万412円は国保連合会に拠出したものでございます。

6款の保健事業費723万9,127円は、各種健診事業あるいは健康管理を目的とした人間ドックに対する助成などに支出したものでございます。

8款の諸支出金932万5,458円の支出でございます。

以上、歳入合計12億2,684万5,405円、また歳出合計は12億3,305万3,522円、差引歳入不足

額620万8,117円となりました。

これで議案第16号のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、17年度の横芝光町の歳入歳出決算書をごらんになってください。

この決算書の108ページから111ページの総括表をごらんください。

この決算につきましては、合併後3月27日から5月31日までの出納整理期間までに旧両町において収入されるべき保険税、支出金、交付金等及び事業執行に伴う支出額が合算して掲載されてございます。

概要を申し上げますと、歳入総額が4億8,140万3,971円、歳出総額は2億1,140万6,649円で、差引残額2億6,999万7,322円と大きな繰り越しとなっておりますが、実質では財政調整基金を1億9,000万円取り崩すなど、実質単年度収支では1億2,779万2,661円の赤字となっております。

それでは、各事業の決算状況につきましてご説明を申し上げます。ページは108、109ページでございます。

初めに、歳入よりご説明をさせていただきます。やはり収入済額で主な項目の説明をさせていただきます。

1 款の国民健康保険税は2,180万7,863円の収入済額でございます。

2 款の国庫支出金は、負担金、補助金を合わせて3億7,358万6,347円でございます。

3 款の療養給付費等交付金は842万2,000円でございます。

4 款の県支出金は、負担金、補助金を合わせまして7,163万7,460円でございます。

6 款の諸収入571万7,301円、これは旧横芝町からの決算剰余金でございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。ページは110、111ページでございます。

1 款の総務費は803万9,411円を支出しました。

2 款の保険給付費は1億3,290万1,665円を支出いたしました。

3 款の老人保健拠出金は4,206万8,000円を拠出いたしました。

4 款の介護納付金1,954万8,000円は支払基金へ納付いたしました。

5 款の保健事業費は133万3,020円を支出いたしました。

6 款の諸支出金は751万6,553円を支出いたしました。

以上、歳入合計は4億8,140万3,971円、また歳出合計は2億1,140万6,649円、差引の残額は2億6,999万7,322円となりました。

これで議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、第17号、第23号の老人保健特別会計決算につきまして、国民健康保険と同様に横芝町、光町、横芝光町の順にご説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号の平成17年度横芝町老人保健特別会計決算の認定につきましてご説明させていただきます。

大きいこの横芝町決算書の129、130ページをごらんください。

まず初めに、平成17年度決算の概要ですが、歳入総額は11億3,931万7,744円、歳出総額は10億8,686万6,862円で、差引の残額は5,245万882円でございます。

それでは、各事業の決算状況をご説明させていただきます。

129ページの歳入総括表をごらんください。

1 款の支払基金交付金、老人の医療費に対しましては支払基金、国、県、町からそれぞれの負担率に基づいて交付されますが、支払基金からは6億1,367万6,031円が交付されました。

2 款国庫支出金3億1,683万8,658円、3 款県支出金8,067万9,000円につきましても、それぞれの負担率に基づき交付されたものでございます。

4 款の繰入金1億1,002万2,000円は一般会計からの繰入金でございます。

5 款の繰越金1,385万9,738円は前年度からの繰越金でございます。

6 款の諸収入424万2,317円、これは主に第三者行為により発生した交通事故等により納付されたものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。130ページをごらんください。

1 款の総務費、支出済額211万2,848円、これはレセプトの電算委託料や被保険者に医療費の通知をしました郵送料が主なものでございます。

次に、歳出総額の98%を占めております2 款医療諸費ですが、10億6,477万8,587円を支出いたしました。

4 款の諸支出金1,997万5,427円、これは前年度に県から過大交付されていた交付金等の精算、また一般会計から超過交付されていた繰入金をそれぞれに返還したものでございます。

以上、歳入合計が11億3,931万7,744円、歳出合計は10億8,686万6,862円、差引残額は5,245万882円となりました。

これで議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号 平成17年度光町老人保健特別会計決算の認定についてご説明をさせていただきます。

光町決算書の156ページをごらんください。

初めに、平成17年度の決算の概要ですが、歳入総額は9億506万5,197円、歳出総額は8億7,078万4,314円、差引残額は3,428万883円でございます。

それでは、各事業の決算状況をご説明させていただきます。

なお、老人保健につきましては歳入歳出とも横芝町と同一でございますので、款の名称、収入額、収入済額のみのご説明とさせていただきます。

それでは初めに、歳入よりご説明をさせていただきます。

1 款の支払基金交付金、収入済額 4 億8,319万9,580円でございます。

2 款の国庫支出金 2 億5,390万4,000円、また、3 款県支出金6,774万5,000円でございます。

4 款の繰入金8,734万9,100円でございます。

5 款の繰越金は1,156万6,956円、6 款の諸収入は130万561円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。158、159ページをごらんください。

1 款の総務費は309万174円の支出です。

2 款医療諸費は 8 億5,327万1,674円を支出いたしました。

3 款の諸支出金は1,442万2,466円でございます。

以上、歳入合計 9 億506万5,197円、歳出合計 8 億7,078万4,314円、差引残額3,428万883円となりました。

これで議案第17号のご説明とさせていただきます。

最後になりますけれども、議案第23号 平成17年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定につきましてご説明させていただきます。

横芝光町決算書の136、139ページをお願いいたします。

本議案につきましても、合併後 3 月27日から 5 月31日までの出納整理期間に収入及び支出されるものが、旧両町分が合算して掲載されております。やはり議案の第12号、第17号と同一でございますので、款の名称、支出済額でご説明をさせていただきます。

初めに、歳入よりご説明いたします。ページは136、137ページでございます。

1 款の支払基金交付金は9,741万8,000円が交付されました。

3 款の繰入金は2,000万円でございます。

4 款の諸収入は8,675万5,637円でございます。

5 款の県支出金は66万6,000円でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。138、139ページをごらんください。

1 款の総務費は79万5,573円の支出でございます。

2 款の医療諸費ですが、1 億6,385万2,886円を支出いたしました。

以上、歳入合計 2 億483万9,637円、歳出合計 1 億6,464万8,459円、差引残額4,019万1,178 円でございます。

これで議案第11号、第16号、第22号の国民健康保険特別会計、それから議案第12号、第17号、第23号の老人保健特別会計のご説明とさせていただきます。慎重審議の上ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 補足説明の途中ではありますが、ここで休憩いたします。再開は 2 時20 分とします。

（午後 2 時 0 3 分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 2 0 分）

議長（伊藤良一君） 議案第13号、第25号、農業集落排水事業特別会計決算について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、議案第13号並びに第25号についてご説明いたします。

まず、議案第13号 平成17年度横芝町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

横芝町の決算書、大きい方でございます。143ページをお開きください。

平成17年度の決算額は、まず歳入であります。予算現額合計欄6,583万円に対しまして、収入済額6,407万8,909円であります。

次に歳出ですが、144ページをごらんください。予算現額合計欄6,583万円に対しまして、支出済額5,942万2,386円であります。

したがって、右側のページにありますが、歳入歳出差引残額465万6,523円となりました。

決算の内容につきましては、事項別明細書をもってご説明いたします。

決算書の149ページの歳入からご説明いたします。決算額は収入済額をもって説明させて

いただきます。

1 款分担金及び負担金、2 節の滞納繰越分については3名の滞納者があり、分納の結果8万8,200円の納付がございました。現在は1名となっております。

2 款使用料及び手数料でございますが、現年度分で691万4,956円、これは1月分までの使用料であります。なお、3月26日現在で160世帯、木戸台が127世帯、中台が33世帯接続してございます。

3 款繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

4 款繰越金は前年度繰越金であります。

5 款諸収入の1,313円は預金利子の収入であります。

150ページの雑入については、収入はありませんでした。

次に、歳出について説明いたします。

1 款総務費の1目一般管理費は、2 節の給料から19節負担金補助及び交付金までは主に担当職員に係る人件費であります。27節の公課費の721万1,900円は消費税でございます。

2 款事業費の1目維持管理費の賃金は場内の草刈りに係る賃金であります。11節需用費は処理場内管理用の消耗品、それから電気、水道料等の光熱水費であります。12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場を監視するための電話料金であります。

152ページに移りまして、浄化槽の法定検査手数料3万8,000円、火災保険料3万4,459円等であります。13節委託料は、処理施設の電気保安業務に10万548円、施設の維持管理業務委託料のこれは6カ月分、102万9,210円であります。14の使用料及び賃借料は、草刈り時の機械の借り上げ料でございます。工事請負費は、マンホールポンプ場の電気関係の補修工事を3カ所実施いたしました。備品購入費は、マンホールポンプ場のポンプの故障に備え、予備のポンプを購入しております。

2 款公債費は、施設の建設に伴い借入れをいたしました町債7億6,710万円の償還であります。元金、利子を合わせて3,750万6,936円の償還をいたしました。

4 款の予備費の執行はありませんでした。

153ページの実施収支に関する調べにありますように、歳入歳出差引額の465万7,000円は、決算剰余金といたしまして17年度の横芝光町予算に引き継ぐことになりました。

以上が議案第13号であります。

続きまして、議案第25号、背表紙の黒い方でございます。横芝光町の決算書の180ページをお開きください。これは合併後の新町、横芝光町予算に係る決算ということで、18年3月

27日から3月31日までの5日間に係る決算でございます。

それでは、180ページの歳入であります。予算現額合計欄546万4,000円に對しまして、収入済額625万8,173円あります。

182ページの歳出につきましては、予算現額合計欄399万8,000円に對しまして、支出済額385万1,611円で、歳入歳出差引額240万6,562円となりました。

内容につきましては、事項別名所をもってご説明いたします。

186ページの歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金については、滞納繰越分で5,000円。

2款使用料及び手数料140万7,469円につきましては、2月、3月分の使用料であります。

3款諸収入につきましては、雑入といたしまして消費税の還付が18万9,181円ございました。それと、平成17年度の決算剰余金465万6,523円で、収入済額合計で484万5,704円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。188ページをお開きください。

1款総務費は、人件費に関する負担金と19節の資金利子補給20万7,069円で、総務費合計で26万9,574円となっております。

2款事業費、1目維持管理費の需用費18万7,956円は、電気、水道料の光熱費であります。12節は口座振替手数料、13節の委託料の262万870円は、汚泥運搬処理業務等の各種委託料でございます。15工事請負費の8万8,200円は、マンホールポンプ場の電柱の補修工事を行ったものであります。

3款公債費は、元金63万7,500円、利子4万3,390円、これについては縁故資金の借りに係るものであります。

190ページの実施収支の調書であります。240万6,000円となりました。

なお、これらを1本にまとめたものが、先ほど一般会計の方でご説明いたしましたこちらの資料の30ページに載っておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上、議案第13号、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第14号、第18号、第24号、介護保険特別会計決算認定について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第14号 横芝町介護保険特別会計の決算認定、議

案第18号 光町介護保険特別会計の決算認定、議案第24号 横芝光町の介護保険特別会計の決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、こちらの横芝町の決算書の方をごらんいただきたいと思います。

163ページをごらんください。

平成17年度横芝町介護保険特別会計のまず歳入であります。歳入につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

1 款の保険料、収入済額 1 億439万4,576円ありますが、これは第 1 号被保険者の保険料 8,868万7,325円が主なものであります。

3 款の国庫支出金 1 億6,006万9,000円ありますが、国からの介護給付費負担金 1 億3,301万円が主なものであります。

次の164ページをごらんください。

4 款支払基金交付金、収入済額 1 億9,365万4,000円ありますが、支払基金からの介護給付費交付金であります。

5 款県支出金8,316万2,000円は、県からの介護給付費負担金であります。

一番下、8 款の繰入金 1 億3,360万7,000円、それと、これにつきましては次ページをごらんいただきたいと思います。165ページの備考欄の上、介護給付費など一般会計からの繰入金であります。

9 款の繰越金1,920万2,442円は前年度繰越金であります。

166ページをごらんください。一番下、歳入合計 6 億9,409万7,326円が収入済額の合計でございます。

次に歳出であります。167ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,053万9,564円は、職員人件費が主なものでございます。

168ページをごらんください。

2 項の介護認定審査会費1,271万6,392円は、山武郡内で共同で認定審査を行う山武郡市広域行政組合の負担金792万5,000円が主なものであります。

2 款の保険給付費、1 項介護サービス等諸費 5 億8,433万78円ありますが、備考欄の居宅介護サービス給付費 2 億1,605万2,676円、施設介護サービス給付費 3 億3,721万4,620円などが主なものであります。

2 項支援サービス等諸費1,168万2,984円ですが、次ページをごらんください。169ページ

の備考欄の一番上、居宅支援サービス給付費858万6,171円などが主なものであります。

次に、171ページをごらんください。歳出の合計6億5,833万420円であります。

歳入が6億9,409万7,326円、歳出が6億5,833万420円、差引残高が3,576万6,906円であります。

次に、議案第18号、光町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

資料につきましては、青い背表紙の決算書をごらんいただきたいと思います。

178から179ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款保険料8,929万1,325円の収入済額ですが、現年度分の1号被保険者の特別徴収保険料7,678万6,825円が主なものであります。

3款国庫支出金1億2,233万5,000円ですが、国からの介護給付費負担金1億90万3,000円が主なものであります。

4款支払基金交付金1億4,310万8,000円ですが、支払基金からの交付金1億3,000万9,000円、介護給付費負担金の交付金であります。

次に、180から181ページをごらんいただきたいと思います。

5款の県支出金6,306万4,000円ありますが、これにつきましては県からの介護給付費負担金であります。

6款繰入金1億1,328万6,000円ですが、これは一般会計からの繰入金であります。

7款繰越金2,585万2,892円ですが、これは前年度繰越金であります。

182から183ページをごらんください。以上、歳入合計5億5,695万481円あります。

次に歳出であります、184から185ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費3,091万8,242円ですが、これは職員人件費が主なものであります。

186から187ページをごらんください。

2款保険給付費4億4,646万101円ですが、居宅介護サービス給付費1億6,597万6,230円、施設介護サービス給付費2億4,365万2,726円が主なものであります。

次に、飛びまして190から191ページをごらんいただきたいと思います。歳出合計5億768万6,492円が支出済額であります。

以上、歳入合計5億5,695万481円、歳出合計5億768万6,492円、差引残高4,926万3,989円あります。

次に、議案第24号 横芝光町の決算の補足説明をさせていただきます。

黒表紙の横芝光町決算書をごらんください。

160ページから161ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款保険料、収入済額73万1,875円ですが、第1号被保険者の保険料であります。

3款国庫支出金2,676万9,000円、これは国庫からの調整交付金であります。

次に、162から163ページをごらんください。

4款支払基金交付金であります、3,061万3,000円、これは支払基金からの介護給付費交付金であります。

次に、164から165ページをごらんください。

8款繰入金、収入済額1,464万9,000円ですが、これは一般会計及び基金からの繰入金であります。

次に、166から167ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計1億5,780万3,051円であります。

以上、歳入合計1億5,780万3,051円、歳出合計9,891万5,944円、差引残高5,888万7,107円であります。

以上で、議案第14号、第18号、第24号の決算認定に対する補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第19号、第26号、東陽食肉センター特別会計決算認定について、食肉センター所長、竹内康男君。

〔食肉センター所長 竹内康男君登壇〕

食肉センター所長（竹内康男君） それでは、議案第19号 平成17年度光町営東陽食肉センター決算、議案第26号 横芝光町営東陽食肉センター決算についてご説明を申します。

なお、先日開催されました全員協議会の中で決算書により詳しくご説明しましたので、本日は、この決算に係る主要な施策の成果、実績報告書により通年分の決算をご説明申し上げます。先ほど一般会計で使った資料でございます。

最後の31ページをお開きいただきたいと思います。

款別に載っておりますので、歳入から申し上げますが、1の歳入の主体をなす事業収入は、17年度決算で1億7,570万7,000円で対前年、額で270万6,000円、率で1.6%の増加となりました。豚の屠畜頭数は対前年約3,000頭の減、牛は約400頭の減となりまして、540万円程度

の減収となったところでございますが、平成17年4月から本格稼働したカット室が計画どおりの利用となり、約800万円の増収となったことから、前年を若干上回る収入が確保できたところでございます。

2の県支出金は、検査合格印の押印委託金で、17年度決算額は241万8,000円で前年並みの決算となりました。

3の財産収入は基金利子です。

4の繰越金は前年度繰越金で、17年度決算額6,218万3,000円です。

5の諸収入は雑入26万5,000円で、前年並みの決算です。

6の繰入金、7の町債はゼロです。

なお、16年度においては事務棟の建てかえ、カット室の新築事業費として基金からの繰入金、町債を導入したものでございます。

歳入合計は17年度決算額で2億4,059万7,000円、対前年1億1,978万6,000円、率で33.2%の減となりました。減の要因は繰入金、町債の関係でございます。

続いて、右の欄の歳出についてご説明を申し上げます。

1の総務費関係ですが、職員9名分の人件費を主とする管理経費で、17年度決算額は7,870万7,000円で、対前年6,706万6,000円の減少です。減の要因は、16年度において事務棟建設工事を6,596万3,000円を実施したことによるものでございます。

なお、ここに占める人件費の構成比は88.1%、物件費関係が5.4%、補助費等で6.5%という状況になっております。

2の管理費は施設設備の維持管理経費です。17年度決算額は6,754万1,000円で、対前年5,854万5,000円の減少です。減の要因は、16年度においてカット室新築工事を7,326万2,000円を実施したことによるものでございます。この款の主な支出は、電気料、委託料等の物件費関係が構成比で71.2%を占めております。そのほかには維持補修費関係が18.1%、建設事業関係で10.6%という状況でありまして、主な建設関係では内臓処理室のアスベスト対策工事として341万2,500円、それから、牛不動態化装置工事を273万円で実施をしたところでございます。

3の公債費は17年度決算額で1,718万4,000円でございます。対前年で、額では144万2,000円の増額となっておりますが、増の要因は、16年度の起債1億800万円に対する償還金が新規発生したことによるものでございます。

4の積立金は2,000万円で、対前年1,000万円の増加でございます。

歳出合計につきましては1億8,403万2,000円で、対前年、額で1億1,416万9,000円の減額です。減の要因につきましては、事務棟、カット室等工事の関係でございます。

なお、歳入歳出の差引残額は5,656万4,000円ということになっております。

以上で、議案第19号及び議案第26号の東陽食肉センター特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 竹内康男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第20号、第27号、東陽病院事業会計決算認定について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第20号 平成17年度東陽病院組合病院事業会計決算並びに議案第27号 平成17年度横芝光町病院事業会計決算についてであります、他の会計と同様に今回の決算は、合併に伴いまして旧東陽病院組合と横芝光町の2本立てとなっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

初めに、議案第20号の東陽病院組合病院事業会計決算からご説明させていただきます。

資料は、こちらの平成17年度東陽病院事業会計決算報告書及び事業報告書となったつづりのものがございます。

それでは、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の病院事業収益は、第1項の医業収益から第3項の特別利益までで14億1,097万5,000円の予算額に対しまして、決算額は11億6,075万801円でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款の病院事業費用は、第1項の医業費用から第3項の特別損失で13億3,257万6,000円の予算額に対しまして、決算額は12億9,181万337円ございました。

次に、2ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款の資本的収入は、第1項の出資金及び第2項の補助金であります、9,162万円の予算額に対しまして、決算額は9,163万8,000円でございます。

支出、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費及び第2項の企業債償還金で9,898万1,000円の予算額に対しまして、決算額は9,579万8,908円でありました。

資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額416万908円につきましては、留保資

金で補てんしたところでございます。

続きまして、3ページからは附属資料となっております、これは消費税を除いた額での記載となっております。

4ページをごらんいただきまして、下から3行目の当年度の純損益につきましては、マイナス1億3,116万7,830円であります。また、前年度の繰越欠損金を含めました当年度未処理欠損金は11億8,906万3,485円となりました。

5ページと6ページにつきましては貸借対照表となっておりますが、5ページの資産の総額と6ページの負債、資本の総額が同額の37億7,695万3,308円となっております。

7ページは、欠損金計算書及び欠損金処理計算書となっております。先ほど申し上げました当年度未処理欠損金は、11億8,906万3,485円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8ページからは事業報告書でございます、8ページには、総括事項といたしまして建設改良の状況、業務状況、経理状況を記載してございます。

続きまして、9ページ(2)の議会議決事項は、17年度において組合議会で議決されたものでございます。

次に、10ページをお開きいただきまして、(3)の行政官庁認可事項はごらんのとおりでございます。

(4)の職員に関する事項であります、3月26日現在、職員数は89名となっております。

続きまして、11ページ、2の工事は、厨房のエアコン工事及び病棟の浴室改修工事を行った内容を記載しております。

次に、3の業務であります、(1)の業務量につきましては、入院患者数が年間2万6,960人で、前年度に比較いたしまして790人の減少となっております。また、外来につきましても5万356人で、前年度より4,050人少なくなっております。

次に、12ページ、13ページでございますが、こちらは事業収入並びに事業費用に関する事項でございます。病院事業収益は11億5,873万1,000円で、病院事業費用は12億8,989万9,000円でございます。

次に、14ページをごらんください。50万円以上の工事及び機械器具の購入に関する契約の要旨であります。厨房のエアコンを初め9件の契約をいたしたところでございます。

15ページ、(2)は企業債及び一時借入金の概況であります。本年度末の残高は、企業債が17億2,640万3,439円、一時借入金は2億2,000万円でございます。(3)は機械の購入に対する調整交付金でございます。

次に、16ページから22ページまででございますが、こちらは収益費用明細になっておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、23ページは固定資産明細書でございますが、有形固定資産の減価償却後の残高が総額33億3,919万9,840円、無形固定資産の残高は2億906万8,220円であります。

次に、最後の24ページは企業債の明細書でございます。17年度で1本償還済みとなりましたので、残りは4本で17億2,640万3,439円、これが残高ということになっております。

続きまして、議案第27号の平成17年度横芝光町病院事業会計決算の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、資料は黒い背表紙の決算書でございます。

まず、207ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成17年度横芝光町病院事業会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出の収入、第1款の病院事業収益は、第1項の医業収益及び第2項の医業外収益を合わせまして4,029万円の予算額に対して、決算額は3,916万5,176円でございます。

続きまして、支出、第1款の病院事業費用は、第1項の医業費用及び第2項の医業外費用を合わせまして461万6,000円の予算額に対しまして、決算額は375万3,343円でございます。

先ほどと同じように、208ページからは附属資料となっております、消費税抜きの金額となっております。

208ページと209ページにつきましては損益計算書であります、下から3行目の当年度純損益は3,541万817円で、組合から引き継ぎました繰越欠損金を加えた11億5,365万2,668円が累積の赤字額ということでございます。

次に、210、211ページは貸借対照表となっておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、212ページは欠損金処理計算書であります、先ほど申し上げました額を翌年度に繰り越すものでございます。

213ページからは事業報告書でございます。

次に、214ページをお願いいたします。こちらの(3)は行政官庁認可事項であります、組合を解散いたしまして、新たに町立病院として認可を受けたものでございます。

次に、215ページの(5)は、新町において新たに料金に関する条例及び規則を定めるところであります。

3の(1)の業務量につきましてはごらんのとおりでございます。

続きまして、216ページ、217ページは、事業収入及び事業支出に関する事項でございますので、ごらんください。

218ページは借入金状況となっております。(3)には、成田国際空港株式会社からの補助金の記載もされております。

次に、219から222ページでございますが、こちらは収益費用明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、223ページをお願いいたします。固定資産明細書であります。有形固定資産の減価償却後の残高は総額33億3,823万4,999円、無形固定資産の残高は2億906万8,220円です。

最後に、224ページは企業債の明細書でございますが、先ほどの組合決算で申し上げました額と同額でございます。

以上、議案第20号及び第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長(伊藤良一君) 以上で執行部からの提案理由の説明を終結いたします。

ここで、代表監査委員大木國臣君から、平成17年度横芝町、光町、横芝光町一般会計及び特別会計の決算審査結果の報告を求めます。

監査委員、大木國臣君。

〔代表監査委員 大木國臣君登壇〕

代表監査委員(大木國臣君) それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月21日、23日、24日、29日と4日間にわたりまして、合併前の平成17年度の横芝町並びに光町及び東陽病院組合の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに病院の事業会計決算及び合併後の平成17年度の横芝光町一般会計歳入歳出決算及び病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、合併前の横芝町及び光町並びに東陽病院組合についての報告をさせていただきます。

この決算審査は、横芝町と光町が平成18年3月27日に合併したことに基づいて、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づきまして、期間は平成17年4月1日から平成18年3月26日までの歳入歳出になります。

審査の対象は、横芝町にありましては一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、光町に当たりましては一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、食肉センター特別会計になります。

審査は、決算の計数が正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、また、地方公営企業法の一部を適用する東陽病院の財務は法令に準拠して作成しているかどうかを留意し、関係諸帳簿、その他証書類を照合精査しました。関係職員の説明を求めて審査を実施しました結果、この基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われているかを審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに事業会計決算報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

次に、合併後の横芝光町について報告させていただきます。

一般会計などは地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づきまして、また、病院事業会計は地方公営企業法第30条第2項に基づくもので、期間は平成18年3月27日から平成18年3月31日までの5日間の分の歳入歳出になります。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、食肉センター特別会計及び病院事業会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、また、地方公営企業法の一部を適用する病院事業の財務は法令に準拠して作成され、経営実績や財務状態が適正に表示されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか審査いたしました。

その結果、一般会計及び特別会計については、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。

した。その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。予算の執行及び関連する事務の処理について、おおむね適正に行われているものと認められました。

また、病院事業会計については、事業会計決算報告書などはいずれも関係法令に準拠されて作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他の証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行とあわせて、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、地域医療が抱える問題は、高齢化に伴う医療制度改革や医師の不足など引き続き厳しい状況にあります。利用率の向上や経費の削減に努め、一層の経営の安定化を望むものであります。

以上をもちまして報告にかえさせていただきます。

〔代表監査委員 大木國臣君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。再開は3時30分とします。

（午後 3時15分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

椎 名 文 雄 君

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

〔2番議員 椎名文雄君登壇〕

2番（椎名文雄君） 質問の前に議長に一応お願いしておきます。

今回の一問一答方式は初めてなので、多少方向が間違ったら修正していただきたいと思えます。お願いします。

私は、この横芝光町を日本一、明るく楽しいきれいな町にしようという意気込みで合併に

賛成いたしました。6月議会では、佐藤町長みずから、2万6,000有余人の町民の幸せのために頑張るという心強い答弁をいただきました。それからまだ3カ月です。よいまちづくりは始まったばかりで、そう簡単にできるものではありません。しかし、すぐできること、すぐやらなければならないことは幾つかあると思います。

まずは、すぐできるあいさつ運動、これは一番まず大事なことです。そして役場の職員との信頼関係をつくり上げること、それは是々非々で行動する以外、毎日の積み重ね以外ないと思います。そして何よりも、栗山川を真ん中にした町なんです。この川をシンボルとし、命に欠かせない新町の資源です。この川づくりを一定のボランティアだけでなく町民運動にするべきだと思います等々、前回の私の一般質問に対しどういう動きがあったか、町長に伺いたいと思います。

2番目に、横芝光町を日本一の人づくりの町に。

まちづくりは人づくり、町をつくるのは間違いなく人です。この人づくりは50年かかると言われます。50年かければ間違いなくすばらしい人、間違いなくすばらしい町ができます。本来であれば、ずっと日本はいい日本であったと思います。大切なことはその努力を怠らないことです。ちょっとの気の緩みが今のこの日本を生んでしまいました。わずかこの何十年かのうちです。この小さい横芝光町から日本一の人づくりの町を始めませんか。教育長、いかがでしょうか。

町民が参加する病院づくりについて。

町立になったことから東陽病院は町経営、つまり町民がオーナーです。病院がオーナーの町民の健康を守るのは当たり前ですが、オーナーである町民が東陽病院づくりにもっと積極的に参加できる体制をつくる必要があると思います。それには、医師を初めとする病院関係者にかかっています。病院としての見解を伺いたいと思います。

4番目に、社会文化課の現状と課題について質問いたします。

町民と一番接触があり、一番大切なまちづくりには欠かせない、ここから町民参加のまちづくりができると言っても過言ではない大切な部署だと思います。現状の問題を含めて、また、これからの考えを伺いたいと思います。

以上4点、壇上からの質問といたします。よろしく申し上げます。

〔2番議員 椎名文雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、椎名文雄議員の6月議会の議会答弁に対するその後の対応についてのご質問でございますけれども、まず、全体的な流れのところをお話しさせていただきます。

私も、横芝光町長として、2万6,600有余名の町民の皆様の幸せと新町の限りない発展を願い、最善を尽くすことを皆さんにお約束をさせていただきました。

6月定例会の後に、横芝光町を日本一の町にするためにどのような動きをしたか、働きをしたかというところですが、さきの議会でも申し上げましたように、私は、住民の視点に立ち住民との対話行政と融和政策を積極的に進め、できるところから着実に各種事業を展開し、新町建設計画を基本として、よりよい計画、まちづくりをしていきたいとご答弁を申し上げました。

まず、そのための第1段階として、町広報紙の8月号でお知らせをしましたが、町長と語る「まちづくりトーク」、いわゆる町長室の開放を実施することといたしました。また、町ホームページに「ようこそ町長室」を開設いたしまして、所信表明や町長交際費等を公開しております。加えて、町長への手紙もこのページから書き込めるように整備をして、多くの皆さんの建設的なご意見をいただけるような体制を整えてまいりました。そして、各地区から招待をいただいた行事にはできる限り参加をさせていただき、地域住民との交流を深めることに努めてまいりました。

さらに、10月15日から20日にかけて町内7つの小学校区を単位といたしまして、まちづくり懇談会を開催すべく計画をいたしましたので、ぜひ多くの皆さんに参加をしていただき、横芝光町が日本一の町になるために必要となる貴重なご意見をいただけるものと期待しております。議員各位におかれましても、地元議会代表として各地区の懇談会にご出席をお願いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、まちづくりは、私一人の力だけでは何もできないのは当然のことでございますが、議会を初め全町民が目標達成のため一丸となって力を合わせてこそなし遂げられるものでありますので、皆様方のお力添えを、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そうした中でやらなければならないということで、職員を中心としたあいさつ運動については、月2回庁議を行っておる中で、ともかくその役場庁舎の中でのあいさつはきちんとやろうと、そして、皆さんご承知のとおり、役場正面玄関のところに受付を設けまして、そこ

についてもちゃんとしたあいさつができるような旨を指示、その都度お願いをしておるところでございます。

そして、栗山川に関しましては、議員おっしゃるとおり、なかなかまだ計画の段階までも行っておりませんが、ただ、私個人的には先日、九十九里水道議会においても栗山川の水の浄化の問題を提言いたしまして、皆さんも本当にこの栗山川の水を飲んでいるんだよと、そういうところでみんながみんな努力して、栗山川のまず水質の浄化をお願いしたところでございます。そうしたら皆さんも、じゃぜひ一回見に行かなきゃしょうがないなというお話をしてくれていました。そういったように、前回の答弁に対する椎名議員のご提言に対して順次行ってまいりました。

そして次に、教育長の問題は後にしまして、町民が参加する病院づくりにつきましては私からご答弁させていただきます。

町民が参加する病院づくりについてであります。議員がおっしゃるとおり、病院を運営する上で、町民が参加して病院をつくるということは非常に重要なことだと認識しております。6月議会でも申し上げましたとおり、東陽病院の経営改善のため委員会の立ち上げを指示し、現在、院内で体制づくりについて検討を願っておりますが、町民の声を十分に反映できる組織にしていきたいと考えておりますので、議員各位にもご理解とご支援をお願いする次第でございます。

いずれにいたしましても、町民が信頼し、安心して医療を受けられるよう、今後ともスタッフの充実を図りながら、地域医療の充実を含め努力をしてまいります。

そして、続きまして、横芝光町を日本一の人づくりの町に、これは教育長ですね。

以上で、私の壇上からお答えする部分を答えさせていただきました。あとについては教育長並びに社会文化課長の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） それでは、椎名文雄議員による横芝光町を日本一の人づくりの町にということにつきまして、私の回答をさせていただきます。

日ごろは、スポーツ活動を通して青少年の育成、さまざまな活動にいろいろとご尽力いただきまして、ありがとうございます。

小さな町の未来を創造している椎名議員のご質問に、この町の教育行政の責任者として、私の教育に対する夢を交えた見解をお話しさせていただきます。

教育は、国家百年の計と言われております。今までのような短兵急な、将来展望のない教育改革や小手先だけの教育いじりでは、椎名議員の言われる日本一の人づくりの町の創造はほど遠いような気がいたします。その結果とは言いませんが、ここ数年の社会環境の変化、特に家庭環境や地域構造の変化による青少年の非行、凶悪化や犯罪内容のさま変わりは、筆舌に尽くしがたいものがあります。

現在の横芝光町の幼児を含めた青少年を取り囲む社会環境も、日本全体の大きな変化の流れとさほど差異はないものと思われます。しかし、それに切齒扼腕しては、新しい小さな町の未来の人づくりは、夢のまた夢のようになってしまうような気がいたします。

皆様もご存じのように、人づくりは学校教育、公教育だけではとてもできる仕事ではありません。社会教育活動を含め、地域社会のさまざまな方々があらゆる教育活動に参画し、大人が子供をしっかりと見詰め育てる地域の教育環境づくりの必要性を痛感しているところがあります。

教育行政を担う教育委員会としても、管内の小・中学校において、これからもさまざまな教育活動に地域の方々の協力と参画を求め、緑豊かな田園の新しい小さな町に生まれ育ったことが誇りとして未来に語れる児童・生徒をはぐくむ教育活動に、今後とも微力ながら努めていきたいと考えているところであります。

初めての回答で、椎名議員に納得がいったかどうかわかりませんが、これから少しずつでも努力をして、子供たちにとって、生徒にとって、この町に学んでよかったと、そういう学校経営ができるような教育環境を微力ながら努力いたします。

以上です。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） それでは、椎名文雄議員からの引き続きのご質問にお答えさせていただきます。

まず、社会文化課の現状と課題につきましてご回答をさせていただくわけですが、その前段としまして、社会文化課はまちづくりに欠かせない大切な部署だという件でございますが、この件につきまして、私自身、まちづくりは何といても町民の交流、融和が肝

要であります。まちづくりを進める上で、文化・スポーツ事業は町民の交流と融和が図られ、町民の一体感を醸成することができ、大変重要であると思います。そうしたことから、町の文化・スポーツ行政を担う社会文化課は大切な部署と考えております。

また、合併して半年になるわけではありますが、社会文化課の主な現状と課題につきましては、本年度の社会文化課の各種事務事業の進捗状況ではありますが、社会教育、体育等生涯学習事業及びさらには図書館事業ともに特に問題なく、ほぼ順調に計画どおり進捗しております。文化協会、体育協会等各種文化・スポーツ団体等の統合につきましても、関係者のご理解とご協力により無事に統合されまして、それぞれの活動も円滑に展開されております。

主な課題としましては、町内社会教育施設及び体育施設の同一類似施設の利用料金等の統一が挙げられると考えております。これにつきましては、現在、合併調整方針に基づきまして、来年度予算編成に向け検討中であります。

9月1日から導入されました指定管理者制度に基づき、横芝光町文化スポーツ振興財団が社会体育施設の指定管理者となり管理をしておりますが、各施設の適正な管理、サービス向上、管理コストの軽減等、今後とも文化・スポーツの振興に努めてまいります。

いずれにしましても、今後とも住民の自発的な意思を尊重しつつ、文化・スポーツの各種事業等諸条件の整備を促進するとともに、その活動や学習が円滑に行われるよう支援し、住民が互いに触れ合い、新町として住民の一体感を醸成し、豊かな心をはぐくむ教育・文化の薫るまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） では、一つずつでいいんですね。町長並びに教育長、社会文化課長、ありがとうございました。じっくり時間がありますので、ゆっくりやってみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なぜならば、まちづくりは始まったばかりです。真剣に時間をかけてやらなければならないと私は思います。簡単に机上で決めて、世の中はうまくいくものではないからです。そして、そんなに簡単に町民は納得してくれるものでもありません。なぜあいさつ運動か。ご存じのとおり、今の日本に欠如しているもの、みんな見て見ぬふりをしちゃっている。なぜですか。横芝光町9,053世帯、2万6,575人ですか、8月1日現在。たったこれだけの人数です。家族です。これが見て見ぬふりをしちゃいけないと思います。チャンスです、佐藤町長。ま

して、郡域を越えた横芝光町です。匝瑳市、山武市、香取市、旭市とかという従来どおりのやり方じゃないんです。どちらもいいものを持って、今、切磋琢磨しているときです。この2万6,575人のそれぞれの意見を聞くのは、先ほども言ったように、大いに結構な話だと思っております。

この住民とともにいろいろな会議を開くということ、また、そういう会を持つということは大賛成です。その中に、大切なお年寄り、老若男女と言いますけれども、若い者は勢いがありますけれども、でも、今の日本人の若者には余りありません。失礼ですけれども、私より上のお年寄りの方が元気も若さもあります。その辺をよく考えて聞いてください。もちろん経験もあります。その辺からまず一つ。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先日というかもうここ何回か、特にグラウンドゴルフを、せんだって山武郡市のそれこそ国体予選だとおっしゃっていました。会場が坂田の陸上競技場でやっております、光地区からもたしか2グループが参加をしております、とても活動的な、活力みなぎる様相を篤と拝見させていただきました。そうした中でも私どもごあいさつをさせてもらったりお話をさせてもらったりした中で、それこそ今、政務報告の中でも65歳以上の人口が25%を超した、4人に1人がもうお年寄りと。

そういうような当町におきまして、議員おっしゃるとおり、当然のことながら各委員会、協議会におきまして、若い人だけでなくご年配の皆さん方にもご協力をいただきながら、この横芝光町づくりのご協議を一緒にお願いしているところでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） よろしく申し上げます。お年寄りでもできるだけ考えの若い人をお願いします。

次に、あいさつなんですけれども、これは人にやらせるんじゃなくて自分みずからがやるということを今、警察署長、森署長がそこらじゅうで講演して歩いているんです。彼も自分からやりましょうと言っているけれども、そこへ行っている人は上の人ですから、やはり人にやらせようとするんですね。してみても初めてわかるものであるし、このあいさつのすごさ、今、あいさつの話だけで日本全国を旅している夫婦がいます。もうご存じかもしれませんが、あれども、あいさつの話だけでもう日本一有名になってきちゃったかもしれません。それほどあいさつはすごいことなんです。みんなが応援しているようなそんなあいさつのすばらしさ、

あいさつで世の中を変えられる、それはもうやってみなければわからないし、こんな簡単で、だけれども難しいとよく言われるんですけども、自分もなかなか家の中ではでかい声でやっているつもりでも、たまには忘れるときもありまして、うちの中でやることすら大変なことですよ。でも、それをやらなければいい町はできないということです。頑張ってください。

それと、先ほども言いましたけれども、2万6,575人の有民を聞く、これはすごい大変で大切なことです。そして、ここが肝心と思うんです。実は、これは中国古典の論語の中のお話なんですけれども、子貢という弟子が孔子に、先生、この村のよい人とはどういう人ですかと聞きました。子貢よ、この村人のだれもがよいと言うのはちょっとその人はおかしいぞと、だれもがよいというのはおかしいよと。ましてや、だれもが悪い人と言うのはもちろんおかしいですけども、この村で本当によい人というのは、この村の善人がよい人と言い、この村の悪人が悪い人と言うのが本当によい人だと。この村の善人がよいと言う人、この村の悪人が悪い人と言うのがよい人ということです。この横芝光町の本当のよい町長になることを私は期待しています。

それで、そのよき人というのはどういう人かということ、ちょうどここに同じようなことがある。これは現代の本なんですけれども、よき心は強大なパワーを持と。先日も「父」という本を送ったかと思えますけれども、毎月来る本で、この中に、すばらしい人生を送るためには、心に抱く思いによって人生が決まる。なお、心によい思いを持ったとき、それはよき力となって出ていき、よき結果を連れて戻ってくる。また反対に、邪悪な思いを抱けばそれは邪悪な力となって発現し、悪しき結果を引き連れて帰ってくると、こういうことなんだそうです。全くこれは2000年前の文書と私は同じだと思っています。ぜひ、このよき心を持って横芝光の町民を招いてください。お願いいたします。

それと、栗山川の問題です。先ほども言いましたけれども、栗山川を境にして、栗山川がくっつけた町です。毎月1回有志でやっているんですけども、これは微々たるものでありまして、これは仲間たちで話ししているんですけども、ぜひ合併記念として栗山川を町民できれいにしよう、合併記念日に。そういうのはどうでしょうか、町長。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほども壇上からのお答えの中で、皆さんにとにかくいろいろな意見をいただいて、それをそれこそ私の心のいい思いとして、そうすれば必ずいい結果が出ると。今、椎名議員がおっしゃられたまさにそのとおりでございます、合併記念栗山川リ

フレッシュ大作戦、こういうのも非常によろしいかと思えます。関係機関とちょっと相談しながら、ぜひやってみたいなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） よろしく申し上げます。次に教育長に、素晴らしいお答えをありがとうございます。全く同じ部分なんですけれども、なぜ今、日本がこうなってしまったか。先ほどもお話ししましたけれども、私はこの……人の話を聞いてください。真剣に言っているつもりです。おかしいと思うかもしれないけれども。

昔はそれこそ、戦前は、「朕惟フニ、我が皇祖皇宗」というような漢文で、小学1年生全員がこれを毎日毎日言っていたという、ですよ。その人たちが元気をなくしてきちゃってから、今の世の中がおかしくなってきた。若者たちがこうなってきた。30年くらいですよ、ちょうどね。今、その人たちは60年たって70歳の人だから、そんなもんでしょう。

この口語体があります。ちょっと読ませてもらいます、素晴らしいと私は思っていますから。私は、私たちの祖先が、遠大の理想のもとに、道義国家の実現を目指して日本の国をお始めになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで見事な成果を上げて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は、教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、すべての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで社会公共のために貢献し、また法律や秩序を守ることはもちろんのこと、非常事態の発生の場合は、真心をささげて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私たちの祖先が今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらに一層明らかにすることでもあります。このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として私たち子孫の守らなければならないところであるとともに、この教えは昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国へ行っても間違いのない道であります。私もまた、国民の皆さんとともにその先祖の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように心から念願するものであります。

今一番欲しいところですよ。こういうことを教えたいですね。教えなければならないと思います。でも、これはずっとやってきたことなんです、代々。それをなくしちゃったんです。でも、まだあります、ここに。家庭にもあります。おじいちゃん、おばあちゃんはこの勉強をしています。お年寄りのいる家になぜ犯罪がないかというのは、こういうことだと思います。

今、だれがこのよいことはよい、悪いことは悪いと教えるのですか、教育長。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 今、椎名文雄議員から非常に高尚でレベルの高いお話で、私自身も改めて聞いておりましたけれども、今の社会の変化、その流れは多分さまざまな方が憂えている。これでいいのかな、間違っているんだよと。確かに間違っている、おかしいんだと思っても、それをなかなか正すこともできない。

私は、37年間教育現場におりました。私には一つの教育信念というか、子供にいつも教えることは、感謝、感激、感動の三感を育てるんだと。感謝というのは、自分が生まれて育てよかった、お父さんとお母さんと一緒にいてよかった、この仕事を選んでよかった、そういう気持ちを教育現場で育てようやと。そして、スポーツ活動あるいは学習活動、さまざまなところで1人1人の子供が感動、感激を味わう。そうすれば多分、今、椎名議員の言われていた気持ち、自分が社会の中で人を敬いという気持ちにつながっていくのではないかなと、そういう気がしております。

ただ、いろいろな文言を並べて、これでやりなさいと言ってそれができるのかというと、私はそうじゃないと思っております。それは非常に難しい、押しつけだと思っております。そうじゃなくて、本当に1人1人が教師を……私は教師という自分自身を持っております。自分自身がやはり、先ほど町長も言いましたが、あいさつでも同じだと思います。自分だけがそのつもりになって、朝「おはよう」と言えてよかった、きょう生きているんだと、そういう気持ちになれば多分社会は変わるんじゃないかなと。今、大事なことは、ここにいる大人1人1人がそういう気持ちになって子供に接して、また私自身も教育現場で頑張っている先生方にそう接していきたいし、そして冒頭の質問にあった、この町を背負う子供たちがこの町に育てよかったと思えるようにしていきたいと。回答にはならないかと思えますけれども、私の思う気持ちであります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 全く同じなんですけれども、今現在の横芝光町の子供たちの中に、家庭の中に何だかわけがわからない、個人情報保護法というんですか、よくわからない法律ができて、その前の2002年からゆとりの教育ができて、今度はそれがだめだとか、先ほども教育長が言ったとおりのこれが現状なんです。それで目の前に困っている人、困っている家庭、えらいことが起きたというのに個人情報保護、警察も困っています。だれがつくったんでしょうかね、いい世の中にするというのに、悪い世の中にする、そんな壁のような気がします。私はその条例を破って勝手に行っちゃいますけれども、そうすると悪いことをしているのかもしれないけれども。時間がありますから、じっくりやらせてもらいます。

先日も総裁選に3人、安倍さん、谷垣さん、麻生さん3人が言っていましたけれども、この教育問題について、これを言っているんですよね。今、昔あったあれがなくなっちゃった。みんなの若いうちにあった。昔あったということは、自分たちが生きている時代になくしちゃったということなんです。その辺まで戻しましょうよ、頑張ってください。とにかくこの日本はずばらしい国だということを教えてあげましょうよ。

幕末に外国からワーツとやってきたときにびっくりしたのは、こんなにずばらしい国があったんだというところでびっくりして、属国にならなかったというのはご存じでしょうけれども、それは地方へ行ったからです。一生懸命あの若者たちが、子供たちが、師いわく、遊び遊びで楽しく、ぼろぼろな格好をして楽しく遊んだ。何だこの国は、こんな国を属国にしてはならないということで、日本だけ大和の国と言って守られてきました。それも教育なんです。それがずっと続いてきたのがここ何年かです。我々の時代なんです。

でも、この私たちのときにこれを取り戻しましょうよ。町長、この小さな町から、できると私は思います。わかっているんですから、みんなもつたいないです。一番わかっている、一番困っているのは子供たちだということです。だれも怒ってくれない、だれも褒めてくれない、だれも注意してくれない。私はそういうところに随分遭遇しています。ぜひ一回教育長、横芝光町じゅうのこの子供たちを、各家庭を、入っちゃったら個人情報保護かもしれないけれども、よく見てください。本当に幸せか。本当に子供たちが伸び伸びと、夢とさっき言った感動を持っている子供たちか。それは一目瞭然だと思います。なぜか。みんながそういう気持ちを忘れちゃったからです、一言で言うと。見て見ぬふりの方が楽だから、自分さえよければ、そんな世の中を変えてしましましょうよ。それを変えたのが小さな田舎の町ですから、この小さな小さな町から変えることは絶対できます。頑張ってください。お願いします。

東陽病院なんですけれども、いろいろ経費が、お金がかかるとか借金がいっぱいあるとかいっぱいありますけれども、先ほども言ったように、オーナーである町民が病気にならなければ病院は要らないんですね。だから、逆に言えばこのオーナーと一体化して、昔ありましたね、おらが村の隣の病院みたいなね。あのオーナーのリストというのかな、その家庭のぐあいがいいとかぐあいが悪いとか、町民のカルテですか、もしこんなのがあれば、もうお互いに注意し合って、病気にならないような町にしちゃえばいいんですから。それをやるには、事務長には渡しておいたんですけれども、300年前の、すごく古い話をしますけれども、養生訓という貝原益軒のこれがあります。これが最近すごくわかりやすく出て、今、非常に読まれています、みんな自分が大事だから。

その中に、これは簡単なことでね、こういうことがあるんです。私が言っているんではありませんからね。お医者さんのところですよ。お医者さんの部分で、医は仁術です。人を愛し思いやる心を持って、人を救うことを第一の志としていなければなりません。自分の利益や栄達が中心であってははいけません。そのほかの技術は下手だといっても人命にはかかりませんが、医者の技術は生死に直結しているのです。医者を学ぶものは、生来、頭の働きも鈍くて才能がなければみずからやめないとはいけません。世の中にはさまざまな職業があるので別な道に進むべきなのだと、ここにあります。しかもなおかつ、医者の本分、ひとたび医者となったのなら人の病気を直し、命を助けることに専心することです。これは、昔の300年前の話ですから、武士が主君に仕えて我が身を忘れ忠義を果たすことと同じです。自分の利益を図ってはなりません。ここは今と同じです。病気を治し、人を救ううちに利益は自然に得られるものです。

あと、病院にもあいさつですね。大体、今、心の病が多いんですから、50%は心の悩みだと言われています。そこへ行って、あいさつの仕方、対応の仕方、元気が出ちゃう、治っちゃう、いい方向に行っちゃうということはかなりあります。先日ドックに行きましたら、非常に対応が悪かったのではなくてよかったです。それはうちの女房が言っていました。それはいいことだなと言っていたんですけれども、これはやはりいつでもどこでもだれにでも必要だなと思います。そういう病院なら、話をしただけで治っちゃうんですからどんどん人も来るようになると思いますし、自分の町の町民は今度、病気にならなくてお金がかからないし、ほかから来るなんていったら、救急医療センター、わけのわからない、いつになるかわからないようなのを当てにしているよりも、救急センターがこっち側へ来ちゃうような、東陽病院へ行って治そうみたいな、そんな病院になることを自分は期待しています。それは

いいです。

すみません、一つ。先ほど、問題はないし順調だしと言われていましたけれども、本当にそうでしょうか。自分から見たらやはりいろいろな……本当に忙しいところはわかります。ずっと私は見ている、かなり通わせてもらっているから。それで、私は人が足りないんじゃないかと思うんです、極端に言うと。なぜならば事務的なものだけでもいいけれども、もしそこに一緒になってやれば、その仕事はどんどんもう前に進んじゃうんですね。それをやっ
ていられないから、どんどん行って待っていなければならない部署なんです、あそこは、本当のことを言って。

町長、今、言っているところは社会文化課の話です。大変まちづくりのことで……

〔「東陽病院は」と言う人あり〕

2番（椎名文雄君） 東陽病院は終わりました。失礼いたしました。社会文化課です。

ですから、もしそうすれば10倍、20倍にもどんどん仕事が進んでいると思います、はっきり言って。合併したときだから大変かもしれないけれども、私は合併する前からそれは感じていました。やはり足りないから事務的で終わりにしちゃうんですね。だと思えます。一緒になって現場へ来てやってみて、考えてみて、どんどん変化していかなければいい町にはならないでしょう。例えば今、来ていただいたゼムノビッチさんですけども、彼がクエスチョンマークばかりなんです。なぜ、なぜなの、もったいないじゃないと、みんなクエスチョンマークです。これは人の足らぬところだと思います。一緒になってやってみれば、答えは一目瞭然だと思います。その辺、人がいたらどうでしょうか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 今の人の問題で職員の問題でありますが、ご案内のとおり合併して両町が一緒になったところで、事務量そのものが各課、どこの課もいろいろと多いと思います。そういった中で、今年度は特にそういった意味で合併調整をした事務の中で進んでいるわけでありましたが、今までより事務と申しますか、事業関係にしても多くなっているというのが現実ではあります。

職員の問題につきましては、これは私の方で多い少ないというのは言葉は控えさせていただきますが、職員一丸となって仕事に邁進しているところでもあるわけでありましたが、今、椎名議員から言われるように、ちょっといろいろ仕事のまごついたような、あるいはスムーズにいかないような面があるかもわかりませんが、そういった面で。

ただ、我々としましても、先ほど言いましたように事務的ということもありますが、その

辺の事務的というのは、当然我々からしてみれば一つの計画を立てる、いろいろな計画を立てる中には、予算ももちろんそうです。皆さんの議会の議決を得てその中で我々が動くわけでありますので、できるだけ計画どおりに行けるように、なおかつ計画どおりに進めようと思っても、その中でやってみて、そこで最初から予想のつかないあるいは想定のつかないことも出てきます。終わってからいろいろな意味で反省をして、それを次のいろいろな事務に取り入れていきたい。

椎名文雄議員からもいろいろと社会教育事業のお話をいただいておりますが、今後ともそういう面につきましては、確かに私も同感するところもございますし、いろいろな意味で提言として受け入れているつもりでありますし、そういうところも次の事業展開に取り組んでいきたい、参考にしていきたい、そういう気持ちでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 一生懸命やって頑張っているのはすごくわかります。私が言っているのはそういうことじゃなくて、この横芝光町には時間の余っている人、できる人が結構いるんです。職員じゃないですよ。時間が余って困っている人、私をもっと使ってと、やりたくてもやれない人。頼まれなきゃ動かないからやらないんだろうけれども、でもそういう人。スポーツ振興財団というのもありますので、その中でそういう人たちを把握して、これは今はスポーツ関係だけですけれども、文化でもすべて、この役場の中のことでそうですけれども、頼まれたら、はいよと進んでやる人がいますね。そういう人がいっぱいいます。それこそ新しくなった横芝光町づくり、みんないい町にしたいと思っているんですから、だれも悪い町にしたいと思っていけませんから、よく来てくれた、やらせてくれるのかいみたいな形でいっぱいいます。そうすれば、世界のゼムノちゃんも来て、ああすばらしいと。なぜなんて言わないと思います。

まだ5分ありますけれども、何だ、あっちに行ったり飛んだりで自分でもわからなくなっ
てきちゃいましたもんで、結論的に一言だけ言わせていただきますと、横芝光町の住民はみんないいものを持っている。悪いものも持っていますけれども、そのいいものを持っている。これをみんな、町長あなたの力で、あなたができないからみんなにやってもらうという感じでいいじゃないですか。それが本当のまちづくりだと思います。みんなに、お年寄りから若い者、子供たちのあいさつなんて最高ですよ。お年寄りがみんな、ぴんぴんと言ったらおかし
しいけれども元気になっちゃいますよ。そういうところを大いに、またお年寄りも若い者に

教えたくてしょうがないものをいっぱい持っていますから、日本一の町にできると思います。
ぜひ頑張ってください。

終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で椎名文雄君の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

あす9月13日は9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時26分）

平成18年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年9月13日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30名)

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囃樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	30番	鈴木俊君
31番	越川洋一君	32番	・屋英夫君

欠席議員(1名)

29番 越川輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理	事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課	長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課	長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課	長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課	長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課	長	並木俊郎君	横芝行政 センター所長	伊藤賢二君
食肉センター 所	長	竹内康男君	東陽病院 事務長	田鍋悦央君
出納室	長	海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課	長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会 事務局	会長	大木一男君	代表監査委員	大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	越川岳	主幹	實川裕宣
書	記	須合京子		

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

本日、越川輝男君から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

川 島 透 君

議長（伊藤良一君） 通告順に順次発言を許します。

川島透君。

〔21番議員 川島 透君登壇〕

21番（川島 透君） 新町、横芝光町が誕生して半年になります。人口2万7,000人弱、面積60平方キロメートルで規模こそ小さいですが、魅力に富んだ町であります。そして、町の中央を流れる栗山川は、人々の暮らしに大きな恵みと潤いを与えてくれる母なる川であり、町のシンボルでもあります。栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生する町。山・平野・九十九里浜と潤い、自然環境に加え、鉄道、2つの高速道路のインターチェンジを持つ恵まれた経済環境など、大変均衡のとれた発展の可能性を秘めた町、それが横芝光町であります。新町の基盤を一日も早く固め、一体となり、次の合併を含めた変革の波にしっかりと立ち向かうことが大切ではないでしょうか。

佐藤町長は、住民の視点でのまちづくりをスローガンに掲げ、幾つかの公約を提案したわけであります。給料のカット、公用車の廃止、それにより小学校6年生までの医療費の無料化、今回の質問に当たっては、その提案に対しての住民の声としてお聞きいただきたいと思います。

まず、小学校6年生までの医療費の無料化についてであります。

少子高齢化の進展する中、子供たちの健やかな成長や子育て世帯の経済的な軽減を目的とし、小学校6年生までの医療費を無料化することを町長は公約に挙げました。そのことについてお伺いいたします。

この施策について、町長は、将来を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、子育て世代の経済負担を軽減することを目的として医療費の無料化を行い、疾病予防、早期発見・早期治療を促進し、さらなる健康保持・増進を図ることを目的として行うこととしました。

まず、対象者についてであります。ゼロ歳児から小学校6年生までの対象者は2,624名と伺っておりますが、町内に住んでいる者だけが対象なのでしょうか。例えば、住民登録は横芝光町にないが、保護者に扶養されて施設等に入所している児童の方は対象になるのでしょうか。ゼロ歳児から小学校就学前児は1,157名、小学生が1,467名です。

続いて、個人負担の関係ですが、千葉県乳幼児医療制度に基づき、3歳までが入院・通院が200円の個人負担、3歳以上小学校就学前児は7日以上入院した場合に限り200円の個人負担、また、非課税世帯は同条件であれば無料という助成制度であったと思いますが、当町では、8月1日から乳幼児医療費の助成内容を変更し、すべて無料としました。さらに、10月からは小学校6年生までを無料とすると伺っております。

予算面では、年間ベースで6,000万円の事業費になるそうですが、この財源は収入役の廃止1,000万円、町長及び助役の報酬カット100万円、これでも4,900万円足りません。今後、毎年6,000万円程度の経済経費、いわゆるランニングコストとなることから、他の事業にしわ寄せがいかないような財政運営をしなければいけないと思いますが、大型投資事業の横芝中学校建設事業、道路改良事業及び土地改良事業などに影響がないかと懸念されます。いかがでしょうか。

また、始めた事業はなかなかとめることはできないと思います。現在、景気低迷状況が続く中、町の財政状況は国からの地方交付税も毎年削減され、さらには国・県補助事業も縮小され、また税金の収入もなかなか上方修正がされず、町の財政は毎年苦しくなっている状況です。そこで、この小学校6年生までの医療費の無料化は、ここ一、二年は乗り切ったとしても、5年後、10年後はどうでしょうか。地域的財政運営の観点に立ってお答えを願いたいと思います。

次に、健康管理的な面でお伺いいたします。

医療費が無料化になることにより、今まで医療機関にかかる個人負担があることから、

健康管理を自己または保護者が予防管理していた部分がおろそかになり、事前予防や疾病予防に欠けることはないでしょうか。さらには、無料化により、どんな小さなことでも医療機関にかかったりすること、必要以上に多く医療機関にかかったりすること、患者さんが病院をこころろ変えたりすることがふえることも考えられます。いわゆる頻回や多受診などがふえ、総医療費そのものがふえること、ひいては保険者負担分の持ち出し等もふえる可能性があると思われませんが、いかがでしょうか。

次に、公用車の廃止について。

町長は、幾つかの選挙公約を訴えました。その一つとして、公用車を廃止すると住民に訴えてまいりました。今までにない新鮮さと積極的な行政改革の姿勢に共感を得た人が多かったように思われます。しかしながら、6月定例議会におきまして、黒塗りの町長車には乗らないが、白の公用車を使用すると答弁しておりました。それでは、町長車の色が黒から白に変わっただけであり、公用車の廃止にはならないと思います。黒塗りの公用車廃止と町長はお考えのようではありますが、せんだって広報やホームページにおいて、公用車3台、旧横芝町長車、議長車、旧光町議長車を売却する記事が載っておりました。町長が公用車を使うことについては、業務上公務多忙なことから当然の交通手段として認識しており、否定はいたしません。

現在、町長は、横芝光町と書いた文字を消した白い公用車を専用車として使っているようですが、そこで提案いたしたいと思います。これは一つの例として、専用車をつくらず、そのときあいている公用車を使ったらいかがでしょうか。それが住民の視点に立った町長として、住民が親近感を覚えるのではないのでしょうか。今回の質問も、住民との解釈の違い、期待が損なわれたとの声が多く寄せられております。

したがって、それらの説明を住民にはっきりとする説明責任があるとも思われますが、ここで伺いいたします。公用車を廃止する公約とした目的は一体何であったのか。住民に説明をする責任があると思いますが、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

最後に、海岸侵食について。

九十九里海岸の中央に位置する横芝光町木戸海岸は、昔から、自然な白砂青松で美しい海岸でありました。しかしながら、近年、その美しかった砂浜も急激な侵食に見舞われております。昔から海岸は、漁業の場として、また海水浴や釣りなどレジャーの場所として人々にさまざまな形でかかわっており、大切な役割を担ってきました。砂浜は、産卵のため上陸するアカウミガメやコアジサシの産卵の場所でもあります。ハマヒルガオの群生地でもありま

したが、それらが年々減少傾向にあり、自然環境の破壊が著しく進んでいると思われます。また、砂浜が侵食し、海水浴に訪れる観光客も年々減少していると伺っております。さらに、防災面においては、海岸に供給される土砂の減少や、侵食が進むと津波や高潮等が発生した場合は多くの被害が発生されることも予想されます。

このような中で、県では侵食対策事業のヘッドランド建設を九十九里海岸北端部の飯岡海岸から順次施行され、匝瑳市栢田海岸まで行われ、完成した区域においては侵食が防止され、その効果が徐々にあらわれていると伺っています。しかしながら、当町海岸においては一切侵食対策が行われておりません。海岸は、大切な町の財産であり、重要な観光資源であります。そこで、海岸保全と地域住民の安全確保、白砂青松の砂浜を確保するため、再度県に海岸侵食対策の要望をしていただきたいと思います。お伺いいたします。

以上で登壇からの質問とさせていただきます。

〔 21 番議員 川島 透君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 川島透君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、川島透議員のまず最初の質問の医療費の無料化についてのご質問にお答えします。

小学校6年生までの医療費の無料化につきましては、乳幼児・児童の保健対策強化や子育て支援充実、保護者の負担軽減を図る目的から6月の定例議会におきまして提案させていただき、議会のご理解をいただいたところでございます。

おかげさまをもちまして、乳幼児の医療費無料化につきましては8月1日より、また小学生の医療費無料化につきましては10月1日から実施することとして、現在準備を進めているところであり、本議会におきましても、医療費助成に関するシステム変更等について補正予算を計上させていただいているところでございます。

この医療費の無料化に伴いまして、5年から10年先の財政運営の見通しはどうかとのご質問でございますが、ご承知のように、国の三位一体改革や地方交付税の動向が先行き不透明な中、合併後初めて算定されました普通交付税の交付決定額は22億9,829万8,000円と、合併補正分の増額要因はあったものの、平成17年度算定の両町合算額と比較して、対前年度比として1億2,350万7,000円、率として5.1%の減額となっております。厳しい結果となって

おります。

このような中、現時点で10年先までを予測し見込みを立てるのは大変難しい点もございますが、普通交付税に限って申し上げますと、新町建設計画策定時との比較では、平成18年度は交付決定額ベースで6,200万円ほど下回る結果となっています。

そのほか、ご質問の中にもございました扶助費、公債費等につきましても、新町建設計画策定時の財政計画と17年度決算見込み額を比較した場合には、扶助費で約2,400万円の減額、公債費では約1,500万円の増額となっておりますことから、今後、医療費の無料化等に伴う扶助費の増額修正や合併関連事業、経常的経費の動向等、平成17年度の決算状況を踏まえ実態が見えてきた面もございますので、財政計画については早期に見直しを行う予定であります。

なお、人件費の削減見込みに関しましては、収入役を置かないことにより年間約1,100万円、議員の定数改正により約4,900万円、職員の退職等に伴う人件費につきましても、平成17年度ベースで試算した場合ではございますが、1人当たり900万円程度の減が見込めるものと考えております。

また、平成16年度から航空機騒音障害防止対策事業の一環として実施してまいりました空調機器設置事業補助金につきましても、平成19年度をもって事業を完了いたします。年間事業費につきましては、平成17年度決算ベースで約2,700万円の実績がございましたことから、同程度の財源を振りかえることが可能と見込んでおります。

次に、投資的経費等ほかの事業への影響はとのご質問でございますが、この医療費の無料化につきましては、6月定例議会でもご説明申し上げましたように、現行制度を基準として見た場合、年間ベースで約6,000万円の上乗せが必要であり、財源の確保策につきましても、新たな補助制度の拡充がない限りは、人件費の純減を含めました歳出の削減により財源を捻出する必要があります。したがって、今後の財政状況の展開にもよりますが、現時点での医療費無料化に対する財源につきましては、先ほど申し上げましたように、収入役や合併に付随する人件費等の純減並びに空調機器設置事業補助金事業の完了に伴う財源で十分対応できるものと見込んでおります。

いずれにいたしましても、各種事業については、費用対効果をかんがみ計画的に優先順位を決め、しっかりと実行してまいりたいと考えております。

最後に、議会のご理解をいただきスタートしました小学生までの医療費無料化に関しましては、マスコミにも大きく取り上げられましたところがございます。今後も、この制度が子

育て支援の一助として、また少子高齢化の歯どめ策として定着し、安心して子育てができる環境を提供していきたいと考えておりますので、議会議員のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、その小学校6年生までの医療費の無料化について危惧されることはないか。

児童の医療費の無料化について危惧されることはないかとのご質問につきましては、居住実態のない形式的な住民登録により医療費の助成を受けることなどが考えられますが、そのようなことが懸念されるときには、住民課等と連携をとり実態調査を行うなど、事務の適正化を図っていききたいと考えております。

そして、国保の医療費の総額が増加するのではないかとということでございますけれども、小学校6年生までの医療費無料化に伴う国保特別会計の視点から総医療費の増加の動向について、また、被保険者にとって将来的に負担分の持ち出しはないかとのご質問についてですが、国保に関係するこの2点については関連がありますので、項目を分けずにお答えをさせていただきます。

なお、国保医療費の請求は、医療機関で診療を受けた翌々月に国保連合会を通じ、保険者である町に請求があります。したがって、8月からスタートした就学前児童分の請求は10月に、また小学生分については12月にならないと該当月の実績額が判明できませんので、現時点での答弁は想定の域となることをご了解いただきたいと思います。

今回の医療費の無料化については、個人負担となる2割または3割相当分を一般会計から支出することになりますので、国保会計で負担すべき公費分がふえるわけではございません。無料化により医療機関で診療を受ける乳幼児や児童がふえれば、国保で負担する医療費もふえることは懸念される場所ですが、今現在も、子供のぐあいが悪いのに医療費がかかるからといって診療を受けない保護者がそう多くいるとは思えません。したがって、無料化によって乳幼児や児童の医療費が急激に増加することはないものと考えております。

また、現在、国保の財政調整基金は1億5,000万円ほど保有していますが、仮に基金の残高がなくなると、不足する財源は原則として国保税に頼るほかなくなります。無料化をしながら国保税率を上げるというのは決して望ましい形とは考えておりませんが、関係当局と連絡をとりながら医療費の抑制に努め、国保税率の引き上げという反動が生じる要因とならないようにしていかななくてはなりません。改めて被保険者のお一人お一人に、適正な診療と国保税の納税を心がけていただけるようお願いをする次第でございます。

あと、その小学生の問題で、健康づくり推進の立場からの指導はということでございます

が、小学校6年生までの医療費の無料化に伴い、ささいなことで医療機関にかかるということも懸念されるわけですが、医療機関への受診が必要か否かの判断は難しいものがあります。疾病の早期発見・早期治療は重要であり、結果として医療費の抑制につながる側面も有していると考えております。また、町としては、疾病予防対策として各種予防接種、乳幼児健診、小児生活習慣病予防診断、健康相談事業等の健康づくり事業を積極的に展開し、より一層努力してまいり所存でございます。

次に、公用車の廃止についてでございますが、質問の要点が3点に分かれておりますが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

公用車の廃止につきましては、6月定例議会での一般質問でもお答えをさせていただいたところでございますが、町民の皆様と私とで解釈に相違があったかと思いますが、私が公約として挙げたのは、あくまでも黒塗りの高級車を公用車として、また町長車として使用しないということでご理解を賜りたいと存じます。現在は、皆様もご承知のとおり町長専用車ではなく、公務移動用として職員が使用していた小型の公用車を使用しており、私の出張等がなく車があいているときは自由に職員が使えるよう配慮いたしているところであります。

次に、目的は何かとのことでございますが、町財政が厳しい中であって、高級乗用車を使用せずに少しでも燃費がよく排気量が小さい車両を使用することで、燃料費の節約につながると考えたからであります。私も、町長に就任し5カ月目を迎え、この間に感じたことは、多様な公務のスケジュールに的確に対応するためには、車の運転に精通し目的地を把握している職員に運転をお願いし、目的地に安全に早く到着し余裕を持って会議に臨む必要があると痛感いたしましたところでございます。したがって、今後も引き続き、公務移動の際には小型の公用車を使用させていただきたいと存じます。

3点目の町民への説明責任につきましては、10月に開催いたしますまちづくり懇談会の席上などで私から住民の皆様方にご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと考えております。

また、不要となりました町長専用車の売却につきましては、町広報紙及び町ホームページにて公募し、去る8月23日に入札を実施し、221万5,000円で売却をさせていただいたところでございますので、この場をおかりしご報告申し上げます。

以上、私への質問に対して壇上からのお答えとさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、川島透議員の最後のご質問の海岸侵食につきましてご回答させていただきます。

九十九里海岸では、かつての遠浅の海も失われ、砂浜の減少が起こっております。この侵食の大きな要因は、沿岸漂砂が減少しているためと言われております。

これらの侵食防止のため、千葉県では、平成15年8月に千葉東沿岸海岸保全基本計画を策定いたしました。対象区間は、銚子から房総半島南端、洲崎までの延長約230キロメートルでございます。このうち九十九里海岸の計画内容といたしましては、旭市の海岸から野手海岸までと長生村の一松海岸から一宮海岸までの間は、ヘッドランド設置による侵食対策とされております。また、当町の木戸海岸から白子海岸までの間につきましては、人工的に土砂を海に投入するサンドリサイクルといった工法により、砂浜の維持・回復を図っていくということになっております。

これを受けまして、現在、千葉県では、漁港や河口などで発生するしゅんせつ土砂を利用して砂浜の回復を図る養浜計画を策定中であり、平成15年度は現況把握、16年度は事前検討、平成17年度からは基礎調査を進めております。基礎調査は、海岸に土砂投入を行い土砂の動態調査を行うものであり、本年度も、漁業関係者の協力を得ながら基礎調査を進めていくというふうに伺っております。

県への要望につきましては、議員ご承知のとおり、ことし1月に旧光町並びに旧光町議会にて千葉県知事へ、木戸海岸の侵食対策事業の推進について陳情を行ったところでございます。新町建設計画の中でも、水と緑の美しい空間づくりとして海岸保全対策を主要事業として位置づけていることから、今後も、引き続き侵食対策事業が早期に実施していただけるよう、さらに県に要望してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） きのうの政務報告の中でも大変厳しい財政状況にあるという報告がありましたし、先ほどの答弁の中でもそれを伺いました。今回この無料化を質問するに当たっては、財政の面とそれを実際に執行する福祉と国保、その両方に分けて具体的にお聞きしたいと思います。

まず、財政の方なんです、6月の予算のときに18年度の予算が一応決定いたしました。地方交付税で普通交付税が22億円として、きのうの報告にありましたように、若干その点はふえているようですが、でもそれは、合併の補正分として4,000万円を均等に5年間という

ことも中には含まれております。要するに5年間のベースです。それと特別交付税4億3,600万円、それも財政支援として18年度は3億3,600万円と、3年間に分けて6億7,300万円を段階的にそれに組み入れていくと、そういった体制の地方交付税の内容であるかと思われます。

そこで、財政課長にお伺いいたしたいと思います。

ほかの市町村でもあるのですけれども、財政力指数、要するに基準財政需要額に対する地方税等の自主財源の割合について、平成17年度でよろしいですから、当町はどのくらいになっているかをまずお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 17年度の財政力指数でございますけれども、0.493でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 0.493ということでお聞きいたしました。いずれにしても、この財政力指数というのは、1に近いほどその町の財源が豊かであるというふうに解釈をいたしております。しかし、0.493ということは、まだまだ当町は地方交付税に寄与しなければならないという財政体系であろうかというふうに確信いたします。

次に、経常収支比率、要するに地方交付税、地方譲与税等を含めた一般財源の収入に対する経常経費、つまり人件費、扶助費、公債費等の割合について、新町建設計画の中にも数字が示されておりました。平成15年度のベースで横芝町では81.9、光町でも同等の数字がここにあらわれておりました。平成17年度の経常収支比率というのはどのくらいになっているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 91.0でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 91.0ということですが、これにつきましては、80%を超えると歳出に占める経常経費の割合が高く、新しい施策・事業に取り組む余裕が少なくなると、そういうふうに向っております。それをなくすために、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、人件費を含めた経常経費の抑制が必要になってくると思われませんが、いかがですか。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） ただいま議員がおっしゃるとおりでございます、ここしば

らく、やはり景気の低迷ということで、当横芝光町に限らず近隣の自治体もかなり経常収支比率が上がっております。例えば隣の匝瑳市はたしか101%ということで、議員おっしゃるように一般財源分の経常経費充当財源ということで、結果として、経常収支比率がそのように100とした場合に、逆に言いますと投資的な財源に9%しか、100円のうち9円しか投資事業に充てられない、そういうものが経常収支比率ということで一般には言われております。ということで、ここしばらく、財政的にはかなり厳しい状況になってきているのかなというように判断をいたしております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 次に、扶助費についてお聞きしたいと思います。

扶助費の内容というのは、高齢者、児童福祉など社会保障に対する経費というふうに伺っておりますが、18年度の当予算の中では8億1,740万円、それで新町建設計画の中の資料の中には平成20年には8億3,800万円、平成23年には8億6,100万円と少しずつ上がっております。しかし、これは町長の公約の中の医療費の無料化等について試算の中には含まれていないときの数字であります。したがって、この医療費を無料化した場合に、この扶助費というのはもう少し上がってくるのではないかと。そういったところのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） おっしゃるとおりでございます。扶助費につきましては、新町建設計画では毎年2%ずつたしか上がるという形で試算をしております。これに当然6,000万円が加算されるわけでございますので、ちょっと率は今はじいてございませぬけれども、18年度の新町建設計画の中の財政計画でいきますと8億600万円という数字になっております。これに対して18年度の当初予算は7億9,500万円ということでございますけれども、実際にはこれから19年度以降6,000万円ずつ上乗せされていきますので、以降は率も上がってまいろうかと思っております。

ただ、その分だけ、先ほど来町長が申し上げておりますが、人件費等が試算している数値より若干下がってまいります。そういうことでその辺が相殺できる。また、補助費の方で先ほど来申し上げておりますが空調機の取り付け事業、これは横芝町の方で16年度から実施してございましたのですけれども、この辺が平均で2,700万円ほどなくなるということになりますので、その辺を充てて医療費の無料化財源ということで、そちらの方ということでござ

います。あとは、今後の各経費の縮減を図るということで今後対応していくというように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 次に、公債費についてお聞きしたいと思います。時間も大分たちますもので、公債費等を含めて何点かを一気に答えていただきたいと思います。

18年度予算では7億8,722万8,000円というふうに伺っておりますが、これも財政計画の中では平成20年には10億円、平成23年には12億円と、いわゆる新町建設計画の各種事業を展開する中で地方債を活用しながらやっていかなければならない事業も数々あると思われま。しかしながら、借りる反面にその元金の返済、利子の支払い等々も同時に生じてくると思われま。その辺のところの今後の見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、人件費についてであります。確かに議員の削減、農業委員等々の削減、それから職員の不補充等々を充てるといふふうにお聞きしておりますけれども、それはそれでよろしいと思ひますが、しかし、特に職員の不補充についてお聞きしたいと思います。

これは総務課長ですか、退職者の不補充をしていきますと、例えばこの横芝光町を支える職員が今後果たしてどういうふうになるのか。つまり、皆さんはだんだん年齢が上がってくるに従って退職していくと。しかしながら、それを補充する新しい職員を入れないということは、今後のまちづくりの中でどういうふうになるのかお聞きしたいと思います。不補充がいつまで続くのか。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 先ほど議員の方から公債費の関係でまずご質問がございました。公債費につきましてはおっしゃるとおりでございます。新町建設計画の中にうたわれている財政計画の数値がおおむね右肩上がりであらうというように予測しております。

ただ、今後でございますけれども、今後予定されている投資的事業といたしまして横芝中学校の移転改築事業が、せんだっての会議等でもありましたように、計画がやや変更になっております。また、事業費の総額がどの程度になるのか、その辺によっても公債費に影響する借り入れ等はまた変わってくる。それから、栗嶋橋の橋梁のかけかえ事業、あるいは北清水長塚橋の橋梁架設事業、また今後学校給食センター等の建設も予定をされております。

こういう事業が合併当時に予定される事業としてございまして、これを、新町建設計画の

中の財政計画に起債をどのようにするかという形で含んで入れてございます。ただ、これ以外のものについては今後、17年度の決算を見た時点で乖離がいろいろ、特に投資的事業等につきましては中学校建設事業が当初は18、19年度で実施されるような計画でございました。こういうものが既にもう18年度もできないというような状況で、さらに延長される。そうしますと、こういう建設事業に付随いたします各歳入財源、当然地方債もそうでございますけれども、そういうものも計画を変えていかなければならない。こういう中でやはり全体的な見直しを早急にして対応をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 川島議員のご質問の人件費の抑制の関係でございまして、当面、職員の退職者の不補充ということで対応していくというようなことで町の方も考えているところでございます。そういたしますと、今後、横芝光町を支える職員がどういう形になってしまうのかということでございますけれども、今、定員適正化計画を町の方でも新町として策定していく予定であります。今、その辺の取り組みをしているところでございます。

合併いたしまして、効率的な行財政運営をしていくという中で、人件費の抑制というのは非常に大きなウエートを占めていくものというふうに思っております。当面は不補充ということでございますけれども、そのまま不補充というよりも、来年度はとりあえず採用計画は持っておりませんが、それから先については退職者分を、全員その人数分採用ということではございませんけれども、そのうちの何人かずつは新規の職員も入れていかなければ職員構成として空白ができてしまいますので、その辺のところを踏まえながら今後の採用計画を立てていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今の総務課長がお答えしました不補充の件でございますけれども、ちなみに、予測といいいましようか予定と申しましようか、今年度おおむね11名程度の退職の予定があると。そうした中で、雑駁に試算させてもらいましたところ、それで年間9,834万2,000円の削減がなされる。そういった中で先ほどの不補充の部分で今後のことも考えるからということで、例えば10人退職なされれば3人ぐらいの補充はしていかなければならないのかなと。先ほど総務課長が答弁したとおり、18年度については募集はしておりませんので、

来年度以降、そういうような形で順次純減を達成させながら適正な人数を補充していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 財政面については、これほど時間がかかるとは思いませんでしたので、いわゆる中学校建設も含めた普通建設事業、それがこの前の建設委員会の中でいろいろまた再考されているようでありますので、その辺のところの事業内容とか総事業費等も加味しながら、答弁ですから加味しながら、これからの当町横芝光町の建設事業を、継続している事業をストップすることなく継続して行っていただきたいと思います。

福祉と国保の課長さんもお待ちのようですので、今回の無料化は、要するに今までの自己負担分の3割を一般財源で補っていく、残りの7割分については国保会計から充当すると、そういうふうな解釈でいますけれども、特に福祉課長にこの前説明していただいた資格の問題ですしね。

横芝光町に住んでいても国保に入っていない人は対象にならない、逆に横芝光町に住んでいなくても横芝光町の国保に入っている人は対象になる、頭が余りよくないもので簡単にそういうふうに解釈いたしましたけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 川島議員のただいまのご質問でございますけれども、国民健康保険法第116条の2、この前ご説明申し上げました町の助成事業の中で、要するに横芝光町に住所がない方、これは例えば病気だとかそういうもので他市町村の病院等に入院もしくは施設に入る、そういうことにより住所をほかに持っていらっしゃる方については、横芝光町の医療保険の方でその医療分を持たなければいけないということになっておりますので、当町に住所がなくても、たまたまそういう小学生であれば負担分についてはこちらで負担すると。

ただし、横芝光町の中の施設、病院等にほかの市町村から来て入院していると。これも先ほど言いました国民健康保険法第116条の2の住所地特例というものがあるんですけれども、それに基づいて、町内に住所は持ってきてあるけれども、もともとの市町村で医療費を負担するという規定の方については、住所がここにあっても当町の助成事業の対象にはならないということでご理解願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） そのような説明で少しはわかりかけました。

住民課長にお伺いします。

そうしますと、国保税という観点からいきますと、例えば資格証明者という方が何名かあると思われませんが、その人の対応についてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。例えばそういう資格証明者の人も全額無料になるのかということ、それと、通常の個人負担分の3割を償還してくれるのか、それともそういうのは支給対象外として支給はしないのか、そういうことをお伺いしたい。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） ただいま住民課長ということでしたけれども、資格証明の受診については福祉の方で一応考えておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

資格証明で受診した場合は、一たん10割、全額を医療機関の方に払っていただくことになります。この場合は、要するに保険に適用になるかどうかの判断というのがまだできない状態ですので、国保係の方にこういう医者にかかりましたと、これだけかかりましたという申請を出していただきまして、その時点で国保の方で保険に該当する受診なのかどうかという判断をいたします。保険に該当するという判断であれば7割は国保の方で、残りの3割は通常個人負担となるわけでありましてけれども、この3割分について保険の該当になるということであれば、今回の制度で3割分についても町の方からお返しすると。要するに、かかっただけすべて資格証明で受診した方にお返しするという形になるかと思えます。

国保の方に申請を出した時点で保険該当にはならないという受診であれば、まことに申しわけありませんけれども、その分については国保からも出ないし、今回の制度からも出ないというようにご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） わかりました。

対象になった場合に、一時立てかえるわけなんですけれども、立てかえて果たして本人のところどのくらいで返ってくるのか。それが1点と、ちょっと時間がありませんもので、あとは住民への説明、つまり無料化になるということで皆さんはもうそういう話で頭に入っていますので、すべてが無料になるというふうに認識している人も少なくないと思います。したがって、今回それを取り組むに当たっての住民への説明というのをどのように今後していくのか、それも兼ねてお伺いします。

それともう一点、今度は健康管理課長に。

無料化というのは一つの手段であると思います。疾病の早期発見、治療の促進、それから住民1人1人に健康の大切さを認識してもらって、日常生活を送れるよう健康教育・意識啓発が大事となると思われます。そのために、保健・医療・福祉の連携が今後さらに大事になってくると思うし、総合的な取り組みが求められてくると思われますが、健康管理課長にその辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 受診されてから受診したお金が戻るまでの期間ということでございますけれども、通常ですと、先ほど最初に町長の方からありましたように、例えばレセプト関係が2カ月後に来るというようなことで、その確認をするのに基本的に2カ月くらいかかってしまいます。その後いろいろな手続ということで、実際に受診してから3カ月くらいの日数がかかってしまうのではないかと考えております。

それと、先ほど来お話の中で出ていますけれども、今回の制度で医療費助成が受けられる分というのは、あくまで保険適用になる分と。保険の適用にならない分については、今回の制度でも助成ができませんということをご理解願いたいと思います。例えば歯の治療だとか、結構保険適用外の治療というのがあるということですが、保険適用外の治療については、今回の制度では対象外ということをご理解願いたいと思います。

それからもう一つ、この間の協議会の中でもご説明申し上げましたけれども、ほかの制度で補てんが受けられる場合、これも助成の分から除かせていただくということをご理解願いたいと思います。

それと、PR方法、これはもう既に町内の各小学校を通じましてパンフレット、それから申込書、申請書を配付してございます。この書類を見ていただければ対象となるもの、ならないものが一応出ております。それとあと、広報の方にも間もなく掲載予定でございまして、それをごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 川島議員のご質問でございますが、町といたしましては、子供たちに予防接種だとか乳幼児の健診等を行っております。きのうの椎名文雄議員の質問にもありましたように、出生率も低下しております。子供たちは町の宝だと思っております。健康管理課の指導といたしましては、ささいなことであっても医療機関で診てもらうような指導をしておりますので、医療費の抑制とはちょっと異なるかもわかりません。その結果、

先ほど町長の答弁でもありましたように、疾病の早期発見・治療によりまして抑えられる面があるかと思えます。うちの方としては、何か変わったことがあれば医師の診断を受けるように指導しておりますので、抑制とはちょっと異なると思えますけれども、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） あと5分弱であります。したがって、まだまだ聞きたいことはあるんですけども次回ということで。

先ほど財政の方を細かく聞きました。それで、この場合には財政と国保会計両方が無料化を支えていく一つの柱ということで認識しております。したがって、総医療費が上がる、つまりお子さんだけがかかっているわけではなくて、そこには高齢化ということもあります。その辺のところを含めた国保事業を展開していただきたいと思えます。

特にその中で、今1億5,000万円ほどの基金ということで、その基金の先も余りないということなので、特に要望として特別調整交付金、つまりそれは健康管理課長が今までおっしゃられたようなことも含めまして、やはりそういう健康の維持・増進事業をさらに拡大して積極的に取り組んでいただくことによってそれを上に提出いたしまして、そういう特別の調整交付金をさらに捻出できるような取り組みをしていただきたいと思えますが、お考えをお伺いします。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 今後の特別交付金等の獲得に際しましてのご質問でございます。

さきの全員協議会でもお話ししましたけれども、ただいまの基金が1億5,000万円、また平成17年度決算の繰越金が約2億6,000万円、合計4億1,000万円ほど現在財源としてあるわけでございますけれども、なるべく基金につきましては取り崩さずに繰越財源を充当しまして、また、この特別交付金というのは、旧横芝町におきまして平成16年でしたか、たしか税収の収納率が2.4ポイント上がったために初めて1,300万円ほど獲得できました。今後も税務課と連携しながら収納率対策、これが一番判断材料になるようでございますので、そういったものを含めまして、こういった特定交付金の獲得に努めていきたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） それでは、時間も来ましたので最後に。

いずれにしても、横芝光町としてスタートしたわけでありまして。すべての面において

慎重に、これから財政運営も含めまして取り組んでいっていただきたいと思います。その意味で、最後に町長にお考えをお聞かせ願いたいと思います。つまりどういうことかといえば、横芝光町の輝かしい未来に向けてのまちづくりのために何点かを要望しておきたいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

1つ、旧町意識を早く排除し、全面的視野に立ったフレッシュな町政の展開のため、住民相互の融和と理解を深めるための事業を検討していただきたいと思います。

2点目、役場と住民の意思の疎通を図り、緊張とスピードのある体制、特に住民の要望に対しては速やかに対応していただきたい。できることについてはいつごろできるのか、できないことについてはなぜできないのか。

3点目、財政の健全な運営を堅持するために行財政改革を推進し、効率的でスリムな役場組織を目指していただきたい。

4点目、職員の主体性を引き出し、あいさつを初めサービス精神を徹底し、住民が信頼を寄せ気持ちよく利用できる役場を目指していただきたい。

以上、申し上げました点についてぜひ実行していただきたいと思います。

最後に町長の決意をお伺いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 川島透議員の今の大変貴重なご提言ありがとうございます。

全くそのとおりでございまして、旧町意識を払拭し融和事業を進めていく。それで、住民の要望にすぐ対応できるような組織をつくっていく。そして財政改革、それと役場の中の職員のあいさつの問題、やはりこの中の明るさの問題、すべてそういうものを網羅しながら、今後とも、特に融和事業の問題、また財政改革の問題につきましては議会の皆さんとも相談しながらやってまいりたいと思います。

そして、最後に一言いろいろな中の総括的なお答えになるかと思いますが、先ほどの小学校6年生までの医療費の問題につきましては、やはり義務と権利、いわゆる税の公平の問題、それがまた特調につながる部分もありますでしょうし、そういうものでやはり一つ一つきっちりやっていくことがいいのかなど。それで、どうしても家庭の状況で困窮している方にとって、無理やり取るようなことはするわけではございませんけれども、そういう人たちにはそういう人たちなりの対応もございますので、そういうふうに考えていきたいと思えます。

それと、やはり行財政改革をみっちりやっていく、これは今後も断固たる決意のもとにや

っていきたくと存じますので、また議会の皆様のご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で川島透君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は10時15分とします。

（午前10時03分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午前10時15分）

永 ・ 貞 ・ 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

佐藤町長もようやく予算の執行に入り、いろいろな事業が動き出したところであります。そこで、今議会には大綱3点について質問させていただきます。

初めに、行政改革について。

役場内の改革もいろいろと進んでいるようで、総合案内等も旧横芝町から初めて来る人には大変助かろうと思います。町民が役場に来て気持ちよく用事を済ませることができること、これが行政改革の第一歩であろうと思います。まず、旧横芝町においては、行政改革大綱に基づいて年次別計画により推進してきたわけでありましたが、合併によりこれは消滅いたしました。平成17年3月29日付で、総務省より、新地方行政改革指針による地方行政への推進ということで、行政改革大綱と集中改革プラン、目標の数値化、わかりやすい指標の採用などを、平成17年度を起点としておおむね21年度までの具体的な取り組みを示した集中改革プランを公表しております。

当町は合併の真っ最中であり、当然このような取り組みはできなかったわけではありますが、山武郡内においても合併をできなかった芝山町、九十九里町等においては、17年度において集中改革プランを策定いたしましてこれを進めているようでありますが、当町においてもそ

のような取り組みをしておられるのか、初めにお伺いをいたします。

次に、ISO9001の認証取得についてお伺いいたします。

ISO9001は、品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとして、ISO国際標準化機構によって1987年に制定されました。日本では、1991年、JISとして制定されたもので、その普及は目覚ましく、企業活動に大きな影響を与えているものであります。最近、行政においてもISO9001（2000年版）等の認証取得をする市町村が大変多くなっております。行政の場合、品質とは、物でなく仕組みの質、サービスの質を意味します。各行政により品質方針を定め、ISOが規定している品質マネジメントの構築を行うことで、そのシステムの運用を通じて継続的にシステム、サービスの質を高めていこうとするものであります。

品質マネジメントとは、品質管理を実現するために必要な組織、業務の手順、そして経営資源、すなわち人・物・金をP（プラン、計画）、D（ドゥー、実行）、C（チェック、点検・評価）、A（アクション、見直し・改善）のPDACの4つを大きなサイクルに組み込み、常時改善が試せるようにすること、また、責任と権限を明確にして仕事のルールを決めてそれを文書化し、そのとおりに創造する仕組みのこと、及び目標を設定し達成状況をフォロー、評価する仕組みのことです。

この点、行政評価も同じようなものでありましようが、ISO9001は、これを継続的に改善、進めることだろうと思います。今、町民のニーズは多岐多様であり、すべてのことを満足させることはとてもできないことかもしれませんが、このような制度を導入いたしまして、町民サービス、町民満足度の向上に努めるべきだと思いますが、当局の見解を伺うものであります。

次に、新農政改革に対する町の取り組みについてお伺いいたします。

ことしの稲刈りも大体終わったようでございますが、ことしは、5月以降の日照不足により例年より収量が低いようであります。昭和44年から始まった米の生産調整は、40年近くなつた今も、食生活の変化、人口構造の変化と社会構造の変革により米余りはまだまだ続くものと思われまます。戦後の食料増産時代につくられた農業基本法にかわり、食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興をキャッチフレーズに、食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定されました。

この新しい基本法の中で、米に関する米政策大綱が平成14年12月、農林水産省省議決定され、平成16年から地域水田農業ビジョンを作成し、平成22年までに農業構造の展望と米づく

りの本来のあるべき姿を構築というものであります。これは、前回の再質問の中でも申し上げましたけれども、今までの個人経営を認定農業者、いわゆる担い手と地域をまとめた集落営農に絞り、集中的に支援をしようというものであります。

旧横芝町においても、横芝町水田農業推進協議会を平成16年4月に制定いたしまして、一応形式的に地域水田農業ビジョンを策定しております。これを策定しませんでしたと産地づくり交付金が交付されませんので、旧光町においても似たような形でとったのではなかろうかと推測するところではありますが、いかがでしょうか。

本来、このビジョンは、現役の農業者を交え、議論に議論を重ねてつくり上げるものではないでしょうか。こうした末端の対策作業がなされないまま、どんどんと政策だけがひとり歩きしている現状を町はどのようにとらえているか。まず、現在策定されている地域水田農業ビジョンを町はどのように理解しているか。また、旧2町で別々に策定されているビジョンを、農協が2つのままで新町の水田農業ビジョンは立ち上げることができるかお伺いをいたします。

こうした対応のおくれた行政が数あるにもかかわらず、来年度からは、30年来国が指導してきた生産調整を農業者・農業団体の主体にかわり、主食の米から国が手を引く、いわゆる小泉内閣の官から民への農政版であります。こうした中、平成19年度産から、水田におきましても米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されるわけですが、これに加入する、しないにかかわらず生産調整は続くものと思われま。19年度からはどのような仕組みで生産調整を決めるのか。秋の収穫が終わりますと、農家は来年度の種もみの手当て、肥料の注文と年内に来年度の計画を決めなければならないので、行政としての指針を早く出すべきと思うが、当局の見解をただすものであります。

それから、19年度から始まる品目横断的経営安定対策に適用される認定農家、営農組合はほんの一部だと思います。それ以外の農家の中で高齢化や農業を継ぐ後継者がいない家がたくさんあるわけで、今まではいわゆる担い手と言われる方々がこの耕作を引き受けて耕作されてきたわけですが、この方々ももう限界に来ているものと思われま。

前回の議会において、当町の農業の所見について町長から、厳しい環境の中ではあるが、当町の基幹産業は農業である、農業にいろいろな政策を講じながら一層の農業生産の向上を図りたいという大変心強い回答をいただいております。

今、国が進めている担い手への土地集積、それができない者は集落営農をつくれ、簡単に言うところのございですが、担い手への土地の集積というと、小農切り捨て大農奨

励というような感じもするし、小農は営農組合をつくれと言うが、営農組合は財布の中身まで一緒にしろというような政策で、こういう政策ではなかなか農家の理解が得られないと思います。こういう現状の中で、横芝光町の3,000町歩に近い農地を守っていくにはどうすべきか真剣に考える時期だと思うが、当局の見解をただすものであります。

以上、農政について4点、現状の水田ビジョンをどう考えるか、新町の水田ビジョンをどのようにつくるのか、来年度の米の生産調整はどのような形になるのか、後継者がいなくなる農地を守るにはどのような対策をするのかお伺いするものであります。

次に、中学校建設についてお伺いいたします。

横中建設事業も長い紆余曲折を経て、ようやく建設の運びとなったわけではありますが、まだまだ完成までにはいろいろと大変だろうと思います。最初の敷地問題では、予定地がBランの飛行航路の直下にある点で前々回の町長選の論点にもなり、議会改選後の協議により町民アンケートを募り、現在の位置に決まったわけではありますが、前の位置に内定したときには実際に飛行機が飛んでいなかったので実感がわかなかったわけですが、実際に飛んでみると、やはり飛行直下は避けて正解だったろうと思います。私のところは、通常の線より200メートルぐらい離れることになっておりますが、実際に飛んでいるのは真上であります。飛行機の腹しか見えません。尾翼の会社のマークも見えないので、今飛んでいるのはどこの飛行機かもわかりません。

さて、この件について初めに、今回買収した用地において大きな機械を使って産廃処理をしているようだが、何をどうしているのか、これは買収前にわかっていたのかお伺いします。

次に、敷地が決まり、プロポーザル方式、プロポーザルとは提案という意味であります。で、設計会社をインターネットで公募、9社より応募があり、これを6社に絞り、6社のプロポーザルを選定委員会で討議・検討、豊設計に絞りました。これを建設推進委員会に諮り、正式に豊設計に決定。その後は教育委員会、学校、PTA等でワークショップ、この場合は研究会・討論会だろうと思いますがワークショップを立ち上げ、すべてこの方々がいろいろなところを視察されながら学校建設について討議・検討され、方向づけされてきたものであります。

我々議員は学校の建物のことはわかりませんので、それでよいと思っておったのですが、6回も7回も視察している中で、議員は蚊帳の外かという先輩意見のもとで、議会として視察したのが、昨年いつだったか忘れましたが1回だけ安房郡丸山中学校で、こんな学校で何がよいのかなと内心思っておりましたが、これからはこのような学校がよいんだと

ということなので、それなりに自分を納得させておりました。

ところが、7月に入ってから急に、学校からの要望ということで、やはり今までどおりの特別教室型がよいので特別教室型に変更してほしいという申し出があり、先ほどの町長の報告のとおり推進委員会を2回開き、今の普通の特別教室型に決定したのであります。この2年近く、8回も9回も視察をしながら教育の専門家の方々が検討してきたのは何であったのか。我々議員は町民の皆様に報告する義務があると思いますので、正しい報告をお願いします。

イ、建設委員会の開催日、会議の内容、経費。

ロ、建設推進委員会の開催日、会議の内容及び議事録、経費。

ハ、ワークショップの方々の視察日、場所、人数、経費。

ニ、学校にかかわる各種団体の視察日と場所、人数、経費。

これは通告にはありませんでしたけれども、今までに豊設計に支払った金があるのかないのか、あれば金額。

最後に、学校側からグラウンドが狭いというお話でしたが、この敷地を決める際、町民アンケート等により町運動場との整合性を検討して今の敷地の面積を割り出したと記憶しているが、この件についてもお伺いいたしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくをお願いします。

〔11番議員 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 永・貞・議員からのまず1点目の行政改革についてのご質問にお答えをいたします。なお、行政改革については3点にわたる質問となっておりますが、関連しておりますので一括してお答えを申し上げます。

議員の質問のとおり、職員の能力開発は行政サービスの向上に必要不可欠であり、まさに職員資質の向上はまちづくりの一つの要素であると言えます。

さて、ご質問の行政改革につきましては、おっしゃられるとおり、現在国において定められた制度に従い、横芝光町行政改革大綱（集中改革プラン）として整備を進めているところであります。本行政改革大綱（集中改革プラン）は、いわば行政版のISOとも言えるものであり、町全体の行政改革を計画計上するもので、行政改革計画、定員適正化計画、職員育

成基本方針並びに職員研修計画、事務事業の民間委託の推進等、関係する町の各種計画を包括した内容とするものです。また、本大綱、いわゆる集中改革プランは基本的に毎年見直しを行い、改革の目標期間を設定し、行政改革を計画的に実現させていく内容となっております。

ご質問のISO9001認証取得についてであります。おっしゃるとおり、本来は民間企業における品質管理及び品質保全のため国際標準モデルとして国際標準化機構（ISO）によって制定されたもので、ISO9001を通じて顧客満足の提供を継続することにより、社会的信用の維持と競争力が図られると言われており、1991年以降、自治体においても各首長が競って導入し認証を取得いたしました。その後は経費の負担が大きく、現在の財政状況から判断して、住民サービスに直結する事業へ予算充当する必要性から、周辺の近隣市町においても、再度認証をして取得していない市町が出てきた現状にあります。

さらに、ISO9001はもともと国・県からの導入指導策ではなく、以前より策定指導されている行政改革大綱に今回の集中改革プランを加えることで、より充実した行政サービスの向上が図れるものであり、行政改革が実現できるものと確信しております。

したがって、現在策定中の行政改革大綱（集中改革プラン）による職員資質の向上はもとより、高品質のサービスを提供できるよう努力してまいります。

続きまして、新農政改革に対する町の取り組みについてお答えを申し上げます。

平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、重要施策の一つとして、平成19年度から品目横断的経営安定対策を導入することが明記されました。この対策は、いわば価格政策から所得政策への転換という、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法で示された政策方向を具体化するもので、これまでの全農家を対象として品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手を対象に絞り、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後の農政を根幹から見直すものです。

また、この品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在進めている米政策改革の生産調整支援策を見直し、さらに、農業政策と地域振興策を区分して農業施策を体系化する観点から、品目横断的経営安定対策の導入と同時に、農地・水・環境の保全向上対策を新たに導入することとしています。

今回の政策改革は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など我が国農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などを初め多様な構成員から成る地域農業を、担い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようとするものであります。

現在、地域水田農業ビジョンは旧町単位となっておりますが、合併の調整において、18年度中に検討することと方針が出されております。したがって、19年度から始まるこの政策に基づき、今後の地域農業のあり方等を大いに議論し、ビジョンの一体化を図っていきたいと思います。

これからの担い手の方向であります。19年度から導入される品目横断的経営安定対策の対象となる担い手は、認定農業者のうち耕作面積が4ヘクタール以上、一定条件を備えた集落営農20ヘクタール以上で生産調整達成者であり、しかも集荷円滑化対策の加入が条件であるため、小規模な担い手に対し生産調整等への参加を促し、この対策の担い手として合致するよう推進するとともに、地域農業の牽引者としてのリーダーの育成にも力を注いでまいりたいと思います。

また、担い手以外の農家への対応につきましては、作業受託組織などの利用を促すとともに、集落営農への参加を推進してまいりたいと考えております。

また、作業受託組織につきましても、植えつけ、刈り取り、耕作等、一貫した運営ができる集落営農組織として自立できるよう育成支援していきたく考えるところでございます。

あと、この問題につきましては産業振興課長の方からも補足説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、中学校建設についてでございますけれども、私どもが答えるところについては、産廃処理についての部分をお答えさせていただきたいと存じます。

議員ご承知のとおり、用地交渉の段階では、水田を埋め立てして町内建設業者の資材置き場で使用されておりました。売買契約前には、埋め立ての際に廃棄物等があるかないかを地権者に確認したところ、山砂のみで埋め立ててあり、廃棄物はないとのことであったので、地上の資材を搬出するとの約束で売買契約を締結しました。

その後、中学校建設用地の造成工事に着手した後に廃棄物があると判明したことは、町としても大変に残念なことでございます。

そして、この処理方法については、現在、県の指導を仰ぎながら、原因者の負担において適法に処理をするため、大型分別機械により分別した上、廃棄物については最終処分場に搬送処理し、砂については、土質調査及びボーリング調査の結果をもって有害物質がないことが判明しておりますので、造成区域内において再利用をするということになっております。

あと、中学校建設の設計については教育課長の方からの答弁とさせていただきます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、補足説明ということで私の方からご説明いたします。

永・議員の質問にありました経営安定対策につきましては、品目横断的経営安定対策、それから米政策改革推進対策、農地・水・環境保全対策、これが今回の経営安定対策のいわゆる三本柱ということになります。

先ほどの町長の答弁の補足説明ということで、生産調整を19年度からどうするんだということで、それについては、今申し上げた2番目の米政策改革推進対策の一つの対策ということで、新たな需給調整システムということになります。今まで生産調整につきましては、過去の実績に基づきまして国あるいは県からの配分を受けて、町から各農業者へ生産調整の配分を行っていたわけでありまして、それが今回は農業者が主体ということで、19年度からはＪＡ、農協あるいは米の流通業者と申しましょうか、横芝でいえば向後米屋さんですね、そのあたりが生産調整の方針作成者ということになります。その皆さんが地域の今までの実情、あるいは国から情報をいただけます。国・県は、今までの情報あるいは全国的な生産調整の情報等について提供してくれます。それを受けながらＪＡとそういう方々が作成者ということになりまして、各地域の農業者に配分を通達するという形になります。これが新たな受給調整システムということになります。

それから、水田ビジョンの件でありますけれども、先ほど町長から申し上げましたように、現在、横芝地区、光地区で水田農業推進協議会というのがございます。ことしは、それぞれの協議会の方針に基づいて生産調整等々が行われております。19年度からそれを一本化すべく、今年度それらの検討に今入っているところであります。今回の19年度から始まる経営対策につきましては、その水田ビジョンに取り組みまして、新たな水田ビジョンをつくっていくという形になります。

それと、担い手等を今後どうするのかということでもありますけれども、これにつきましては、国の方から先月の半ばあたりに私どもの方に説明会がございまして、それを受けて動かなければなりませんので、まだ町長の方とも相談をしておりませんし、水田協議会の方も2つに分かれているということでもありますので、全くこれは私の私案でございますけれども、まず総論的なことから申し上げますと、地域農業の将来を担ういわゆる農業経営者を確保・

育成していくために、地域・集落ごとに農業・農村の将来像を描いていただきます。その地域で話し合いをしていただきながら、地域の実情に即した担い手を明確化、共有するとともに、その担い手への農地利用の集積を基本として行っていきます。

その上で、担い手の育成につきましては、地域で明確化された農業者の認定、いわゆる認定農業者の促進、それから集落営農の組織化を基本といたしまして推進してまいります。さらには、それらの集落営農の組織につきましては、発展的な形態として法人化を目指していくような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

特に、19年度から始まります品目横断的経営安定対策の導入を控えておりますので、その対象者の確保あるいは洗い出し、それから推進、水田ビジョンの中に位置づけられた担い手の皆さんがおりますので、その中から町の方では洗い出しをいたしまして推進をしていくという形をとりたいというふうに思っております。

それから、認定者でありますけれども、認定者につきましては、認定農業者になっていない者の中に該当になるような方もたくさんおりますので、それらの方々を認定農業者へ誘導するといいたまいますか、支援をしていくという形をとっていきたいというふうに思います。

それから、現在の集落営農組織、町の中にはライスセンター等を含めて12団体ございます。その中で、今、品目横断に該当する組織は北清水しかありません。既に今月9月1日から秋まきの麦の受け付けを始めなければなりませんので、申請が始まっております。これは11月30日までに申請をするようになっておりますので、その期間中に、農業認定者を含めて指導・相談に乗っていきたいというふうに考えております。

集落営農の方でありますけれども、土地利用型、北清水がブロックローテーションということでやっておりますので、そういうような形を進める、あるいは、それらでカバーできないと見込まれるような農地・集落につきましては、今後、農家組合長会議等を開催いたしまして、来年度から始まる安定対策について説明会等を行ってきたいというふうに思っております。

農地をどうするかということでありまして、先ほど申し上げましたように、高齢化が進みまして、議員の皆さんの地域の状況を頭に浮かべていただければおわかりだと思っておりますけれども、どこの集落でも、今まで農業の担い手としてやってきた方々がかなり高齢化になっております。したがって、地域ごとに話し合いをしていただきまして、町といたしましては集落営農という形で今後推進していきたいというふうに考えております。

これは私の全くのまだ私案でございますけれども、産業振興課長としてそういうことを現

在模索しているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

〔教育課長 山本照男君登壇〕

教育課長（山本照男君） 永・議員からの横芝中学校建設につきまして、設計に着手してから現在までの建設委員会の開催、建設推進委員会の開催、ワークショップ、各種団体の視察日、視察・会議の経費等についてご質問をいただきましたので、順次ご説明をさせていただきます。

設計業務に着手した後の各種会議の開催状況でございますが、建設推進委員会は、平成17年1月12日、同年12月20日、また18年になりましてからは8月9日、9月4日の4回でございます。

第1回は、公募による設計事業者の審査が終わり設計事業者が決定しましたので、その提案内容をお示しするとともに、今後、設計作業を進める上で教職員部会、PTA部会、児童・生徒部会、行政部会等、作業チームを設置することについてお認めいただき、設計者と協議しながら進めていくこととなりました。

第2回は、作業チームでの検討結果を踏まえた原案ができた段階でございます。この原案をお示しご協議をいただきました。各部会から出されました意見を反映し、教科教室型の学校建設を目指すことが承認されました。席上、原案では野球場と200メートルトラックが重複しているのを解消してほしいなどの意見がございました。

第3回は、ことしの8月でございます。7月の半ば、教育現場である横芝中学校から、視察や協議を重ねる中で、教科教室型ではなく従来型である特別教室型に変更してほしいとの申し出がございました。今の横芝中で教科教室型の授業は無理ではないか、クラスのまとまりを大切にしたいなどの理由によるものですが、執行部内で協議いたしました結果、学校建設の根幹に影響するものであることから、中学校建設推進委員会を開催させていただき、ご協議をいただいたところでございます。

第4回は、9月4日でございます。ご協議をいただきました結果、従来型であります特別教室型に設計変更することになったところでございます。

建設委員会につきましては、設計業務に着手した後は開催されておりません。これは、設

計作業そのものが常に進行形でございますので、一定の成果があった段階、つまり原案等ができた段階で直接建設推進委員会にお示しをし、協議していただくとしたものでございます。

次に、ワークショップの開催日、場所、人数についてのご質問でございます。

教職員部会は10回開催いたしました。

第1回は、平成17年2月10日でございます。横芝中の会議室で開催いたしまして、出席者は14名、うち教職員は7名でございます。設計事務所からの当初の提案内容を示していただき、横中設計の基本的な考え方についての共通理解をしていただいたほか、先進中学校の視察先と視察日程などについて打ち合わせを行いました。

第2回は、平成17年2月22日でございます。茨城県大洗南中学校の視察でありまして、6名が参加し、うち4名が教職員でございます。

第3回は、平成17年3月18日でございます。横中の会議室で行いまして、出席者は12名、うち教職員は6名でございます。大洗南中の視察報告会を行ったものでありまして、木のぬくもりが感じられてよかった、生徒が生き生きとしている、オープンな教室と閉じられた教室が両立しているのがよいなどの意見がある一方で、隠れ場所が多く監視できない、ホームベースが狭くクラスのまとまりが作りにくいのではといった意見がありました。席上、校長からは、将来的には可能だが、現状の横中ですぐに教科教室型への移行は難しいのではとの発言もございました。

第4回は、平成17年4月20日ございまして、千葉市の打瀬中学校の視察を行いました。参加者は6名でございます。教頭先生を初め3名の教職員が参加をいたしました。

第5回は、平成17年5月31日ございまして、横中の会議室で、出席者は14名、うち教職員が8名でございます。「どんな教育環境を目指すか」というテーマで、横中の残すべきところ、横中の改善すべきところ、教科教室型の先進校の参考にすべきところ、教科教室型先進校の問題点などについてグループ討議を行ったところでございます。

第6回は、平成17年6月20日でございます。PTA部会と合同で南房総市の丸山中学校の視察を行いました。教職員3名、PTA7名のほか、教育委員の皆様にもご参加をいただきました。

第7回は、平成17年8月30日でございます。会場は横芝中の会議室で、教務主任との打ち合わせを実施いたしました。内容は、各教科の時間配当と教室数、教科担任数と教室数、学級数と教室数の関係について話し合いを行ったところでございます。

第8回は、平成17年10月11日、横中の会議室でございまして、出席者は13名、うち教職員が8名でございます。新しい子供観、新しい教育観、新しい学校観について話し合っていたほか、丸山中学校の視察報告会が行われました。席上、生徒が教室に閉じこもらず居場所が用意されている、学習課題が教科ごとに用意されていて生徒が自主的に取り組める、生徒指導は意識改革で乗り切れるのではないかと、ホームベースがある程度広くてよかった、でも横中の人数でどうか不安などの意見がございました。

第9回は、平成17年12月2日でございまして、文化会館の視聴覚室で、参加者は11名。この回は教職員とPTAの合同で行われました。学校からは教頭先生が、またPTA4人のほか教育長も参加し、「自ら学べる学習空間とは」というテーマで、これまでの教職員部会とPTA部会の意見交換が行われました。

空間の変化や選択、居場所につきましては、学校を居場所とすることができる学校運営、子供によって集中できる場所が違うので多様な空間が必要、教科教室型の場合、生活の場としてホームベースが重要である。教育というくくりでは、教科センター方式は勉強仲間がくれる、クラブ仲間、クラス仲間とともに育つ。学習の雰囲気・掲示・展示につきましては、先生方が工夫できる空間や展示できるスペースがあればよいが、今の特別教室型ではそれができない、他の学年の様子が見える空間が必要ではないかなどの意見がございました。

横中の特徴を生かすものといたしましては、部活動とクラスのまとまりのほか、少人数で効果の上がる学習、複数の教師による指導などを模索中で、教師の創意工夫の余地を持たせたいという意見もあったところでございます。

教科教室型の丸山中学校の視察後の印象では、学習や生活の場を生徒みずから選択できる空間が用意されている、教師コーナーがうまく活用されている、ホームベースにクラスごとの雰囲気が出ているなど、総じて肯定的な意見がございました。

第10回は、平成18年5月30日でございまして、横中の会議室でございまして。出席者は16名、うち教職員は8名でございます。予備設計の進捗状況を説明するとともに、学校側の意見を伺いました。席上、野球グラウンドとトラックが重複していること、100メートル走路は校舎側がよい、小さな部屋をふやしてほしいなどの要望がございました。また、6月中に教科担任とのヒアリングを実施することになりました。

PTA部会につきましては、6回開催いたしました。

第1回は、平成17年2月12日、横中の調理室でございまして。PTA役員会の席をおかりしての実施となりました。役員20名以上が出席しておりまして、設計事務所から技術提案の内

容を説明し、新しい横中のイメージをつかんでいただきました。また、今後のスケジュールについての打ち合わせを行いました。

第2回は、同年5月27日でございます、場所は横芝公民館でございます。参加者は14名、うちPTA関係者が8名でございます。「みんなに親しまれる学校とは」というテーマでグループ討議を行いました。

第3回は、同年6月20日でございます、教職員部会、教育委員さんと合同で丸山中学校の視察を実施したところでございます。PTAの関係者は7名でございます。

第4回は、平成17年7月5日でございます、横芝公民館で、参加者は11名、うちPTAは5名でございます。「開かれた学校と安全な学校をどう両立すべきか」をテーマに話し合わせ、また、丸山中学校の報告会も行われました。安全を考慮し死角をつくらない、地域で見守る体制をつくる、学校の周囲に遊歩道を整備する、部活動や学校内の様子が見えるようにするという意見が、丸山中学校の感想では、開放感があり生徒の居場所が多かった、与えられる学習ではなく自主的な学習スタイルが身につく、生徒と教師の情報交換がしやすいなどの意見がございました。

第5回は、平成17年9月2日に横芝公民館で行われました。参加者は10名、うちPTAの関係者は4名でございます。どんな施設にすべきか、また学校のトイレについて話し合っていました。学校が外から見えるようにすることで防犯につながる、水飲み場の設置は重要である、今の横中のよいものを引き継ぐなどが、トイレにつきましては、安心して用の足せるトイレ、一息つける空間に、デリケートな年ごろなので気を使った設計を、生徒にアイデアを出してもらうなどの意見が出されました。

第6回は、平成17年12月2日でございます、文化会館視聴覚室で、参加者は11名、教職員と合同で行われました。先ほど教職員部会の項目でご説明したところでございます。

次に、地域部会でございますが、坂田地区と水田耕作者の皆様約20名にお集まりをいただきまして、説明会を2回開催いたしました。地元からは、建設によって直接影響のある農業用水路の改修要望があったほか、大総新道側に消火栓の設置をしてほしいという要望、坂田池に汚水を流さないでほしいというような関係の要望がございました。

また、このほか、学校建設を専門に研究されております東洋大学の長澤教授との懇談会も開催いたしました。平成17年8月8日、横芝公民館でございます。当日の出席者は町長、助役、議会の民生文教正副常任委員長、教育委員全員、PTA部会から3名などでございます、「新しい横中についてみんなで考えましょう」というテーマで話し合いを行いました。

次に、視察関係と会議に要した経費についてでございますが、視察につきましては大洗南中学校、千葉市立打瀬中学校、丸山中学校など合計9回、延べ90人が視察を行いまして、経費につきましては、視察先の手土産、車の借り上げ料と、昼食代等を中心に24万5,184円でございます。そのほか、会議にかかわる経費につきましては、建設推進委員会が4回でございます。委員報酬とお茶等の提供でございまして、40万5,889円でございます。視察以外のワークショップ関係は18回ございまして、お茶等を提供いたしまして、この額が1万1,520円でございます。設計作業着手後の視察及び会議に関連した経費の合計は56万1,883円でございます。

なお、先ほど豊建築事務所へ払った経費は幾らかというご質問がございました。今、ここでお答えできるものとしたしましては、平成16年、平成17年度にそれぞれ予備設計を行っております。その予備設計の額が2カ年の合計で987万円と記憶しております。

次に、運動場とグラウンドの整合性についてのお尋ねがございました。

ご指摘のように、平成15年8月、横芝中学校の建設場所につきまして横芝町の全世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果を受け、坂田池公園隣接地に変更されたということでございます。アンケートの中には、公園内のスポーツ施設が有効利用できるのということが多く意見として寄せられたところがございます。

スポーツ施設の関係でございますが、野球場は、平日の定期利用がございませんので、学校の部活動で利用が可能な状況でございます。土曜日・日曜日は少年野球チームなどが利用しておりますが、毎週ということではございませんので、少年野球チームの利用がなければ中学校の野球部が利用可能な状況でございます。

陸上競技場につきましては、平日の定期利用がないため、サッカー部と陸上競技部のいずれかが利用可能な状況でございます。土曜日・日曜日は町内のサッカーチームの活動や大会等のイベントが行われない場合において、中学校のサッカー部または陸上競技部のいずれかの利用が可能な状況でございます。

テニスコートにつきましては、6面ございますので、平日の一般定期利用があるものの、横中テニス部と並行利用が可能でありまして、現実には、公園内のテニスコートを利用して部活動が行われているという状況でございます。土曜日・日曜日も、大会等で利用ができない場合を除きまして、横中テニス部の利用が可能な状況でございます。

整理いたしますと、社会体育施設ではございますが、平日は一般の方の利用が少ないので、野球部が野球場を、サッカー部または陸上部が陸上競技場を利用することが可能となり、サ

ッカー部または陸上部の一方が校庭を使用することにより部活動が展開できるものと考えられ、またテニス部は、一般の利用と並行してテニスコートの利用が可能な状況でございます。

土曜日・日曜日につきましては、社会体育施設として一般利用者への施設開放を優先的にを行い、一般利用者が利用されないことが事前に確認できる場合のみ、中学校の部活動での有効利用を図りたいと考えております。

なお、新しい中学校のグラウンドの使用形態も、今後の授業カリキュラムの変更等によりさまざまな利用が考えられますので、できるだけ広い面積を確保でき、有効利用できることが望ましいことは論をまたないところでございます。

以上、これまで各作業部会等で検討されてまいりました状況等についてご説明をさせていただきました。

〔教育課長 山本照男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） 議長、若干時間をいただけるでしょうか。

議長（伊藤良一君） 時間延長はだめでしょう。

11番（永・貞・君） だめですか。じゃ1点だけ。

最初の行政サービスの件で、今、公務員の不祥事が全国的に非常に問題になっておりまして、当町の職員の皆さんは優秀な皆さんでございますので、そういうことはなからうかと思えますけれども、当町においては罰則規定があるのかないのか。

それからもう一点、町長はホームページの件を強力に説明しておられましたけれども、ホームページの中で8月20日に掲載されました去年の10月の国勢調査のことでございますけれども、私が調べる中でちょっと見たら数字が違っていたんです。職員に電話しましたらすぐ直しましたけれども、これはこれでいいですけども、実際の人口と国勢調査のあれがすごく違うんですね。先ほど交付税が非常に少ないということでありましたけれども、統計の人口が2万6,562人、2万5,980人、差が582人あります。それから、世帯数でいうと今のあれと855世帯違うんです。若干違うのは当たり前だと思うんですけども、これはどういうあれなんですか。それと交付税との関連はあるかどうか。その2点だけお伺いします。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 今、公務員の飲酒運転というか、その辺のところは連日のようにテレビ・新聞等で報道されているところでございます。当町におきましても、庁議の中で、

飲酒運転等の交通違反のないようにということで職員に周知をしているところでございます。

それで、今、罰則規定が設けられているかどうかということでございますけれども、今、横芝光町では、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、そして職員の懲戒処分に関する基準等を定めまして、この基準によって不祥事等があれば対応していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 確かに、永・議員おっしゃるように、国勢調査、交付税の関係だけについて申し上げさせていただきます。

12年の国勢調査に比べて17年の国勢調査では739人ほど減っております。この交付税の測定単位として人口というのは大きな要素を占めます。ということで、それに基づいてのそれぞれの計算というのは今すぐこちらでお示しできませんけれども、確かに、この測定単位を算定の基礎等かなりの費目で使っております。そういうことで大きな影響が出るなというように認識しております。

以上でございます。

11番（永・貞・君） 時間を延長しましてすみません。以上で質問を終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で永・貞・君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分とします。

（午前11時17分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午前11時30分）

杉 森 汎 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

杉森汎君。

〔9番議員 杉森 汎君登壇〕

9番（杉森 汎君） 議長のお許しをいただきまして、大綱4件質問させていただきます。

横芝光町が去る3月27日に合併し、はや半年が経過しようとしております。この間、佐藤

町長におきましては、当選以来公約実現のため日夜努力しておられますことに、衷心より感謝と敬意を表するものであります。特に、黒塗り高級車である町長車の廃止、この10月からは全国自治体でも先駆けとなります小学校6年生以下の医療費無料化あるいは町長の報酬カット、助役・収入役を置かず、今までの首長では実現不可能な業績であり、高く高く評価するものであります。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

1点目、坂田城址梅林保全のため補助金の上乗せができないか。

坂田城址梅林については、2月から3月にかけて白、ピンク、赤と淡い香りの漂うすばらしい景観を醸し出しており、一昨年に朝のNHKで報道され、以降またラジオ・雑誌等でもたびたび紹介されており、県内外より多くの観梅客が来所しており、まさに千葉県でも有数の梅樹団地として脚光を浴びておりますことは、私から申すまでもなく、皆さんご存じのことと存じます。また、一昨年からは観光協会主催の梅まつりも開催されており、ますます梅の名所になりつつあります。

そういう中、近年では梅の売上減少が続いており、生産者の中では採算が合わず伐採したり、あるいは荒廃したりと、この保全対策が叫ばれておりますのが現実のようであります。その対策の一環として、現在、町では梅林組合補助金として防除材料の2分の1、45万円を予算化し補助しておりますが、この貴重なかつ町の財産である梅林団地保全のため、反当たり3万円ぐらいの上乗せ補助ができないかお伺いするものでございます。

2点目といたしまして、このたび合併で町立病院となりました東陽病院の運営について。

医師不足の解消、赤字解消の策は。救急対策は。東陽病院は現在は、救急病院ではありません。

3点目、山武郡市内病院の医師獲得について。

大網、東金、成東各病院の医師獲得に各首長で小委員会をつくり、地域一体で確保を目指すと思いますが、町立東陽病院はどうか。上記病院の救急体制は。これは、NHK特番で放映されたことに興味を持ちまして質問させていただきます。

4点目、中央病院建設について。

横芝光町もこの病院には参加しております。5年後の完成を目指して丘山台に建設の予定ですが、本当にこの病院が必要なのか。建設地の変更はできないのか。現在の公立病院の内容を充実してからではどうか。現在の東金病院、大網病院、成東病院、東陽病院の医師の確保はどうするか。予算165億円等のことですが、当町の負担分は幾らになるのか。

以上4点を質問いたします。

〔9番議員 杉森 汎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 杉森汎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 杉森議員のお褒めの言葉、大変ありがとうございます。大変力強く思いました。

それでは、壇上からの大綱4点にわたるご質問について答弁させていただきます。

まず、坂田城址梅林への補助についてのご質問にお答えいたします。

現在、議員おっしゃられたように、梅林組合には害虫による生育妨害を防ぐため、性フェロモン剤を利用したスカシバコンという生育防除剤の補助と、梅林防除費として各種殺虫剤や生育のための各種ホルモン剤等の補助金として45万円を補助しております。ほかに、町の農業振興会から梅林部会運営費として17万円、合わせて62万円の補助を行っております。

しかしながら、ご存じのように、坂田城址の梅林は県内最大ということでございまして、それこそおっしゃられたとおりNHKでも取り上げられたり、観光資源として重要な位置づけにございますので、それ以上の補助についても検討する余地はあるかなと思っております。ですので、この資源を守るための補助としていろいろな角度で考えてみたいと思っております。町観光協会などの関係団体あるいは県やJRなどの関係機関のご協力をいただきながら、県内外にPRしていきたいと思っておりますし、今後も一層の保護・保全に努めてまいりたいと思っております。

そのような中、来年の2月から4月にかけて、県とJR6社による全国観光キャンペーンがございまして、デスティネーションキャンペーンが展開されますので、その期間中には多くの観梅客を迎えたいと考えており、そのための整備をまず今検討しているところでございます。さらに、当町にとって貴重な観光資源としての位置づけを保たせるためにも、今後いろいろな検討を課題として施策を考えてまいりたいと考えます。

次に、2番目の東陽病院の運営について、3番目の山武郡市病院の医師確保についてであります。双方関連がある医師不足の問題でございまして、一括してご答弁させていただきたいと存じます。

まず、医師不足解消及び山武郡市内病院（公立）の医師確保についてであります。山武郡市内の公立病院においては、山武地域医療協議会という組織の中で一体となり確保を目指

しておりますが、東陽病院は、医師会の問題もあり山武地域協議会には加盟しておりません。したがって、単独で医師確保をしていかなければなりません。

現在の状況は、内科医が4名、外科医が2名、整形外科と婦人科が1名ずつの計8名の常勤医師が勤務しておりますが、療養病床や在宅の患者が増加していることから、内科医が不足している状況にあります。また、高齢社会において、リハビリ関連の整形外科科目は必須であり、1名体制では限界があります。千葉大学の医局へは要望をしておりますが、現在、大学の医局員も減少しており派遣できる体制にはありませんので、広告機関等を活用し医師の確保に努めておりますが、今後も継続した医師確保対策を図ってまいりたいと考えます。

次に、赤字解消であります。昨日の椎名議員にも申し上げましたとおり、経営改善の委員会を立ち上げた上で、町民の声をよく聞きながら改善計画を立てるとともに、いま一度、病院職員一同が経営に対する意識改革を図っていただくことも重要な要素と考えております。また、改善計画の主な内容としましては、診療科目の見直し等が大きなポイントになると思われ。いずれにいたしましても、赤字脱却は一気にはなし得ませんが、むだを省き、節約できるものは積極的に見直しながら、日々努力していくことも大事だと考えております。

次に、救急対策であります。東陽病院は現在、救急病院の指定を受けておりますが、二次救急当番日以外の夜間・休日は医師が1名体制となっており、診療科によっては受け入れができない場合があります。常時2名体制にするためには現在の2倍の医師が必要となり、経営的にも非常に厳しくなりますので、十分に検討をしていきたいと考えております。17年度の救急車の受け入れ件数は334件でありました。

また、山武郡市医師会管轄内の二次救急当番は、休日のほかに、成東病院が幹事病院となり夜間、内科系・外科系が年間を通じて輪番制で行われておりますが、現在は内科医が非常に少なくなっているため、内科系の受け入れができない場合が多いと伺っております。

続きまして、中央病院建設についての質問ですが、中央病院建設は、山武地域の医療過疎の解消、救急医療体制の確保、大網・成東・東陽病院を含めた病院の効率的な経営を目指しており、必要なものと考えております。

また、建設地の変更につきましては、昨年8月3日開催の山武地域医療センター基本計画策定委員会で決定されており、ことしに入り7月13日に関係市町長会議が開催され、山武市長より設置場所の変更についての質問がありましたが、設置場所は合併前の9市町村長の決定事項であり、変更できないことがこの会議では確認されております。

次に、現在の公立病院の内容を充実してからとのご質問ですが、山武地域医療協議

会で小委員会を設置し、地域一体での医師確保を目指しております。

最後に、中央病院建設の当町の負担分についてはとのご質問でございますが、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたが、中央病院建設費用は約165億円で、このうち補助基準による国・県の補助は約23億円程度と見込まれ、約142億円が必要となる見込みであります。またなお、県の上乗せの補助の額によって構成市町の負担も変わってくるのが予想されます。

したがって、現段階では負担額、負担方法などは示されておりませんので、決定次第皆様に協議をさせていただきたいと思っております。

そうした中に、この中央病院の建設、山武医療センター方式についてはまだまだ紆余曲折があるのかなというところが実感でございます。

以上、壇上からのお答えをさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 杉森汎君。

9番（杉森 汎君） それでは、町長に何点が質問させていただきます。

坂田城址梅林の話なんですけど、これは農家の皆さんが栽培している梅をただ借りのような状態でやらせてもらっている状態なのですが、町としては観光資源としてはどう思うのか。

それと、梅林耕作者に元気づけということで3万円という金額を出したのですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） この梅林をどう思っているかということについては、先ほどお答えしましたとおり、当町にとって大変貴重な観光資源として私も思っておりますし、町全体もその認識はあるかと思っております。

そうした中に、先ほど来の財政的な問題もかんがみながら、その辺のところについては、今後やはり梅林耕作による収入の問題かと思うんです。そうした中に、やはり梅林からほかの農作物に変更されてしまっただけでは、梅林公園といいましょうか、梅林公園が観光資源にならなくなってしまうのではないかというご心配の中から、杉森議員がおっしゃられているかと思っております。その部分もかんがみながら検討をしてみたいと思っております。今もうちょっと、いましばらく、ここで結論を出せるかどうかというのは微妙なところなんですけれども、そういうような助成もこれはいたし方ないのかなと、そんな中でちょっと内部で検討させてもらいながら、梅林農家の皆さんに補助がどこまでできるのか検討させていただければと思

ます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 杉森汎君。

9番（杉森 汎君） 町長に伺います。

この2番、3番、4番の質問の中で、山武郡内の首長会議で小委員会を立ち上げて医師の獲得を目指すというわけですが、この中で東陽病院も将来的には医療圏に入るわけだと思えますが、どこから医師を募るのかということと、東陽病院がいつごろ山武医療圏に入れるのかという質問をとりあえずします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 大変難しい答弁を迫られているのかなという気がしますけれども、まず医師の確保については、今、千葉大の医局にお願いをすべてしております。成東病院にしましても、東金病院にしましても、私どもの東陽病院にしてもそうなんですけれども、いかんせん、今、千葉大の医局に、余っていると云ったら失礼ですけども、回せるお医者さんがだれ一人いないという現状がありまして、私どもの聞くところによりますと、年間数千人規模でお医者はこの日本にはふえているんだと。そうした中で、いろいろな制度の変更並びに医師不足がここのところ非常に鮮明になってきてしまっていると。専門家の話を聞きますと、特に東北ですとか、その辺の医師不足というのはこの辺の類を見ないものがあって、まだ恵まれているんだよというようなことを言われてしまいますと、私たちは、医療の充実のために医師の確保は必ず必要不可欠なわけでございますので、そういった中からも必ずやそれらの努力をしてまいらなければならないかなと思っております。

そして、今、千葉大の医局からということであって、たまたま東陽病院の伊藤院長も千葉大の医局から来ていただきまして、千葉大に対する影響力もある程度あると伺っておりますので、院長の方にもひとつお願いをしながら、直接千葉大の方にもお願いをしながら、医師確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 杉森汎君。

9番（杉森 汎君） わかりました。

もう一つ、質問させていただきます。

救急車の話ですが、今、救急車に乗ってどこへ行ったらいいか、そういうことがそこらじゅうで起きております。旭中央病院の年間の受け入れ人数が5万9,000人、あと成東病院そ

の他いろいろな病院の公私立を合わせて、ほかの病院では年間700人ぐらいだそうです。この5万9,000人がこれからどんどんふえますと受け付け不能になると思いますが、そういうことは考えたことがございましょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおり考えたことはございます。

しかしながら、たまたま今、旭中央病院と東陽病院の医療圏の重複という観点から、比較的横芝光町の者についてはお引き受けいただけるように旭中央病院の方には私どもの方からもお願いしておりますし、東陽病院の方からもお願いをしているというような状況にあります。旭中央病院は、聞くところによりますと、もう茨城県の方からも救急車が来てしまうというような現状があるので、いきなり横芝光町の町民の皆さんの救急車がオミットされることはないのではないかなとは考えていますけれども、この辺については、本当に積極的に解決に向かっていかなければならないかと思えます。

以上です。

9番（杉森 汎君） ありがとうございます。じゃ終わりいたします。

議長（伊藤良一君） 以上で杉森汎君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（午前11時51分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午後 1時00分）

越 川 一 雄 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

越川一雄君。

〔5番議員 越川一雄君登壇〕

5番（越川一雄君） 横芝光町が合併をいたしまして、はや6カ月がたちます。町内の農家の2,300軒の皆様は、今が米の収穫時ということで大変忙しい時期でもあります。今年の米の出来高が1反歩当たり8.5俵ということで、去年の平均よりややとれないということです。米の生産者にとっても、今年もまた厳しい結果が出ました。農家や企業や商店でも、どこへ

行っても不景気、不景気との話が聞こえてまいります。景気のいい話というのはなかなか出てこないご時世でございます。ですから、行政の皆様にも一層努力をしていただき、町民の税金が少しでも軽くなるようにしていただきたいと思いますし、願うところでもございます。

私は、今議会で5点ほど質問させていただきます。

まず第1点目、国民健康保険税及び健康づくりについて。

国民健康保険税が値上げされました。町民にどのような負担になるのかお伺いいたします。

町民が健康であれば健康保険を利用することが少ないわけでありまして、町としてどのような町民健康づくりを行ってきたのかお伺いします。また、これから先どのような企画を考えているのかお伺いいたします。

2点目、敬老会について。

敬老会の一つ行事の中に、旧光町では50年間夫婦ともに仲よく暮らしてきた人に金婚式という形で、その場で表彰あるいは記念品、お祝いの言葉と、こういう企画があったのですが、敬老会が何か記念品だけ渡して終わるような方法になったということで、金婚式というものこれからどのような形になっていくのか、これをお尋ねいたします。

3点目、冠婚葬祭における町の対応についてお伺いいたします。

旧光町では、町内の葬儀について町長等が赴き弔意をあらわしていただいたのですが、新町の対応についてお伺いします。

4点目、産業廃棄物処理会社の進出に係る現状及び対応について。

光工業団地内に建設中の一般廃棄物処理会社の現在の状況、また、光地区谷中に申請が上がっている廃棄物処理会社についての行政の指導、地域の皆さんに対しての周知をどのような形でしているのかお伺いいたします。

5番目、JR横芝駅の名称変更ですけれども、横芝光町となりまして、ぜひとも横芝光町駅と変更してもらいたいというのが、旧光町の町民の声ではないかと思えます。これもまたJRの方では非常にお金がかかるようでございますが、飯岡駅なども旭市になってもそのまま残っておりますし、横芝駅という名前だけではちょっと……、我々は横芝光町にしたいという希望が大きいものですから、JR横芝駅の名称変更について行政としてはどのように対応していくのか。

この5点についてお聞きいたします。よろしくお願いたします。

〔5番議員 越川一雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川一雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、大綱5点について越川一雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険税及び健康づくりについてのご質問にお答えします。

初めに、国民健康保険税の値上げによる町民負担についてですが、国民健康保険は、当町でも約70%の世帯が加入しており、国民皆保険の根幹をなす重要な地域医療保険でございます。18年度の国保税につきましては、合併協議の中で、被保険者の急激な負担増にならないように、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを行った上で、合併のメリットを生かし、単独で国保運営をした場合よりも低い税率で決定させていただき、去る4月の臨時議会等で専決処分の承認をいただいたところであります。

税率につきましては、医療分は所得割が100分の7、資産割が100分の30、均等割が1人2万円、平等割が2万5,000円、介護分については所得割が100分の1.5、資産割が100分の6、均等割が9,000円、平等割が6,000円となっております。この結果、被保険者の負担額は、7月本予算の調定額で1世帯当たり17万3,000円となり、17年度と比較して税額で1万7,000円、率で10.8%の増となっております。これは、医療費が年々増加している現状において健全な国保財政を維持していくために、やむを得ない負担額に抑えた上で税率を決定したものでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、健康づくりについてでございますが、当町における町民の健康づくりについては、乳幼児から高齢者までを対象とした健康相談事業を初め、乳幼児健診、成人健診、健康教育等、年間を通じた保健事業を行っております。

乳幼児関係では、乳児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診等を実施しており、身体測定や内科・歯科診察を行い、健康状態や視覚、聴覚、虫歯などの健診のほか栄養相談などを行い、乳幼児の健康づくりに努めております。成人関係については、各種がん検診、基本健康診査等を行い、疾病の早期発見に努めてきたところでございます。

また、健康教育関係では、生活習慣病の予防を図るための食生活改善事業、健康教室、健康相談を行うほか、日常生活を活動的にするため、機能訓練や転倒防止教室等を実施してまいりました。

次に、これから先どのような企画を考えているのかというご質問でございますが、今後、現在実施している事業の内容の充実を図るべく、また新たに検討もしてまいりたいと考えて

おります。

次に、敬老会についてでございますけれども、継続はどのような形になるのかというお尋ねであります。今議会冒頭の政務報告でお話いたしましたとおり、旧両町の参加実績から考えますと約1,200名程度の参加者が見込まれます。

この人数の収容場所、またそこまでの交通機関の問題など、従来と同様に開催するにはいろいろと問題があると見込まれるため、今年度は75歳以上の方への記念品の配付と、あわせて100歳以上の方にはさらに別の記念品を贈呈するという事で敬老事業とさせていただきたいと考えております。敬老会の開催を楽しみにお待ちしておりますが、高齢者の方にはまことに申しわけございませんが、種々の事情をご理解いただき、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

なお、来年度以降の敬老会の開催については、場所、方法等について今後検討していきたく存じますので、議会の皆様方にもよろしくお願いを申し上げます。

そして、金婚式についても、高齢社会の中で4人に1人が高齢者で構成されている当町においては、ますますこの対象者もふえてまいりますし、なかなか難しいところもあります。今回は、敬老会と同様、金婚式についてはとり行う予定はつけてございません。しかしながら、今後については、先ほどの敬老会と同様、一緒に皆さんとともに検討させていただければと思います。

次に、冠婚葬祭における町の対応についてであります。旧光町ではおおむねすべての葬儀に参列し、弔意をあらわしておりました。また、旧横芝町は、町の役職や役職経験者に限って参列しており、両町の対応に差異がありました。

議員もご承知のとおり、合併後の横芝光町の人口は2万6,614名、世帯数も約9,000世帯となりました。そこで、町全体すべての住民を慶弔の対象といたしますと大変な業務になり、通常業務の支障を来すことが予想されます。したがって、新町合併協議において、横芝光町香料等の贈与に関する規程を整備し、香料等の贈与基準を明確にいたしましたところであります。

贈与基準は、横芝光町香料等の贈与に関する規程第1条第1項で、遺族に対する香料及び花輪等の贈与に関し必要な事項を定め、同条第2項で贈与する役職を明確に示しております。また、同規程第3条では、その役職ごとに贈与する香料の額及び退任後対象とする経過年数等を明記しております。

なお、基準該当者以外の遺族については、弔意をあらわすため、すべての世帯に弔電を打

つこととして対応をしておるところでございます。

続きまして、廃棄物処理会社の進出にかかわる状況及び対応についてお答えをいたします。

光工業団地への一般廃棄物処理施設の建設計画については、町長並びに議長の連名で建設計画の白紙撤回の要望書を企業側に提出したということ、さきの6月議会での一般質問でお答えをしたところでございます。その後、7月上旬に企業側から回答書が提出され、その内容は、町からの要望書を受け社内で十分検討した結果、一般廃棄物処理施設については建設を取りやめ、当初計画を大幅に変更し、建設許可の必要のない特定施設を建設することでありましたので、7月20日付文書にて、関係行政総務員さんを通じて、この内容を地域住民の皆さんにお知らせしたところであります。

なお、この特定施設については、検査機関の建築確認の許可を受け、既に建設に入っており、11月ごろには完成する予定であるとのことですが、当分の間は倉庫として利用し、実際の操業は来年の4月になるとのことです。

次に、谷中地区の産業廃棄物中間処理施設の件ですが、7月27日付の県からの文書で、谷中地区の山林を建設予定地とした産業廃棄物中間処理施設の事前協議書が、千葉県生活環境部産業廃棄物課に提出されたとのこと、町としての意見を伺いたい旨の照会がありました。

町としては、さきの光工業団地への一般廃棄物処理施設の件で、住民への周知が遅いのご指摘が数多くあったことから、まずは関係地域の皆さんにお知らせするのが第一と考え、先般、谷中地区と西高野地区の行政総務員さん並びに地元東陽地区の議会議員の皆さんに、その概要についてご連絡をしたところであります。

なお、この施設の設置許可については、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事前協議の後、交付されることとなりますが、協議要件の一つに当該市町村の意見照会という項目があることから、8月下旬に県の担当課へ、地元説明会等を開催し建設計画の周知を図るとともに、地域住民の同意を得るよう企業側へ指導していただきたい旨を記載した町からの意見書を提出したところでございます。

廃棄物処理会社の進出に係る状況及び対応につきましては以上のとおりでございます。

そして、最後のJR横芝駅の名称変更については企画財政課長より答弁をさせますので、私の壇上からのお答えは以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） 越川議員さんからＪＲ横芝駅の名称変更について、ＪＲ横芝駅の駅名変更ができるかとのご質問でございますが、ＪＲ東日本に問い合わせをいたしましたところ、駅名を変更するためには、駅名変更による全国の駅のシステム変更あるいは機器変更、運賃表の変更、また時刻表、その他案内掲示物の変更に必要な費用として約３億から４億円程度が必要だということでございました。そして、その全額を横芝光町が負担するのであれば、ＪＲで駅名が適当であるかの判断及び検証をした上で対応をしていただけるとのことです。

このようなことから、余りにも多額の費用を要するというので、現時点で横芝光町としては変更の申し出をすることは厳しいものと判断をいたしております。

以上でございます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

５番（越川一雄君） 国民健康保険のことなんですけれども、国民健康保険の予算が約２億９,０００万円、そのうちの未納というのは何件で幾らぐらいになるのか、ちょっとお聞きします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） それではお答えいたします。

１７年度昨年度の滞納額でありますけれども、横芝光町として合計した金額で申し上げますと、８,４０９万６,３９５円となっております。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

５番（越川一雄君） ８,４００万円が滞納ということですが、滞納の８,４００万円をどのような形で埋めていくのかお尋ねします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） １７年度の収納率は９１．５％だったと思いますけれども、残りの９％の方が未納だということになります。予算を決めるときには全体の調定額を出しまして、そして前年度以前の収納率を参考といたしまして収納率を決めます。その調定額掛ける収納率が予算現額というふうになっております。したがって、この未納になるであろう金額を予測、推計をいたしまして予算額を決めると。したがって、必要な医療費を支払うべき国保税を確保するための計算でありますけれども、この未納の分については、納税をしていただいた方々にそれを補てんしてもらっているということに結果的にはなると思います。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 未納の方が保険証書をどのぐらいまで未納で持っているのか、ちょっとお聞きします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 保険証の資格証明と短期保険証のことを言っているのでしょうか。

〔5番議員「はい」と発言〕

税務課長（椎名茂道君） 資格証明については、個々の納税額が非常に低くなっているということから、きちんと期日内に納めていただいている方との均衡を維持するために法的に資格証明というものを発行しようということで制度的にできたわけでありまして、これは平成12年から制度化されたと思います。

今、横芝光町として資格証明を出している人数は住民課長の方でとらえていると思いますけれども、原則的に1年間国保税を未納の方については資格証明を交付すると。そして、例えば国保は8期ありますけれども、1期、2期を納めていただいているまたは分納していただいている方については短期保険証、3カ月を交付しています。したがって、年4回、3カ月ごとにその納付状況を確認しまして、住民課と連携をとりまして資格証明、短期保険証の交付ということに取り組んでおります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 今年は約5%ぐらい値上げしたんですけれども、来年、再来年、3年目までは値上げをせずにしてやっていけるのか、ちょっとお伺いします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 来年、再来年のことですけれども、まず来年のことでちょっと申し上げますけれども、ご案内のように、医療費が膨らめば医療費の支払いに充てる財源というのは、1つには財政調整基金の繰り入れ、2つ目には一般会計からの法定外の繰り入れ、最終的に税の引き上げということになってくると思います。

町としては、国保経営者でありますから、この経営努力を当然していかなければならないわけでありまして、先ほどもご質問がありましたけれども、医療費の抑制のための健康づくりをどのように展開していくか、そして、あと町としてできる、医療費明細を交付することによって被保険者の意識の高揚を図る、レセプト点検によって医療費の内容を精査する、むだな医療費がないのか精査する、そして収納率の向上の対策、最後に督促状の申請をしてい

くと、こういったことを積極的にしていかなければならないと思います。

現時点ですが、医療費は前年に比較して3.2%増加しておりますけれども、18年度今年度の国保賦課決定額と17年度末の剰余金、いわゆる繰越金と財政調整基金の残高から推計いたしますと、現時点では税率の引き上げは必要ないと思います。ただ、今後急激な医療費の増加があったときは財源確保について検討していかなければならないということで、国保は非常に生き物ですので、ここで3年後、4年後ということを問われるとちょっとはっきり申し上げられませんが、現時点で来年度のことを申し上げますと、税の引き上げはしなくてもよるしいのではないかというふうに思っています。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 来年の国民健康保険税の値上げについてはそういうお話の中で、あとは先ほどの収納率91.5%ということで、郡内では一番の収納率を誇っております。そして今、税の公平の負担の観点からもできる限り、先ほどの政務報告の中でもあったとおり、預貯金ですとかを特に中心に差し押さえ、法的手続を積極的に進めさせておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） それでは、健康づくりというよりも体力づくりについて、これからどのような企画を持って、特に高齢者と呼ばれる60歳以上の人の体力づくり、こういうことをどんどんやっていくということがありましたらお聞きいたします。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまの高齢者の体力づくりというところで、社会文化課の方では、高齢者に限らず町民全体の体力づくりに努めているところでございますが、特に高齢者に限って申しますと、今、体育協会で、高齢化が進んでいるというところもございませうがランドゴルフを中心にゲートボール、あるいは最近ではマレットゴルフ、こういったところが盛んに行われております。軽スポーツという意味でそういったところがあります。

その中でもさらには、ちょっと激しいという表現はいかがかと思いますが、ソフトボールですか、旧光町の議員の皆さんはシルバーと親睦で戦ったこともあろうかと思いますが、そういうところで盛んに体力づくりの方も励んでおられますし、なおかつ町としましても、それらの活動支援、設備等の充実に努めているところでございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 先ほどの敬老会については、今、場所の検討中ということでありまして、約1,200名がいるということで、その1,200名が一度に入る場所というのは非常に厳しいのかなと私も思うところでございますが、小学生などには大変いいお話をさせていただいているのに、我々みたいな老人ということになってきますと、何かごみ捨て場に捨てられるような、そういうものは考えていないんだよと、仲よく50年やってきたのに金婚式も考えていないんだよと、そのような発言はちょっとこの中にいる皆さんにも耳が痛いような話ではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひとも敬老会とか金婚式については何らかの形で存続をしていただきたいというふうに思っております。

また、葬儀につきましても、弔電でということでありましたので、これも件数的に非常に多いということでもありますので、この点についてもやむを得ないかなと、このように考えております。

それから、産業廃棄物の関係なんですけれども、今の社会においてはこのような会社はなくていいとは言えません。ルールにのっとり、地域住民に会社説明をして地元の皆さんに理解をしていただくことが、谷中地区と一企業が存続できることではないかと思っております。まだはっきりしたことではないと思うんですけれども、営業項目の中にコンクリート処理とか紙処理とかいろいろ種類が書いてありますが、これについては、本当は何を主体とした処理会社なのか、ちょっとお聞きします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） さきの全員協議会でもご説明申し上げましたように、今後、9月末に県の協議会があり、10月の半ばごろに具体的な動きが出てくるだろうということで、まだ申請上からの判断しかできませんけれども、主として石こうボードのリサイクルをするものです。その解体の途中でまじるそういうものが多少あるかと思いますが、主として我々が今判断しているのは石こうボードのリサイクルということになります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） この産業廃棄物の許可の問題ですけれども、どうも1日5トン以上が許可で、5トン未満が申請ということになっておるみたいなんですけれども、これは4トン900でどんどん申請を出されてきますと、1件こういうものができると何件も 横芝光町には山もありますけれども、そういうところに申請が出てくる可能性が非常に多いのでは

なかるうかと思うんですけれども、申請のハードルですね。処理能力をぐっと下げて1日3トンとか1トンとか、そのように町として規定をつくるということはできますか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 今、越川議員のご質問でありますけれども、この産業廃棄物と一般廃棄物を何かご勘違いしているのではなかるうかと思えます。

さきの工業団地の進出の関係につきましては一般廃棄物であります。今回の谷中地先につきましては、事業に伴って廃棄される言ってみれば廃棄物、これが産業廃棄物であります。したがって、産業廃棄物と一般廃棄物の許可基準というのは全く違います。産業廃棄物の方がより基準が厳しくなっているところであります。

したがって、一般廃棄物については5トン以上と未満という分かれ方をしておりますが、県の指導の中で、産業廃棄物は産廃処理法の法律に基づきましてすべて事前協議から許可が必要ということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） それでは、処理能力に応じることは谷中の産業廃棄物の会社には当たらないということですね。そうですか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 今、谷中に進出予定している処理業については、産業廃棄物ということに位置づけされます。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 地元の住民にどのような形でどこまで話を進めているのかお聞きします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） この件につきましては、県の指導要綱の中で、要するに事業主が責任を持って説明するということになっております。そこで、先ほど申しましたように、県の審議会が9月下旬にかかりまして、その中でいろいろな指導等が出てくると思えます。その後、10月中旬以降にいろいろな動きが出てきておりますけれども、私どもの今の考えとしては、西高野地区と谷中地区の住民の皆さんに説明会をしてほしい、その指導をしてほしいということで県に意見具申をしてあるところであります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） そうしますと、この会社に対してまだ指導をしてほしいという段階であって、これが進出するということはまだ決定ということにはなっていないんですね。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） そのとおりであります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） それから、ちょっと漏れてしまったんですけども、先ほどの敬老会の中の一部なんですけれども、旧光町においては、町に功労された人に文化の日に記念品という形をとっておりましたが、この行事についてはどうなんですか。町長にお伺いします。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 町の表彰の関係でございますけれども、旧光町では文化の日に表彰というような形で対応していた、そういう規定があってやっていたということでございます。新町になりましたは、その辺のところの規定等をまだ定めておりませんので、これからその辺のところを調整しなければいけないのかなということでございます。

以上です。

〔19番議員「議長」と発言〕

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） 関連質問をさせていただきます、まことにありがとうございます。

それでは、越川一雄議員の持ち時間内で、光工業団地の進出企業について質問をさせていただきます。

これにつきましては、先ほど町長から経緯等お話がございました。その中で、町当局のご努力を初め、町長・議長連名による業者への申し入れ、さらには159名に及ぶ署名等22の諸団体の皆様の陳情あるいは請願書の提出により、一般廃棄物処理施設の設置の申し出は取り下げられました。これにつきましては、町長が以前話されておりましたように、一定の成果があったものと私も考えておりまして、町当局に対し、地元住民の一人として心より感謝を申し上げます。

しかしながら、非常に残念であります、先ほども町長からも話がありましたように、ペットボトルの再生工場が建設をされております。工業団地周辺の住民は、改めて全面白紙撤回を要求しております。また、工業団地には公害等の懸念のある工場は一切誘致しないという約束のもとに、地権者は用地の提供に応じたとのことですので、その点も申し添え、この点についてどのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

次の質問でございますが、工業団地への工場進出に伴う説明会が二度にわたり開催されましたが、県に対し、1日当たり192トンもの処理能力のある施設を設置したい旨の申し出があったと伺っておりますが、説明会ではこの192トンという数値の説明は一度もございませんでした。なぜこの説明がされなかったのか。やはり進出工場の説明では処理能力の数値を説明するというは欠くべからざる説明事項であろうと思っておりますので、その点を明確に説明をいただきたいと思っております。

それから、工場の建設が進んでいるようですけれども、いま一度、企業に対して断念してくれるようお願いをすることはできないでしょうか。

さらに、5トン未満の処理施設については一般廃棄物処理基準が適用となり、指導権限を有するのは当町であるとのことではありますが、進出企業に対し今後どのような指導をされるのかお尋ねをいたします。

それから、数百メートルの位置にISO14001を取得している優良企業でありますズキ自動車の納整センターがございます。これも皆さんご存じのことと思っておりますが、これに対する粉じん等の被害の心配はないのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、当初192トンの処理施設が5トン未満の工場にとなったわけでございますけれども、これによって、ただいま建設中の工場の拡張とか一般廃棄物処理施設への転換、あるいは第二、第三の工場の進出を懸念する声もございまして、その点はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

次に、公害防止協定の締結はされるのでしょうか、いかがでしょうか。

それからもう一点ですけれども、現代興業は太平洋セメントの所有地の何%を現在借地済みなのか、以上お尋ねをいたします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 何点かのご質問がありまして、順序が違ってくるところもあるかと思いますが、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

まず最初の質問でありますけれども、全面白紙撤回の問題と建設断念の件については関連がありますので、あわせてご回答申し上げたいと思っております。

この工場進出につきましては、今日まで住民の皆さんの声を大切にしながら、法律的な面も考慮いたしまして慎重に判断してまいったところであります。これにつきましては、今後このスタイルは守っていききたいなという考えであります。

しかしながら、今、議員の質問がありました全面白紙撤回の問題と建設断念の件についま

しては、既に法律的面等をクリアいたしまして工場の工事に着手しているところであります。したがって、白紙撤回や建設断念ということについては不可能と判断しておるところであります。

続きまして、工業団地には公害を出さない企業を誘致するという当時の約束とそのお考えはということでありますけれども、今回の進出企業は、いずれにしてもどのような企業でも同じでありますけれども、公害は出さないということで、それを大前提とした進出であります。したがって、工業団地建設時の約束は私は守られているものと判断しております。また、今後ともこの約束は守っていかなければならないということで考えております。

3点目の説明会の件でありますけれども、説明会の問題につきましては、私は当時その会に出席しておりませんので、いろいろな書類を担当になりましてから調べておりますけれども、その中で一番当初の出発は18年1月下旬あるいは2月上旬だと思いますけれども、県から、現代興業の進出計画の事前申請があったので町の方で意見をということで求められております。本来ならば、さきの谷中地先の問題ではありませんけれども、この時点で住民の皆様方に情報開示すべきであったかもしれませんが、当時の職員等につきましては、合併を控えて1,600項目に及ぶ合併協議をしている最中でございます。通常の業務をこなしながら合併協議ということで、非常にハードな事務をクリアしてまいりました。当時は、ちょうど合併を前にして、職員は精神的にも肉体的にも非常に疲れ切っていた時期だと私は判断しております。その中で、このような情報開示が結果としておくれたしまったものと私は判断しているところでございます。

このようなことから、今回、谷中地先の問題については、この反省の上に立ちまして、いち早く住民の皆さん並びに東陽地区の議員さんには情報開示をさせていただいたところであります。

それで、説明会の件でありますけれども、会議録等を見ますと、当時の会議の雰囲気は推察できるところでありますけれども、その会議の中では、やはりどうしても白紙撤回という声や許可基準である5トン以上か未満かということに議論が集中いたしまして、結果として、その192トンという説明が欠落してしまったものと判断しているところであります。

それから、粉じん等の問題でありますけれども、確かにあのすぐそばにスズキ納整センターという会社が進出しておりますが、この会社の問題につきましてはいろいろ地域の皆様方にはご懸念の件があるかと思っておりますけれども、そういうことのないよう、町として行政として目を光らせていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それと、産廃への転換の問題でありますけれども、先ほど越川議員の質問にもお答えしましたように、一般廃棄物と産廃の関係については許可基準が違いまして、産廃については許可基準が非常に厳しくなっております。ですから、その段階で県へ提出され、また県からそういうことの事前協議があると思いますが、そういう段階でそこら辺については対処してまいりたいと思います。

それから、進出企業への指導の問題でありますけれども、法令あるいは条例、協定等で、それらに基づきまして行政として指導、監視をしてまいる所存であります。

なお、もう一点でございます借地の割合でありますけれども、今ちょっと手元に資料を見てもみしたらありませんものですから、これについては後ほどご報告させていただきます。

以上であります。

〔「公害防止協定については」と言う人あり〕

環境防災課長（鈴木孝一君） 失礼しました。

もう一点、公害防止協定の締結の問題であります。これについては、既に5月30日に町長名と企業主名で公害防止協定を締結してありますので、これについては生きているものと判断しております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） それでは、今のお答えのように、公害防止協定は5月の時点で締結したものがそのまま生きると、そういうことでよろしいですか。

それと、先ほど処理能力の192トンが欠落したということなんですけれども、今となっちはやむを得ないかもしれませんが、今後とも十分お気をつけいただきまして、説明の方もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、先ほど法的な問題等でこの撤回ということは無理ではないかというお話でしたけれども、私は、法的にはやはり無理なことはわかっておりますけれども、道義的な面で何とかお願いできないかと、そういうことなんですけれども、やはり無理でしょうか。

議長（伊藤良一君） 佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 要するに再度のお願いというご質問の項目に当たるかと思ひますけれども、基本的に、横芝光町として最高議決機関の議会を代表する議長名と、私、町長名の二長をもって完全な白紙撤回を求めた要望書を出しました。それを、あそこまで行ってしまつて何回もやっていくという、法にのつった行為をやっているところに ある意味どうな

のでしょう、町としてもこれがちゃんと間違いなく公害が出ない、要するにあの地域の環境基準に沿ったものを逸脱しているような、それが公害というような解釈をするかと思います。そういったことがもし起きれば、それは当然のことながら指導なり、こちらも強い態度で臨まなければならないかと思いますが、今の段階では非常に難しいことではないかなと考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） それでは、公害というのはすぐに出るものではなくて、10年あるいは15年、さらには20年とそういう先に行ってから問題だろうと思いますので、その時点ではまたそれなりの処置をお願いしたいと思います。通告なしの関連質問で大変失礼をいたしました。

なお最後に、地元住民といたしましては、今後とも注意深くこの工事のあるいは行為をちゃんと見守っていく必要があると思いますし、そのような考え方を持っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で越川一雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は2時5分とします。

（午後 1時52分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午後 2時05分）

越 川 洋 一 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔31番議員 越川洋一君登壇〕

31番（越川洋一君） 通告の2点について一般質問を行います。

教育基本法の改正についてであります。さきの通常国会で与党が持ち出してきた教育基本法の改定、これは国会での論戦を通じて政府の改定案が国民が望む教育の改革に逆行する

ものであり、憲法が保障する内心の自由を侵害し、教育への国家的介入を無制限に拡大するという問題点が明らかになりました。この問題は、教育に直接携わる人だけでなく、すべての国民にかかわる大問題であります。臨時国会に向けて国民の世論と運動を盛り上げ、この悪法を葬り去らなければならないというふうに思います。

教育基本法改定案については、佐藤町政で就任して初めて議会に出る教育長に、今後の横芝光町の教育のあり方を含めて見解を披露していただきたいというふうに思います。

与党自民・公明党は、憲法とともに教育基本法の改定をたくらんでおります。最高法規の憲法に準ずる重みを持った教育基本法、教育の憲法とまで言われるこの法を、一部手直してはなくて全部改定をねらっております。このことに対する見解をまず教育長に伺います。

ところが、国会審議の中でも、なぜ改定が必要かについては全く具体的な回答はありませんでした。推進する側は、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、学力低下の問題、若者の職業意識の希薄化や青少年による凶悪犯罪の増加、拝金主義やルール無視の自己中心主義などを挙げ、現行の教育基本法は時代に適合しなくなったと述べました。これは筋違いのものと言わなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

基本法の前文は、「われらは、さきに、日本国憲法を制定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」というふうに言っております。基本法第1条は、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」というふうに明確に述べております。

つまり、教育をめぐるさまざまな問題は、この基本法にあるのではなくて、歴代政府が民主的理念に沿って努力してこなかったところに原因があるというふうに考えます。

基本法改定案には、憲法に反する2つの問題があることがはっきりしてまいりました。1つは、政府の改定案は第2条として教育の目標をつくり、国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、目標の達成を国民全体に義務づけております。特に学校と教職員、子供たちには具体的に義務づけが明記されております。徳目それ自体について見れば、当たり前のように見えるものもありますけれども、法律に書き込み達成が義務づけられれば、特定の価値観を強制することになります。

これは、憲法第19条が保障した思想、良心、内心の自由を侵害するものでないかという国会での質問に対して、小泉首相の答弁というのは、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制

するというものではありませんということでした。具体的には、通知表に愛国心が評価の対象とされていた問題で、こういう項目は持たなくてもよい、愛国心にABCをつけるなんてとんでもない、こういうふうに答弁されたわけです。これが全国に大きな波紋を広げました。千葉県でも茂原市などで早急な見直しの動きが広がりました。

また、日の丸・君が代が法制化されたとき、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制しないというものでしたが、東京都を初め常軌を逸した強制が行われ、教職員の処分まで行われております。徳目を設定し、内心の自由を法律によって強制を図ろうとしているが、問題ではないでしょうか。

日本共産党は、教育において、学力・体育・情操とともに民主的な市民道徳を培うことが重要だと訴えてきました。同時に、市民道徳は法律によって義務づけられ、強制されるべきものではないと主張しています。人間の内心は法律で強制してはなりません。思想、良心、内心の自由を保障した憲法第19条の意味するところであります。この自由を侵害する改定案は違憲立法であります。

いま一つの問題点は、改定案は、国家権力が教育内容と方法に無制限に介入できるものとなっていることです。基本法第10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とっています。国家権力による不当な支配を排除する保障となっているのが「国民全体に対し直接に責任を負って」という後段部分であり、第10条は、教育内容に対する国家的介入を抑制し、教育の自主性・自立性、自由を保障する最大のよりどころであります。教育基本法の命と言われる重要な条文だと言われている。政府の改定案は、この命とも言われる第10条をずたずたに改編してしまっております。

さらに、政府が教育振興基本計画をつくり、教育内容についても詳細に決めて実施することができるとしています。これでは、国家権力が教育内容と方法に対して無制限に介入できることとなります。これが憲法と両立し得るのか。教育基本法第10条というのは、戦争教育の痛恨の反省の上に刻まれた条文であることを忘れてはなりません。

それでは、第10条の改定で教育への国家的介入の歯どめをなくした上で、どういう教育を強制しようというのか。国を愛するなどの徳目の押しつけだけではなくて、子供たちを競争に追い立て、勝ち組・負け組に振り分けることが行われようとしております。その一つは、全国一斉学力テストを実施することであります。来年度は、全国すべての小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数、数学の一斉テストが実施されようとしておると聞いており

ます。全国一斉学力テストというのは、40年前に競争教育をひどくする、学校の序列化が進むと国民の反対が広がって、中止になっていたものであります。これを来年度は行って、すべての学校と子供に全国順位をつけようというのです。競争と選別の教育を恐ろしい勢いで加速させるものになるでしょう。子供たちを競争に追い立てることで本当の学力は育たないというふうに思うわけです。全国学力テストを実施し、教育への競争主義を持ち込もうとしている点に対しての見解を尋ねます。

次に、習熟度別指導の問題です。

小学校の早い段階からできる子・できない子というレッテルが張られることは、子供たちにとって大変大きな傷であり、学力を引き上げる上で効果がないことは明らかになっております。2003年度以降の学習指導要領では、できる子とできない子の学習目標内容が違っててもよいとされるようになってきました。しかし、これは、すべての子供たちがひとしく学習する権利を保障した憲法に反するやり方ではないでしょうか。子供たちを競争に追い立て、序列をつけ、勝ち組・負け組にふるい分ける、こんなことが教育として好ましいでしょうか。教育基本法をつくり変えるねらいはどこにあるのでしょうか。それは、1人1人の子供たちの人格の完成を目指す教育から国策に従う人間をつくる教育へと、教育の根本目的を百八十度転換させることにあると思います。

そのねらいとするところは、憲法を変えて、海外で戦争する国をつくる、国に従う人間を育てることにあります。憲法の改定と教育基本法の改定は、ずっと以前から一体のものであります。例えば、1953年の池田自由党政調会長とロバートソン米国務次官補の覚書では、日本が再軍備を進める障害として、憲法第9条とともに平和教育の障害があると述べられております。憲法改定と教育基本法改定が一体のものであることは、改定案からも読んでとれます。教育基本法の前文は、日本国憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつべきものであると。憲法の理想を実現するのは主権者である国民です。国民を育てるのが教育だということです。政府の改定案は、それを全面的に削除しております。

さらに、改定案は、現行基本法前文にある「真理と平和を希求する人間の育成」から「平和を希求」という文言も削り取っております。憲法第9条を変えて海外で戦争をする国をつくる、その国に忠誠を誓う人間を育てる、ここに今回の教育基本法改悪のねらいがあります。

教育基本法改定のもう一つのねらいは、今、構造改革の中で弱肉強食の経済政策を進め、格差社会、そして貧困の広がりが深刻な社会問題となっております。この格差社会を支え、格差社会に従う人間をつくるねらいがあることは、教育基本法改定の出発点となった教育改

革国民会議の提案などに見ることができるわけであります。この改定のねらいとすることについて、佐藤町長の見解を尋ねておきたいと思ひます。

現行教育基本法は、教育の目的を人格の完成だとしていひます。あれこれの国策に役立つ人間づくりを教育の目標にしてはならない。教育は、ひたすらに、1人1人の子供たちの主権者としての人格の完成を目指して行われるべきであるということでありひます。教育基本法改悪を阻止し、父母の願ひにこたえる、教育基本法を生かした横芝光町における教育改革を進めようではありませんか。

2つ目には、一部事務組合に係る料金の問題についてでありひます。

市町村合併推進の中で、負担は低い方に、サービスは高い方にと合併することの必要性が語られました。ところが、合併してみるとそうではありません。これは、私たちが指摘したとおりに矛盾として現在存続をしておりひます。そもそも同じ町の住民でサービスが異なるというのは、不自然、不合理なことでありひます。合併に伴ひ、住民の一部事務組合に係る料金に格差が生じている、この統一をどうするのかという立場から町当局の見解を尋ねるものでありひます。

まず、し尿、ごみ、火葬、上水道における料金・負担金の算出根拠の説明をお願いいたしひます。

また、それぞれの組合の今後のあり方、構想はどうなっているのかも説明をこの際いただきたいと思ひます。

その上で、いつをめどにして、どんな方法でこの格差の解消をするのか。また、負担の違いというのは基本的に仕方ないという立場に立つのか、お答えいただきたいわけでありひます。

低い料金に合わせるとした場合、新たな財源はいかほどになるのか。とりわけ、そういう中でも町長の公約にあるごみ袋の大幅値下げ、この公約を進めようではありませんか。

以上でありひます。

〔31番議員 越川洋一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めひます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員の教育基本法改正についてのご質問のうち、その中の小項目の5点目、6点目のご質問についてお答えをいたしひます。

改定は、海外で戦争をする国、弱肉強食の経済社会づくりに従う人間づくりにある、それ

から、教育基本法を生かした教育改革を進めようとのことですが、この改正についての問題は国政レベルのものでございますので、地方自治体の一首長が的確な判断はできないと思います。なかなかお答えすべきものではないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、教育行政とは、法令を遵守した展開をすることが地方教育行政の責務であり、当然のことと考えております。

また、まちづくり・国づくりは、まさに教育から生まれると言っても過言ではないと私も以前より言っております。今後も、教育が私ども行政の最重要課題の一つであることを再認識をさせていただきたいと思います。そして、今質問の中にありました教育が国策のための人格をつくる教育ではあってはならない、私も当然それはそう思います。

続きまして、一部事務組合にかかわる問題でございますけれども、地方分権や少子高齢化など高度化する行政課題や多様化する住民ニーズに対応するためには、市町村合併による規模の適正化と行政基盤の強化を図ることが重要であると考えられ、当町も、ことしの3月27日に旧横芝町と旧光町が合併し、新町横芝光町が誕生したところであります。

そこで、質問の1点目ですが、県内では市町村合併によって一部事務組合のねじれ現象が生じており、当町でもご指摘のような料金格差が生まれてしまっているのが実態でありますので、今後、関係機関と調整を図りながら、できるだけ早く格差解消ができるよう努めてまいっている所存であります。

続いて、2点目の一部事務組合の各会計における料金・負担金についてですが、越川議員もご承知のように、料金は、住民の皆さんにできるだけ負担のかからない金額で、多くの皆さんが利用できるよう、それぞれの組合議会において審議された上で決定されており、各自自治体の負担額については、全体経費から国・県の補助金や料金収納を差し引いた額を、それぞれの自治体が人口規模や資産規模等によって支出しております。

3点目の組合の今後の問題ですが、当町の加入している一部事務組合については、合併後もほとんどが旧町単位での管轄となっているのが実態であり、早期に統一できるように願っているところでありますが、ごみの収集などを行う環境衛生組合事業については、旧光町地域を管轄している匝瑳市ほか二町環境衛生組合が、平成22年をめぐりに銚子市を含めた東総地域で統一される計画があり、その時点で、当町の旧光町地区については山武都市環境衛生組合に統一される予定でございます。また、水道事業については、現在、県主導の水道関係地域検討会等が開催されており、間もなくその方向性が示されるものと思っており、その後、

広域化等について、地域が入った中での具体的な検討が始まると判断しております。また、し尿、火葬については早急に検討したいと考えております。

いずれにしても、新町横芝光町は山武郡に帰属したことであるので、一部事務組合についても、できれば山武管内で統一されることが理想であると思っており、少しでも早く統一できるよう、関係機関と協力しながら進めたいと考えているところであります。

4点目のいつをめどに格差解消をするのかとの質問ですが、各組合の状況について前の質問でお答えしたところであり、いずれにしても一部事務組合の統一が図られれば格差解消はできるわけではありますが、ごみ袋については、組合統一前であっても料金の低い組合に合わせられるよう働きかけた結果、来年の4月から、山武郡市環境衛生組合の可燃ごみ袋の大きが1枚50円から40円に、小が35円から30円に値下げされることになりました。

5点目の低い料金に合わせた場合の新たな負担金についてですが、山武郡市環境衛生組合のごみ袋料金値下げによる財源不足額については、管内全体で1,575万円であり、それに伴う当町の負担額は343万8,000円が増額されると試算されております。

続いて、し尿についてですが、くみ取り量25リットルを超えると東総衛生組合の方が高いことから、山武郡市並みとした場合、1回当たりの平均くみ取り量から推測すると、生し尿分で205万円程度、浄化槽分で390万円程度、負担金が増加になるものと判断しております。

次に、最後の質問のごみ袋の大幅値下げについての公約ですが、さきの質問でお答え申し上げましたように、関係機関に働きかけた結果、格差是正が図られる見通しとなり、大変うれしく思っているところであります。今後も、財政状況を判断しながら、さらに値下げできるよう努力してまいり所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） 越川議員には、日ごろの教育環境の充実へのご助言とご支援に感謝申し上げます。

ご質問にあります教育基本法の改正であります。教育基本法は、国民の教育の根幹をなす基本法であると認識をしております。ここ数年、内閣の私的諮問機関である教育改革国民会議により見直しが提言され、中央教育審議会により国に答申が出され、本年度の国会においても審議が行われておりました。しかし、審議未了により継続審議になっていると理解を

しております。

教育基本法は、学校教育法、社会教育法等の根本をなす法であり、国の未来を左右する教育の重要な基本法であると考えております。しかし、現段階では継続審議となっておりますので、今後とも国民の意見を十分に尊重した中で国会での審議が行われることを期待しているところであります。

続きまして、子供のモラルの低下ですが、昨日も椎名議員の質問にお答えしたとおり、確かにここ数年の間、社会の犯罪、その中に青少年が加担している部分が相当大きく含まれております。それにつきましては、我々だけではなくて国民のすべてが憂えて問題にしているところだと思います。

そして、その問題が中央審議会等において、子供のモラルの低下や家庭や地域の教育力の低下が教育基本法の改定の意図として指摘をされているということでありまして、それにつきましては、家庭や地域教育の基本法である社会教育法を初め、学校教育の基本法である学校教育法、特に学校教育法の中にある教育課程の編成等、さまざまな編成内容等の部分において、今までの長い歴史の中で結果としてモラルの低下が要因として考えられることはあるのかなど、そのように思っております。

また、教育基本法の中の徳目、教育の目的、目標設定であります。現段階において学校教育法等の関連法への位置づけ、あるいはその詳細な内容等を現段階においては私の方でも理解をしておりますので、現実に教育現場において教育課程の編成上、地方への教育権限の移譲等を考えた場合どの程度の強制力があり、また今後これがどのような形で学校現場に入ってくるかということについては、私自身も今後の勉強課題として考えさせていただきます。

そして、次の全国一斉学力テストであります。先ほど越川議員のお話の中にありましたように、私がちょうど学校現場に奉職をした当時、組合活動を通しながら、一生懸命一斉学力テスト反対運動ということに動いたことも確かにありました。ただ、そのときは、それがそのままさまざまな形の評価、要するに教職員が利用するチャンスもない、そういう形で進んでいくと私は聞いて、どうなのかという形で私の当時の、まだ駆け出しの教員のころでありましたので、それについて何ら考えることもなく反対したこともありました。そしてその後、いろいろな社会の進歩の中で地域単位の学力テストあるいは業者テスト等、進学という大きな命題をしょった義務教育の中学校においては、必要悪の中から県単位等で一斉テストが行われたことも事実であります。

しかし、これにより点数重視の偏差値教育が児童・生徒や保護者にさまざまな弊害をもたらした、大きく社会問題として取り上げられたことも、私自身もさまざまな立場で関係してまいりましたのでよく理解をしております。しかし、当時は、教育現場では点数中心の児童・生徒への評価のみが多く活用され、指導内容の分析と教師の指導力を高める工夫が余りなされていなかったことも事実であります。

もし今後、全国一斉の学力テストが実施されるとなれば、現実問題である教職員の指導力の格差解消のため、これを効果的な資料として分析・活用することが、今の教育行政、特に学校教育の資質を高めるということが必要ではないかと私は考えております。

そして、ここ数年来、学校現場で習熟度別の学習指導、個を大切にというような指導方法が行われております。そして、これを教育基本法改正の中で、なお現場の中で個を重視したし、私は、見方によってはそれは差別だと考える方もあるかと思えます。しかし、子供たちの家庭生活、教育環境さまざまを見たときに、今必要なのは子供をいかに大切に、1人1人の児童を教師がしっかりと見詰めて、個を指導する方法が必要であると考えております。

ですから、点数差別で指導をするのではなくて、子供たち1人1人をしっかりと見詰めて、学習指導の個別化、あくまでも能力別、あるいは先ほど越川議員の言っていた習熟度という意味ではなくて、子供たちが、これがわからないから先生、この部分は私に教えてと言える、そういうような教育環境をつくっていききたいと。そして、子供たち1人1人が本当の力を持って社会に飛び出せる、そういう町の教育環境をつくりたいと思っております。

この小さな緑豊かな町の子供たちが安心して学べる教育環境をつくるのが町行政、教育行政の仕事だと思っております。ひとつよろしく願いをいたします。

〔教育長 海保教之君降壇〕

〔31番議員「最後の答弁がありません」と発言〕

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 大変失礼しました。

この6番目については、最初のお答えの教育基本法を生かした教育を進めようという中で、当然のことながらということで、法令を遵守した展開をすることが地方教育行政の責務であり、当然のことであると、そういうような形でお答えをさせていただきました。よろしゅうございましょうか。

以上です。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 再質問をさせていただきます。

1番目についてですが、教育長は明快に、教育基本法というのは教育の根幹をなすものであって、国の未来を左右するものだと、非常に重要なものだと。しかし、国会で継続審議なので十分に議論してほしいと、そういうふうなお答えであったというふうに思います。

しかし、この法案が国会に上程される中で、時代の要請にこたえるためというふうに言っているんですが、法の中身を見て、どの部分が要請にこたえられなくなっているのかと指摘ができないわけですね。教育長から先ほど答弁がありましたけれども、長い教員生活の中で、教育基本法、憲法を踏まえた教育理念というのはもう身にしみているというふうに思うんです。そして、それを具現化した中でこれまでやってこられた、実践の中で教育基本法をいわゆる練り上げてきたというふうに思うんです。

そこで、横芝光町の教育について、もう少し大きな理念というか抱負というか、その辺を尋ねたいと思うんです。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 教育基本法に書かれている本当に崇高な理念があるわけですがけれども、ただ、私も37年間現場にいて、なかなかその理念に到達することはできずにいたわけなんですけれども、今、この教育長という立場で、越川議員の言われるこの町の子供たちにどういう考えを持ってその理念を生かしていくのかという話であるかと思います。

教育基本法の中にある教育の機会均等を含めまして、そして子供たちが本当に平和で安心して学べる環境づくり、もちろんその中には、私自身は、第一に子供たちがこの町を好きになってほしいと。昨日も私の教育の基本的な考え方をお話ししましたがけれども、感謝・感動・感激の三感を教えるんだと。その感謝という気持ち、この町に育ってよかった、先ほどあらゆる場面で栗山川の話が出てきました。この川辺で遊んでいてよかったと、この教師に教わってよかったと。そのために、私自身も少しでも時間の許す限り教育現場の中へ入って、理屈ではなく気持ちで教職員に教えていきたいと。そして、皆さん方の子弟がこの学校へ、何かいろいろとニュースで聞いていますと、近い将来に学校選択制も出てくると。そのときにこの町の学校に来てよかった、この町の学校へ行くんだと、そういう学校をつくっていききたい。

ですから、難しい言葉でどうのこうのということはちょっと言い切れませんが、た

だ気持ちとして精いっぱい子供たちのためにやっていきたいと、こう思っております。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ありがとうございます。

私の求める内容に即しての回答ではないのですが、やはり戦後の荒廃の中から立ち直るために憲法あるいは教育基本法を生かした教育を指摘したという点で、それが重要であったということで、決してこの教育基本法を否定している立場ではないと、そういうふうに私は読み取りました。

時間がないから2つ目の問題ですが、確かに教育長の言われるように、今の社会での非行、学校の荒れ、学力の問題など、解決しなければならない問題は山積しているというふうに思うのです。しかし、これは法律に問題があるということではなくて、私はやはり基本法と逆行するそういう競争管理の教育がある面で押しつけられてきたと、ここにあるというふうに思うんです。

徳目の3点目ですが、今度の基本法の改悪案の中身を見ますと、20に及ぶ徳目が掲げられているわけです。改定案の第2条で教育の目標というのが新しく加えられまして、1つとして、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」、2つ目として、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」、3つ目として、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」、4つ目としては、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」、5つ目として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」、こういうふうなことを入れようとしているわけです。

これは私の立場から見ても、どれを見ても当然のように思えるのですけれども、これを法律に書き込むというふうになると、学校と教職員に義務づけられるというふうになるんです。この間の国会の中でも問題になった、愛国心をどう評価するかという通知表の問題、あそこに行き着くというふうに思うんです。ですから、法律に書き込むということはまずいのではないのかなというふうに思うのですが、これに対しての見解をひとつ尋ねたい。

時間がないのですが、町長も政治的な立場がおありでお答えできないというふうなことを言いましたけれども、教育基本法、憲法を含めた法律を遵守して進めるのは当然なことであ

ると、そういうふうにはっきり言っておりますので、その点は評価してこれからも奮闘していただきたいというふうに思います。町長の言葉で住民の視点という点からいえば、平和を求め、貧困や格差のない社会を追求する、これが住民の視点だというふうに思うんです。教育基本法改定に反対する意思是表明しなかったけれども、教育基本法の改悪というのは、憲法の理想の実現は教育の力にと言っているような、この諸原則を一体のものであるというふうには考えておられると私は受けとめました。

2点目の事務組合にかかわる問題で、まず当選されて山武広域の中でごみ袋の値下げ問題を提案して、その方向で実現されたと。光町も影響額といいますか、そのために343万8,000円、ごみ組合としての負担金が減ったと。非常に喜ばしいことで、これは住民も、可燃ごみが50円から40円、それから小が35円から30円に値下げされるというふうになったと聞いております。さらに今後も努力すると、そういうところに大変敬意を表したい、一層頑張りたいというふうに思います。

それから、料金格差の統一の問題、これは確かに合併した地域ではどこでもあるわけです。まず、ごみについては、平成22年、銚子市から光町までかつての東総地域で新しいごみ焼却場という構想があったわけですが、今度は山武郡になって、山武郡のごみ組合に移行するという方向なんですよ。この辺は、さらにいつごろをめどに具体化されるというふうになるんですか。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 教育基本法に組み入れられることなんですけれども、徳目の中の一つ一つ、今度はそれが教育に生かされると、学校現場でどうあれするかということですが、実際にここにある目標は約20項目ぐらいあると思います。そのさまざまな項目に關しまして実際に学校現場でそれをどのようにやっていくかというのは、これはやはり教員そのものの考え方、同時にその学校の学校経営の方針、方向、そういうものがあるかと思えます。

ですので、今ここで、これが組み込まれたから、あるいは法律的にこうなったからすぐに強制され、そのまますべてがそのとおり動いていくということはちょっと考えられないと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 愛国心の問題で一言私の見解を言わせてもらいますと、それこそ愛国心という言葉が5年前の9.11事件からもアメリカの国民の中で非常に強く出てきたりした中で、今、日本でも教育基本法の改正の中にいろいろなところに出てきていますけれども、

愛国心を持つこと自体には私は何ら問題もないし、非常に重要な問題であるとは考えております。しかしながら、議員おっしゃられるように、それがあかないかで成績につながらないという問題については、いささかいかげなものかなというような認識を持っております。

そしてあと、2点目のごみ袋の統一の件でございますけれども、平成22年をめぐりにこれが1つの組合となる予定でございます。そうしたときには、今の旧光地区の30リットルで40円のごみ袋が33リットルで40円になりますので、そのときは、またさらに光地区においても実質的な値下がりになります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 2番目の事務組合にかかわる問題で、基本認識が、現在は料金が異なる、しかし基本的にはそれは統一して解消すべきだと。横芝光町は山武郡に入ったので、そういう方向で事務組合を加入、整理していくことによって格差解消、統一にもつながっていくと、こういうご見解でしたね。

し尿については、現在、2つの組合の中で基本料金が、山武広域は二部料金制で30リットル380円、超過料金として10リットル130円、月2回以上使う場合が2回目から500円加算ですか。一方、東総衛生の場合には1リットル15円で、くみ取った量だけとなっているというふうになっていますね。し尿の場合には東総衛生組合の方が高いんです。横芝と光のし尿に関する違いといえば集落排水、横芝地域の一部で農業集落排水を進めています。これに一般会計から約5,000万円負担をしていると、そういうことでもあります。ですから、同じ町民で公平な負担ということで考えれば、これ相当のものが東総衛生組合の加入部分にということを考えてもおかしくはないと思われるんですけども、いかがですか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおりで、そこにいささかの不平等は発生があるかもしれません。しかしながら、農業集落排水事業の本来の目的は、その地域の下水処理を適切に行っているということで、そこにできる水稻の付加価値を上げたり、また地域住民の生活の向上のためのという大目的もございますので、ただ単にそれと同じ目線での比較はできないかと思っておりますけれども、なるべくそれに近づけるような努力を 実は今、私の本当に頭の中で考えていることなんですけれども、東総衛生組合と山武行政組合のし尿処理の問題で、山武の方が安い。そして、その両方に今負担金を払っていると。そうした中で、ある意味の試算をさせてもらいました。それを1つの方にしたらどうなるかという問題でやりますと、

すみません、正確な金額は覚えていませんけれども、負担金がたしか1,200万円くらい安くなるのかなと。そして、横芝地域と同じ料金で光地区もし尿処理ができるというような、今のところの試算はしてあります。

そしてあと、それにかかわるハードルの問題ですけれども、各一部事務組合の起債の償還の終わる年度が23年でしたか、ちょっとすみません、ここに資料がないもので申しわけないんですけども、20年の最初の方に、たしか23年に終わるので、それを目標に統合を考えてもよいのではないかと、今試算をしているところでございます。それについては、おのおの行政組合がございまして、まだそこには何の働きかけもしておりません。しかしながら、そういうこともできる 失礼しました。東総衛生組合が平成23年で償還が終わるというところでこの組合から離脱をして、山武行政組合の方に新たに旧光部分を算入させることによって発生する負担金と今までの負担金の差が、試算によると1,200万円くらい出るかなと。ただ、それぞれの処理能力の問題と行政組合で受け入れてくれるか否か、その問題もございまして、そういう状況にあることをとりあえずここでお示しさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） そうしますと、分場を持っているし尿処理の点でも23年をめぐりに山武に移管するという方向、その中で負担金も統一するという方向が見えると、それを探っていきたいということですね。

上水道については、広域化について今後進められるという話でしたが、やはり現在、山武郡市広域水道これも二部料金制になっておりまして、基本水量が16立米、口径13ミリの場合に3,020円、八匠水道企業団は基本水量20立米で4,120円、立米換算すると188円の206円と、基本料金で見ると立米18円の差になっているということです。加入金の問題でも、口径20ミリで12万5,000円の違いがあるということです。この矛盾の問題についても格差解消の方向、県下で広域的に進められるというそういう方向がとっていましたが、いつごろをめぐりに山武地域のそれが進められるというふうに今報告できるのか、最後にもう少し聞きたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） この問題は、千葉県の中でも本当に二重三重の構造、四重の構造になっておりまして、正直申し上げまして、この横芝光町1町だけの施策によるものは非常に難しいところがございます。

そうした中で、私どもも県また関係機関に働きをかけてできるだけ、要は、この山武地域が首都圏に比べて非常に上水の値段が高いというところに大きな問題がまず発生するのではないかなと思います。それは、使用料によるコストパフォーマンスの問題もあるでしょうけれども、そういった中で今後もいろいろ県に働きかけながら、なるべく早い時期に県下統一の料金にできるように、そしてそれができるだけ町民に負担を与えないような料金設定にさせていただけるように、今後も努力してまいります。

そういうわけで、何年度をめどにということについては、大変申しわけないんですけども、お答えが難しいのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

再開は3時15分とします。

（午後 3時02分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

（午後 3時15分）

伊 ・ 囿 樹 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

伊・囿樹君。

〔17番議員 伊・囿樹君登壇〕

17番（伊・囿樹君） 新町が発足いたしまして5カ月近くになるわけでありまして、町長におかれましては、この間いろいろなご苦労があろうかと思ひまして、心よりねぎらいを申し上げるところでもございます。また、議員の皆さんもお疲れの中で最後の一般質問ということで、もうしばらくご協力を願いたいというところでもあります。

まず最初に大綱3点でございますけれども、1つ目として、新粟嶋橋架橋の建設ということでお伺いをさせていただきます。

今日までいろいろな分野の中で測量調査を実施してきたという町長の答弁もございましたが、取りつけ道路の整備あるいは工事着工という必要なものの設計、用地買収、本年度は着工するというような答弁でもございました。この粟嶋橋は合併前からの懸案でありまして、

橋の老朽化も進んでおる、何か起きてからではということで早急の解決が望まれるところでありませけれども、そういう中で、これも合併補助事業あるいは特例事業というような採択を受けているところでもあります。町長の答弁の中では、今年度はこういったものに設計を着手するとある。これは、12月までに着手するのか、年度末の3月期までにやるのかという、そういった工事着手というものをもう少し明確に教えていただければと思います。

また、同じような新町建設設計あるいは合併特例債などの方法の中で、仮称ではありますが長塚北清水橋架橋も、農免道路の延長線、現在では南が成東地区、あるいはやがては茂原地区の方までと。また、東側では匝瑳市もこの農免道路に向かって進んできていると。あとは光町地域の用地買収とかいろいろな問題もあろうかと思いますが、広域農道の接続で町道もご利用をなさっているというのが現状でもございます。行く末々は、どうしてもなくてはならない不可欠な道路ではないのかなと。これに対する用地買収あるいは測量というものは、この長塚北清水架橋についてはいつごろを目安に、どのような方法で着工準備あるいは架橋建設に向かわれるのか。具体的な案をお示しいただければありがたいと、この2点でございます。

続きまして、2番目の行政対応ということでございますけれども、まずその1点目でございます、町営墓地の建設というお考えはいかがなものか。

といたしますのも、この横芝光町は10年20年さかのぼりますと、この10年間では転入・転出者の中では残られる方は大分少ないと。20年前には、年間では1万人転入されて9,500人ぐらいの転出があると。約600人ぐらいの在住者がいるというところでもございますけれども、この10年においては、差し引きの住民で10年間で200名ぐらい、年間でいいますと約20名と、時代を反映して大分減ってきたようにも感じられますが、この横芝光町に対して、この町に住んでよかったと、先ほどもいろいろな意見が出る中で、この町をふるさととして歩む、そして豊かで安心して老後を暮らせるという転入者、安心した老後よりもその先の心配があるということでございますので、宗教・宗派を超えまして町営の墓地を建設なされて住む人に安心感を与えてあげたらなど。長い話ではありますが、ひとつお考えをいただければということでございます。

2点目といたしましては、光スポーツ公園の安全対策ということでございますが、この光スポーツ公園は桜公園あるいは芝公園、または噴水公園と、それぞれ大変特徴のある公園ということでございまして、中には町営の野球場も備わっておりまして、土日といわず平日でも親子連れあるいは家族連れと、また若者たちの憩いの場所、中にはバーベキューの設備な

どで大変にぎわっておると。ましてや、噴水公園の中のオルゴール時計ですか、1時間たちますと曲の変わったオルゴールが流れまして、同時に噴水が出るという、あそこで憩いの場として潤っている若者たちもいるようでございます。

そういった大変由緒あるスポーツ公園ということでございますけれども、今では先ほどからの健康推進ということでグラウンドゴルフ、それからあとはマレットゴルフ、あるいはまたパークゴルフなどいろいろな面で年配者の方々、若人といわずかなりの年配の方々にご利用なさっておるわけございまして、八日市場地域、遠くは東金地域というように大分多方面、遠方の方から練習に来られているのが現状でございます。

そういった中で、野球場の外野の裏側ですね。春になれば桜並木というところで大変にぎわうということも伺っておりますし、大変潤いのあるきれいな公園だというように思うわけでありまして、フェンスの裏、外野の裏ですか、石垣が2メートルあるいは4メートルぐらいの格差があると。そういう中で、年配の方々のマレットゴルフやら子供たちが遊んでいたときに、落者防止ということでけがをなされては困るだろうと。スポーツ公園という町の管理でもございますので、何かがあれば町の責任ということもございまして、フェンスなりガードレールなりの設置をしてはいかがかなと。

それとまた、噴水公園では非常にきれいな水が出るわけですが、小さい子供たちがその中に入水して遊んでおると。親御さんも安心していると。中には犬の散歩に来て犬の水浴びなどで中に入れてしまうという愛犬家もいるようでございますけれども、そういった公共の衛生面から考えても注意を促せるようなことができればよろしいのかなと。あるいはため池、それから出てまいります池では、聞くところによると大体年に一遍ぐらいの掃除ということでありまして、もう少し衛生面からいって管理を拡充していったらどうなのかなというような気がするわけでありまして。そういったことで、もう少し清潔にしていだけたらという、これはお願いであります。

3点目に、屋形海岸の防風林。

ご存じの方もおいでかと思えますけれども、カワウの被害ということで、約1年半ぐらい前から150あるいは200羽ぐらいのカワウが緑豊かな防風林、松林にふん公害ということで大変押し寄せているのも事実でありまして、カワウがいるということは、自然環境がよくなり、そこにえさがあるというあかしでもあろうかと思えますけれども、雨が降れば落ちますけれども、青い松林が白い松林になっておると。このふん害が公害につながるだろうと。いろいろな保護動物あるいは保護鳥類という難題もあろうかと思えますけれども、害が広がらないうち

に何らかの方策はないものかなというように考えております。対策を講じるべきではなからうかなというようにも思っております。

そして、小さな3点目でありますけれども、栗山川河口の砂の堆積と港の件。

港と申しましても大変遠のいてまいったようでございますけれども、木戸浜海岸の進捗状況が先ほども出ておりましたが、そういった砂の堆積ということで、もう何十年という間、あの河口の砂は自然環境との戦いで、人間と機械の中で鬼ごっこのようなことをやっておったところでもございますので、全然進歩がないというのが現状かなと。

あそこに港がありますけれども、屋形港に在籍する漁船も約60隻ぐらいがあろうという、そういう漁船が入れないために飯岡あるいは九十九里と片貝港ですか、そちらに行っているというところで、あの堆積した砂を取るために近隣町村からも多額の助成金あるいは補助金を出し合った中でしゅんせつ作業だということでございますが、現在に至っては船も入れないような河口で、その補助金を出すのも嫌気が差してきたというようなことも聞こえてくるわけでありまして。

両町で横芝光という新しい町になって、栗山川を共有するということができたわけで、そういう布石がございますので、あの河口のもの、先ほどもサンドリサイクルとかなんと言いましたけれども、砂をまたもとに戻す、あるいは昨年来から言われておりますドリム工法という侵食を防ぐ試験的なものというのが現在ではどうなっておるのか。また、サンドリサイクルでどんな効果が出てくるのか。そして、河口の砂の堆積が解決できたときには屋形漁港という位置づけがどうなるのか。少なくともあそこにある船隻の出入りのできる港であってほしい。現在ではその港の中に荷揚げ場を建設されているようでありますが、船の入らない港の荷揚げ場は無意味なのかなと。暗やみで明かりをともしないちょうちんをぶら下げているようなものなのかなという感じもいたしますので、極力努力をしていただけたらというようにも思うわけでありまして。

続いて、東陽病院の今後の運営方針ということでありまして、だれしもこれは疑問に思う、関心を寄せておる大変重大なことではないのかなと。組合立から町立になられましてのマイナス、赤字というのはだれもが明白でございますけれども、その中で、町長もいろいろおっしゃられておりましたけれども、聞くところによりますと外科の医者の数が減ったと。なぜか、外科の患者が少ないから医者が減った、医者が減ったから患者が来ないと。これはまた鬼ごっこと同じでありますけれども、その中で町長が住民の意見を聞いてということをよく言われますが、住民が何を言うのか、何の意見をどこでどのように聞いたらいいのか。住民

に聞けば病院はあった方がいいに決まっております。ですから、東陽病院の経営方向というのは、言葉だけではなく、現実にはどのような方向にすべきかというものをもう一步掘り下げてお考えをいただけたらと。

それに付随して山武地域医療センター構想というのがありますけれども、地元の東陽病院、地域が違う、あるいは難しい医師会の問題がある、そんなことがありますけれども、東金市につくる医療センター、その中では大網病院、成東病院は支援病院として配下に入る。東陽病院は、いまだにその担保さえない不透明な状況というのが現状だろうと思います。始まる時には、東陽病院もその配下の中に入られてのセンター構想というのが考えられていたところではないかと思いますが、現在ではその構想さえ影が薄れてきた。

というよりも、東陽病院は町立である以上、その中で病院の方向性をどう考えたらいいのか、これが先決ではないのか。町長も言われたように、前回6月ですか、民営化もその選択肢の一つにあるという。確かにあろうかと思いますが、しかし、それは推進委員会なり検討委員会なり、そういうものを立ち上げた中で民営化という選択肢もあるというように解釈をするわけでありますので、現在、対策委員会、推進委員会、そういうものをお立ち上げになられたのか、存在するのかお伺いをさせていただきます。

3番目は公約の遵守ということでございまして、1点目、町長の5%の報酬カットということでもありますけれども、町長報酬について我々がどうこう言うのはいかがなものかと、そういうような考えを持ちながらお伺いをさせていただきます。

まず、報酬カット5%というのは妥当かということでありまして、町長の報酬、これは我々が言う域ではないと言われればそれまでではございますが、町長になられて4カ月、間もなく5カ月ということで、まずこのカットといえば、ボーナスカットあるいはテークカット、すべてがないというふうに解釈をするのが妥当だろうと。よく言われますのに、今度の町長さんは給料なしで頑張ってくれるのかなと、すごいねと。いや、5%なの、何だ消費税か、こういうことになるわけです。ですから、そういった声もあるし、それがすべてということではございませんし、そういう意味を含めまして、今回決めた町長の報酬カット5%は、報酬カットでなくて報酬の削減とうたうべきではなかったのかなというような気がしますが、これが妥当かどうかお伺いをさせていただきます。

また、最後に公用車の廃止、前6月議会からいろいろ討論をしてきたところでもありますが、4月の町長選挙の中には明らかに、公用車を廃止といううたい文句が入っております。また、先般の議会だよりの中でも所信表明演説という中で、庁用車、公用車の廃止と

というのが明確にうたわれているわけでありまして、その中で町長の答弁は、黒塗りは使わない、高級車は使わない。だから、今は中型の燃費のいい車を使わせていただいておりますと。町長、高級車というのは幾らから高級車と考えるのか。黒でなくて白ならどんなものでいいのか、その辺を明確にさせていただきたい。

こういったことでありまして、先ほども町長が言われたように、町長が使用しないときには職員が使ってもいいんだよと。今まで4カ月半で職員が使ったことは何回ぐらいありますか。これは庁用車といえども専用車だろう、その辺の見解を。もしこれが公約と意に反するものであるならば、これはこういうわけですと、身の保全を保つためあるいは2万6,000有余の町民のためにこれは必要なですよということであれば、それなりの住民に対する説明が必要ではないかと思いますが、いかがお考えか。

以上、壇上からの質問といたします。

〔17番議員 伊・囃樹君降壇〕

議長（伊藤良一君） 伊・囃樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、伊・囃樹議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、新町建設についてのご質問で、初めに新粟嶋橋架橋についてですが、この事業につきましては、栗山川にかかる粟嶋橋は当初架設部分で約70年、追加部分でも50年弱を経過し相当老朽化も進んでおり、年々交通量も増加する中、幅員も2.6メートルと狭く通行にも不便を来していますので、これらの状況を改善するものとして、現在の橋より約300メートル下流に新しい橋、取りつけ道路を整備するものであります。

この路線は、合併前より旧横芝・光両町をつなぐ連絡道路として整備が計画され、寺方地区の主要地方道横芝下総線と傍示戸地区の一級町道0102号線を延長1,400メートルで結ぶもので、新町の東西方向の連絡強化を図り、幹線道路網を形成するには欠かせないものであります。

これまで整備に必要な測量調査等を進めてまいりましたが、本年度より、道路改良事業として地方道路交付金並びに合併特例債事業としての採択を受け、本格的な整備に入るわけですが、まずは橋の整備を優先することから、傍示戸地区の一級町道0102号線を起点として栗山川を横断し、於幾地区に至る600メートル区間を第1期分として、総事業費約8億円をもって平成22年度完成の予定で進めていくことになりました。

本年度の事業につきましては、総額3,182万3,000円をもって工事着工に必要な道路実施計画、地質調査、用地買収を行う予定であり、本年度末の進捗率は事業費ベースで7.5%になる見込みであります。なお、来年度には橋梁の実施設計と用地買収を完了させ、一部道路改良工事を実施する予定であります。

続いて、長塚北清水橋架橋についてですが、この事業につきましては、東陽病院地先にかかる町道橋栗山川ふれあい橋と県道橋木戸大橋の約5キロ間には橋がなく、町民の日常生活に支障を来し町の一体化を阻害している状況にあるため、これらを改善するものとして、長塚地区と北清水新青地区を結ぶ連絡道路と新たに橋を整備するものであります。

また、現在整備中の町道2258号線と既に供用している九十九里広域農道へ接続することになり、将来的には旧野栄役場手前までの県道飯岡片貝線から茂原市と白子町付近までつながることになりますので、より広域的な幹線道路網が形成されることとなります。

現在の予定では、計画路線の延長は約1,300メートル、概算ではありますが総事業費約13億円をもって平成26年度までには完成させる見込みであります。

本年度は、地元説明会等を通じ最終的なルートを決定し、必要な地形測量、道路境界確認測量、道路予備設計等の作業を実施していく予定であります。本格的な事業実施に当たっては、なるべく町負担が少なくなるよう地方道路交付金並びに合併特例債事業を導入し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、行政対応についてのご質問にお答えします。

まず、町営墓地建設の考えはとのことですが、公営墓地は全国で約500カ所、千葉県内では17カ所あり、千葉市や船橋市、市川市など主に都市部に多く見られ、町村部では長南町の笠森霊園、一宮町の宮の森霊園の2カ所のみとなっております。

当町においても、ここ数年、転入者から町営墓地の問い合わせや設置要望等が数件ありましたが、町営墓地を建設するにはさまざまな制約があるほか、場所の選定や管理の問題など難しい面が多いことから、すぐに建設するのは容易でないと認識しておりますが、今後調査・研究していく所存でございます。

続きまして、飛びますが、5点目の東陽病院の今後の運営方針でございますが、現在の東陽病院は、入院が一般病床60床、療養病床が40床の計100床、外来は、内科・外科・整形外科を中心とした10科で運営しており、経営は非常に厳しいところでありますが、収入の確保対策や経費の削減に努め、徐々にではあります改善の方向にあります。

そして、先ほどの検討委員会の話でございますが、既に立ち上がりは済んでおりますけれ

ども、今その内容についての協議をするところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、旭中央病院との医療連携により、初期治療が終わった重篤な患者さんの受け入れ等により病床利用率の向上に努め、経営の安定化を図っているところであります。ちなみに、8月末までの病床利用率は79.8%と、対前年比較で5.3ポイント増と推移しております。

今後につきましても、経営改善に向けた委員会を含めていろいろと検討を重ねた中で、先ほど議員もおっしゃられました山武地域医療センターの構想もある中、いろいろな方面から十分に検討を重ねた上で、町民にとってよりよい病院の方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、公約の遵守についてのご質問でございます。

初めに、報酬カット5%は妥当かのご質問がありましたが、結論から申し上げ、妥当であると判断しております。なぜならば、私の報酬カットの目的は、単に首長報酬経費の削減を目的にしたからではなく、ほかに与える意識づけもあり、まずは首長から率先して経費節減を訴え、行政運営すべてにその姿勢を示す目的もあったこと、さらには、ただ単に多額報酬をカットすることだけがまちづくりに有効であることにつながらないという考え方から、報酬カット5%は妥当とするものであります。

次に、公用車廃止、見解の相違、住民への対応説明との質問でございますが、本質問につきましては、さきに川島透議員の一般質問でお答え申し上げましたとおり、公用車の廃止につきましては、町民の皆様と私とで見解に相違があったかと思いますが、私が公約として挙げたのは、あくまでも町長専用車としての黒塗りの高級車は使用しないという表現をしたところでありまして、私は、この高級車を町長専用車として使用しないと皆さんの前でお約束をさせていただいたつもりであります。

結果として、町民の皆様方に誤解を招く表現となってしまったことに対しましては、改めてこの場をおかりしまして深くおわびを申し上げます。議会を初め、町民の皆様方には私の公約の趣旨を十分ご理解賜りたく、改めてお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、公務の移動には公用車は不可欠であり、今までどおり車に精通した職員に運転をお願いし、燃費のいい小型の公用車を使用させていただきたいと存じます。

あと、光スポーツ公園の安全対策については社会文化課長から、また屋形海岸のカワウの公害の問題、そして栗山川河口の砂の堆積と港の件については産業振興課長の方から答弁を

させますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） それでは、光スポーツ公園の安全対策についてご回答申し上げます。

まず、野球場レフトフェンス外側に当たるわけではありますが、ちょうどマレットゴルフの2番ホール付近にございます。その付近とその下を通っている道路との段差ではありますが、ご指摘いただきまして早速ロープを張り、立ち入り禁止の看板を応急的に行いました。これは、転落防止と安全対策ということで応急的な措置でございます。また、抜本的な対策につきましても早急に検討し対応したいと考えております。

次に、噴水池の周辺の池も含めました管理についてでございますが、やはりこれもご指摘のとおり、特に夏季につきましては幼児等子供の水遊びが見受けられます。今後、清掃の回数をふやす一方、利用者のマナー等を促し、衛生面と安全面の対応に努めてまいります。

以上であります。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、私の方からカワウの公害、それから砂の堆積ということで答弁をしたいと思います。

カワウの関係につきましては、産業振興課におきましても何度か現場を確認に行っております。現在そういうことで、東上総県民センターの中に地域環境室というのがございます。そちらと協議をしながら対策について検討しているところであります。しかしながら、カワウは、全国的には非常に数が少ないということで保護動物になっているということでございます。また、これらの被害につきまして他の県の状況も確認をいたしましたが、やはり保護動物であるため生活被害の場合による捕獲あるいは駆除は行えないようであります。

ただし、農林水産物に被害があった場合に限り駆除を行っているところもあります。駆除といいましても、捕獲やいわゆる銃で撃つたりということではございませんで、滋賀県では、卵を巣から棒を使って落としたり、煙でいぶして鳥を追い払うなど、この程度の対策であり

ます。

千葉県でも来年以降、何らかの対策を検討しているようですが、他県に倣い、水産物等に被害が出た場合にのみ対応したいということでもあります。

したがって、当町でも防風林ということで重要な役目を果たしている場所でございますので、県や近隣市町村と連携を図りながら対応をしていきたいと考えているところであります。

次に、河口の砂の堆積と港の件でございますけれども、しゅんせつを含む漁港整備につきましては、平成2年から千葉県知事や国会議員で組織する関係団体など多くの関係者に陳情を重ねながら、十数年にわたりしゅんせつを実施しているところであります。しかしながら、護岸など一部は整備されたものの、漁船は入港できないのが現状であります。

ちなみに、ここ10年で2市4町の負担金は約7,000万円を超える金額となっております、これはしゅんせつのみでありますけれども。

このような中、今年度はドリム工法という沿岸漂砂制御によりまして航路の確保を図るための新たな取り組みが行われることになりました。

ドリム工法と申しますのは、先ほども質問に出ましたけれども、本来、侵食のための対策をとるものとして考案されたものであります。波の形をしたブロックを幾つか重ねまして、片方が50センチで三角形になった、こちらが10センチぐらいということで、それを言ってみればこういうような形でありますけれども、これを幾つも積み重ねるという形であります。こちら側を沖の方に向けて並べますと、こちらにある砂がいわゆる海岸につくという、そういう方式のものであります。港の航路を確保するためには、その逆を考えまして、これを逆さまに置くと。いわゆる航路の方に向けて両側からブロックを置くと、この砂が外に吐き出るといような考え方で航路の確保をしようと。それが今回行うドリム工法ということになります。

しかしながら、結果が出るまでには数年かかるということでございますので、町といたしましてもその動向に着目をしていきたいというふうに考えております。

以上、私の方からカワウの公害と堆積の答弁ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 伊・囃樹君。

17番（伊・囃樹君） それでは、自席の方から再度お伺いをさせていただきます。

新粟嶋橋あるいはまた（仮称）長塚北清水橋ということで、粟嶋橋は合併前からの懸案事

項で、これもいろいろな補助事業ということで採択を受けていると。時間はかかるかと思
いますけれども、一日も早い完成ということで、延長線の中でご尽力いただく努力をしてい
ただければと思います。

また、長塚北清水橋架橋についても、平成26年度の完成を目指してということございま
すけれども、約8年の歳月がかかろうかというわけであります。恐らくこれはあくまでも目
標としてだろかなというような気もしないでもないですけれども、用地買収あるいは測量
設計いろいろあろうかと思いますが、なるべく早い段階での完成というものを行政側に求め
たいと思います。そして、この辺の仕事は行政サイドのあるいは多少の時間というものがか
かろうかとは思いますが、迅速な対応をお願いしたい。

それと、町営墓地ということはいろいろな規制があるということで、いろいろな側面、裏
面からの対応を考えるということでもありますので、これはやむを得ないのかなと。

そして、町長答弁の中でございました東陽病院、これは先ほども申しましたように、それ
ぞれの町民が大変関心を寄せているということでもありますので、ここでひとつ町長にお
願いをしておきたいのは、東陽病院はいろいろございまして、前回から町長が言われてい
るように、場所・場面は別といたしましても、東陽病院の民営化という話ですね。これは、言
葉だけが先走り、ひとり歩きをしている懸念もございまして、実際に町長の口からは
民営化という話はかなり多くの方たちが耳にしているわけでありまして、現段階での民営化
ということは何ら裏づけはないだろうなという気がしますので、この民営化ということは一
つ撤回をしていただければと。いろいろ困惑している部署もあるようでございまして、
町長のご見解をお伺いしておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 東陽病院の民営化については撤回しろという旨のお話でございま
すけれども、いかんせんこの東陽病院を本当に町民のために、地域医療の拡充のためにどう
いう位置づけにしていかなければならないかということが一番大事なポイントでござい
まして、そのためにはどういうふうなやり方があるかという中で、やはり大きな選択肢の
一つの中に、まだ民営化の考え方というのは消し去れるものではないと思っています。

そしてまた、選択肢の中にあるということだけであって、今それに向かっているわけでは
ございません。そして、地域医療センター構想の中の位置づけにするというような方向で
今進めておるんですけれども、ご承知のように、今そのセンター構想もなかなか思うよ
うに進んでいないというのが現状で、今後、県の出方ですとかそういったものの中で、
町民にとっ

て、町にとって一番いい選択肢の中で東陽病院の位置づけをしていかなければならない。ですから、それが済めば当然民営化を選ぶ必要はないわけでございますので、あくまでも選択肢の一つであるということであって、それを撤回する発言は控えたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 伊・囿樹君。

17番（伊・囿樹君） 民営化の発言は撤回をしないということでありますけれども、これは東陽病院を民営化という、そういう選択肢もあるという言い回しであるならば、逃げ口上ではないのかと。山武医療センター構想の中で、東陽病院が民営化になるのだったら当然外れるわけでしょう。選択肢もあるというような話ではなくて、今の段階ではそれはまだ置いておいた方が無難なのかなということを行っているわけであって、例えば町長は、いろいろな場面での会場、いろいろな説明会、あるいは予算の中でも、民営化というのは考えておりますよと。あるいは近隣町村の違う機関誌の中でも、横芝光町の佐藤町長は東陽病院の民営化を強くうたっていますよと。これは個人の意見でありますから大きなお世話。ですから、今の段階で医療センターの問題もあるということであるならば、なおさらのこと、民営化というのは控えておくべきなのかなという気がするわけであります。

町長がそれは撤回する気がないということであれば、今の民営化ということは時期尚早というような気がするからお伺いをしたわけでありまして、町長がおっしゃるように赤字の東陽病院を民営化しても、受け付けるところがあるはずがないと思います。ならば、病院ではなくて医療センターが療養センターになる、あるいは養老的なものになるというような個人的なものだったら見つかるかもしれませんが、病院として存続するにはどうしたらいいのか。先ほど町長が言われたように、東陽病院の院長先生も千葉大の系列であるのでそれなりの力はあるだろうと。ですから医者確保も努力はすると。それは、言葉は幾ら努力しても医者がいないのに来るはずがありませんね。七千何名の医者が誕生している、この7割が皆、個人開業医になるということですので、その残りの医者を分配するということは非常に至難のわざではないか。ですから患者も減る、医者が減れば患者が減る、患者が減るから医者が減ると堂々めぐりも大変なものなのかなと。

赤字であるがゆえにこれをどうするのか、多少なりとも前向きに行くという話ではこれは結構、累積赤字の11億何ぼというものも大変な額だろうと思いますけれども、できるなら、町長が言われたように町民の意思を、意見を尊重しながら考えている。どういう場所でどういう意見交換ができ得るのか、これは町長の頭の痛いところではないのかなというような気

がするわけです。病院というのは、町の皆さんの健康管理、維持保全というものが最前提にありますから、住民の皆さんが病院として立ち直る方向を模索してくださいと言うなら、それに向かって町長は動くべきではないか。ですから、民営化というのは現時点では省くべきだろうと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 整理をして答弁させていただきたいと存じます。

まず、町民の意見を聞きながらという部分については、今後、まちづくり住民会議というところに提案してもいいだろうし、また国保の検討委員会も、町民の参加をいただきながらそういう病院問題について討論をしていくような場もつくっております。そうした中で、最初に、民営化については少し置いておいた方がいいのではないかなというようなご提言をいただきました。現実、正直申し上げまして、最近この言葉は余り出していなかった。それはやはりおっしゃるとおり、そういうような胸の中にあります。ただ、それを撤回してまるっきり捨ててしまうかということになりますと、それはまた話が違ってきますというような解釈でご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 伊・囃樹君。

17番（伊・囃樹君） これもまた解釈の相違と言われればそれまででありまして、見解が違ふといえはそういうことになるかと思ひますけれども、東陽病院の民営化といううたい文句があると山武医療構想から外れやしませんかということなんです。

〔町長「それはないです」と発言〕

17番（伊・囃樹君） それはないと言われるのであれば、東陽病院が支援病院に入れという担保もない。不透明な中での今は進行形なのかなという気がするんです。

確かに町長が言われたように、民営化といえは最近は活用はしていないと。確かにおっしゃるとおりだと思います。万事民営化をうたわれたのではたまったものではありませんから、これは結構なことなんですけれども、そういう中にもいろいろな部署があると。その部署の中で皆さんの意見を聞きながら方向性を出している、これはすばらしい、いいことだと思います。ですから、もっと具体的なものを早目に出して、横芝光町が東陽病院の位置づけというものを 医師会などいろいろあるでしょう、難しい難問は。ですけれども、まず東陽病院の位置づけを最初にしていった方が無難なのかなということなんです。保健委員会やいろいろな分野があるでしょう。そういう中での東陽病院の構想あるいはこれからの運営状況、

そういうものは中でいろいろ吟味をしていくのが当然ではあるかと思いますが、現時点では、やはり町立になりました、赤字の東陽病院の運営方法はいろいろな知恵を出しながら、意見交換をしながらこれをやっていくのが妥当ではないのかなと思います。

これは町長の大変頭の痛いところでもあり大変な問題だと思いますが、ひとつ民営化ということではなくて、医療センターを兼ねた横芝光町立の東陽病院としての位置づけというものを最大限念頭に置いておいていただければなということでもあります。

また、光スポーツ公園は、先ほどご答弁いただきましたように大変敏速に反応していただきまして、お願いをした話が出たら2日目にはくい打たれてトラロープがあり、また立て看板もあると、あそこを利用している方からすぐそういうお話がございました。町の対応が早かったなど、これは非常に喜ばしいことだということにも感じております。ありがとうございました。

屋形海岸の防風林のカワウということで、先ほども申しましたけれども、自然環境の中でえさがあるからそういった鳥が来るだろうし、これは環境問題でもよくなっているというあかしでもあろうかなということにも思いますし、またこれが保護動物、保護鳥類ということでその対策に大変苦慮するところだということでもありますけれども、防風林ということを考えましたときに、そういった方向からふん害が公害にならない前に対策を講じられるというような方策があれば、努力をしていただければありがたいと思います。

それと栗山川河口の砂の堆積、これはドリム工法、もう二、三年前からそういう話が出ておりまして、栗山川の河口にその砂が寄らないというドリム工法。しかし、あそこに寄らなくてもその砂はどこかに行くはずなんです。自然の力ですので、河口に寄らなくても、これが光町の浸食されたところに寄ってくればありがたい。あるいは成東海岸の砂浜のところへ行っては困るだろうし、いろいろな方法、結果はあろうかと思いますが、ドリム工法であれサンドリサイクルであれ、とりあえずは河口が利用できるように、どういう結果が出ようとも試みるということの方が大事だと思いますので、いろいろな方向からそういう検討をしていただきながら結果を出していただければと思います。

最後の公約の遵守ということで、町長が言われたように、報酬カット5%は妥当であると。当然でありましょう、大きな額をカットしたからといっていいものではない。確かに町長がおっしゃるとおりでありますけれども、カットの額がどうこうではなくて、やるのなら報酬の削減とうたった方が聞こえはよかったのかなと。これも見解の相違ですか、ならば構わないんですけれども、そのような気がするわけでもあります。

それと公用車の廃止で、先ほども町長が言われたように、燃費のいい小型車を使わせていただいておりますと。黒だろが高級車だろが燃費がよかろうが、結果的に公用車なんです。その中で、町長が先ほど言われたけれども、まちづくり懇談会の中で町長自身からそういう説明をしていくというようなお答えがあったと思うんです。しかし、まちづくり懇談会は、発足するのが来月10月からですか、10月以降になろうかと思いますが、何カ所でどのくらいの町民の方がお集まりになるのか、これもまたちょっと予測がつかないことではないのかなと。なるべくなら大きな場所ではなく各地域の部落ごと、区ごとのそういった懇談会、よく言われるように開かれた町長室というのならば、そういったまちづくりの懇談会の中で数多くの場所に足を運んでいただいて、隅々の町民の意見を聞いていただけると、そうなるかと非常に有意義ではないのかなというような気がするわけであります。

ですから、町長が言われた燃費がいいとかそれはよした方がいいんです。黒塗り、高級車は幾らから高級車なんですか。黒塗りは使わない、今まで6年のものだ、今までの横芝町長車というものを買えば高級車、140万円の査定の中で220万円で落として、これが何のためになるかということです。川島議員もお伺いして、その答弁は聞いていなかったんですけども、まだ使える車を売ってしまって何の意味があるのか。ならば、単なる公約の中で公用車の廃止をうたったから売ったのかなと。格好がよ過ぎます、これは。それならば、それを使って5%の削減、給料をカットするのならば、あと2%やって私が燃料費を持ちます、使わせてくださいよとはっきり申し上げた方が、町民の受け、賛辞は多いのではないのかなと。これは私ごとですけれども、いろいろな方策はあると思うんです。

2万6,000町民の安全と自分の身の保全を保つためと言うのであれば、公用車を廃止ではなくて使うんです。いかなる有効利用にするかというものを明確にすべきではないかと思いますが、もう一遍お伺いしておきます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 大変難しい質問で、まず何が高級車で何が高級車でないかというのは、一般的な解釈で皆さんお一人お一人に解釈していただかなければならない問題なのかもしれませんが、私どもの常識といたしまして、やはり黒塗りのクラウン、セルシオは高級車の部類に入るといような、私もまた一般的な認識があるのではないかと。また、今はやりでありますハイブリッドのプリウス、たまたまあれが旧光町役場でございましたので、そのある車を使わせてもらっている。それによって、先月、225万幾らから始まって3台で約300万円のお金できた。

それで新たに車を買ったわけでもございませんので、単純にその300万円は別の財源として有効利用が図れるというところは、私の云々の問題でもないし、また、確かに格好がよ過ぎると言われてしまったら格好いいのかもしれませんが。しかしながら、その貴重な財源を有効利用に使うという観点でそういうような処分をさせていただきました。

以上です。

議長（伊藤良一君） 伊・囿樹君。

17番（伊・囿樹君） 確かに町長がおっしゃるように、300万何がしの財源がほかに有効利用できるということですね。有効利用というよりも、これは公用車の廃止という公約をしたからこそそういう結果になったのであって、あるものを利用する、庁用車は黒塗り、別に使ってもいいのではないですか。白い小型車を使って燃費がいいからというのは、単なる町長の言いわけにすぎないような気がするんです。ですから、それがいい悪いではなくて、あるものを使う、使わせてくださいと。使わないと言った、廃止と言ったこと自体が間違っただのではないかと、そういうことでありますので、こんなささいなことで町長と議論するつもりもございませんし、300万円の財源がほかに使えるということであるのなら、これは大いに結構なことでもありましょう。

時間も迫っておりますけれども、ただし、町長が言われるように、やはり2万6,000有余の横芝光町民の町長として人の話を聞くのもいいだろうし、また周囲の意見を耳にすることも大変有意義なことだと思います。しかし、これもあれもそれもというような、そんな八方美人はできないはずなんです。ですから、よく言われるように、船頭多くして船山へ登るといふこともありますけれども、そういうことにならないように、町長におかれましても約束は守り責任は果たしていただいて、そして判断と決断を仰いで速やかに実行に移してもらいたい。横芝光町行政の揺るぎない発展に大いに努力をされていただけますように強く要望して、質問を終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で伊・囿樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

あす9月14日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時11分)

平成 18 年 9 月横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 18 年 9 月 14 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 横芝光町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 18 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 18 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 18 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 18 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 18 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 17 年度横芝町一般会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 17 年度横芝町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 17 年度横芝町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 17 年度横芝町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 17 年度横芝町介護保険特別会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（31名）

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・園樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君
30番	鈴木俊君	31番	越川洋一君
32番	・屋英夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	齊藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬里和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君

健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政 センター所長	伊藤賢二君
食肉センター 所長	竹内康男君	東陽病院 事務局長	田鍋悦央君
出納室長	海保清一郎君	教育長	海保教之君
教育課長	山本照男君	社会文化課長	布施勇君
農業委員会 事務局長	大木一男君	代表監査委員	大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	越川岳	主	幹	實川裕宣
書	記	須合京子			

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

本日、鈴木俊君からおくれる旨の届け出がありましたので報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

小川 征四郎 君

議長（伊藤良一君） 通告順に順次発言を許します。

小川征四郎君。

〔28番議員 小川征四郎君登壇〕

28番（小川征四郎君） おはようございます。

日本共産党の小川征四郎です。通告のとおり質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁を求めます。

さて、小泉内閣の任期も9月で終わるようですが、この内閣は過去に例のないような国民生活破壊内閣ではなかったでしょうか。高齢者や障害者の方々への過酷な負担増の押しつけ、年金生活者を初め、高齢者への住民税大幅増税に批判や怒りが渦巻いているために、国会閉会中に地元を回る議員から何と答えたらいいのかという悲鳴が上がり、自民党本部の政務調査会が急遽パンフレットを作成しました。

このパンフレット冒頭に、平成16年度税制改正で老年者控除、公的年金控除縮小・縮減した結果、高年金所得者について税額が10倍になっている事実があると大幅負担増の事実について認め、その後に年金世帯が勤労世帯に比べて税負担が高くなっているわけではない。高齢者世帯は、公共サービスの給付額が負担額をはるかに超えていると、負担増押しつけの言

いわけを並べています。世論の批判に対し、開き直りと言いわけで切り抜けようという意図がありありのパンフレットであります。

これを受け取った自民党の役員の政策費は、このパンフレットの内容では税負担で苦しい思いの年金生活者にとっても納得してもらえない説明はできませんよ、こう話されていたということでもあります。

障害者自立支援法についても過酷なものであります。障害を持ちながら必死で生きていこうと苦勞して努力されている方々に応益負担を求める冷酷さです。今、全国各地の自治体が、独自の支援策を打ち出しています。国の悪政のもとで、地方自治体の果たす役割がますます重要になることを申し上げて、質問に移ります。

初めに、福祉行政について伺います。

6月議会でも質問させていただきましたが、障害者自立支援法が4月から実施され、この10月から本格実施に移ります。法施行後、我が党や全国各地の障害者団体などの調査によって、原則1割の応益負担による大幅な利用者負担増、相次ぐ施設からの対処やサービス利用の手控え、施設経営者を大元から揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題点が明らかになっています。厚生労働省みずからが都道府県、政令市、中核市に対して行った調査でも、多くの自治体から懸念や不安の声が上がっています。

政府は自立支援法の審議の中で、サービス水準は後退させないと繰り返し答弁してきましたが、全国各地で起きている深刻な事態は政府答弁に真っ向から反するもので、改めて応益負担の持つ根本的な問題点が浮き彫りになっています。地方自治体で独自に医療費を含む利用料の負担軽減策を実施しているところは、東京都、京都、横浜市、広島市など8都府県と244市町村に上ります。5月末現在、1,820自治体の13.4%、これらは応益負担がもたらす影響の深刻さ及び国の軽減措置がいかに実態に合わないかということを裏づけるものであり、国の責任が改めて問われています。

同時に、障害者の暮らし、福祉を守るためにさらに全国の自治体で独自の負担軽減策を講じることが求められています。当町におきましても、独自の調査と軽減策を講ずべきものと考えますが、いかがか伺います。

次に、社会福祉協議会が行う緊急融資事業について伺います。

社会福祉協議会は、町からの補助金、受託金及び共同募金、歳末助け合い募金の配分金を主な財源として町の福祉事業の一端を担っているところであります。協議会の事業計画に貸付事業があり、低所得世帯に対して資金の貸し付けを行うことにより、経済的自立と生活意

欲の助長を図ることを目的に相談や貸し付けを行うという事業です。旧町では、福祉課と連携をとりながら貸し付け事業を実施していましたが、合併後に借り入れ希望者が窓口で相談に乗っていただいたが、借り入れは拒否されたということですが、この事業は合併後に貸し出し基準等の変更がなされたのか伺うものであります。

次に、医療行政について伺います。

地域医療センター構想に関する第2回目の有識者会議が7月10日に開かれ、修正案に対する有識者の意見が寄せられております。主なものは、計画は前より現実的なものになったことを評価したい。しかし、根本的に行政組合が将来にわたって赤字を抱える可能性があるのではどこまで赤字に対応できるのか、その限度がどこまでか地域の合意が必要ではないか。このシミュレーションは需要側からの見方であるが、供給側、いわゆる医師や医療従事者の確保の可能性、こういう視点からのシミュレーションを考えていく必要がある。支援病院1、2を全く同一としているが、それぞれの歴史の違いがあり、現状を踏まえて支援病院の将来の姿を描いてもよいと思う。病院は、経営が大事、計画に魂を入れるのは人である。将来の山武地域の医療を背負っていこうという人材を早く見つけて、早い段階から責任を持って計画づくりに参加してもらい、経営まで責任を持ってもらうようにした方がよい。

他の識者は、修正案は大分現実的になった。旭中央、亀田は例外的な病院で、そのようにうまくいくことはなく、大きな病院を目指す時代ではない。この地域に必要なものは救急病院だと思うので、大きな病院である必要はない。施設が大きくなれば、無駄も出る。一方、小さくすると医師の確保など供給面で魅力がなくなる。医師、看護師が集まるかは不安を感じる。供給側のことを考えて、福利厚生や人件費をもう1回見直す必要がある。病院としての目玉がないと人は集まらない。旭中央や亀田にないものを持っているということでもよいと思う。この病院独自のものがあってもよいと思う。高齢化の進展に伴い、一般病床の病院でも高齢者の患者がふえている。中央病院は急性期に徹するというようにしないと、中央病院も高齢者の病院になりかねないと発言しています。

修正案は、診療科の減少や2次救急ということになれば、これまでの東金病院を中心とする公立3病院と変わりはない。椎名山武市長が言うように、一度立ちどまって考え直してみる必要があるのではないか、このことについて伺います。

次に、東陽病院の現状について伺います。

今、医療の現場は平均在日数の急速な短縮やベッド稼働率の上昇などにより超過密労働を強いられ、看護師の退職が急増していると言われております。京都の医療団体が行ったアン

ケート調査では、看護職員の87.1%がこの3年間にミスやニアミスを起こしたことがあると回答し、十分な看護を提供していると回答したのは、わずか5.7%だったと報告しています。医療現場の厳しさが伝わってきます。地域医療の要である東陽病院の現状はいかがでしょうか。広報8月号で職員紹介がなされております。診療科、病床数等から多いのか少ないのかわかりませんが、東陽病院の地域での評価はよいものではありません。どのような方針を持って運営しているか伺うものであります。

次に、公共交通機関について、横芝駅通過の下り列車の駅舎側ホーム乗り入れについてですが、交通バリアフリー法は第1の目的に、この法律は高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活をすることの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路、その他の施設の整備を推進するための措置、その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る。もって旅客施設である公共福祉の増進に資することを目的とすることとしています。

バリアフリー法には、一定の規模の旅客施設であることが必要です。鉄道駅については、1日の利用者数が5,000人以上であること、また相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれること等となっていることから、横芝駅は対象外と思います。しかし、成東駅通過の下り列車は1日27本あり、そのうち18本の約6割が1番ホームを利用し、利便性を確保しております。当横芝駅でも実現するよう、JR東日本に申し入れようと思うが、当局の考えを伺うものであります。

最後に、循環バスとJRの発着便との連携についてですが、循環バスは当初より福祉を前提にしたバスとして、また道路事情や高齢者の乗りおりの安全確保最優先することから、定時運行は無理があるということから、通勤通学には適さないとスタートしました。

しかし、利用者がふえることにより、多面的な要望が出されるのは当然のことだと思えます。町長の政務報告にもありますように、アンケートの実施や検討委員会も設置されております。充実した協議を尽くして、可能な限り実現されるよう願うものですが、いかがか伺いまして壇上からの質問といたします。

〔28番議員 小川征四郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、小川征四郎議員の質問に壇上からの答弁をさせていただきます。

まず最初の障害者自立支援、また給付費負担の軽減についての質問にお答えします。

サービス利用に当たっての負担につきましては、利用に応じての1割負担や施設での食費等の実費が必要になりますが、負担が大きくなり過ぎないようにさまざまな軽減措置の仕組みがございます。これらを利用することにより、ある程度の負担軽減が図られるものと考えております。

また、町で助成額に上乘せを行い、さらに負担軽減を図る方法等もあるとは思われますが、財政状況等がかんがみした場合、これらを実施するにはさらに検討を加える必要があるかと考えております。

続きまして、福祉行政について、社会福祉協議会での緊急融資事業に対するご質問でございますが、これは社会福祉協議会での事業でございます。私がお答えすべきかどうかと思われませんが、私の方で聞いている範疇でお答えをさせていただきたいと存じます。

社会福祉協議会で実施しております福祉資金の貸付事業については、低所得者世帯等に対して資金の貸与を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的とされているとのことでございます。本当に生活に困窮し、一時的に資金の貸与を受けることにより、独立自活できると認められる世帯で、その融資をほかから受けることが困難であると認められる世帯が対象になると思われま

す。ただし、借り受けを繰り返すことにより、逆に生活を困窮させてしまうことなども考えられますので、そのようなケースの場合は注意して見守っていくとともに、浪費等を抑えて計画的に生計を維持していくことを指導していくことも重要であると考えております。

いずれにいたしましても、食べていくことなどの本当に生活に必要な資金の貸し付けは行っていると伺っておりますので、適正な事業運営が行われているものと考えております。

続きまして、医療行政についてのご質問でございますけれども、初めに山武医療センター構想修正案についてのご質問ですが、さきの議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、本年7月10日に開催されました山武医療センターに関する有識者会議で事業計画の修正案が示された中央病院の診療科が23から17に、また病床数が450床から400床に、建設費は約234億円から約165億円に縮小されております。

支援病院1の大綱病院は、診療科が9から6に、一般病床100床は変更なく、支援病院2

の成東病院は診療科が16から6に、病床数が療養病床144床から一般病床100床へというものでございます。

有識者からは、現実的なものとおおむね肯定的な評価をいただきましたが、中央病院については財政面や医師確保等の問題でなお一層の絞り込みを求めており、引き続き検討されております。いま一度の考えのものについては引き続き検討をしているという中で、いろいろな角度からもいろいろな意見が出されているところなので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、東陽病院の現状についてお答えいたします。

東陽病院の病床数100床の病院でございますが、一般病床60床を中心に長期療養の方を受け入れるため、介護保険適用病床を含めた療養病床が40床あり、医療連携等により患者の確保に努めております。また、外来は内科、外科、整形外科を中心に10科で診療を行っているところであります。

次に、職員数であります。医師が8名、医療技術員が14名、看護師38名、事務員11名、技能労務員16名、計87名の正職員がおります。医師の内訳は、内科4名、外科2名、整形外科と婦人科が1名ずつとなっております。そのほかに臨時職員として約30名が勤務している状態でございます。

続いて経営状況でございますが、現時点ではまだ8月末の収支状況が出ておりませんので、7月末の状況でご報告させていただきます。

まず、患者数であります。入院で延べ9,683人、去年同期と比較して718人の増加、病床利用率は79.4%でありました。主な要因としては、内科系の患者の増加によるものであります。外来は延べ1万6,868人で、去年同期と比較して707人の減少となっております。外科及びりハビリの減少が主な原因となっております。

次に、収支の状況であります。一般会計からの繰入金を除いた総収益は約2億9,500万円で、去年同期と比較しますと約1,300万円の収入増となっております。これは主に入院患者の増加によるものでございます。

一方、支出の総額は約3億7,800万円で、昨年と比較して約1,000万円の減となりました。主な要因としては、外科の医師及び事務員が1名ずつ減員となったことによる人件費の減によるものでございます。

収支差引額は約8,300万円の赤字になっておりますが、去年同期と比較いたしますと約2,300万円程度の好転をしております。しかしながら、引き続き当初計画をいたしました患者確保に向けて努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、公共交通についての質問でございます。

公共交通についての1点目、横芝駅下り線1番ホームの利用についてでございますが、JR東日本に問い合わせをしましたところ、横芝駅の千葉方面からの下り線の1番ホームへ入線することは信号通信設備が整備されていないことから、そのように利用することはできないとのことでございます。利用を可能にするためには施設整備が必要となりますが、現時点では施設整備計画はないとのことでございます。

2点目のJR発着便との循環バスの連携についてでございますが、町内循環バスは運行便数が少ないこと、全集落を回るルート設定としている関係で集落内の狭い道路を運行すること、バス停の数が多きこと、高齢者の方が利用される場合、安全確保のため乗降時間に余裕を持たせなければならぬことなどから運行時間が長くなっており、JR発着便に合わせた運行ダイヤの設定がしにくいという側面もありますので、それをかんがみながらまた循環バス運行委員会にお諮りをしてご意見を伺い、全体的な見直しの中で循環バスを利用されます皆様が少しでも利用しやすくなるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からのお答えにさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、自立支援法の関係ですけれども、先ほど質問の中で述べておりますように、地方自治体の中で障害者が本当に今までどおりの生活を維持するためには、その法が示している軽減措置ではとても困難だということで、次々に自立支援の独自助成を打ち出しているところなんです。これを一つ一つ紹介する必要もないんですけれども、この千葉県内でも八千代市が利用者負担を軽減する措置をやりますということがきのう明らかになったんですけれども、今度の場合はいろいろな補装具給付費とか地域生活支援事業、こういうものを利用する人に対してもいろいろな配慮をしていかないと大変だということなんです。

ですから、基本は1割負担、10%負担ですけれども、それを半額にして5%にしているところがあります。中身については、町長もよくご存じでしょうから一々触れませんが、今後の対応として町でも訪問調査をしたというか説明も兼ねていたと思っておりますが、しているんですけれども、この町内で支援法とのかかわりで対象になる人がどれくらいあるのか。実際に訪問していったときの感触等、要望等をつかんでいる限りですけれども、教えていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 現在、横芝光町で障害者手帳を発行している方の人数でございますけれども、身体障害者関係で810名、それから知的障害者の療育手帳が109名、精神保健福祉手帳が77名と、おおよそ1,000名の方に障害者関係の手帳の交付を行っております。

今、随時、この障害者自立支援法に障害程度の見直しをするということで、現在、まだ全員終わらないんですけれども、随時見直しをして調査項目に基づきましてこちらから出向いたり来ていただいたり、両方の方法でその調査を行っているんですけれども、基本的にはある程度全体の調査が終わってから少しずつ判定は出しておりますけれども、早い方、遅い方で同じような程度の方が認定度が変わっちゃうということがあるとまずいので、最終的な判断はほとんどの方の調査が終わってから最終的な判断がくだされるということになるかと思っております。

先ほど申しましたように、調査をしている途中ということで、まだ具体的に何人くらいの方が前からどう変わったとかいうところまではまだお答えできない状態ですので、そのようにご理解願いたいと思います。今、申し上げましたように、障害手帳を発行している人数は、おおよそ1,000人ということでございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） まだ調査中だということですが、これまで約1,000人の皆さんがこれまでサービスを利用していたという方々が引き続き利用を継続できるかどうかというのは、今、負担の問題であるんですけれども、これまでのサービス利用状況についてちょっと伺っておきたいと思っております。

それと、やっぱり今、課長が言いましたように、10月から始まるには認定の見直しというのがあるんですけれども、この認定の見直しも今までより軽度になったりとかということで不安を持っている人もいるということなんですが、私たちはこのことに関しては全く情報がないものですから、二、三の人から話は聞いておりますけれども、多くの情報は町の方がかんているので、その実態はぜひ知らせてほしいと思うんですが、ひとつよろしく願います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 今現在、どの程度のサービスを受けていて、また今後それが継続できるかどうかというご質問と解釈するわけですが、実際には先ほど申しました1,000人の方すべてがいろいろなサービスを受けているというわけではございません。基本

的に、ある程度重度の方が例えば施設サービスだとか、ホームヘルプサービスだとか、そういうような形でサービスを受けている方がいると思います。

あともう1つ、障害区分の見直しですけれども、基本的には身体障害者の方については調査項目を見ますと、ほぼ現在と同じような形で認定度が出ると思うんですけれども、知的障害者の方だとか精神障害者の方が以前よりやや低目に出る傾向があるように感じられます。ですから、その辺についてもある程度の方の調査が終わってから、全体の均衡を図りながらいま一度認定をしていくということで現在考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 詳しい具体的なものは見えないんですが、今、施設サービスを利用している方の人数とデイサービス等を利用している方はどれくらいいるか教えてください。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 施設の方のサービスを受けている方は、現在、人数では身体障害者の方で実数が9名です。施設サービスを使っている方。それから、知的障害者の方で29名、実際に現在その施設を利用している方の人数はそのようなことでございます。それから、そのほかに居宅生活支援の方で利用されている方も、要するに自分のうちにおいてデイサービスだとか、もしくは場合によっては短期入所等の場合もあるんですけれども、そういうような形でサービスを受けている方もおります。

ただ、これも人数的にはそんなに多くなくて、例えば身体障害者で居宅サービスを受けている方は19名程度、それから知的障害で居宅サービスを受けている方が17名、あと障害児ですけれども、お子さんで居宅サービスを受けている方が25名程度ということでございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） こういうサービスを受けなければ日常生活ができないという人にとっては、これまでは所得によって応分の負担ということが、所得に関係なく1割が負担しなければならないということで、やっぱり日常生活そのものがかなり圧迫されるということがはっきりしていると思います。

それで、今、調査中だということでもありますけれども、今、出されているその不安や要望はどういうのがあるか、もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 現在、何名かの方からこの後どういうふうはこの制度はなってい

くんだというお話は来ていますけれども、ただ障害者の方よりも施設を運営されている方からの方が何か多いような気がします。結局、多少サービス費の単価が下がるとかというようなことがございまして、障害者の方も心配はされているんですけども、その施設を運営されている方が収入が減ってしまうということで、逆にそちらが心配されているというイメージの方が少し大きいような気がします。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 町の方としても、これからいろいろな調査をしながら対処していかねばならないということだと思います。そういうことで、引き続き訪問しながら、調査をしながら制度についても十分理解されない方もいると思いますので、その辺は十分迷わないように周知徹底していただきたいと思います。また、そういう調査等が済んだら、ぜひその状況を教えていただきたいと思います。

それともう1つは、認定の見直しですけれども、仮に今、難しいと言われた知的あるいは精神障害者の皆さんがこれまでの認定よりも下がるようなことがあったら、やっぱり私は困ると思いますので、そういう状況について当局としては十分掌握できるでしょうか、下がるような指導援助もしていく必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 議員さんのおっしゃるとおり、なるだけ現在の認定状況よりも下がるようにということで、調査項目だけですと先ほど言いましたように多少下がってしまう状況がありますので、どこかで補正をするなど、できるだけ現在と同じ状況に認定できるようにということは考えております。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 町長にもお願いしたいんですが、今、実際に施設を利用されている方、デイサービスを受けている方が明らかになったと思うんですが、こういう皆さんが今度のこの法改正によって今までのようなサービスが引き続き受けられなくなるということは、やっぱり好ましくないと思います。そういう実態が明らかになった時点で、やっぱり町としてもきちっとこの助成してあげるべきだと思うんですが、ちょっとその考えを伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 小川議員のおっしゃっていることは重々理解しているものの、新たに生まれる負担、俗に言うホテル経費みたいな部分でしょうか、ホテルコストというやつです

ね。その部分というのは、間違いなく新しい負担として出てきてしまうわけですから、その金額が幾らぐらいになるものだから、その辺のところをちゃんと検証しながら、財政状況等をかんがみながら調整して、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ですから、今言ったように、状況が今、結果がすぐ出るわけではないわけですから、出た時点できちっと検討して、この方々が迷わないようにすべきだということですので、ひとつよろしくお願いします。

時間も限られておりますので、次にいきたいと思いますが、福祉協議会の事業はまさに町が直接やっているわけじゃないんですけれども、先ほど言いましたように、その運営費のほとんどが町から繰り出されているということです。これまでやっぱりそれを利用するという方は、主に言われているように、生活に非常に資力のない皆さんなんです。私はこの間、かわってきたというか相談を受けたり何かしてやってきているのは、生活保護を受けつついろいろな生活の中では緊急にお金が必要になることもありますし、状況を見るとそんなに浪費をしたりしている人じゃないんですね、高齢者でもあるし。それで、今、その方がどんな保護をいただいているかということ、生活扶助費として3万6,000円、住宅扶助として3万5,000円、それと自分の年金が2万円、これしかないんです。

それで、大体、生保をいただいて帰ってきてすぐアパート代とかガス、光熱費のお金を払ってきちゃうともう手元に幾らもないというようなことで、この方はたまたま体が健康ではなくて医療を受けたりしているんですが、交通費や何かはこの中でやりくりしなきゃならないんです。八街まで病院に行っているんですけれども、できるだけ身内に送っていってもらったりはするんですが、1人で行かなきゃならないときもあるというふうなときに、たまたま困ってどうしようかという相談を受けて、じゃ、ここへ行ってもう一度相談してみなさいよということでたまたま今回行ったらいろいろお話を聞かれて、事情はよくわかった、これでは大変だという話になったんだけど、貸し出しすることはできないということで、本当に困って借りられなかったと戻ってきたんです。

いろいろ聞いてみると、葬式ができて、その葬式とか、そういう交際費のお金がなくて何か必要になったということで、そのことを正直に話したら、やっぱりそれは貸し出しの対象じゃないということでは言われたらしいんですけれども、暮らしの中でこれは食べるもの、これはそういう交際費の部分というふうにはなかなかできないです。本当にない中でやりくり

しているわけですから。話をよく聞くと、ガス代なんかもやっぱり実際にはもっとかかっているんだけど、その一部を払ってガスを出してもらっているという、だから何カ月かすると倍くらいになっちゃうということで、私も一度そのガス屋さんのところへ行っている借り入れしたお金でガス代を払ってガスを出してもらったということもあるんですけども、やっぱりガス屋さんに見れば慈善事業でやっているんじゃないんだから、ガス代を払ってもらわなかったらとめるしかないです、小川さんと言われて、それは当然のことだと思うんです。

そういう苦労をして暮らしている人がやっぱりこの制度を利用しながらでも細々とつないでいきたいという、そういう思いはやっぱり理解して対応していただきたいと思うんですが、その辺の指導、直接町の事業ではないから何とも言えないんですけども、これは福祉課の方とも連携をとりながら、ぜひそういう困った人には温かい手を伸べていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 社会福祉協議会の貸付事業に対するお話ですけども、今現在、問題になっている方については先ほど小川さんがお話しのとおり、冠婚葬祭に関する事で最終的には借りたいということで、社会福祉協議会としてはそういうことではまことに申しわけないけれども、お貸しできないというようなことで、お断りしたというようなケースと伺っております。

そのほか、例えば生活保護を受けている方で、その中から何かあったときのために少しずつためておくということは、ある程度、法の中で認められているということですので、少ない中まことに申しわけないんですけども、できればそういう形で月2,000円なりある程度ためておいていただいて、何らかの形で急激な出費ができたときにはそういうことで対応していただくという形をとっていただければ一番いいんじゃないかと思うんですけども、いずれにしましても保護費を十分にお支払いできるという状況ではないということですが、その中である程度、計画的な使い方をしていていただきたいというように普段から保護費をお支払いするときに皆さんにはお願いしているんですけども、できればそういうような形でやっていただきたいと考えております。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 言っていることはわかるんですけども、具体的に今言いましたように、いろいろな必要経費といいますか、生きていくための最低限の燃料や水やガスとい

うのを払った残りが3万円弱になるんです。この中で、どうやって余力をつけるために蓄えられるか。我々の感覚じゃとてもできないんですけれども、本当に苦労しながらやっているんだよね。その上に、こうやって自分で余力をつけなさいということは大変厳しい言い方になるんじゃないかと思うんで、その実態については所管の人たちはみんなその人の状況はわかるでしょうから、その辺を判断しながら機械的にそれを押しつけるんじゃなくて、やっぱり柔軟な対応をしてあげるべきではないかというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 生活困窮されている方に対する余り柔軟な姿勢を見せちゃっても難しい部分もある中で、やはりこの生活指導的な部分で例えばお金の使い道、使い方についてもいろいろ積極的に行政の方で考えていくこともできるんじゃないかと今思っております。そうした中で、今後、担当とよく検討しながら、そういう部分で生活指導をしていくような形をとったらいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 生活指導を行って、その人が安心して暮らせれば一番いいと思います。この融資を受けても返済をしないんじゃないなくて、きちっとそういう中でやりくりをして返済しているわけですから、そういうその人の人柄とか実績を見ながらやっぱり対応するというのも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、センター構想の問題ですけれども、結局この前、修正案が全員協議会の中でも説明されましたけれども、中央病院というのはこの辺に一番欠けている緊急救命の医療機関をつくるという、それをつくる際にきちっと大きな医者がどんどん集まるような施設だということで、大きなふるしきを広げて将来のそういう財政的なことを検討されたんだと思いますけれども、結局、その辺が後回しになって急いで申請したという経過の中で、やっぱりその見直しが今された。見直しされたのは、当時はセンターを中心に支援病院をつくってやっていくという中では、やっぱり欠けている救急を中心にしたということで、これは千葉県だけがつけた名前みたいですが、2.5次救急ということでやっていたんです。

しかし、今度の見直しでは2次救急になったんですね。2次救急というのは、東金病院がこれまでそういう2次救急の対応する病院として県が責任を持ってやってきたんですが、それと同じということになるんです。きのうもいろいろ皆さんが言われている東陽病院の関

係で見た場合には、それを維持しながらセンターの今後ということになると大変だし、とにかく今回見直しされてきたのも、地域の皆さんがやっぱり自分たちの住んでいる身近なところで安心して医療を受けたいということで、大変署名活動なんかもやりながら県とも交渉しながらする中で、こういう見直しもされているということだと思えます。

それで、やっぱりここへ来て運営には大変地元の山武の自治体だけでは大変だということで、例えば茂原とか白子とか八街とか近隣の市町村にどうせできれば利用するでしょうから、それに見合っただけ負担してもらおうじゃないかという話が出てきているようですけれども、それをだれが中心になってやるのかと聞いたら、はっきりだれがやるということでもなくて、私たちが大事な問題ですから山武市長あるいは大網の町長とか九十九里の町長とも懇談しながらやってきたんですけれども、結局、東金の市長が何か話はしたようですけれども、今、長生病院も向こうで建てかえるということがはっきりしたみたいですよ。

そういうことからすると、近隣の自治体に財政支援を受けることは大変無理があるんじゃないかと思うし、医療圏との問題でもそういう制約もあると思いますので、その辺を考えたときに、もう一度やっぱりこの問題をそういう財政面とか医師の確保の問題も含めて、今ある病院をもっときちっと充実させて住民の医療ニーズにこたえていくというのも大事じゃないかと思うんですけれども、今、この点については協議中だということで、町長がこうする、ああするという返事はできないのかもしれないけれども、やっぱり慎重な検討、協議が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっと2つ、近隣、特に長生郡市にだれが連絡をしてやっていくのかというと、行政組合の責任者が東金の志賀市長でありまして、この間、一般質問でもどなたかに言って、東陽病院の位置づけの問題の部分がその公文書に載っているというちょっと発言もしたかと思うんですけれども、そういう意味で長生郡市の全部の自治体に行政組合の管理者として志賀直温の名前でその文書を出しました。

それともう1つは、このセンター構想について小川議員はもう一度というようなお話しをしているんですけれども、常にずっと財政面からもやはり住民ニーズについても検討をしているところがございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ここに書いてあって、私たちが不安に思うのは緊急時の受け入れ

病院が限られているということ。これを何とか早くしつつも、やっぱりその地域の身近なところで安心して医療を受けられるようにということが願いですので、そこら辺はやっぱりこれからもずっと協議が続くことでしょうか、首長としてそういう思いをきちっと伝えながらやっていっていただきたいと思います。

それと東陽病院問題ですけれども、今の病床の利用状況とか教えていただきましたけれども、やっぱり入院患者がふえているという報告ですけれども、医療施設にかかわった人たちの評価がいいのもあるのかもしれないけれども、悪いのばかり入ってくるんですね。それで、入院患者に対して投薬があるんですが、私も何回か入院したことがあって、入院していると大体、飲む時間になると看護師が持ってきてくれて薬だよ。そうじゃなくて、自分で飲みなさいということで渡されているということもあって、やっぱり高齢者なんかあの包装をあけるのも大変だし、やっぱりもう少し配慮のある対応をしてやるべきじゃないかと思いますし、そういうこととか薬の副作用が何かわかりませんが、めまいがとまらないからという相談をしても、それはなれるしかないよということで、めまいにもなれなさいということを言われているという話も聞くんですね。

だから、もっと本当に温かい対応、本当に精神的にもあそこの病院へ行くと安心できるんだというものをつくっていかないと、やっぱりこの経営面でもなかなか大変だと思うんです。私、最初にスタッフの構成を聞いたのは、質問の中でも言いましたように、やっぱり今、医療現場は本当に大変らしいんです。そういうことから、余りの過密さから患者に対する対応がぞんざいになるのかという思いもあったので、ですからさっき言いました87名のスタッフがこの100床の病床でどうなるのかということは、私はわかりませんが、看護師の対応もかなり評判がよくないんですね。昔、私もそれを直接経験したこともあるんですけれども、その辺をどういう指導がその職員に対してされているのか、その辺も含めてちょっと今はこういうふうに取り組んでいるよと、そういう批判がないように努めているよというのがあったら、ひとつ教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいまの小川議員のご質問ですけれども、まず今いろいろな患者に対する対応の悪さというようなご指摘をいただきましたけれども、1つ最初にお話しのありました薬の件でございますけれども、薬を自分で飲みなさいよというふうにして渡されるということでございますけれども、例えばこれにつきましては、当然、その入院されている患者に対しまして病棟では自分で薬を飲むことができないような、そういった容態

の方には看護師が世話をしながら薬を飲ませております。

ただ、またこれは容態がよくなってきまして安定した状態で自分で薬を飲むことができるような患者につきましては、これは退院に備えるという意味もございますので、薬剤師の服薬の指導、薬の副作用ですとか効能、そういったものも説明をさせていただきながら退院に向けて、自宅に帰ったらまた薬は何種類かいただいても自分で飲むということになるわけですから、それに備えてのトレーニングと、そういった意味もあって個人に飲んでいただくと。

病院といたしましては、いずれにいたしましても患者が一日も早く回復されて、自宅に戻られて日常生活を過ごされるように祈っているところでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

また、いろいろなスタッフの対応の悪さですとか、そういったご指摘もあろうかと思いますが、そういったことについてはまた院内でも定期的に責任者の会議、そういったものも開いておりますので、そういう席上でもまた取り上げながら対応させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） そういう説明責任はきちっと果たしているということなので、それはそういうふうを受け取っておきたいと思います。

時間がないので、駅のことですけれども、今、横芝駅については信号の設備がそうならないということで、しかし設備をかえればできるということでもあると思います。この間、成東駅へ行ってちょっと聞いてきたんですけれども、やっぱり手前側に着くことによって利用者は大変便利だし、助かるということなんです。

そういうのを利用している人からだと、私も最初は知らなかった。聞いて、ぜひこうしてほしいんだということがあったもので取り上げたんですけれども、成東の場合は3本ですけれども、大体、下りというのは2番か3番を使っているみたいなんですけれども、本来は。今言うように、18本は全部こっちなんだよね。1番線、駅舎側の線を使って。これ、いつからどんなことでこうなったのと聞いたんですけれども、何か随分前からそうになっているみたいで、職員はわからないということだったんです。どうしたらできるかと聞いたら、それを説明できる職員がないと言うから、まあいいかと思って帰ってきたんですけれども、やっぱり今は信号というのは全部、今のコンピューターか何かで制御しているんだと思いますけれども、それを換えればできるんだと思うんです。ですから、今すぐできなくても、やっぱり足の悪

い人だとか高齢者にすれば、あの陸橋を渡って向こうへ行ったり、これは大変な作業なんですよね。

旭の病院に行っている、ちょっと糖尿で足の悪い人の話を聞くと、あそこを渡るのに二、三回休まないと渡り切れないと言うんです。そういう人にとっては、手前にそのまま乗りおればできれば本当に便利だし、安全だし楽に利用できるんだと思うんです。ですから、もう少し調査をしながら、どうすればできるのか。できないということではなくて、どうしたらできるかと、やる方向でちょっと調査、研究が必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 新町建設計画の中でもJRに要望事項というのが結構ございまして、そういう中でその都度、そういう部分についてもお願いをしてみたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君、もう1回。

28番（小川征四郎君） 時間内に終わらせるようにします。あと1分か2分あるなど。

大体、今の答弁で今すぐできることじゃないですから私もそういうのは承知して、またできませんということでそういう住民の願いを突っぱねるんじゃなくて、やっぱり研究して最大限努めるということだと思うんです。

循環バスにしても、私、当初からかかわっていたので、公共交通機関と接続されているためというのはまずだめだということでスタートしているんでわかっているんですけども、やっぱり利用者がふえてくると、さっき言いましたようにいろいろな要望が出てくるんですよね。それは当然だと思いますし、出発するというか、帰ってきた電車で1分か2分だったら待っていて乗せてやるというのもこれは可能じゃないかと思うんで、その辺は例えば東京や千葉の方から急行に乗ってきて、着いたら今出たばかりというんじゃなくて、どうせ時間どおりに動いているバスじゃないんで、そういうのにはこのバスは電車が着くまで待っていますよということであれば、利用する人はそれをねらって帰ってくると思うんですよね。ですから、そういう対応も可能な限り果たしていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 以上で小川征四郎君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

(午前10時00分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

川島富士子君

議長(伊藤良一君) 一般質問を続けます。

川島富士子君。

(12番議員 川島富士子君登壇)

12番(川島富士子君) 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

初めに、秋篠宮、同妃両殿下に男子のお子様がお生まれになりましたことを心からお喜び申し上げます。また、皇室初の臍帯血提供と伺い、大変感激いたしております。

さて、年金、介護医療と一連の社会保障改革が行われ、超少子・高齢化社会での制度の持続可能性を高めるとともに、一定の負担増も伴いました。我が国は、世界でも例を見ない超少子・高齢化社会に突入しております。2000年に高齢者1人を現役世代3.6人で支えていたのが2025年には高齢者1人を現役世代1.9人で支えることとなります。これに伴い、社会保障の費用はふえ続け、支え手の現役世代は減り続け、現役世代1人1人の過重な負担により制度の維持が懸念されます。

国の制度改革に伴う一部の負担増についても不安の声をよく耳にいたしますが、あわせて低所得者の医療費窓口負担の据え置き、一般病床の食費・居住費負担増の阻止、出産育児一時金の30万円から35万円への増額など負担軽減もあり、本町においても社会的弱者を守りつつ、負担増に対する我が町ならではの軽減策について知恵を絞り率先して取り組んでいただけますようお願い申し上げます。質問に入ります。当局の明快なご答弁を求めるものであります。

初めに、教育行政についてであります。

1つ目の質問として、学童保育の拡充についてであります。未就学児童の保育や低学年児童の放課後問題は親御さんが働く上で大きな問題でありました。今や町内にも学童保育所が設置され、大変喜ばれております。新町建設計画の中でも根幹となるべき事業、第2章、豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくりとあり、学校教育の充実の中に学童保育事業の充実とあります。このことから、父母が安心して仕事ができ、子供たちの放課後の生活

を豊かに保障するため、待機児童の解消、学童保育所拡充の整備は急務であります。そこで、3点にわたり伺いいたします。

1点目として、時間延長のお考えがあらわれるか伺います。放課後児童対策として、厚生労働省が進めてきた放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは全国に約1万5カ所あり、登録児童数は約65万人であります。そのうち、68%の施設で午後6時以降も運営しております。本町においても、保護者の方の就業事情から時間の延長を切望するものがありますが、いかがでしょうか。

2点目として、6年生まで拡充するお考えがあらわれるか伺います。安全確保の観点も踏まえ、すべての子供を対象とした放課後対策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、4年生から6年生の希望児童に対して、児童館の新設または空き教室利用のお考えがあらわれるか伺います。放課後に外で遊ぶ子供を見かけない時代になりました。その一方で、家庭での勉強時間は減少し、家の中で1人でテレビなどを見て過ごす子供がふえています。こうした姿は、ニート予備層の誕生さえ予感させます。子供たちの放課後の過ごし方を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。時代を担う児童が健全な環境のもとで健全に育てることも軽視されてはならないと思います。かぎっ子を含め児童に下校後の健全な環境を提供するための児童館を建設すべきではないかと考えます。

また、少子化に伴い、空き教室があればその有効活用もよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

教育行政の2つ目の質問として、小児生活習慣病予防の本町の取り組みについて伺います。

暮らしが豊かに便利になった反面、がんや糖尿病などの生活習慣病を患う人がふえた現在の日本ですが、これが医療費を押し上げてきており社会問題化しています。この生活習慣病は大人だけではなく、年々、低年齢化しており、食生活の実態調査によれば朝食を食べないことがあるか、ほとんど食べない子供は小学生で16%、中学生では20%に達しています。また、学校保健統計調査では、肥満傾向の児童生徒の割合は10年前よりも着実にふえている傾向にあります。

あわせて子供をめぐる健康の問題、中でも高血圧、高脂血症などの増加が心配されています。この肥満、高血圧、高脂血症の主な原因は、食生活、運動を含めた生活習慣に起因するところから生活習慣病と言われております。この病気は、今まで成人病として大人を対象にして対策がとられてきました。しかし、個人の生活習慣は子供のときに身についたものが基礎となっており、大人になってから変えようとしてもなかなか変えることは難しいものです。

昨年6月の食育基本法成立により、学校現場では食と心身の健康とのかかわりに着目し、子供のときから自分の食を賢く選び、自立した食生観を身につけ、自分の健康は自分で守り、つくり育てるという学習により一層取り組んでいただいていることと思います。

さて、その一環として子供自身が自分の健康に関心を持ち、主体的にみずからの生活習慣を改善していくことができるよう、学校検診に小児生活習慣病検診を導入した自治体があります。検診の内容は、1、身体測定、2、血液検査を行い、検査の結果から保護者と学校、そして本人自身が生活習慣を見つめ直していこうというものであります。この取り組みは市川市で行われており、血中コレステロール値が上昇する傾向の見られる小学5年生と生活環境が大きく変化し、心身ともに成長の節目となる中学1年生を対象に行うことにし、希望者を募ったところ7割の4,700人が希望し、検診を受けたということであります。

そこで伺いますが、本町における小児生活習慣病予防の一環となるこの検診の取り組み状況をお尋ねいたします。

次に、環境防災行政についてであります。私は、平成15年3月議会と9月議会において環境行政組織機構の再編成ということで、環境課の立ち上げを重点施策に取り組むべきと訴えさせていただいてまいりました。当局からも環境行政の重要性を十分理解していただき、合併を機に新町において環境防災課の誕生は大変によかったと思っております。

しかし、環境問題等を町に投げかけるだけでなく、町民1人1人が課の誕生とともに自然や環境問題について理解し、関心とモラルを高め、意識改革を進めなければなりません。そのために、ぜひ学習の機会をとらえ、町民1人1人の問題として実践できるよう普及と徹底を図るべきと考えます。そのことを強くお願い申し上げ、4点にわたりお伺いいたします。

1点目として、廃油回収の進捗状況と今後について伺います。このことについても、平成14年12月議会で配食用油のリサイクルについてということで取り上げさせていただきましたときに、当局より実施に当たって当面はどのくらいの廃油が集まるか、この量の把握をいたしたいとおっしゃられました。また、給食センターで出る廃油を回収している業者で、ペンキやタイヤの原料として会社に無料でおさめ、回収量の把握ができた時点で車両用の燃料化も含めリサイクル方法を考えてまいりたいというご答弁でございました。あれから約4年近くになりますが、現状等をお聞かせください。

2点目として、大規模津波等の防災訓練と災害弱者を地域で守る取り組みについて伺います。近年、あちこちで大型台風の発生と地震の災害が起き、私たちにつらく大きな衝撃を与えました。千葉県でも、昨年7月23日に千葉県北西部を震源とする震度5強という中規模の

地震が発生しました。中規模の地震であるにもかかわらず、交通網、通信網の途絶と回復のおくれ、約5万台に上るエレベーターの緊急停止とその影響は大方の予想を上回るものであります。やはり日ごろからの備えは大事であり、町民の生命・財産を守るという観点からは、豊かな情報、訓練、備える意識啓発が必要であると思います。本年、新町となって初めての防災訓練が去る9月3日に全町を挙げて行われたわけですが、参加状況はいかがでありましたでしょうか。

私自身、参加をしたわけですが、町民の意識の希薄さを強く感じ大変不安になりました。ある避難所では、初期消火訓練担当でさえライターを忘れるなど、一瞬の心のすきに懸念さえ覚えました。本当に起きたらどうなるんだろうと、油断を廃する心の構えが非常に大事であります。防災意識、危機意識を持続し高めていくためにも、消防団、経験豊富な町長、防災会議の会長であるわけですから、どうかさらなるリーダーシップを発揮していただきたいと切望いたします。

災害対策については再三ご質問させていただいてまいりましたが、昨年9月議会での答弁で、合併後、早速、地域防災計画やハザードマップ等を作成し訓練計画を練ると、また自主防災体制の再整備を進めるとありました。そこで、防災意識を高める工夫や住民に啓発する取り組みをお願いするとともに、大規模を想定した訓練も行ってはいかがかと考えます。

また、大きな災害が起きたとき、障害者や高齢者等、いわゆる災害弱者の方にどうやって情報を届けるかということが大きな課題であります。情報提供が一番大事であると言っても過言ではないと思います。特に、ひとり暮らしのお年寄りなど、地域全体に目を向け助け合うことが欠かせません。助け合いの精神を持ったコミュニティと自助、共助、公助の連携が大変大事であります。そこで、災害弱者を支援する地域ネットワークづくり、とりわけ自主防災組織の結成、充実に取り組むべきと考えますが、本町の実情と今後の取り組みをお聞かせください。

3点目として、CAPプログラムの導入について伺います。今日、我が国における治安の悪化は極めて憂慮すべき状況にあります。殊に学校への不審者侵入事件や登下校時に子供たちが襲われる事件が相次ぐなど、社会的弱者である子供たちがねらわれる犯罪が急増しています。学校の施設も決して安全な場所ではなくなっており、学校の危機管理対策の強化の一環として地域の方々の協力による防犯ボランティアや警察官OBによるスクールガードリーダーの推進など、子供の安全へのさまざまな取り組みがなされております。そこで、さらに実効ある施策としてCAPプログラムの導入を提言させていただきます。

C A Pとは、Child Assault Preventionの略で子供への暴力防止プログラムと略され、子供たちがあらゆる暴力から自分を守るための方法を学ぶ、参加体験型の人権教育プログラムであります。内容は、C A Pスタッフが寸劇や話し合いを交えながら子供への暴力の現状、被害に遭ったときの対処の仕方を伝えたり、子供にプログラムの実演などを行います。子供たちにおいては、子供ワークショップにおいて知識習得と訓練の場となります。大人向けのワークショップでは、教職員やP T A、地域の見守り隊、こども110番の家の方、防犯ボランティアの方々には危機管理意識向上の観点から防犯訓練や研修を行うものであり、助けを求めている子供を支援できる信頼できる大人をふやすことを1つの目的としています。

例えば、埼玉県では学校でC A Pワークショップを開く予算を計上している自治体もあり、クラス単位で積極的にワークショップを開催しているとのことであります。学校で取り組まれば大変によいと考えますが、まずは地域みんなで防犯に取り組み、防犯の起こりにくいまちづくりの第一歩になればと思います。ぜひ社会教育として町主体で行ってはいかがでしょうか、ご所見を賜りたいと思います。

4点目として、横芝光町安全で安心なまちづくり推進条例の制定について、当局のお考えを伺います。今、政治に問われている大きな課題に安全・安心の日本を目指すこと、そして各地域社会にあっても、この安全性、安心性の確立が最も強く求められております。犯罪が耐えない現在、児童誘拐、コンビニ強盗や通り魔事件、さらにはオレオレ詐欺など目を疑いたくなるような暗いニュースがよく報道されます。凶悪事件の多発により治安に対する不安感が著しく強まり、世界一安全な日本はもはや神話と化してしまいました。防犯対策の強化は、一刻の猶予も許されない最優先課題となっております。

よって、安全・安心のまちづくりは、町民、事業者と行政、警察が緊密に連携しながら自主的な防犯活動を強化する一方、防犯設備の充実を図ることが最も大事なことであります。住民の防犯活動を町がより一層全面的に支援、協力をしていくことは最も重要であり、したがって行政や町民、事業者の責務を明らかにし、防犯への意識向上による町民の自主的な安全活動の推進、また生活環境の整備を行うことで安全で安心なまちづくりの実現に取り組むことを定めていただきたいのであります。犯罪の防止、治安回復への実効性ある横芝光町安全で安心なまちづくり推進条例を制定して臨むべきと思いますが、前向きな答弁を求めるものであります。

最後に、福祉行政についてであります。

1点目として、障害者自立支援法完全施行に伴う本町の取り組みについて伺います。

すべての障害者が必要なサービスを公平に利用して地域で生活できる基盤整備を目指す障害者自立支援法の10月からの全面施行を前に、本年8月14日に我が公明党は厚生労働省へ緊急要望したところ、利用者負担の軽減と施設運営の安定化のための追加措置がとられ、満点とは言えませんが、障害者と関係者の不安を取り除く具体策が示されました。それによると、負担については、1、通所施設に通う障害児（未就学）の自己負担を保育所の保育料程度まで減免・減額、2、入所施設の障害児で、市町村税所得割が2万円未満の世帯（年収300万円～400万円程度）の負担軽減の2点であります。

一方、施設運営の安定化については、ケアホームやグループホームについて、1、夜間支援体制、宿直や夜勤を確保している施設制の報酬を加算、2、利用者が入院した場合に報酬を加算するなどとしております。また、通所施設職員が家庭訪問し必要な支援を行ったり、障害児入所施設の夏休み起床時について新たに報酬上の評価を行い、さらに児童デイサービスの定員要件や就労継続支援事業の健常者の割合の要件なども緩和、小規模な施設が安定して運営できるよう配慮されたそうであります。今後も障害者が地域の中で健常者とともに生活できる仕組みを安定的に提供できるよう不断の検討が必要であらうかと思いますが、町独自の負担軽減措置やサービスの提供が必須であることから、何か取り組みについてお考えがあられるかお伺いいたします。

あわせて、障害者福祉計画策定の進捗状況と地域自立支援連絡協議会を町で設置しなければならぬと思いますが、取り組みをお聞かせください。

また、市町村のやること考えることは山のようにあり大変だと伺っておりますが、支援費制度の事業であったデイサービスと日中の短期入所と移動支援は市町村の事業になると思いますが、準備は万全でしょうか。町の取り組みをお聞かせください。

2点目として、がん対策基本法に伴う本町の取り組みについて伺います。

日本人の約3人に1人はがんで最期を迎え、約半数の方が人生の途上、何らかのがんにかかります。がんで亡くなった方のうち、男性はこの数年を通じて肺がんが最多で、女性は大腸がんが増加して2003年には1位となりました。また、がんは日本人の死亡原因の第1位を占め、国民病とも言えるがん対策の前進へ放射線治療医の育成や緩和ケアの充実を盛り込んだがん対策基本法が本年6月16日に成立、6月23日公布、明年4月1日施行となりました。

患者がいつでも、どこでも安心してがん治療が受けられるよう、がん診療連携拠点病院などが整備されます。また、生活習慣の改善やがん検診の受診率アップで、がん予防や早期発見を推進されます。治癒率の高い放射線治療専門医を育成し、患者が治療法を選択できる社

会を築き、早期から緩和ケアを行うことで痛みを抑え、患者の生活の質を高めますとあります。がん登録の体制整備も進めていく方針だそうであります。

そこで、我が町の東陽病院における、1、緩和ケアの基本計画への取り組み、2、がん登録、3、放射線治療の専門医、医療従事者の育成などについて今後の対応をお伺いするとともに、本町の取り組みをお尋ねするものであります。

3点目として、妊産婦にやさしい社会づくりのためにマタニティマークの活用について伺います。

妊産婦にやさしい環境づくりのためと、厚生労働省は本年3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。このマークは、淡いピンク色のハート型で、お腹に赤ちゃんがいますと書かれており、母親が子供をやさしく守っている様子がデザインされています。マタニティマークは妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものです。妊娠初期の女性は、つわりなどで苦しんでいても外見ではわかりません。また、満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど苦痛を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかるよう全国共通のマークが決められました。

内閣府が実施した少子化対策に関する特別世論調査では、少子化対策で特に期待する政策について、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの推進、また子育てにおける経済負担の軽減、さらに子育てのための安心・安全な環境の整備という回答が圧倒的に多かったのであります。

そこで、国は2006年度予算編成に子育てしやすい環境を整備する施策に重点的に財源を配分しております。例えば、児童手当の支給対象上限を小学6年生まで拡大し、保育所受け入れ児童数を約4万5,000人分ふやし、ほか出産一時金を35万円に増額、育児休業取得を支援する助成金の新設や出産や育児で離職した女性の再就職を支援するマザーズハローワークの創設などとなっております。国のこうした施策の恩恵を享受するとともに、本町独自の希望と勇気の持てる子育て支援対策を確立し、若い世代の方々が子供を産み育てるには横芝光町だと言われる環境づくりに取り組んではと思います。

さて、今回、マタニティマークに採用された埼玉県では、マタニティキーホルダーが無料で配布されております。さらに、企業から連日、協賛の申し出が寄せられているそうであります。同県では、子育ての原点は大切な未来の宝物を授かっている妊婦さんです。どうしたら地域社会で妊婦さんを見守る環境づくりができるかを考えていく中で、マタニティキーホルダーにたどりついたそうであります。

また、このマークをいち早く実用化したのは香川県の高松市であり、母子手帳交付時にマークのついたバッジの配布を本年5月に開始し、安全ピンで洋服やかばんにつけております。静岡県小山町でもバッジの配布を開始しています。北海道札幌市では、かばんに下げるのに便利なピンクのひもを通したストラップを6月から配布、さらに長野市では障害者用の駐車スペースを妊産婦も利用しやすいようにと、駐車時にフロントガラスに表示しておけるマタニティカードを配布しております。

一方、8月1日からJR東日本や東京メトロ、小田急電鉄などの首都圏の鉄道会社16社が駅、事務室などでポールチェーンタイプのマタニティマークキーホルダーの配布を一斉に開始され、駅構内にマークを周知するポスターも掲示されていることが報道されました。

そこで、本町におきましても妊産婦の安全と快適性を確保するため、マタニティマークの周知を図るポスターの掲示や町広報紙等に掲載をして妊産婦への配慮を呼びかけてはと思います。さらに、マタニティマークを活用したバッジなどを作成し配布するなど、妊産婦に温かな手を差し伸べる方法として積極的に推進されてはいかかと思いますが、当局のご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 川島富士子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、教育行政についての1点目であります。学童保育の拡充についてでございますが、児童クラブの時間延長については、町立保育所の延長保育時間と同じ午後6時30分までの延長を検討したいと考えております。そして、6年生までの児童クラブの入所については、今の時点においては3つの児童クラブとも1年生から3年生の児童で既に定員を超えている希望があり、児童クラブの目的からして低学年児童を優先し、受け入れしなければならないのが現状である。とは言うものの、一部希望的に受け入れているところもあると聞いております。

そして、今、国では文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の学童保育を一本化した放課後教室という授業を両省共同で検討していただいているようで、この事業は学校施設を有効活用し、職員OBや地域住民の協力によって放課後に学習や遊びのプログラムを行うものと、夕刻からは共働きにより保育に欠ける児童を対象に保育士等が学童保育事業を展開する

という2本立てのプログラムのようであります。

したがって、この国の事業の成り行きを見守りながら、空き教室などを使用しながら4年生から6年生までの希望者を受け入れと、定員超過による待機者解消をあわせて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、小児生活習慣病予防の本町の取り組みについてお答えをさせていただきます。

川島議員のご質問のように、子供のころからの健康管理は非常に大切なことであると思います。そこで本町では、小学校4年生と中学校1年生全員に身体測定のほか、血液による総コレステロール、HDLコレステロール、糖尿、肝機能、貧血の小児生活習慣病予防診断を実施しております。

毎年5月ころに専門機関により検査を行い、1に異常が全くない、要するに正常である、2番目に数値上、幾分高いのか低いのかという管理不要ではあるけれども、ちょっと低いですよ、ちょっと高いですよというのが2番目で、3番目に食事に注意・要運動の要生活指導、4番目に次年度、要するに次の年も診断をした方がいいですよと。結局、小学校4年生と中学校1年生という年齢に限定をしておりますので、5年生ではこの診断がないので来年もとりにあらずやって経過を見た方がいいですよという要経過観察。それと、5番目に医療機関での診断をすぐ勧めるというような要医学的管理の5段階の判定を受け、有所見者に対しては夏休み前に町の保健師、栄養士、学校の養護教諭により個別の事後指導を実施し、有所見者全員に夏休み中の生活目標、通称「頑張る目標」を個々に作成し、2学期開始時にその達成度を確認しております。

要医学的管理の児童・生徒には、医療機関での受診を勧めるほか、経過観察を要するものや希望者には継続して相談を受け、生活目標等々を指導しているところでございます。今後もより効果的な指導を検討してまいりたいと考えます。

続きまして、環境防災行政についてでございます。

初めに、廃油回収の進捗状況と今後についてのご質問ですが、食用油の回収事業については河川の水質保全の目的として、山武郡内では平成14年度に大網白里町が最初に回収事業を開始いたしました。旧横芝町については、その翌年の平成15年6月より各集会所など24カ所を回収場所として実施し、過去3年間の回収量は平成15年度が643リットル、平成16年度が891リットル、平成17年度が1,007リットルと年々増加しており、住民の皆さんの水質悪化防止に対する関心の高まりが広がっているものと認識しております。

また、今年度は旧光町地域の4カ所を加え、町全体で28カ所で実施をしておりますが、当

初予想よりも多くの量が回収されており、来年度以降はさらに回収場所をふやし、河川並びに周辺水路の水質保全に役立つよう進めてまいり所存であります。

2点目の大規模津波等の防災訓練と災害弱者を地域で守る取り組みについてのご質問でございますが、議員おっしゃられるように、去る9月3日に実施いたしました防災訓練においても、大雨洪水警報発令中に銚子沖を震源地とする大規模地震が発生したことを想定し、住民に対する避難誘導訓練や初期消火訓練を実施いたしました。特に、海岸部においては、防災訓練にあわせて光地区のセザール九十九里浜管理組合と締結しております一時避難所の施設利用に関する協定と同様の内容で、横芝地区屋形のテンドーヴィラ九十九里と8月24日に協定を締結し、津波警報が発令されたことを想定し、避難誘導訓練を実施いたしました。

そして、今回のこの訓練で政務報告の中でも申し上げましたとおり、横芝光町全域65カ所で陸上自衛隊第一空挺団後方支援隊を初め、消防組合、町消防団、安全協会、防犯協会等の協力のもと、町全域を対象とした避難訓練で2,278人の参加をいただきました。この訓練の実施により防災意識の向上を図るとともに、住民の一体感の醸成にも寄与できたものと考えております。

そして、災害弱者を地域で守る取り組みについてでございますが、町は新町発足後、速やかに防災対策マニュアルを整備し、旧2町の警戒配備体制でありました防災担当課、産業振興課、都市建設課の3課体制に新たに福祉課及び横芝行政センターを加え、配備体制を強化して災害弱者への対応を図ったところです。

しかしながら、ご質問の地域で守る取り組みについては、残念ながら体制が確立しておりません。つきましては、本年度から2カ年計画で策定予定の地域防災計画の中において、積極的に地域の力を生かした組織体制づくりを模索してまいりたいと考えております。

4点目の横芝光町安全で安心な町づくり推進条例の制定についてのご質問でございますが、町では犯罪、事故及び災害を未然に防止するため、横芝光町安全会議要綱を制定し、安全で安心なまちづくりに努めております。

しかしながら、山武警察署管内の状況を見ますと、他市町では安全で安心なまちづくりについて条例により取り扱っておりますので、当町におきましても条例により安全で安心なまちづくりを推進すべく、現在、準備、検討を行っており、12月議会に本条例の上程を予定しておりますので、つきましては上程した際には内容を精査いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

なお、CAPの問題については、社会文化課長より答弁をさせますのでよろしく願い申

上げます。

続きまして、福祉行政についてでございます。

福祉行政の障害者自立支援法完全施行に伴う本町の取り組みについてのご質問でございます。10月から本施行では、身体、知的、精神などの障害種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、その仕組みを一元化し、これまでの居宅や施設という分け方から生活を支える介護サービス、就労の支援のためのサービスや地域生活を支えるサービスなどに再編されて実施されることになっております。

当町においてもサービスの利用に関しましては、国で示されたサービスの種類や内容等を基盤として実施していき、自立支援給付を中心に障害の種類を超えた共通のサービスを提供し、地域での自立と安心をサポートしていきたいと考えております。

また、小川征四郎議員の質問でもお答えをいたしました。今後、個人負担の軽減等につきましても総枠が決まり、また財政状況をかんがみながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。そして、福祉計画につきましては、現在、作成のための準備を進めているところでございます。

次に、がん対策基本法に伴う本町の取り組みについてでございますが、この法律は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に対し基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、がん対策の基本となる事項を定めたことにより、がん対策の総合的かつ計画的に推進することを目的としたものであり、来年の4月から実施されることとなっております。

がんの多くは初期の段階で症状がないことから、どうしたら早期に発見することがというところが重要でございますので、各種がんの検診の受診率の向上につながる対策を考えてまいりたいと思います。

続きまして、マタニティマークの活用についてでございますが、マタニティマークは妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもので、国が交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等へ呼びかけ、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものであります。

各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどのお腹の大きな妊婦のマークが使われていますが、妊娠初期には外見からは妊娠していることがわかりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれているようでございます。

J R東日本を初めとする首都圏の鉄道事業者16社では、マタニティマークの無償配布を行

っており、当町においても、妊産婦にやさしい環境づくりの取り組みとして、マークの活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からのお答えとさせていただきます。先ほど申し上げましたように、CAPプログラムについては、社会文化課長の方からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） それでは、川島富士子議員からのご質問にありましたCAPプログラムの導入につきましてご回答申し上げます。

川島富士子議員からも説明ございましたが、CAPプログラムは一般的に人権教育を通して自分を大切にすることを教え、子供が持つ内なる力を引き出そうというプログラムであります。いわゆる子供たちが自分を守るための方法を身につけ、同時に大人たちが人権意識を持ち、子供たちを支えるための方法を学ぶというものでございます。

近年、多発する子供への暴力犯罪や深刻化するいじめ等は社会問題となっております。そうした中で、青少年問題の一環としてこの事業の取り組みを検討してまいります。

以上であります。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） それでは、再質問させていただきます。

学童保育についてでございますけれども、先ほど町長の方からご答弁いただきましたけれども、その件で放課後、子供たちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを促進するため、来年度から文部科学省と厚生労働省は、文科省の地域子供教室推進事業と厚労省の放課後児童健全育成事業が連携して行う放課後子供プランを創設されると伺いました。これは、放課後対策をスピードアップすることと子供の安全を確保するとの観点からであり、基本的には教育委員会が主導し、福祉部局との連携のもと、実効性のある放課後対策にしていくものと伺っております。

その上、また2007年度中に全国すべての小学校区約2万3,000カ所で空き教室などを利用してスタートさせるようであります。この点から、安全で楽しい放課後になると思えますけれども、2007年度中ということですので早急な準備が必要でなからうかと思えますが、再度伺いたいと思えます。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 放課後教室につきましてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

この放課後教室の情報につきましては、現在、情報という段階でございまして、正式な文書が文科省から来ているわけではございませんので、情報を整理したという状況の中でご回答を申し上げます。

文部科学省と厚生労働省が来年度からすべての公立小学校で放課後も児童を預かることを決めたという情報が入ってまいりました。スタッフは教員OB、地域の住民でございまして、勉強やスポーツのプログラムを用意して放課後を学校で過ごす環境を整えるほか、共働き家庭の子供向けには、さらに時間を延長するというものでございます。平たく言いますと、学校の施設を利用して、ある一定の時間までは全児童を対象に子供さんを預かる。また、共働き家庭等、家に帰ってもだれも保護者がいないという状況の子供につきましては、ある一定の時間以降、学童保育事業と同じような性格を持った事業として2本立てで行うということが情報として入ってきたわけでございます。

川島議員がおっしゃられますように、2007年以降は全国の小学校で行うという状況に報道されておりますので、早速、情報を集め、また各学校ともいろいろスペースの問題、いろいろあるかと思っておりますので、早急に検討を始めたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 次に、小児生活習慣病予防についてでございますけれども、近年、飽食の時代と言われるほど、食に関しては豊かな時代を迎えたと言えます。そして、子供たちにとってコンビニエンスストアやファーストフード店などがたくさん身の周りにできたことによって、容易に自分で食することができる環境になりました。そのため、自分で食べ物を選択する場面も多くなり、栄養バランスを崩し生活習慣病や肥満などの問題も見られるようになりました。

先日、NHKでも取り上げられた銚子市の本城小学校へ私は個人的に視察に行っていました。校長先生は、以前、旧光町でも小学校長をされた方でありました。非常に旧光町の給食はおいしかったと述べられておりました。懐かしがられておりました。いろいろとお話を伺ってまいりましたけれども、発達段階に応じたきめ細やかな食育を進めてきた結果、朝

食欠食児童がゼロになったということでもあります。

また、朝食を食べない習慣がつくと、食事の栄養、筋肉や脳の働きにかえる代謝の能力が下がり、肥満や生活習慣病につながりやすいそうでもあります。本城小学校では、個々の家庭の食事の分析結果を記したデータを全校児童に渡し、肥満や高脂血症、糖尿病など、生活習慣病につながる危険性を示し、家族で食について話し合うきっかけをつくったそうでもあります。

そこで、伺いたいしますが、小・中学校での食育への取り組みはどのように行っているのか伺います。

また、親御さんの食の認識が変わるためには、子供を媒体にして、子供が家に帰って食育の話をする。野菜が足りないよとか、非常に効果があるそうでもあります。そこで、欠くことのできない保護者への働きかけですが、その方策についていかがお考えかお聞かせください。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 食育についてのお尋ねでございますが、食生活は健康を保つ上で最も大切なことであると存じます。学校教育の中では食の重要性をかんがみ、啓発用のパンフレットを児童生徒や保護者に配布する一方、給食センターの栄養士が定期的に学校を訪問いたしまして食と健康に関する講話をし、また家庭教育学級においては健康な食生活を目的にした親子料理教室を取り入れるなど、町内の各学校において食育を実践しているところでございます。

先ほど、朝食欠食のお話でしたが、また光の給食の件、非常にお褒めの言葉をいただきましてありがとうございました。光の小学校のちょっとアンケートの集計を申し上げますと、朝食に関しては、必ず食べるという子供さんが85.2%、これは朝食を毎日食べるという。1週間に2回から3回食べないことがあるというのが9.5%、1週間に四、五回食べないことがあるという子供さんが1.2%、ほとんど食べないというお子さんが4.1%という状況でございます。今後、食育をなお一層進めてまいりたいと思います。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 次に、防災の方なんですけれども、独自の要援護者支援づくりに着手してはいかがかと思えます。要援護者の登録希望者を募集し、協議した上で避難経路などの留意事項や支援者を決定してはいかがかと思えます。この取り組みを北九州市が行っており、役所はこの情報をリストアップしてプールし、消防署を初め関係団体に開示し、災害時の支援活動や平時の家庭訪問などの見守り活動に活用されているようでもあります。災害児、

災害弱者の犠牲を出さないためにも取り組んではいかがかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 災害弱者の関係につきましては、特に高齢者、独居老人の方の把握につきましては、消防署の方で1軒1軒回りまして、そこら辺の状況はどうなっているのか把握しております。

今、議員のご提言の件につきましては、これから作成いたします地域防災計画の中で、できるだけ反映できるように検討してみたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） これは、ご提言という形で申し上げさせていただきたいと思いません。

CAPプログラムの件でありますけれども、安心教室ということで大手警備会社の総合警備保障株式会社で出張授業に取り組んでいるそうであります。これは全国の小学校が対象で、公私立は問わず費用も無料だそうです。楽しく防犯意識を身につけられる体験型の授業であるそうであります。プロのガードマンが制服を来て授業をするので、子供たちが強く印象に残るそうでありますので、こういった取り組みも無料ということで非常に有効活用されてはいかがかと思えます。

自立支援法についてでありますけれども、国の作業を受け、障害者、当事者への説明や障害程度区分の認定など準備に万全を期すため多大な努力をいただいているところであると思えますけれども、特に先ほど質問に申し上げました地域自立支援連絡協議会の立ち上げ、この辺に対して一刻も早く立ち上げていただきたいという当事者の皆さんからの強い要望がありますので、お答えしていただきたいと思えます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 先ほど来、障害者自立支援法についてはいろいろお答えしているところでございますけれども、現在、その中で障害区分の再認定、これを第一とにかく現在進めておりまして、人によっては遠隔地、例えば木更津の方とか、そういうところの施設に入っている方、そういう方のところへ1日ばかりで行って調査してくるとか、また近くにいる方でも1人当たり最低1時間から2時間くらい面接調査にかかってしまうと。その後、それをまた取りまとめとかいろいろございまして、現在、とにかく障害区分の再認定を第一ということでやっておりまして、先ほど来、障害福祉計画だとか、それからあとまた地域活

動支援センターとか、そういうものも立ち上げるということを現在考えておるんですけども、今申しあげましたように障害区分の再認定ということで、今のところまだほかの方に手が回らない状態ですので、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 福祉課長にもう1点お伺いしたいと思います。

全国の学童クラブのうち47%で障害児を受け入れているという実績があるわけですが、当町のそういった障害児童のご家庭から学童クラブの要請が上がってないかどうかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 学童クラブは教育委員会で担当させていただいておりますので、私の方からご説明をいたします。

ハンデキャップを持つ子供の申し込みがあるかないかということですが、実際にはございません。

また、受け入れられる状況にあるかどうかということですが、この辺については施設の構造等にも影響がございますので、上堺の学童クラブは上堺会館の2階で行っております関係上、障害を持つ子供さんの障害の程度によりましては支障になってくるのかと、そのように思っております。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 東陽病院に関してお伺いしたいと思います。

がん対策基本法に関してでありますけれども、東陽病院における個別検診でありますけれども、現在、子宮がん検診のみが行われているかと思いますが、せっかくあるマンモグラフィ検診の施設があるわけですから、乳がんの早期発見対策としてマンモグラフィ検診による乳がん検診もぜひ行っていただきたいと、これは女性の代表としてお願いしたい限りでございますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、ただいまの東陽病院において乳がん検診を実施できないかということですが、現在、東陽病院においては子宮がんの検診、こういったものにつきましては個別検診を受けておりますが、乳がん検診については個別検診ということでは実施してない状況でございます。

集団検診でお願いしているところがございますけれども、この理由といたしましては、子

子宮がん検診と乳がん検診とでは検診の方法が異なるということがございます。子宮がん検診の場合ですと、組織の一部を採取するなどして、これを顕微鏡で検診、診察するというような方法で検査ができますけれども、乳がん検診の場合は、触診、それから超音波診断、それとマンモグラフィという、これはレントゲンでございますけれども、こういった検査を併用するなど検査方法が複雑であるということと、またそれを判断する専門的な技術を要する医師が1次検診の場合は2名程度は必要であると、そういったような理由から現在、1次検診における対応ができていないという状況でございます。

再検診、そういったものについてはまた別でございますけれども、1次検診の場合ですと、ここで見落とすということはまた大きな問題にもなりかねないと、非常に重要な検診であるということで、そのような理由から現在のところ、ちょっと対応ができていない状況ということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 町で行われているがん検診でありますけれども、胃がん、大腸がん検診に関しては土曜日もあるわけですが、日曜日がないということで、お勤めされている方からぜひその辺のご検討も要望していただきたいということもありますので、ぜひご検討していただきたいと思っております。

また、先ほど申し上げました肺がん、大腸がん、こういったのも集団検診で一同にやられれば一番経費的な部分でもいいかと思っておりますが、こういったのもぜひこれから積極的にこのがん対策基本法施行に伴って東陽病院でぜひ充実した、新町建設計画の中にもありますので、時間がないので省きますが、町長、新町建設計画の中にもありますので、ぜひまた医師不足ということで何も言えない部分もありますけれども、ぜひ充実した事業を展開していただきたいと思っております。

最後に、町長に一言申し上げさせていただいて終わりにしたいと思います。栄枯盛衰は、リーダーで決まると伺います。価値観が多様化する現代、リーダーの決断が組織の命運を決める時代になりました。リーダーシップ、職員との関係、人材育成と人は石垣、人は城、名将武田信玄は戦国の世に最強軍団をつくり上げました。一切は人で決まります。人材を育てたところが勝つと言われます。どうか情熱の心を持ち続け、その点をお願い申し上げ、質問を終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は11時30分とします。

(午前11時14分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

齊藤 隆君

議長(伊藤良一君) 一般質問を続けます。

齊藤隆君。

[1番議員 齊藤 隆君登壇]

1番(齊藤 隆君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。去る9月6日、秋篠宮家に親王様が誕生されました。まことにおめでとうございます。また、お名前は悠仁様と命名されました。子を持つ親の一人として、お健やかに成長されることをお祈りいたします。お印は高野槇と決まり、現在募集中の町の木、花、鳥にも少なからず反響があるかと思ったところであります。

それでは、通告に従いまして、まちづくりの骨格を担う住民の安心、安全を初め、大綱4点について質問をいたします。

第1点目としまして、安心、安全なまちづくりについて、環境防災課に関係する点をお伺いいたします。

災害は忘れたころにやってくるという言葉がありますが、これは平穏な環境下にあっても、一たび自然の猛威を受けると大変な被害を受ける恐れがあるということです。加えて、昨今の地球温暖化などを原因とする地球規模の環境変化により、冷夏や猛暑、暖冬や寒波、豪雨や異常乾燥など、極端な気象状況を引き起こしております。2004年12月26日のインド洋を震源とする地震を初め、東南アジアを震源として規模の大きい地震が頻発し、津波とあわせて大きな被害を与えております。世界的に見て津波の被害が珍しかったために、アルファベットでTUNAMI(津波)が共通語となり、各国に紹介されております。東海地震や東南海地震が想定され、海岸線を抱える横芝光町でも津波の被害は人ごとではありません。

そのような状況の中、我が国でもことしの梅雨時の集中豪雨、予測の難しい狭い範囲での短時間集中豪雨的な雨の降り方が実際に起こっております。日本には、昔から恐ろしいものの代名詞として地震、雷、火事、おやじという言葉がありましたが、町民の安心・安全を確

保するためにも地震などの自然災害や火事などに対する備えを充実する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

新町誕生までの合併協議の中で防災関係につきましても協議がなされ、地域防災計画の策定が決まっております。先ほど川島議員からの質問にもありましたが、防災マップの作成や自主防災組織の充実が挙げられております。その進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

防災マップにつきましては、合併前の旧横芝町、旧光町でもそれぞれ作成され、各戸配布並びに公的施設に掲示されておりましたが、新規に作成するものにはどのような情報を盛り込むのでしょうか。災害発生現場を検証してみますと、自治体からの災害情報や避難情報の伝達の難しさが見えてきます。

中でも、避難指示や避難勧告など、住民が直接行動を必要とするものが伝わらず、住民が逃げおくれたり集落が孤立したりということが起きております。当町でも、台風22号、23号の襲来の際には災害対策本部が設置され、役場職員や消防団も配置につき、一部に避難指示が出され、自主避難をされた方もおりました。住民の安全確保のためにもわかりやすくすることは当然であります。このような経験や各地の事例も生かす必要があります。避難しやすいように災害情報やその伝達方法、避難指示や避難勧告などの説明も記載、もしくは防災マップに加えた防災ハンドブックとして作成してはいかがでしょうか。

当然、避難場所には防災倉庫が配備され、食糧、水などが用意されておりますが、どのような物資がどの程度の量の確保がされておるのでしょうか。万が一、避難生活が長期間に及んだ場合にはこれらの備品だけでは足りないことも想定されますので、地域の関係団体や業者との間で災害時防災協定が有効となってくると思います。その内容と新町での考え方をお伺いいたします。

続いて、自主防災組織についてお伺いいたします。

昨今、隣はだれ住む人ぞと言われるような隣近所でのつき合いが希薄となり、大都市では地域のコミュニティが崩壊していると言われておりますが、これは地方でも徐々に起きている問題です。緊急時だけ人を集め、役割を分担しても機能しないおそれがありますので、日ごろの行事や活動を通して住民同士のつながりを大事にし、地域力を高めておく必要があります。いざというときに地域でお互いに助け合えるような環境づくり、お互いさまの環境づくりがこの自主防災組織につながると思いますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。

次に、2点目として道路行政についてお伺いいたします。

現在は車社会となり、買い物を初め、通勤や移動に自動車に対応されるようになっております。他方、高齢化が進み、車を運転しない高齢者もふえてきており、買い物、その他に徒歩や老人車を押す方々も多く見かけます。交通量の多い道や狭い道などは、安全確保の面からも改修やバイパス建設が必要となってきます。そのためには、綿密な調査研究や影響評価をしっかりと行い、地域の方々への丁寧な説明を積み重ね、ご理解とご協力をいただかなければ実現できないものと思います。1つの計画ができ上がり、地元の同意をいただけるまでにする努力は一朝一夕になし得るものではありませんが、その点は町長も同じ考えではないでしょうか。そこで、現在、多くの町民の方々が利用し、横芝光町の玄関の一つである横芝駅周辺の道路についてお伺いいたします。

皆さんもご承知のとおり、変則十字路であるために慢性的な渋滞を引き起こし、特に朝夕の通勤通学時には何回も信号待ちをしなければ通過できないほどです。これに対し、地元東町区は、毎年、駅周辺の排水改良と合わせて要望してまいりましたが、変則十字路が県道であることや住宅密集地であること、多大な経費がかかること、さらにサビアわきの道路が整備されればバイパス効果も期待できるとの考えがあったためか、話は余り進展いたしませんでした。しかし、昨年まで要望を繰り返した中で、この交差点改良を一気に行うことは難しいが、分割して整備をする方法もあるとの話をいただいております。

そこで、新町となってから改めて町へ要望書を出すとともに、議会へも陳情書を提出させていただきました。町長は当初、変則十字路改修は結果として自宅近辺の整備を進めることとなってしまい、我田引水に当たるのではと消極的な考えでありましたが、多くの方々が利用する公道であり、その心配は当たりません。全く遠慮する必要はないと思います。多くの町民が不便を感じ、何とかしてほしいと要望の多い場所の一つであります。また、長年の要望の経緯もあり、県も県道整備の一環としてのアイデアを出してくれるようになった今、住民の視点が公約の町長であれば最優先に取り組んでいただくべきであります。いかがお考えでしょうか、前向きな回答をお伺いいたします。

次に、1号線パイプライン化工事に伴う道路整備についてお伺いいたします。

地元から1号線の桜並木を残してほしいとの要望もあり、地域説明会や近隣地権者にお集まりいただいたの測量説明会なども開催されました。この説明の中で、1号線わき道路が今の約倍の道路幅で対面通行のできる二車線の道路となり、両側に歩道がつく予定であると説明をいただきました。この際、この計画では松尾方面の町道2-13号線、通称色川道路から東部土地改良区水揚機場まで整備されますが、行きどまりとなることがわかりました。整備

された道路をいきどまりまで来た車がどういう行動をするか予測すると、通学路である笹本
医院から花月堂わきの狭い道と栗山・すみれ団地方面への道へと迂回することがたやすく予
想されます。

現在でも狭い道でのすれ違いの際に、こすったりぶつかけたりと事故が後を絶ちません。ま
して、小学生の通学路でもあることからこの道路の拡幅を要望しましたが、住宅地の中で難
しいとのことでした。そこで、栗山川堤防への迂回路を提案してまいりました。その結果、
昨年までの話し合いにより、国営両総土地改良事業による幹線1号用水路のパイプライン化
に伴う道路整備と県事業による栗山川整備が町当局のご尽力により、堤防上の迂回路とい
う形で結ばれることとなりました。住民の声を大事にいただき、町の多大な働きかけがあ
り、国・県の協力による四者一体となった道路整備が実現できるものと確信いたしており
ます。この道路整備について、最近、予算カットのためか、当初の予定よりもおくれるとの話
を聞きましたが、現状についてご説明願います。

3点目として、産業振興についてお伺いいたします。

合併後の新しい風として、横芝光インターチェンジへのチャレンジハウスの開設が多くの
町民から期待をされております。このチャレンジハウスは、単に農産物の直売所として設立
されるものではなく、基幹産業である農業と商工業、さらには観光業も参画できる情報発信
の場となるものと期待しております。この開設が来年、平成19年度に予定されておりますが、
開設準備はどのようになっていますか。町内だれでも出店、出品、参加ができるようなもの
なのか、あわせてお伺いいたします。

4点目として、少子高齢化対策についてお伺いいたします。

町長は、公約に掲げられた小学6年生までの医療費無料化を10月から行おうとしておりま
す。他自治体に先駆けた取り組みであり、子供が病気になった場合に保護者を財政面から支
援しようというものと思います。病気に対して不安となる面をサポートしようとするもので、
子供を抱える保護者からは大いに歓迎されております。そこで、この事業が継続可能な施策
として定着するものなのか、財政面についてお伺いいたします。

町民からは、10月からの半年間の財源として、着工予定の道路建設をやめてその財源に充
てたとの声があります。また、来年以降は何をやめてしまうのかと不安の声もあります。限
られた財源の中ではありますが、最少の予算で最大の効果を求め、その財源を有効に使って
政策実行していただきたいと思いますので、住民の不安解消のため、財源をお示しください。

また、この医療費無料化を誤解している人もいますので、周知の徹底に努めていただき

いと思います。歯科矯正や眼科矯正を含め、10月から医療費無料化になるからと、今、子供に我慢をさせている保護者もいます。健康面から考えますと、早期発見、早期治療が大事であり、必要なときに必要な処置をしなければ、取り返しのつかないことにもなりかねません。少子・高齢化対策の一環としての医療費無料化と思いますので、わかりやすく丁寧な説明と周知徹底をお願いしたいと思います。

最後に、この無料化による影響について伺いたします。

無料化、つまりただになることは受益者側からすれば非常に喜ばしいことではありますが、すべてがこの延長上にあっては、町の財政は立ち行かなくなります。医療費、ごみ袋がただになるくらいだから、ほかも払わなくてもいいだろうという一方的な住民感情が蔓延することは、防がなければなりません。

一例であります、給食費の未納がふえていることが問題となっておりますが、ご存じでしょうか。今、学校給食は保護者の給食費により賄われておりますが、医療費無料化が発表されてから、それまで医療費を払わなかった親が変な自信を持ち、給食費を払わなくても給食をとめられない。無料が公約の町長だから、医療費同様、そのうちただになるから払う必要はないと吹聴している話がPTAの間で出てしまっております。町政の運営は、住民の皆様の公平な負担の上に成り立っていくものであります。政策的な無料化や負担免除などの権利の行使は、多くの義務の履行の上に初めて成り立つものであることを、無料化を推し進める町長から町民の皆様に説明し、勘違いを正すべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

町政の円滑な運営のためにもご所見を伺って、壇上からの質問といたします。

〔1番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤 隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、防災マップについてですが、防災マップの作成につきましては、平成18年、19年度の2カ年継続事業で策定を予定しております。地域防災計画とあわせて作成すべく、準備をしております。

なお、本計画完成後の周知の方法につきましては、戸別配布や集落への集会所等への掲示及びホームページへの掲載等を行い、住民への周知を図る予定であります。

また、防災マップに盛り込む情報につきましては、津波の警戒地域、大雨のときに注意する地域、急傾斜地崩壊危険地域及び避難所等を予定しております。本9月議会終了後、できるだけ早期に地域防災計画策定業務を発注したいと考えております。

続いて、現在配備している災害備蓄品についてですが、水は500ミリリットルのペットボトル5,000本に加え、各避難所に防災井戸を設置し、飲料水持ち運び用水袋10リットルを2,550袋、6リットルを1,000袋備蓄しております。食糧については、乾パン2,000食、菓子2,000食、カップめん1,000食、調理済み御飯5,000食を備蓄し、旧2町のときに策定した地域防災計画における想定避難者数1,800人で割り返しますと、おおむね2日分の食糧が確保されている状況にあります。そのほか簡易組み立てトイレ44台、毛布1,642枚などを備蓄しております。

2点目の防災協定についてですが、合併前の2町とも横芝郵便局と災害時における郵政事業の特別取り扱いや施設、用地の提供及び一時避難所や応急仮設住宅建設地内への臨時郵便差出箱の設置等についての協定を締結しております。

旧光町については、医師会及び歯科医師会との医療救護班の派遣、搬送に関する協定のほか、姉妹町の松田町、千曲市と災害時における相互応援協定を締結、また尾垂地域のセザール九十九里浜管理組合とは津波発生時における避難所として利用させていただくため、一時避難所の施設利用に関する協定を締結しておりました。

新町横芝光町におきましても、郵便局との協定、匝瑳都市医師会との医療救護班の派遣、輸送に関する協定及びセザール九十九里浜管理組合との一時避難所の施設利用に関する協定は、継続されております。また、去る8月24日には、屋形地域のテンダーヴィラ九十九里と一時避難所の施設利用に関する協定を締結しました。さらに、松田町及び千曲市との災害時における相互応援協定について、姉妹町交流の盟約締結とあわせて協定を締結すべく協議を進めております。今後も関係団体や事業者等との協力関係について、有効に活用できるものがないか検討してまいりたいと考えております。

3点目の自主防災組織についてですが、旧横芝町では自主防災組織を各集落単位に設置し、防災に係る担架やヘルメット、懐中電灯等の備品を配置しておりました。しかしながら、現在はその活動状況について十分に把握できてない状況にあります。また、旧光町については、現在まで自主防災組織が組織されておられません。

地域における住民相互の助け合いやコミュニティ活動を通じ、相互扶助の精神が培われていることは極めて重要であり、その中から自分たちの身は自分たちで守るという機運が生ま

れ、自主防災組織が自然発生的に結成されていくことが望ましい形ではないかと思われます。町といたしましては、自主防災組織結成については、決して町からの押しつけになるようなことのないよう配慮しながら、その育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路行政についてのご質問でございますが、初めに駅前変則十字路についてですが、現在、本町の玄関口であるJR横芝駅の道路は、変形交差点等により円滑な交通を阻害しており、周辺から集中する自動車交通を安全に駅へ接続させ、また歩行者の安全性の確保、さらにまちづくりの観点からも道路整備は必要であるため、平成13年5月に駅から森川スタンド先の1号線までの区間を都市計画道路横芝駅前線としたところであります。

この横芝駅前線の整備は、安全性や利便性を上げるためでなく、景観的にも美しい本町の表玄関にするためにも一番望ましいことから、これまでも県当局に強く要望してまいったところでございますが、市街地のため軒並み家屋移転が伴うことや厳しい県財政等から事業化に至っていないところであります。

町としても変則十字路の解消は長年の懸案でもありますので、この部分だけでも先行して改修できないかどうか、協議を行ってまいりました。そして、現在のところ、この町だけの施策では非常に困難であるという結論が出ました。

しかしながら、県としても町が都市計画決定された駅前広場等の整備を実施するようであれば、関連事業として実施を検討していただけるようでありますので、これを踏まえながら、今後も変則十字路の解消に向けたこの事業主体となります千葉県とともに協議しながら着手に向けた方策を検討してまいりたいと思います。

続いて、1号線関連についてでございますが、現在進められております国営両総農業用水事業の中で、通称1号線の東部幹線1号用水路を揚水機場の改築とともに、山武東部支線として現用水路をパイプラインでの改修整備が計画されたところであります。この1号線につきましては、県道松尾蓮沼線、通称はにわ道路へつなぐ横芝地区の横方向の重要な路線でありまして、道路ネットワークを構築する上で欠かせないところであります。

このようなことから、この計画に合わせて上部を幹線町道とし整備を計画したところでありますが、さらに、地元東町区から東部揚水機場より栗山川堤防に沿って、県道横芝停車場白浜線まで道路を延長してもらいたいとの要望がありましたので、河川管理者の千葉県と東部土地改良区のご理解を得ながら、全体延長約2,100メートルの整備計画を立てたところであります。

今後の予定につきましては、昨年度実施しました道路予備設計に続きまして、本年度は一

部詳細設計等を実施する予定で、工事着工はパイプライン工事完了後の平成21年度を見込んでおります。

続いて、チャレンジハウスについてのご質問ですが、まず組織づくりについては、今月下旬に農業振興会を初めとする農・工・商・観光などの関係者あるいは関係団体を対象とした地域振興施設設置事業説明会を開催するとともに、組織立ち上げについて検討していく予定であります。

地産地消による地場産品の直売や加工品、食堂、農産物、海産物など地元の特徴を生かした販売体制など、今後の細かい計画につきましては、県内外の関係施設を参考に新たな検討委員会等を設置し、調査研究していきたいと考えております。

続きまして、小学校6年生までの医療費無料化についてのご質問ですが、川島透議員のご質問でも答弁させていただき、また6月の一般質問でも答弁させていただきましたので繰り返しになるかもしれませんが、小学生までの医療費無料化につきましては、現行制度を基準としました場合、年間ベースで約6,000万円の上乗せが必要であり、財源の確保策につきましても新たな補助制度の拡充がない限りは、人件費の純減を含めました歳出の削減により財源を捻出する必要があります。

したがって、今後の財政状況の展開にもよりますが、投資効果や住民要望の強い事業を中心に精査・見直しの中で財源を捻出する必要がありますが、当面は収入役の廃止や合併に付随する人件費等の純減並びに空調機器設置事業補助金事業の完了に伴う財源で対応できるものと見込んでおります。

そして、医療費の問題での医療行為の範囲について、医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費等の健康保険の適用される診療及び投薬となりました。この制度の助成の対象になる部分は、ただいま述べました中の保険の適用になる部分の個人負担金が助成対象となります。無料化による影響については、さきに答弁させていただきましたが、危惧されることのないよう慎重な事務の執行を実施していきます。

また、医療費助成に対する経費の支出については、少子・高齢化が進む中で児童の保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、児童の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することとなりますので、町全体の執行状況等を精査し、各種事業の執行に対する影響を及ぼさないような適切な執行と予算の確保に努めてまいりますので、よろしくご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。壇上からの答弁とかえさせていた

だきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君の一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時です。

（午後 0 時 0 2 分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君の一般質問を続けます。

齊藤隆君。

1 番（齊藤 隆君） 休憩をいただきまして、第 2 ラウンドということでよろしくお願ひいたします。

先ほどご答弁いただいたところでありますが、まず防災関係につきまして地域防災計画の策定が本年度、来年度の予定ということで伺いました。この中で、災害発生時の伝達方法ですね、現在でも防災行政無線での伝達ということがありますが、これもいろいろな災害が想定されると思います。そのような災害に対して、どのような伝達方法をご検討されておられるかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 災害時の伝達方法でありますけれども、通常の場合については、今、議員がおっしゃいましたように、防災行政無線で注意をし、また避難等のお知らせをするというシステムでございます。

大規模災害、特に地震関係につきましてでありますけれども、全国瞬時警報システム、初期微動を察知いたしまして、いち早く緊急事態をお知らせするシステムでありますけれども、今現在、消防庁の方で全国、たしか 31 カ所の各自治体の中で検証実験を行っており、その検証実験によりまして全国一律の 1 つのマニュアルをつくるということのようでありますけれども、そういう消防庁では今、実際に検証実験が行われているところです。

県の状況につきまして聞きましたところ、県につきましては、県と市町村を結ぶホットライン、防災無線があるんですけれども、これが平成 19 年度、来年度機械の更新を迎えるということであります。その更新に合わせまして、まだ県の予算等の関係があろうかと思ひます

けれども、まだ非公式な中での打診でありますけれども、それにあわせて初期微動システムを県内の市町村であわせて取り入れるという考えがあるようであります。

そういたしますと、あとそこから端末の市町村の防災行政無線につなぐ費用は市町村持ちだそうでありますけれども、それが仮に平成19年度で県の方で設備していただけるということになると、特に地震等については人の手を借りないでいち早くそのサイレンを鳴らしたり、いろいろな注意を呼びかける、そういうシステムが来年度、県の方で検討しているということでありますので、そういうシステムが導入されるといいなということで、今、期待しているところであります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ただいまの初期微動を利用したシステム、早期警戒システムですけれども、大規模地震が発生した場合に地震の震源、それから深さによりまして伝わる波のP波、S波ですか、その伝わる波の差を利用したシステムだと思います。既に仙台で起きた地震のときにも、その警報の発令時点と実際に地震が発生するまでの間に十数秒時間差があったと聞いております。今のようないち早くサイレンなり何なり、地域住民に知らせる手だてがもし導入できるのであれば、地震の揺れが来る前に、もしかしたらこれから地震が来るなということで心構えができると思いますので、県の方でそのシステムが導入されるようであれば、ぜひ当町でもいち早く取り入れていただきたいと思います。

また、それにあわせて、いきなりサイレンが鳴ってしまいますと住民もびっくりしてしまうと思いますので、その辺の周知徹底についてもぜひ必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） まさに議員がおっしゃるとおりであります。そのような方法をとりたいと思っています。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） それでは、続きまして自主防災組織についてお伺いいたします。

旧光町におきましては、自主防災組織が今までなかったということで伺いましたが、今後、横芝光町としてこれを立ち上げるに当たっては、どのような単位を防災組織ということで単位として考えておられるでしょうか。旧横芝町のときには、行政区、区なりその下の班という組織の単位で万が一の場合の人数把握ですとか、そういうことまでできればということで

当初計画されておったと思いますが、今回、検討されているのはどのようなものになりますでしょうか、お願いします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 自主防災組織の立ち上げの問題でありますけれども、今、議員の質問の中にありましたように、確かに旧光町にはありませんでした。そこで、新町建設計画の中でも、自主防災組織の育成という項目が1項目掲げられております。そこで、今後検討していきます防災計画、この中でどうするべきか検討していきたいと思いますが、現段階では区単位になるのか班単位になるのか、まだそこまでは検討しておりませんが、よりきめ細かくやっていくということになると、やはり班単位くらいでないと避難の問題とかいろいろな問題がクリアできないと思いますので、そこら辺を検討しながら防災計画の中で生かしていきたいと思っています。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ただいまの区なり班単位というご答弁をいただきましたが、これは環境防災課に限らないことになるかと思いますが、現在、班という組織が地元にありますけれども、班に加入していない世帯の方もいらっしゃいます。これは、回覧板を回したくてもそのところは回らない。役場の方から直接郵送されるというような世帯が新しく住宅がたくさん建ってきたところにはちょっとふえてきておるものですから、その辺も加味していただいて組織づくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 班につきましては、区の活動の中の結びつきの中でそれは必要なところでありましようけれども、防災の面からいきますと、その班に入っているか入っていないかは関係なく、やはり同じ町民の皆さんがいち早くそういう避難経路とか避難場所に行けるような体制をつくらなければならないと思いますので、議員がおっしゃいますように、そこら辺も加味した中で防災計画の中で検討していきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 今、お話しいただきましたように、地域力というのを高めていかないと、防災だけに限らず、いろいろな面で活力が下がってしまうと思いますし、また近隣、隣近所に住んでいる人たちがお互いにわかっているようなになれば、どこのだれかが逃げおくれしているんじゃないかとか、そういうことの早期の発見にもつながると思いますので、ぜひその点は考慮に入れていただきたいと思います。

続きまして、先ほど備品をご紹介いただきました。災害時の水、それから食糧としてカップめんであるとかライスがあるということで伺いましたけれども、水、それから米についても想定される避難人数1,600人に対して2日分という答弁でありました。この場合にちょっと2点お伺いしたいんですけれども、カップめんとかクイックライスというものと、お湯を沸かさなければ食べられないかと思えます。万が一の場合に、必ずお湯を沸かせる設備があるか。新潟の地震のように建物自体が倒壊してしまった場合には、ガスも使えないという現状もありました。こういう点につきまして、お湯がなければ食べられないものについて、どうやってお湯を沸かすのかという点が1点。

それから、装備されている備品だけではなく、万が一の場合、長期間の避難生活となったときに、例えば近隣にお米を保管されているお米屋さんですとか、農協の倉庫というところには食糧としてお米があります。こういうものを提供していただくというのも、そのときになってから慌てるのではなく、先ほどもあった災害時防災協定のようなものを結んでおいて、万が一の場合には提供をお願いするというのを事前に検討されてみてはいかがかと思えますが、どうでしょうか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 議員の2点の中で、カップめんのお湯をどう沸かすかと確保の問題でありますけれども、仮に大規模地震等があった場合に町内でそういうものを伝達するのはまず不可能だと思っています。そういうことで、今県内では、県内の市町村すべてでありますけれども、災害時における相互応援協定というのを結んでおります。その中で、9種類ほどあるんですけれども、イの一番に挙げているのが食糧、飲料水及び生活必需物資の提供ということであります。

要するに、県内の相互の応援協定の中で確保するというのが1つ。それと、もう1つにつきましては、姉妹町との防災協定、相互応援協定の中でやはりその中でも人の提供だけじゃなくて、やはりそういう物資の提供ということも含まれていますので、それらに確保するのが2点。あともう1点につきましては、この間の9月3日に防災訓練を行いましたけれども、自衛隊の派遣要請を行いまして自衛隊に来ていただいたんですけれども、この間も来ていただいたのは、給水車と炊事車、それらによる、要するにその自衛隊との3本立ての中で確保していかなければならないものと判断しております。

それと、米の確保の問題でありますけれども、この問題につきましては確かに議員のおっしゃいますように、近隣の米屋さんということも必要だと思いますけれども、たまたま最

近來た文書の中で、知事と千葉農政事務所長が災害時の食糧の確保ということで8月14日に締結しております。それにつきましては、それぞれの民間の米屋さんあるいは農協さん、こういうところとの協定を締結いたしまして、災害時にいち早くそれらの提供をいただけるようにということで、8月14日に締結しております。

また、知事を通さなくても緊急の場合については、市町村長からいきなりそこに要請し、最終的には県が費用は支払うと、こういう契約の締結でありますので、それらを活用した中でいきたいと思っております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） それでは、防災関係は以上とさせていただきます、次に道路行政の件で再度伺いたいと思います。

駅前の変則十字路の改良にいたしましても、1号線の改良工事にいたしましても、町内のさまざまな道路改良工事が計画されていると思います。このような道路改良工事、それから新設工事などにつきまして町としての進め方、計画をつくる段階に当たっては関連する町民への皆さんへの説明から始まるかと思いますが、その辺の進め方についてはどのような原則があるか教えていただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 今、齊藤議員の方から道路事業を進める上でどのような原則があるかというご質問をいただきました。道路をつくる上では、最終的には関係地権者のご理解とご協力がなければできないわけでございますけれども、まず最初にやはり現地の調査、その辺から入ってまいります。そういった中で、ある程度計画ができ上がりましたら議会の皆様との協議をしながら、また最終的には地元説明会等を開催しながら、地元の皆様のご理解を得ながら事業を進めていくということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） そうしましたら、この駅前の変則十字路や1号線につきましても、計画を立てた段階から地元の住民への説明もぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 議員のおっしゃるとおり、当然、そのような順序を踏みまし

てご理解をいただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1 番（齊藤 隆君） 地元の協力を得られるよう、説明会などを積み重ねていただきたいと
思います。

3 点目として質問させていただきましたチャレンジハウスについてですが、今月中に地域
振興設備部会ですか、こういうのを立ち上げるということでご答弁をいただきましたが、も
う少し具体的に町内のどういう参集範囲、どういう団体を対象として、いつごろからどうい
う形で会議等を持っていくか、それを具体的にご説明願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 日程につきましては、今月の28日に18時から役場の第1、第
2 会議室で予定をしております。一応、出席願おうと今思っている団体が先ほども町長の答
弁の中にありましたように、両JA、それから両商工会、それから農業振興会、それから両
町内にあります各種個人、団体でのいろいろな特産品だったり特売をしている皆さん、その
辺を考えております。総勢55名に今、出席を願おうと思って調整をしているところでありま
す。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1 番（齊藤 隆君） 総勢55名の大きな会となるかと思いますが、このチャレンジハウスに
ついて、こういう組織を立ち上げるというのはどういう形で募集をされたでしょうか。広く
町民に声をかけるという方式なのか。それとも、今お話しがあったように、ある程度、重立
ったところをまず初期の段階だということでピックアップされての55名なのか、その点をお
願いいたします。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 町長の答弁にもありましたように、28日に説明会を行いまし
て、その説明会に参加された方々を中心にそれらを検討する、いわゆる検討組織、別に検討
会のようなものを立ち上げる予定であります。細かなその辺のことにつきましては、その検
討会の中で皆さんの意見を聞きながら決めていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1 番（齊藤 隆君） それでは、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、再確認であり
ましたが、今回呼ばれたメンバーがすべてではなく、そこにさらに新しい考えを持っている
方、新しい団体等、町内にあるのがわかったのであれば、さらにそこには加えるということ

で考えてよろしいでしょうか。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 基本的に全住民の方が対象でございます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） このチャレンジハウスにつきましては、町内の消費者の側からも大変に関心を持っているものであります。販売する側、それからそこに参加する側の意見もとても大事だと思いますが、そこに購買者となっていただけの町民の方、そこから口コミでまた町外へも広がっていくと思いますので、ぜひそういう点でのPRもお願いしたいというふうに考えております。

それから、このチャレンジハウスの建設位置ですけれども、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ出口付近ということで、今予定されております。この銚子連絡道路の出口という利点を生かして、さらにチャレンジハウスの存在価値を高めるためにも、銚子連絡道路、空港道路から乗りおりできるように要望して行ったらどうかというふうに考えております。今、松尾横芝インターは、こちらから銚子連絡道路に行きましても、空港道路でおりることはできません。また、松尾横芝インターから空港道路で乗って、こちらの方面に来ることも今はできない状態であります。将来的に銚子連絡道路が延伸された段階で、そこにインターをつくるかつくらないかという判断がなされるということではありますけれども、その延伸を待たずとも、このチャレンジハウスの効果を高めるために松尾横芝インターの出入りができるようにということを町から要望してみてもいいかかと思えます。

将来的に、あそこは圏央道のジャンクションとしても整備されることが決まっておると思えます。銚子連絡道路を行きますと、空港道路のところちょうど右左に用地と思われる土地がもう既に確保されておりまして、料金所をつくれればいいだけになっているように私には見えます。そういう点、町からの要望という点ではいかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） よく検討してみます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 検討していただくのは非常にありがたいと思います。その中で、銚子連絡道路の空港道路と交差する部分の左右をごらんになったことがありますでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 要は検討するというのは、結局、皆さんが町の税金でやるわけではな

いものの、大層な費用がかかると。この横芝光から出ていったものが松尾横芝インターでありられるだけのものが必要かどうか、費用と効果の問題を考えるのが政治家であろうかと。そういった中で、その要望が本当に必要かどうか。場所があるからつくろうと、つくったっていいんじゃないのというような安易な考えではなく、本当に住民が必要かどうか、それを皆さんと相談して、また内部で検討させてもらってという意味で検討をさせてもらうというお答えをさせてもらいましたので、よろしくご理解ください。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） それでは、検討材料の一つとして、料金所をつくと人件費がかかるので費用対効果の面でどうかという議論もあると思います。同じ道路公社の道路であります東総有料道路には、自動販売機形式の料金収納システムを取り入れて、人件費のかからない料金所というのも現在運用されております。そういうシステムもあるということ踏まえて検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 人件費のかからない料金所というのは、松尾横芝インターチェンジで横芝光インターチェンジの料金所も兼ね備えているということも料金がかからない料金所の一つの策ではないかと考えておまして、そういった部分も考えながら検討させていってみたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 道路整備にかかわることにもなりますが、要はチャレンジハウスに人をいかに呼び込めるかということを考えての提案でありますので、その点も踏まえてよく検討していただきたいと思います。

では最後、4点目でお伺いしました少子・高齢化対策についての件なんですが、医療費無料化の発表のありました後、町内でこの1カ月くらいの間はかなり賛成、反対の声をいただいております。この中で、先ほども厳しい財源の中でこれを行うに当たってさまざまな経費削減をするというものを財源に充てるということでお話しがありました。

また、昨日までの一般質問の中でもこの件を取り上げられておまして、加入者の約70%が国民健康保険に加入していることもあるためか、国保の会計のことばかりが昨日は話に出ておりました。加入世帯で考えまして、約3割は国保以外の健康保険組合に加入されているかと思っております。その方々の例えば2割負担の部分というのは一般会計の方から補てんするようになるのか、ちょっとその点を確認させていただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 負担につきましては個人負担分、要するに国保ですと例えば3割負担、あと社会保険等ですと2割負担とか3割負担とか保険財政の方によって違いますけれども、基本的にその個人負担分については、町の一般会計で助成をするということでございます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） そうしますと、同じように町の一般会計の方からの補てんということだと思います。現在、横芝町の財政力指数が昨日の話で0.493という段階で、本当に厳しい財政運営を強いられている町であると思います。このような中で、町が独自の施策としまして、このような医療費の無料化に町独自で財源補てんをしているという中にありまして、ちょっと懸念しますのは町がそれだけの余裕があるのであれば、県の方からの各種補助金等が抑制されてしまうのではないかと懸念をちょっと持っております。どうしても要望という補助金、それから交付金などの申請ということで考えますと、どうしてもこちら側で不足している分をお願いするという形が今までの通例であったと思いますので、町の方が不足しているんだというアピールがこれを行うことにより薄れてしまい、県・国の方からの補助金、交付金関係が多少なりとも減額傾向、そういうおそれがないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） そんな心配があったら、町単独の事業は一切できなくなってしまう。ですから、そんな心配はないと思っています。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） そういう強い裏づけがあつてのことであれば心配ないんですけれども、この医療費の無料化によって1年間6,000万円という予想であります。これについての賛成の意見の中で多いのは、収入が減る中、医療費無料ありがたいであるとか、薬局で高い薬を買っていたけれども、これからは医者へ通うようにする。検査などびっくりするくらい高かったのが検査しなかったが、これからは安心して検査してもらえるようになる。1度医者に診てもらうとなかなか別の医者にはかかれなくても、これからは安心してセカンドオピニオンがしやすくなる。また、それがだめならサードオピニオンというような賛成意見が多々ありました。ということは、逆に言うと、医療費がどんどん増大していってしまうのではないかと懸念を持っております。そういうことのないようにと言うとおかしいです

けれども、その辺のことも考慮されて進んでおるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 齊藤議員お話のとおり、これからは薬をやめて医者にかかるという方は場合によってはふえるかもわかりません。ただ、病気によっては早期発見、早期治療で、それ以降かかる医療費が安く抑えられるというケースも考えられると思います。ですから、私どもの考えでは従来どおりの生活をしていただいて、従来どおりの医療を医者にかかっていたかと。そういう中で、お医者さんにかかった個人負担分を助成していくと、純粹にそのように我々は考えております。

ただ、その助成を受ける方については、先ほど一例として例えば給食費を払わないと。要するに、ただになるであろうから払わないと。純粹に考えてそのような考えがいいのか悪いのかということから始まりまして、前にも例えば教育課の方で給食費の滞納状況、そういう中でその子供だけ給食をとめられるかということは、それは絶対にできないと思います。以前に新聞報道等であったと思うんですけども、最近は保育料とか給食費を払えないのではなくて払わないという人が大分ふえているという報道等がありました。そんな中で、今回、横芝光町については小学生の医療費の無料化に取り組むということで、そういう考えのもとに評価をしていただきたいというように考えております。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） やはり医療費につきましては、早期発見、早期治療によって総体の医療費の抑制というのは、絶対それはあることだと思いますので、医者へのかかり方が急に変わることはないように、それからそれが早期発見、早期治療で病気が大きなことにならないように、けががあくまで響くようなことにならないように、この制度を正確に判断して運用してもらえますように周知の徹底をお願いしたいと思います。

今の払わないというのと払えないという問題もありましたけれども、町内でも同じように給食費や保育料を払えないではなく、払わない方も出ていると思います。そういう方に制度をきちんと説明していただく努力もしていただきながら、この医療費の無料化があるからこちらも払わなくてもいいんだよということの誤解のないように、周知徹底の方をお願いしたいと思います。また、町長に対する期待が大きいものであるから、これだけいろいろな賛成の意見も出てくるんだと思います。

ただ、制度を正しく活用してもらうためには、町民の皆さんに正確にその制度を理解してもらわなければならないかと思っています。きのうも解釈の相違ということもありましたけれど

も、行政当局側からのこういう提案に対して町民が正しく理解し、その制度を正しく活用してもらおう、また説明の方をお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりで、よく説明していかなければ誤解も生じるかと思えますし、ただ1つ言えるのは権利と義務、そういうものの部分についても本当にこれをここで述べちゃっていいのかどうか、ちょっと部分があるんですけども、完全に医療費は無料だと。だけれども、本当に悪質な中で給食費や保育料を故意に払わないような人がもしおられるとすれば、それはやはり権利を受ける前に義務を徹底してくださいというような言い方もすることもあるかもしれません。

そういった中で、先ほど齊藤議員がおっしゃられた医療費もただだから給食費もただだろうと、そういうふうに普通は考えないと私は解釈していますし、一般的には給食費は請求されれば払うものだし、だからそういう感覚の中で権利と義務、このバランスをやはり今後は町民の皆様浸透できるように、また誤解のないように知らしめながら町施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第2、議案第1号 横芝光町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点伺いたいですけれども、長期契約が可能になるということでは、これをした場合には事務の軽減等にもつながるかなという思いもしております。できるものというの指定されていると思いますけれども、今はそのOA機器の業界というのかなり我々凡人にはわからないような形で業者が主体的に動いているような傾向もあるわけですが、そうすることによって1つは競争原理といいますが、そういう要素が働かなくなるということも考えられると思うんです。

そうした場合に、財政効果といいますか、経費の節減等が一定の抑制を受けるという可能性もあるんじゃないかというふうに思うんですが、これが一体メリット、デメリットというものをどのように考えているか、ちょっとお聞かせていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 今回の長期継続契約の関係でございますけれども、従来は今までOA機器あるいは情報システム、こういうものをすべて4月1日現在でも継続して事務の支障を来たすということで、本来ですとリース契約ということで、業者もリース契約という担保を得られるならという形の中で、かなり安い低利な価格で毎年契約自体は単年度契約という形でやっておりましてすけれども、そういう形で契約をしておりまして。ということで、今、議員おっしゃられるように、この競争原理という形でいきますと、確かに従来のリース契約的な形でやっておりましてので単価的にはかなり安くやっておりまして。

ただ、今回、本来ですと大きい契約等については債務負担行為を起こして、そういう形で契約をしなければならないということはございましたけれども、今回、そういう長期継続契約ができる契約ということで、おっしゃられるように、従来もやはりリース契約の中で、それぞれリース料率の低い契約でやっては来たということでございますので、競争原理ということでありましたら、安く契約が従来もやってきてはいたということでございます。

よろしいでしょうか。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 当然、そういう財政面を考えて、高い買い物をしないように絶えずそういう注意といいますか、それが必要だと思うんです。これまでリースの場合、契約的には単年度のような形で今やっているという話ですけれども、大体そういう通信機器、情報機器のリース期間というのは大体どれくらいの中で方法をとってやっていたんですか。

今回これが通ると、それができなくなって一括して5年の範囲ということですが、仮に5年間で契約した場合に、今言ったようなそういう安いところでというのはできなくなると思うんですね。その辺の対策といいますか、いい方法というのは、これまでと変わらないような方法というのは、これが生かした場合にあるのかどうか、そこをもうちょっと説明してください。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 契約期間の第3条の中で、契約期間は5年以内とするということであってございます。この5年以内とするという理由につきましては、議員のおし

やるように、リース期間が一般的には5年である、現在のリース契約というものは。ただ、やはりこの契約期間を見直す機会を設ける必要があるということで、これを5年以内という形にしているわけでございます。

ということで、今回のリース期間の5年という設定につきましては、一般的に他の自治体例に倣って設定をいたしております。ということで、5年以内で見直すことも当然でございます。ただ、5年以上ということになりますと、その公平の原則等々から考えますれば、やはりより安い契約がさらにできるということも当然出てくるわけでございますので、競争の原理の中でまた見直しを図るということで、ただあくまでも5年以内というのは1つの目安ということで考えていただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第2号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 議案第3号ですが、2条の1項中に武力攻撃災害等派遣手当を加えると、こういうふうになっております。国民の保護のための措置の実施のため、この派遣された職員が住所または居どころを離れた本町の区域に滞在することを要するものに対して支給となっておりますけれども、どんな事態を想定して、どんな計画の内容になっているのか尋ねます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 第2条の武力攻撃災害等派遣手当を含むような形で条例の方を改正してございます。それについては、17条の第2項で規定しておりますように、今、越川議員がおっしゃられたように、住所、居所を離れて本町の区域に滞在することを要するものに対して支給するような規定をしてございます。

これにつきましては、法律の施行によりましてこういう手当を支給するような形になったものでございます。これにつきましては、具体的にどうのこうのという、そこまでの部分というのは細かくは規定してございません。これは、法律の中でそういう事態が生じたときには、国の職員あるいは県の職員等を派遣の要請をし、災害活動をしていただく場合には自治体がそういう手当を支給するというような、そういうことのもとにこの条例を規定したものと

でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） こんなことが起きないように、その方向で努力するというのが非核平和宣言の町のあり方ではないかというふうに思うんです。今、日本の政治の中では憲法を変えること、9条をなくすということが大問題になっておりますよね。そういう中で、世界に先駆けて戦争の放棄を宣言して軍隊を保有せずと、交戦権を持たないことを明確にした憲法9条、これが世界から日本に対しての大変好感として見られているわけです。

イラクへの自衛隊の派遣の状況を見ても、アメリカの戦争政策に従属している日本の姿が
ありありであったわけですがけれども、このときにはイラク戦争の開戦のときにイラク戦争に賛成した国というのは国連で49カ国、人口は12億人だと言われております。反対、不賛成が圧倒的多数で50億人。ですから、国際社会は大義のない戦争に賛成しなかったということです。とりわけ世界人口62億人の中で、我々の住んでいるアジア、アフリカ、ラテンアメリカが50億人で81%の人口を占めているわけです。

この地域の人々はソ連がつぶれて、我々大歓迎をしたわけですがけれども、ソ連がつぶれて米ソの冷戦構造が崩れて双方の軍事同盟が機能しなくなると、そういう状況が生まれたわけですがけれども、この中でどんどん植民地だった国々が独立を勝ち取っていると。そして、戦後60年の世界の構造的変化がその中から生まれてきているということで、この世界の平和、秩序を守る力がアメリカなどの超大国の横暴を抑えようというふうな形にどんどん変わっているわけです。こういう変化の中で、やはりアジアの一員として信頼を勝ち取って友好を築いていくには、平和憲法を守る平和を求める流れに、世界の流れに合流すると、これが非常に大事だというふうに思うんですよ。

ところが、この憲法に反する国民保護法の実現をしようと、自治体までさせようとしているわけです。これは全く反する動きなわけです。この見地から考えますと、最近の靖国神社のあの戦争は正しかったという、そういう遊就館などのあり方についても、ここに参拝する問題についてもアメリカからも世界からも非難が寄せられていると。今、日本の政治状況というのは憲法問題、9条問題についてはそういうことになっているわけです。そういった中で、国民保護法に沿って末端の自治体までそれを具体化するという計画を持つのはどんなものかと、大変反対だというふうに思うんです。その点、いかがですか。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員おっしゃられるように、戦争がないことを祈るばかりで

ございますけれども、私どもこの条例の改正につきましては武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これが施行されまして職員の派遣の要請、また職員の派遣の義務等、その辺のところも法律の中でうたわれております。それを受けまして、これを規定しているものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 3点ほど伺いたいんですが、1つはこの災害派遣手当が今、越川議員が言ったように、武力攻撃事態における災害派遣ということですが、その派遣手当の額というのは第4表で定める額ということで載っているんですが、この第4表の額を見ますと、派遣先の施設利用によって若干金額が変わるんですけども、こういう施設を使った場合には1日3,970円。1カ月、2カ月になっても公用施設を使っただけの派遣手当は同じなんですけども、その他の施設を使った場合、若干変わると思っております。

これはともかくとして、例えば災害には当初は自然災害的なことが考えられていたと思うんですが、そこにこの武力攻撃災害派遣、武力というのはまさにこの戦争の被害、相手から攻撃されたということの中で派遣された場合ですから、同じ災害でもその災害の内容は、私は違うのではないかと思うんです。

そういう意味で、自然災害と武力攻撃を受けた際の手当が同一でいいのかという問題。私は、例えば武力攻撃の場合は今いろいろなところで問題になっているように、いろいろな人体に危険なものがありますね。劣化ウラン弾とか、そこがどういう武器で攻撃されたのかわからないところなんかには派遣された場合には、まさに生命等の問題にかかわるわけですが、その辺はどういうふうに考えているのかということが1つです。

それと、この条例を設置するときに、本当に言葉は悪いですけども、どさくさ紛れに設置されちゃったということで、今、千葉県内でも設置したところとしていないところ、所によってはこんな重大な問題をそう簡単にできないよと、よく協議しようじゃないかということをしているところもあります。横芝光町の場合は、合併の即の議会で124本の条例と一緒に提案されたということで、十分な議論もできなかったと思っております。

そういう中で、1つはまさに緊急事態ということで、これは戦争を想定した法律だということで、私は当然、反対の意思を表示したんですが、そのときも話しましたように、今、世界はこういう紛争の解決を武力によらないで解決しようじゃないかという動きが大勢になってきているんですね。ヨーロッパのEUなんか当然そういうことを想定して共同体をつくっておりますし、東アジアにおいてもASEANということでそういう協議がずっとされ

ております。南アメリカの南米大陸でもそういう動きが今ずっと強まっているんです。

そうしたもとで、この10日に終わったんですけれども、韓国においてアジアの政党国際会議というのが開かれました。ここには36カ国から90の政党の代表が全会一致でソウル宣言というものを採択したんですけれども、この中には今回は第4回目になるんですが、過去の3回の会議で確認された諸原則に基づき、アジア全域の恒久平和と繁栄の共有に向け、会議の発展を目指すことを確認したと。対話を通じて紛争の平和的解決の原則を再確認するとともに、異なる宗教、文明間の対話、テロ根絶、貧困の解消、核兵器の包括的禁止と全面廃絶を完全に支持、大量破壊兵器とその運搬資材の拡散に反対をすると。アジア共同体建設に向けた共同の努力などを掲げられているわけです。

この中で、朝鮮半島の核問題では、6カ国協議を支持した7月の国連安保理決議、6カ国協議の早期再開を呼びかけ……

議長（伊藤良一君） 小川議員、質問は簡潔にしてください。

28番（小川征四郎君） すべての協議参加国に昨年の6カ国協議共同声明の完全履行に向けた努力をしていこうじゃないかという、こういう紛争を起こさないように、今、この条例設置のときもこういう事態を何を想定すると言ったときに、北朝鮮と中国の軍事増強だというふうに当時の防災課長が答えたんですけれども、今、アジアの中でこのすぐそこでこういう動きをしているということも、やっぱりこういう武力攻撃、そういう事態を避けようじゃないかという動きがあるんですけれども、今でも当時のような考えを持っておられるのかどうか、まずそれをちょっともう一度聞いておきたいと思います。

そしてもう1点は、第6条の第5項から10項までの間に職員の昇級、勤務成績のことに応じて昇級をするんだということがありますが、全部良好な成績で勤務した職員の号級を4号級上げるといって、それを基準にするというんですが、こういう判定基準というのがそういうのは一体どういうものがあるのか、ちょっと伺っておきたいと思ひまして質問させていただきました。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 小川議員の1点目の災害派遣手当の額の問題ですけれども、自然災害と武力攻撃における派遣とその手当額が同一でいいのかどうかという、そういうご質問ですけれども、私どもも近隣の状況等を勘案しながらこの額を定めたというものでございます。今回はその金額の改定をすることではなくて、武力攻撃等の派遣があった場合にそれも加えますということでございますので、結果として同額ということでございます。

それと、6条の中で勤務成績が良好であった場合に4号級を昇級させるというような、そういう規定をしてございまして、その判定はいかようにするのかということでございますけれども、今、国あるいは県におきましても勤務成績等を考慮しながら昇級の号級を決定するというような、そういうことが言われております。そういう中で、まだそういう試行の段階というようなことがございます。

当町におきましては、まだその成績評価といいますか、そういうことを改めてまだ規定してございませんので、通常、良好な成績で1年間勤務していただければ4号級を昇級させるというような形でいきたいということでございます。それで、県の方でまた指導いただきながら、県もそういうことが始まるとすれば市町村の方にもそういう指導がなされてまいりますので、その時点ではそういう基準を決めながらまた対応していきたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 先ほど小川議員からアジアでは今、対話を通じた紛争解決、こういう形で6カ国協議等が行われている中で、私は当時、防災担当課長でございましたけれども、その当時、ちょっと私自身、新聞記事等で読んだ中で、社説等々でそちらの中でやはり北朝鮮あるいは中国、こういうところの脅威があるというような形で新聞の社説の方で私はちょっと個人的に読みました。そういうことで、私自身、あのときの答弁では個人的にはということでお答え申し上げたと思います。ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君、質問は簡潔に。

28番（小川征四郎君） そのことについては、先ほど言いましたアジア政国会議というのは、日本から出ている代表は自由民主党、公明党、それから社会民主党、日本共産党も当然出ています。その宣言をつくる際には、前もって草案を配布されて、それぞれが意見を述べて全会一致でこれが採択されているんです。ですから、そういう意味では、これは4回目ですけれども、2年に1回くらいやっているんですね。そういう動きが、やっぱりこういう武力攻撃事態を食いとめる私は最大の力になると思いますし、やっぱりそういうことをさせないということが大事だと思います。

ですから、先ほどの派遣手当の問題がそうした場合、不公平じゃないかみたいなんです、それが額を変えればいいということじゃなくて、そういう事態を発生させないということが大事だと思います。今、一番危険があるのは、先制攻撃戦略というのを持っているのはアメ

り力だけなんです。ですから、南米でもそういうアメリカの先制攻撃戦略に対して、南米全体が今それをやめさせようということでもとまりつつあるんです。そういうのを見ると、世界全体がそういう動きになっているということを想定して、この条例が動かないことを願っているものですから、ひとつ。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は2時15分とします。

（午後 1時59分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第4号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけちょっと伺っておきたいんですが、今度の国保条例の改正は70歳以上の方々のうち、現役並みの所得のある人ということなんですが、現役並みの所

得というのは年間520万円以上だというふうに思うんですけども、これに該当する方々が今どれくらいおられるか。所得があるということでは、その税の本質からいっても余り困らないのかと思いますけれども、対象者数等について影響を受ける方の数をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 小川議員からのご質問で、今回の国保の改定の中の影響を受ける方がどのくらいの対象人数があるかというご質問でございますけれども、70歳以上の対象者が1,054人おりまして、このうちの66人が、パーセントで申しますと約6%くらい、この方が対象になります。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第5号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

平山治布君。

19番（平山治布君） 2点ほどお伺いいたします。

30ページでございますけれども、直営舗装事業についてでございます。当初予算で約

1,000万円が計上されておりましたが、今回の補正予算でも約500万円の増額がされております。これによりまして、住民要望にどの程度おこたえできるようになりますか、その点。

それからもう1点は、繰入金についてでございます。これはページが特定できませんが、平成17年度横芝光町決算書のページを見ていただくようでしたら、104ページに実質収支額が記載されておりますので、そちらをごらんいただければありがたいと思います。

平成17年度決算で実質収支額の欄に6億4,800万円余りの金額が記されております。これは、いわゆる繰越金と言われるものと思いますが、18年度当初予算で計上している財政調整基金繰入金、約1億円はこの予算どおりに繰り入れられるのかどうか、その2点をお伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 補正予算書の30ページ、直営舗装事業の中で原材料費300万円の追加でございます。これでどの程度の集落の支給ができるかというご質問をいただきました。原材料費につきましては、地元から要望がございます、特に農道等の砕石費用でございます。それから、あとは直営舗装によります、合材等の支給材料となっております。現在のところ、アスファルト舗装を10集落で10路線、それからコンクリート舗装につきましては3路線分を現在見込んでおります。

いずれにいたしましても、財政状況が非常に厳しい中でなかなか地域全体に行き渡る予算とはなっておりませんので、この点はご了解いただきながら、なるべく必要性の高い箇所、そしてまた、ある程度均衡のとれた形の中で材料支給をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 横芝光町の17年度決算書の104ページの6億4,816万1,000円、これ、実質収支額でございますが、これが当然18年度の方に前年度繰越金財源という形でまいります。ただ、18年度の当初予算につきましては、やはり財源不足から当初では3億4,678万8,000円をこの6億4,800万円の中から予算化してあると。そして、そのほかに平山議員がおっしゃられるように、財政調整基金5億7,000万円のうちの1億円を今回、当初予算で組ませていただきました。今回の補正予算でさらに6,550万円ほど使わせていただくということで、今、補正予算計上させていただいておるんですが、そうしますと差し引きで2億3,600万円ほど今回の補正が財源として使われるという形になります。ということで、非常にその財政調整基金が5億7,000万円という少ない中で、18年度の当初予算に1億円を

取り崩すという形で中に入れてあります。ということは、4億7,000万円という状況になっております。

ただ、財政といたしましては、どうしても今現在、財政調整基金がやはり全国の標準的な自治体と比較しましたところ約10億円、これが人口2万6,000人強の同じ自治体で、これは前年度の数字ですけれども10億円持っているという状況でございます。そういうことから、やはりこれはでき得る限り取り崩さないで、むしろこれ以上決算にいきまして余りましたら、なるだけ積むようにというようにということで当局としては考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） 今までも旧光町時代にも健全財政ということで取り組んでいただいておりますけれども、今後とも、今、課長からお話しありましたように、健全財政に励んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島透君） 1点だけお願いいたします。

26ページ、農業振興費の中の農業振興会活動補助事業120万円ということで、6月に一応18年度の予算を組みまして、3カ月でまた120万円。6月のときには、農業振興会にたしか270万の予算計上をして、そして3カ月たって120万円と。この120万円を補正する原因について、まずお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 農業振興会への補助金の120万円でありますけれども、まずこれにつきましては、産業まつりに関係する経費を今回計上させていただいたわけでありませう。

その前に、いわゆる産業まつり・文化祭につきましては両町で同じような形で展開をさせていただいておりますけれども、合併の調整の中で引き続きさらなる充実を図りながら新町横芝光町においても実施すると。

ただし、その内容、開催方法については新町において検討するという事になっておりました。そのことから、7月に産業まつり文化祭の実行委員会を立ち上げましてスタートしたわけでありませう。その後、8月に入りまして農業部門の方の実行委員会、産業まつりの中に農業部門、商工部門、それから文化部門と3つあるわけでありませうけれども、農業部門の方の会議を開催いたしました。その中で、さらなる充実を図るということで皆さんからご意見

をいただいて、開催方法、内容を精査いたしましたところ、当初、町分といたしまして250万円を計上してあったわけでありまして、その250万円ではいわゆる農業部門の経費がどうしても捻出できないという結果が出ました。そこで、農業部門については農業振興会が主で行うということでありまして、今回、農業振興会の方に不足分ということで120万補正計上させていただいたわけでございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 合併して両町が1つになって、私、きのうも申し上げましたけれども、旧町意識を早くなくす、そのための優和事業と。その1つがやはりこの産業まつり・文化祭ではなかろうかと、それを強く認識する1人でもあります。

そこでもう1点、例えば昨年まで旧横芝町では果たして幾らかかったのか、光町ではどのくらいかかったのか、参考までにちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず旧光町の方でありますけれども、産業まつり・文化祭を実施するに当たりましては、産業まつり・文化祭実行委員会というものを立ち上げて展開してまいりました。その中に農業部門、商業部門、文化祭部門、そして共通経費というのがありました。その共通経費を町の予算で200万計上して運営を行ってまいりました。そのほかに農業部門については、昨年の実績でいきますと217万9,000円、これは主にちばみどりのいわゆるJA、その中の園芸部門の皆さんが主になって行う、いわゆる農業部門の経費であります。これは町とは関係なく、ちばみどりが主体で予算を持っております。

それと、商業部門、これについては光商工会ということで、その産業まつりに参加すべく78万2,000円、それから文化部門で38万5,000円、それと先ほど申し上げました共通経費が200万ということで、合わせて500万円強の経費を費やして旧光町の方では産業まつりを展開してまいりました。

片や横芝町でございますけれども、農業振興会が農業祭という形で展開をしております、経費は226万円でありました。合わせて約760万円ということになります。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） 単純に今までのそういうことを合計しますと、700万円以上の経費がこの祭りにかかっていたと。両町別々にやって700万円ですから、今度一緒になったときには、お互いを精査しながらやれば500万円ぐらいなのかというふうな気もします。

そこで、町長に最後にお伺いしたいと思いますが、今、時節柄、19年度予算のいろいろな

要望を聞いている時期であります。住民の視点に立つてと言う町長におかれましては、やはりこの間もライスセンター回りをして農業体験をされたということではありますが、その辺のところを十分認識していただきまして、やはり融和事業の一つとしての位置づけ、産業まつり・文化祭の位置づけをより強く持っていただきまして、この720万、それが実際に共同の祭り用としては250万円ということでは余りにも寂しいと。したがって、来年度の予算のときには、せめてそれに大勢の人が参加する気持ちで合併してよかったと、それが一番あられる交流の場でもありますので、その辺のところを担当課が要望した予算を限りなく近い線をお願いしたいと思います。いかがですか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 稲刈りの節は、非常にありがとうございました。

今回のこの産業まつりについてのこの予算の問題でございますけれども、やはり正直申し上げまして、合併してその両方の金額の何割だとか、そういうようにどうしてもこの厳しい財源事情の中で確かにカットをさせていただきました。

しかしながら、産業振興課を初めとする、実際にそれを行う方がこれではしようがないと、これだけを出してくれと。それで、その出た金額が120万円でございます。という形の中で、そういう形でやるのであれば120万円はぜひ今回の補正をお願いをしてみようということで、この120万円を議会に出させてもらった経緯もあるというところでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 補正予算書、24ページ、環境衛生費の中で環境美化推進事業についてちょっとお伺いします。

昨日の一般質問の中でもこの横芝光町の中には2つの衛生組合があり、統合までにはまだ数年かかるということで、今、2種類のごみ袋が町内で利用されております。そのような中で、光地区、横芝地区で基本的には分かれておると思うんですけども、山武郡になったからということで山武都市環境衛生組合の方のごみ袋を光地区の方が利用する。

また、ごみ袋が値下げになったと思って、横芝地区の方が匝瑳市ほか二町環境衛生組合の40円のごみ袋を利用するというので、ごみの収集後にその違った袋で出されたごみが残っているという現実が最近見受けられます。これは、またその後別収集をしてもらったりして処理していただいておりますとは思いますが、基本的に収集に関する環境美化という

面で収集場所には収集に向けた袋で、適した袋でなければ今、収集していただけない現状があります。その辺の住民の混乱をこのような推進事業の中でも混乱を解消してもらうようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 今、議員のご指摘の点につきましては、確かに合併当初はそういう姿が見られまして、そこで環境班の方で袋を売っていただいている販売店の皆様に、旧横芝地域の販売店の皆さんには旧横芝地域の皆さんに売ってください。旧光地域の販売店の皆さんには旧光地域の皆さんにひとつ袋を売ってくださいということでお願いをしたところ、最近はそのようなあれは少なくなってきたところでありますけれども、まだまだそういうのが若干見受けられますので、今、議員がおっしゃいましたように、そこら辺のあれについては広報活動をより強化して間違いのないようにしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） やはり少なくなってきたということは、町当局のご尽力もあるかと思えます。1日以上そこに放置されますとカラスや野良猫、野良犬だと思いますが、袋を破かれての飛散、またその周辺の方々も迷惑しておりますので、徹底の方をお願いいたします。以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 11ページの町債でありますけれども、恒久減税の対応策ということで、政府が減税補てん債を認めてきたわけでありましたが、この段階で820万の減額補正がされておりますけれども、この要因についてまず説明を願いたいというふうに思います。

それから、その下の臨時財政対策債ですが、これは当初予算の段階で予測できるだけのものがここに入って増額補正になっているのかどうかという点です。

それから、16ページの税務総務費で時間外勤務手当がありますけれども、固定資産税の賦課誤りによるものですよね。これは、職員何人分かったのかと。この会社は選定するときの経緯がどうであったのか、やっぱり適正であったのかどうか、その辺をまず尋ねたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） それでは、11ページの一番下の21款の減税補てん債でございますけれども、これは国の平成11年度の恒久減税に伴う制度が創設されまして、それで減税

補てんは税の減収見込額の4分の1を一応100%の充当率で貸し付けるというものでございます。それで、今回の確定額でございますけれども、減収見込額が8,552万5,000円ということで確定をいたしましたので、その4分の1、2,130万円ということで決定をいたしましたので、当初見込み2,950万円に対して820万円の減額ということで決定いたしましたものでございます。

続きまして、臨時財政対策債でございますけれども、こちらは発行可能額、これにつきましては地方交付税の中の議員ご承知でしょうけれども、基準財政需要額の中の企画振興費等の中で、いわゆる交付税の実際、国の方もお金がないんで、今、払えない分ということ起債で措置してくれというような形で、これについても当然、後ほど元利償還分、今年度100%の充当率で、今年度の元利償還分を交付税措置するよという、そういう制度のものでございますけれども、3億7,615万1,000円の確定が3億7,615万1,000円ということで確定をいたしました。ということで、3億7,610万円を起債措置するということで、今回、610万円の増額で借入れをするものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 時間外手当433万2,000円の内訳でありますけれども、このうち199万5,000円が固定資産の課税誤りによる時間外手当職員支給分であります。これにつきましては、人員が68名ということであります。その残でありますけれども、233万7,000円、時間外手当の残、これにつきましては合併当初からの通常の税務課職員による時間外勤務手当ということであります。

それから、株式会社TKCの選定ということでありますけれども、これは旧光町の時代から株式会社TKCに電算処理をお願いしてまいったわけでありまして、合併協議によって旧横芝は山武行政組合の電算、そして旧光は株式会社TKC、そのほかにも幾つか候補があったと思いますけれども、最終的に合併協議によって株式会社TKCに決定したということから、課税業務とすべて電算業務についてはTKCをお願いしているという状況であります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） この賦課誤りによって68名という大変な職員の労働を強制したわけですが、会社からの補償金はどういうふうになっていきますか。

それと、最近、小泉内閣のもとで官から民へということで民間委託がはやりのようになっているわけですが、さきにも埼玉のプール事故にありますように、民間に委託したから公の責任はないということではなくて、委託してもやはり最後は責任があるということで、その点での今後のこの問題からの教訓というのはどういうふうに整理されているのか、尋ねておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 越川議員おっしゃるとおりでありまして、これは当然委託している町としての責任は十分重く感じております。大変申しわけないと思っております。

この経費の関係でありますけれども、歳入で受けてございますけれども、11ページの雑入で231万1,000円、これが正常化費用の負担金ということで、ただいま申し上げました時間外手当と郵送料の分、これが231万1,000円ということで、今回、会社からの受け入れの金額であります。

それから、今回の直接経費ということで正規な更正した納付書の計算、それからその印刷代、封入作業による諸経費、これが228万2,745円ということで、これは一切、株式会社TKCの方で負担するというものであります。

そのほかに7月31日現在で税務課に係る電算業務委託料の予算残額が1,582万4,000円ございまして、会社側はこの15%相当額を今後の業務委託料からの減額、会社の誠意としてこれを減額しますということでございます。これから計算いたしますと、237万3,600円ということになりまして、合わせて696万7,345円、これが現時点での数字でありますので、これが若干ふえるかもしれませんし、若干減るかもしれません。おおむね700万円程度が会社への損害賠償請求の総額費用ということで、今回入ってくるものであります。

この課税誤りにつきましては、旧横芝の固定資産のデータを株式会社TKC、旧光町のデータと移行いたしまして、ここで1つにしたものを課税すると。たまたまそれが評価替えの時期にありまして、前回も全員協議会でご説明申し上げましたけれども、加点するところを減点、減点するところに加点してしまったと、全く反対の補正計数を示してしまったということでありまして、これを見抜けなかった私どもの責任であります。委託している町としての責任は十分感じております。今後、このようなことのないように、内部で確認作業をもう一度していこうということで、会社側とその後何度も調整しておりますので、今後こういうことのないようにしていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 先日、説明はいただいたところなんですけれども、本当に入ってくる情報が素通りしますので、改めて伺いたいと思います。

歳入の14款の国庫支出金なんですけれども、この国庫負担金の社会福祉負担金と児童福祉費負担金、この減額の要因をもう一度ご説明いただきたいと思います。

それともう1点は、14ページにあるんですが、地域安全対策費ということでいろいろ道路交通上の安全対策、防犯も含めてされております。直接このことではないんですけれども、この間に町内の危険箇所を何カ所かご指摘されていると思うんです。それに対する安全対策の対応状況をちょっと伺いたいと思います。その石川スタンドのところもその中に入っていると思うんですけれども、ちょっと3カ所か何カ所かあったと思いますけれども、その対応状況を伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） まず、児童福祉費の歳入の件でございますけれども、これは児童手当にかかわる国・県・町の負担割合が変わったことによるものでございます。この10月から小学校6年生まで児童手当が出ることになったんですけれども、それに伴いまして、また国・県・町の負担割合が変わりまして、基本的には国の割合が例えば被用者の部分ですと10分の9から10分の8、非被用者の分ですと6分の4が3分の1、その国の減った分を半分ずつ県と町が持つと、負担割合がそのように変わっております。それで、国の分が減額になったということになっております。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 小川議員の交通安全関係のご質問でありますけれども、この間に山武警察署へ出向きまして、それらについて現地を確認していただき、また要望するところは要望してまいりました。その中で、警察関係のご指摘のところについては、まず道路改良をここはしなければ信号機はだめですよということが石川スタンドのところでありませう。それとあと、そのほかの部分につきましては、屋形地区に1カ所、それと光地区に何カ所かということでありましたけれども、それらについてはあくまでも県の方で予算的な配慮ができればということでありませうけれども、ご存じのように、今、県は非常に財政状況が厳しいもので、山武警察署管内でも何カ所もつけられる状況にはないということで、現在、県の予算対応待ちということで非常に現在厳しい状況下でありますけれども、警察署の交通課の課長と係長等に現地は確認してもらっております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 特にいつも利用しているところで、石川スタンドのところはやっぱり危険だというのは私だけじゃなくて、皆さんそう思っていると思うんですけども、結局、今のままだと上下といいですか、海岸から上がったたり下がったりするところは常時青信号なんです。こっちから横断するやつは赤ですから、当然ここで事故を起こすと、わきから行った車が不利になると思うんですね。

そういう点で、本当に危険だから皆さん注意していると思うんで事故はないのかと思えますけれども、道路改良をあそこをしなければならぬということになると大変だと思うんですよ。民家、宅地もそばにありますし。ですから、ある信号を過密時間帯だけ何か動かす方法はないだろうかということなんですけれども、私、1つアイデアですけれども、例えば朝なり夕方の多い時間帯、あそこも路肩が狭いですから危険だと思うんですけども、シルバー人材さんをお願いするか何かして、手押しのボタンだと思うんですよ、あれ。一定間隔で押しもらって安全を図るというのも方法じゃないかと思うんですけども、やっぱり何かの対策をとらないと、長い間そういう状況であって事故が起きてないのかもしれないけれども、私たちが非常に来ると危険を感じるんですよ。ですから、構造改善する前に何かの方法で、今言ったのがいいかどうかわかりませんが、1つの方法として考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。

それともう1つ、栗山地先に大きなショッピングができたもので、この道路への車の進入量がかかりふえて、それと全然離れたところでも車の出入りが非常に流れが多くなってきた関係上、難しいんです。あそこは危険箇所ということで入っていないんでしょうけれども、要望は出されているんじゃないかと思うんで、その辺の対策を今後どうするかについてもう一度伺っておきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） まず1点目の関係でありますけれども、議員ご指摘のように、確かにあそこは危ないのは私も通るたびに感じるところであります。そこで、合併前から旧八日市場署に、特に横芝町と合併になるし、本庁舎が光側ですし、横芝町の皆さんがここを通るあれが非常に多くなるからということで、旧八日市場署時代からも要望してあったんですが、現地をまた見てもらいましたし、それで現地審査もしていただいて強く要望してきたところでありますけれども、そういう状況にはならなかったと。今回も山武警察署になって

もやっぱり現地を見てもらっても、そういう状況であるということでもあります。それで、今、議員おっしゃいましたけれども、それは1つのご意見として承っておきたいと思います。

2点目のビッグハウスまでの関係については、私はちょっと現地を十分に把握しておりませんので、現地を把握した上でまた検討してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 午前中の一般質問と重なるところはございますけれども、確認の意味でもう一度、環境防災課長の方にお伺いしたいと思います。

32ページの環境防災計画整備事業でございますけれども、私は本年度中にとにかく早急にこの計画というのは立てていただきたいという思いでありましたけれども、何で2年計画になったかということ、申しわけありません、ちょっと聞き漏れていたかもしれませんが、もう一度教えていただきたいということと、整備事業の中にハザードマップの作成という明記があらわれるかどうか。その中に、地震による津波のハザードマップとはまた別に、栗山川の洪水のハザードマップ、この明記ということがされるのかどうか。

また、避難所ともなる公共施設に対する安全対策として、建物の耐震性確保の明記というのがあらわれるかどうか。

また、東陽病院の位置づけといたしましうか、震災対策という、こういった明記とまた東陽病院の病院拠点の位置づけというのが入るかどうかというのをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） まず、地域防災計画がなぜ2年計画になったのかということでもあります。今、議員は次の質問でもおっしゃっていましたように、津波の関係であります。これは県が今調査をし終わっておりますけれども、まだ我々のところに成果品として上がってきていないし、それがいつころになるかということもまだわかっておりません。そういうことで、次の質問のお答えにもなりますけれども、津波の関係も当然ハザードマップに入れていかなければならないものと思っております。そういうことは、先ほど齊藤議員の一般質問でもお答えしたとおりであります。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

また、避難所の問題、病院の位置づけの問題、これらにつきましても今までのマップの中にも病院の位置づけということはきちんとうたってきておりますものですから、今後とも、ましてや町立病院になったことでもありますので、やはり病院に依存した形の中での防災計画も立てていきたいなと思っております。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第6号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

平山治布君。

19番（平山治布君） 先ほどの質問と全く同じで、繰入金についてでございます。17年度決算で約2億7,000万円の実質収支額、いわゆる繰越金が生じておりますが、18年度当初予算で計上しておられる財政調整基金から繰入金1億500万円、その他の一般会計繰入金として5,000万円を予算どおり繰り入れられるのでしょうか。先ほどの企画財政課長の答えでは、できるだけ基金は温存し、また増額を図っていきたいというようなお答えもいただきましたけれども、国保会計だとどのようなお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 国保会計の基金の繰り入れの件でございますけれども、まず第1点目の財政調整基金の繰入金の1億500万円、これは当初予算には確かに計上してございます。これにつきましては、予算計上の中でやはりこれだけの基金がないと、これだけ医療給付費が去年のベースで言いますと対前年比1億6,000万円ほど伸びておりますので、ちょっと厳しいということで基金の取り崩しを見たところでございます。それとは別に、繰越金が2億6,000万円強ということで、今回、繰越金をさらに繰り入れまして約1億1,800万円にし

たところでございますけれども、これによりまして約1億5,000万円ほどはやはり財源として残ってございます。そういった関係で、なるべくこの1億500万円の財政調整基金は取り崩さずにこの繰越金で対応していきたいということでございます。

また、5,000万円の件に関しましては合併の中で法定外繰り入れを平成18年、19年の2カ年に限りまして入れていこうということでございますので、この5,000万円につきましては繰り入れをするつもりでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 平山治布君。

19番（平山治布君） 国保会計が異常な伸びというような前年度のこともございますけれども、大変ご苦労もされると思いますが、今後ともよろしく会計の方もお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島透君） 簡単に2点ほど。今度、医療費が無料化になり、それから高齢化が進む中で総医療費がどんどん上がってくるということが懸念される中の1つの補正だと認識しておりますし、今後、国保会計がやはり医療の全体を支えるために7割負担分ということで、それを支えるためには非常に大事になってくると思います。

その7割負担分がふえるについて、1点目は、今、平山議員からありました基金のことについてであります。この基金を全部最後まで使っていっちゃってゼロにすることは国保会計の性質上できないと思いますので、1つはその基金の適正な持ち方ですか、もし基金は最低このくらいは確保していなければだめなんだよと、そういうもしあれがありましたら、その持ち方について教えていただきたいと思いますが、国保会計の場合には医療部門と、それから他の老人会計に拠出している部分と、そういう部分を持っている会計であります。

それで、この中にも5ページの歳出の中で老人保健拠出金と、そういうふうにあります。老人保健を支えている1つの会計が国保の会計であると認識しておりますが、その中で診療報酬支払基金を国に納めていると思いますが、その納める基準があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 第1点目の基金の適正な保有額は幾らかと、そういうご質問でございますけれども、ちょっと手元に資料がございませんけれども、私、昨年4月から国保を

担当しております、旧横芝町のベースで申しますと約3億円ほどが必要だというふうに認識して、これは県の方でそういうシミュレーションをつくっております、そういう認識を示しております。そういうベースから申し上げますと、光町のベースですと横芝の約8割分に解釈いたしますと、その3億円の1.8倍ですか、5億弱。当然、今、国保財政が非常に厳しいわけですので、こういった基金を持っている自治体はほとんどございません。そういうことで、本来であればそのくらいの基金があれば一番いいんですけども、やはり今、約1億5,000万強しかないということで、この基金については取り崩さずに保険者として運営していきたいということでご理解を賜りたいと思います。

それからもう1つは、老人保健への支払基金への拠出金でございますが、これは当然、老人保健に関しましては、これは国保会計でございますけれども、支払基金、国・県・町、拠出金ですべて賄うということで、たしか10月からは支払基金が2分の1、残りの2分の1の国がたしか18年10月からは支払基金交付金が12分の6、それから公費であります国・県・町が12分の6でございます。その12分の6のうちの12分の4を国が持つわけでございます。残りの12分の1ずつを県と町が持つというようなことで、川島議員おっしゃるように、この老人の拠出金に関しましてはこのような形の中で運営をしているということでご理解を賜ればありがたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけちょっと伺っておきたいんですが、説明はしていただいたと思うんですけども、新しい事業ということで共同事業交付金というのが新設されました、1億6,300万円。それで、歳出の方では1億5,800万円、大体同じくらいの金額が拠出されるんですけども、この事業の内容と拠出先も含めてどういうことだったか、もう一度伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） この新しい保険財政共同安定化事業の性質、これに関しましては保険財政共同安定化事業の対象医療費ということで、1月から12月分の一般被保険者の支出負担行為分の療養給付費に関する費用とかレセプトの1件当たりの交付基準額、これは30万円を超えるものとか、あるいは保険財政共同安定化事業交付金、交付基準額を超えるレセプトの8万円を超える部分とか、こういったものがこの対象医療費でございます、それから拠出金に関しましては保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の半額を前々年度及びその直

前の2カ年度の基準拠出対象額の合計額で案分し、残りの額を前々年度の一般保険者の数で案分して算出するというので、いろいろ少し項目は分かれていますけれども、こういった基準の中で拠出したしまして、それから先ほど小川議員が言われたように、歳入では受けまして、また歳出では拠出するというので国保連合会の方へこれは拠出するものでございます。

なお、若干ではございますけれども、歳出よりも歳入の方が上回っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は3時20分とします。

（午後 3時07分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第7号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第8号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第9号 平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第10号 平成17年度横芝町一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 1つだけ質問させていただきます。

66ページの一番上の花火大会のところなんですけれども、実は私、行って大変感動したんですけれども、町では600万円の補助金を出して6万人ということで、主催は観光協会ということで、初めて横芝光町という郡を超えてやったこの花火大会に非常に感動いたしまして、隣近所の合併したところではないような花火大会でありまして、来年はやらないとかというような話なんですけれども、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 皆様のご協力によりまして、大変すばらしい花火大会ができたかと思っております。いろいろご協力ありがとうございました。

それで、こういうご時世の中で600万円の補助金、そしてまた商工会ですとか総務委員会ですとか、いろいろ関係各諸団体に寄附のご協力をいただいて経費が約1,200万円、おおむねそれくらいのお金がかかるものの、花火大会について非常に賛否が大きく分かれるところでありまして、実は今、まちづくり総合計画のアンケートをちょっと無作為に4,000名に出すというところに、一応、その花火大会にも若干を触れさせてもらってございます。そして、私もなるべく多くの人に話は聞いている中で、今後のことも決めていきたいなと思います。それにつきましても、これは花火大会でございますのでやり方もいろいろあるだろうし、例えば毎年できなければ3年に1回という形もあるだろうし、その辺は今後、議会の皆様方とともにその辺の検証を含めてご討議いただいた中で決定していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） もしこれが町の予算がかからなくて、いっぱいやってくださいとただけるようなことがあれば、なるべくそういう声が出るのを私も期待しているんですけども。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今回のこの決算資料は非常に複雑になっていて、なかなか見にくい状況なんですよ。頭の中が今、混乱している状況なんですけれども、その中から17年度の決算資料の主な実績報告書というものに基づいてちょっと聞いておきたいんですが、1つには5ページに税の徴収実績というのがあります。ここで現年度課税分については96.9%という徴収率なんです、その滞納分については12.8%ということで、これが高いのか低いのかというのはちょっとわかりませんが、やっぱりこの滞納繰り越し分が4億円ほどあるということからすると、この財源も大変貴重な財源じゃないかというふうに思うんですよ。とりわけ、その中で固定資産税、2億9,000万円ほどあるんですけれども、徴収済額が3,300万円という11.6%の徴収率ということなんです、この辺について今後の徴収見込みをどういうふうに立てているのか伺っておきたいと思います。

それともう1点は、旧横芝分になるんですけれども、主な事業の状況の中で1つは6ページの成田空港騒音防止対策事業ということであります。その上から4番目に騒音障害防止対策事業補助金ということで、横芝地域の全地域を対象にその騒音状況に応じて補助金が交付されているんですけれども、やはりこの騒音障害に対する補助ということで、その積算が

騒音の状況に応じてされているんですけども、その騒音状況に応じて交付を受けてないという地域もあるわけです。そういうことで、きちっとその騒音状況に応じて配分していただければというふうに思うんです。特に今度、指定管理者制度のもとで地域の集会所の管理委託も受けているというようなこともあって、ぜひ騒音に応じた算定どおりの交付をしていただければというふうに思います。

それと、この3つの決算書を全部見ていかないとわからないということもあるんですけども、光町分については不納欠損の数字が入っているところ、横芝分には入っていないんですけども、これは横芝光町の5日分の決算書を見ないといけないのか、その辺がちょっとわからないんで、横芝にはなぜ入ってなくて光町には入れたのか、その辺のことも後でまた少しありますので、どこかで聞かせていただきたいと思っておりますけれども、その3つについてお願いします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 17年度の収入の関係でありますけれども、町税でありますけれども、町税の収納率はきのうちょっと町長の方からお話ございましたけれども、管内、近隣では収納率はトップであります。そして、国民健康保険についても今までは2位以下であったものが今回はトップということで、これはちょっとPRをさせていただきます。

そして、過年度分、滞納繰越分の収納率が町民税で12.8%、そして固定資産税が11.6%ということで、これはということでもありますけれども、やはり町としましては現年分中心に主体として収納しております。これを現年をもらわないで過年度分からもらうということになりますと、どうしても毎年過年度分が大きくなっていってしまうということから、そういう方向で合併の協議をしている時点から横芝と協議いたしまして、現年中心に回っていかうということで取り組んでおります。

町税の全体の滞納の17年度と16年度を比較いたしますと、町税全体では単年度で比較いたしますと17年度では7,500万円ほどの滞納金があるんですが、16年度は8,300万円でした。したがって、800万円ほど好転をしているという状況でありまして、収納率そのものは上がっているということでもあります。

固定資産税につきましても、16年度の旧横芝・光の滞納分と比較しますと約600万円ほど好転をしているという状況でありまして、積極的に収納率の向上に努めているというところでもあります。

固定資産税の収納についてご質問があったわけですが、固定資産税の滞納者の

65.4%が町外でありまして、当時、分譲住宅ということで多分宅地を買った方々と思うんですけれども、非常に町外の方の未納が多いということでありまして。その物件でありますけれども、大体40坪から50坪くらいの宅地を有しておりまして、これが固定資産税の課税が現況課税になった時点から課税対象者がふえて、未納がふえているという状況であります。

それから、不納欠損の数値でありますけれども、たまたま旧光町分の決算書からすると不納欠損が140万8,800円となっておりますけれども、これについては12月に法的に取ることが不可能だという判断のもとに処分したものが不納欠損ということで載っております、これは3月26日までの光町の決算書でありますから、12月に処分をしたものの、不納欠損額が載っております。

そして、横芝につきましては、横芝光町歳入歳出決算書の欄をごらんいただきますと、19ページに載っておりますが、これは旧横芝と旧光町の3月27日以降の不納欠損した金額でありまして6,533万8,987円ということでありまして、これは旧横芝、旧光町合わせての不納欠損額ということになっております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 航空機騒音障害防止対策事業補助金、町内45地区の関係でございますけれども、これにつきましては航空機騒音、音のうるささに応じて町内の地区それぞれ1世帯当たり3,000円から7万3,000円ということで20段階に分けておりまして、それで世帯数掛ける世帯単価、こういう形で一応助成をしているものでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今、税務課長の方からいろいろ話がありましたけれども、特に固定資産税の未収の対象物件がみんな町外だということでありまして、この町外の65.4%に対する手だてといたしますか、このままだとやっぱり町内の善良な納税者との均衡もとれなくなると思うんですよね。そこら辺の対策をきちっとしていかないと、やっぱり財源としてはかなり大きな財源があるわけですから、どのようなことを考えているのか聞かせていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 町内と違いまして、町外については同じ町外でも山武市の場合だとか千葉市、都内または北海道とか沖縄の方にも滞納者がおります。横芝光町の周辺につい

では、職員が臨戸徴収をすることは当然可能ですので、夜間または休日の滞納整理に取り組んでおります。

ただ、そのほかの遠隔地については、当然、法に基づく督促状または催告書の交付による督促、これが通常行っているものでありまして、あとはそのほかに電話による督促ですか。それから、今、実際、ことしになって取り組んでいるのが預貯金の調査。これは、金融機関等の預貯金調査をしまして、そこでまた出てこないということになると勤め先を特定いたしまして、その勤め先の給与を確認すると。そして、それを押さえていくというような方法であります。

遠隔地については、やはり費用対効果の関係がありまして、旧光町では四、五年前まで都内を2人1班で3班くらい出しまして、都内の大口の滞納者の会社、法人の滞納整理に歩いたんですが、せいぜい歩いたとしても3件から5件だと、交通費はかかると。要は、費用対効果からすると、税の収納が一銭も上がらないで返ってくるというようなことがございます。これといった決め手はないんですけれども、ただその滞納者を特定して繰り返し督促をしていくという手だてを今後とも続けていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） やはり今言われるように、北海道の方まで行くわけにもいかないし、そういう点では本当に痛しかゆしだというふうに思います。しかし、何かの方法でこれをしていかないと、年を越すごとにどんどん膨れ上がっていくと思うんですよね。今、交付税の算定なんかはこの徴収率とのかかわりがあると言われますし、そういう点ではどんどん累積していくということはほかの財源にも響いてくると思いますので、その対策が非常に苦慮されていることも十分わかりますけれども、何かいい方法があればなという思いもします。

そういうことで、町民税の町内の届くところということになれば、やっぱり取りやすいというか徴収しやすいということで徴収率も上がっておりますし、その辺で余り過激にならないようなことも含めて対応が必要だというふうに思います。

それと、もう1点は騒音対策の問題ですけれども、そういう形で算定されて交付されているのはわかるんですけれども、やっぱり実情に合っていないところもあるので、きちっと検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第11号 平成17年度横芝町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第12号 平成17年度横芝町老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第13号 平成17年度横芝町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第15、議案第14号 平成17年度横芝町介護保険特別会計決算の認

定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

あす9月15日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時45分）

平成 1 8 年 9 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 1 8 年 9 月 1 5 日 (金 曜 日) 午 前 9 時 開 議

- 日程第 1 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度 光 町 一 般 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 2 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度 光 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 3 議案第 1 7 号 平成 1 7 年度 光 町 老 人 保 健 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 4 議案第 1 8 号 平成 1 7 年度 光 町 介 護 保 険 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 5 議案第 1 9 号 平成 1 7 年度 光 町 営 東 陽 食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 6 議案第 2 0 号 平成 1 7 年度 東 陽 病 院 組 合 病 院 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 7 議案第 2 1 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 一 般 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 8 議案第 2 2 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 9 議案第 2 3 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 老 人 保 健 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 1 0 議案第 2 4 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 介 護 保 険 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 1 1 議案第 2 5 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 1 2 議案第 2 6 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 営 東 陽 食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 平成 1 7 年度 横 芝 光 町 病 院 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日程第 1 4 議 員 派 遣 の 件
- 日程第 1 5 特 別 委 員 会 設 置 の 件
- 日程第 1 6 陳 情 ・ 請 願 の 件

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 ~ 日程第 1 6 まで 同 じ

追 加 日 程 発 議 第 1 号 W T O 農 業 交 渉 に 関 す る 意 見 書 に つ い て

発 議 第 2 号 「 農 地 ・ 水 ・ 環 境 保 全 向 上 対 策 」 に 関 す る 意 見 書 に つ い て

出席議員（31名）

1番	齊藤隆君	2番	椎名文雄君
3番	木島昇君	5番	越川一雄君
6番	五木田平和君	7番	早川光彦君
8番	川島仁君	9番	杉森汎君
10番	・梅喜作君	11番	永・貞・君
12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囃樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	29番	越川輝男君
30番	鈴木俊君	31番	越川洋一君
32番	・屋英夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
環境防災課長	鈴木孝一君	税務課長	椎名茂道君
住民課長	瀬理和夫君	産業振興課長	高埜広和君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	高蝶文徳君
健康管理課長	並木俊郎君	横芝行政センター所長	伊藤賢二君
食肉センター長	竹内康男君	東陽病院事務局長	田鍋悦央君

出納室長 海保清一郎君
教育課長 山本照男君
農業委員会事務局長 大木一男君

教育長 海保教之君
社会文化課長 布施勇君
代表監査委員 大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局長 越川岳
書記 須合京子

書記 實川裕宣

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第15号 平成17年度光町一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） おはようございます。

まず最初に、町長にお願いをいたしたいというふうに思います。

きのう、数日前の政務報告、あるいは議員の質問に対する答弁の中でも、各般にわたって議会の理解とご協力をお願いしているわけであります。そういう点で、この決算議会においても、本来、もっと子細な資料を提出して、議員が理解を深められるように、そういう当局の配慮が必要だという点であります。

横芝は決算議会をやっていたというし、光町の場合には決算議会は軽視されてきたということで、今回もそれは踏襲されているというふうに思いますし、議会もその点についての権能を発揮して、主張するというのをしなかったと。

新しい町は双方対等の立場で、今後、審議を深めて、新しいまちづくりを進めていく必要があると思います。ここを改革しないと前へ進めない。町と議会は車の両輪と言われますけれども、両輪で進むには、片一方の輪っかが小さくては、その場でぐるぐる回りで前に出ない、前に進めないということであります。

私は、議運の委員もした経験があるわけですが、議運の案というのは事務局から提案されるわけです。

今回、きょうこれから空港の式典があるということで、それはもう最初からわかっていたことで、そのことを含めて決算審議の時間が非常に短いというふうに思います。ですから、こういうことも含めて、ゆったりとした日程をとるべきであったというふうに思うんです。

その上に、今回はもう二度とないであろうという複雑な決算になっております。

ですから、住民との懇談も非常に大事ですけれども、まず議会に情報を公開して、余裕のある論議というのを保障されたいと、そういう意味で、町長の指導力をお願いしたいと。まず最初をお願いをしておきます。

それでは、1年間の施策の成果と欠点、反省、行った事業、その事業の内容が前進したのか充実したのか、その中で住民の利益、サービスが守られたのか、声がどこまで届いたのか、事業目的に沿ってどこまで到達したのか、次年度の課題はどういうふうなことであったのかと、そういうような視点で決算を審議していくのが大事だというふうに考えておりますので、そのことを踏まえて質問を行いたいと思います。

最初に、町税の税金問題であります。定率減税の半減・廃止に踏み出したわけですが、所得税が2006年1月の源泉徴収分から、住民税が2006年6月から定率減税が半分になるわけですね。この定率減税の縮減は、低所得者に増税率が大きくて非常に重い負担になるというふうに思います。とりわけこの間、国民に対する負担増というのは、あるいは給付減というのは、ずっと重なって続いていたわけです。

例えば、厚生年金、共済年金の保険料の引き上げが2005年9月から、国民年金保険料の引き上げが2005年4月から、雇用保険料の引き上げが2005年4月から、生活保護費の老齢加算の廃止、公的年金等控除の縮小、所得税、2005年1月から、老年者控除の廃止、これも所得税、2005年1月から、住民税均等割の妻の非課税措置の廃止、消費税の免税店の引き上げ、個人事業者は2005年1月から、所得税の配偶者特別控除の廃止、2005年1月から、住民税の配偶者特別控除の廃止、2005年6月、昨年行われたわけですが、こういう打ち続く増税負担、給付減負担増の中で、この配偶者特別控除の廃止の影響額というのは、どういうふうになるのか尋ねたい。

それから、打ち続く庶民増税の中で、平成16年は収入未済が1億5,600万円、不納欠損が3億3,150万円となっております。さらに、17年度はこれを上回っているのではないかなというふうに思いますけれども。この、両町で出された決算書ではわからないわけですが、この件について、お答えを願いたいと思います。

それから、不納欠損、収入未済をなくすための努力はされておりますけれども、徴収の努力ということの中で、納税者の納税実態に合わせて徴収猶予だとか申請減免など、こういったことの努力をされたというのは、何件くらいそういう指導をされた内容があるのか尋ねたいということです。

次に、地方交付税でありますけれども、三位一体改革のもとで歳入の大宗をなす交付税の確保は大変重要でありまして、平成12年度20億4,000万から、臨時財政特例債を含めても、毎年のように地方交付税は減り続けてきております。平成16年度は、交付税は13億7,000万、臨時財政対策債は2億5,600万であったわけなんです。平成17年度はどのくらい確保できたか。合併してふさわしい額が確保できたのかということでもあります。

それから、臨時財政対策債の発行可能額、これは確保できたのか。それだけ可能額まで求めたのか尋ねます。

それから、交付税にかかわる段階補正の縮小の問題ですけれども、合併して10年間は交付税を減らさないという算定外の制度があるわけですが、しかし、現に交付税は減らされていると。交付税の特別会計が苦しくなれば、こういう交付税を減らさないという約束は当然守られないのではないかなというふうに思いますけれども、そこをどのように見て財政運営をしているのか尋ねたいというふうに思います。

それから、三位一体改革のもとで、補助金、負担金、税源移譲として影響のあった項目、これはどういうことの中身になるのか尋ねます。

一応ここで、ひとまず区切ってお答え願います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 税制改革が多岐にわたって、今ご質問あったわけですが、これは高齢化社会へ向けての地ならしということで、来年19年度から大きな税源移譲ということで、国から地方へ税源配分するという一環が、平成16年ごろから、今、越川議員言われたような各種控除の引き下げだとか縮小になってきているものと思っております。

そのうち配偶者控除、特別控除の影響ということでありますけれども、横芝光町として、平成18年課税で約2,200人程度が影響を受けておりまして、新たな均等割の課税の対象になっております。

それから、収入未済と不納欠損の関係でありますけれども、きのうも、これについてはほかの議員さんからのご質問でお答えをしておりますけれども、まず不納欠損でありますけれども、町税でまいりますと6,674万7,787円ということでもあります。これは前年度の旧横芝、光町の合計額8,938万5,455円と比較しますと、不納欠損は2,263万7,668円の減ということで2,200万円強好転しております。これについては不納欠損は少なかったと。きのう申し上げましたけれども、現年課税分を優先してとっているということと、収納努力をした結果、収納につながって、時効を迎えないで成果を上げているということとご理解いただきたいと思います。

います。

それから、収入未済の関係ですけれども、収入未済につきましても、17年度で町税 3 億 6,330万1,961円ということになっております。この収入未済については、当然、現年17年課税分と、それからそれ以前の過年分の合計でありますので3億6,330万円ということで、非常に金額が大きくなっております。ただ、16年の旧横芝、光町の合計額 4 億657万601円と比較しますと、4,326万8,640円好転しております。4,300万強収入未済額が減ってきているという状況になっております。

それから、減免の関係でありますけれども、17年度の減免については、旧横芝町で 5 件、旧光で 6 件、国保が、横芝で 5 件、光で 1 件、軽自動車については横芝で23件、光で15件ということで、合わせまして55件が減免の対象になっております。これの内容については、貧困、それから身障者、生活保護等が主な理由になっております。

徴収努力をどういうふうに行っているのかということでもありますけれども、これにつきましても、きのうご説明申し上げましたけれども、法に準じて当然、督促状、催告書の交付はしているわけですけれども、催告書については従来よりも厳しい内容で、早い時期に未納者の方に発送しているということでもあります。何よりも未納者との接触が一番でありまして、頻繁にというか、数多く納税者と納付してくれるように接触しております。

ただ、悪質、高額な滞納者については、特に納税意欲がない、資産、担税力がありながら納税意欲がないというようなことでもあります。したがって、今年度はこれも町長と協議しまして、今後こういうふうにいこうということになっておりますけれども、預貯金、資産等十分調査しまして、強力な滞納処分に移行していきたいと。当然、90数%の方がきちんと税を納めていただいているわけです。したがって、これとの公平、不公平感をなくすということで、収納に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） それでは私の方から、越川議員さんのご質問は大綱 4 点かと思われま。

まず 1 点目でございますけれども、17年度の交付税の交付額が、対16年度どうであったかということ。

また 2 点目は、ふさわしい交付税確保ができたのか、また臨財債もこれに伴って確保ができたのか、それから段階補正がどのように、段階補正計数、この辺が交付税の中でどのよう

に動いているのか、また三位一体の中で、補助金、負担金、この影響のあったものはどれか、大綱そのようなことだと思います。

まず1点目でございますけれども、地方交付税でございますけれども、平成17年度の地方交付税は、これは光町の決算書の19ページでございますけれども、交付額が14億3,169万1,000円ということでございます。これは対16年度、金額にいたしますと5,981万5,000円ということで、4.4%増であったということでございます。

また、普通交付税につきましては12億89万3,000円ということで、これも対前年度で2.2%、2,633万9,000円の増でございます。また、特別交付税につきましては1億7,098万3,000円ということで19.6%、3,347万6,000円の増でございます。両方合わせて4.4%の増であったということでございます。

続きまして、臨財債でございますけれども、これは37ページになります。

37ページの下から2段目、臨時財政対策債ということで1億9,970万円、これが交付税の財源不足分を補てんしているということで、これは適正に入ってきているのかなというように考えております。

続きまして、段階補正がどのようにということでございますけれども、議員ご承知のように、段階補正というのは、人口10万人を1とした場合に規模の小さい4,000人規模等々の町村、こういうところが余りにも財政力が弱いという中で、一定の割り増し率、これをいたしまして、それで、おおむね定数が2が一番高いところではないかと思っておりますけれども、これが人口の小さいところほど急激なカーブで割り増し率を落としているわけでございますけれども、段階補正は今後、合併で、18年度の交付税で見てもらうとわかるかと思っておりますけれども、やはり人口規模が小さいほど影響力が大きいということで、今回、ただいま17年度の交付税がどういう形で割り増し率が落ちたのかということまで、細かい段階補正計数は、基準財政需要額のいろいろな計数のところで使われておりまして、細かいところの数字を積み上げては、ちょっとここで資料ありませんけれども、一定の影響を受けているなというように感じております。

それから、三位一体の中での補助金、負担金の影響がどのようにあったのかということで、三位一体の改革は、平成16年度、公立保育所の児童手当、あるいは義務教育費国庫負担金、この削減ということで、国は4,249億ほど削減という形でやっております。

そういう中で、地方への影響ということで、これらを17年度あたりまでずっと引きずってといたしますか、17年度に地方へ交付しているという状況でございます、旧光町においても、

当然その影響は大きいものと思いますが、ただ、今ここで具体的な数字は持っておりませんが、後ほど調べてお答えしたいと思いますが、そういうことで、ひとつよろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ご答弁いただきましたけれども、現下の不況、リストラ、それから貧困の広がりの中で、納税者の環境というのは、もう大変な事態になってきておりますけれども、不納欠損、収入未済が起きている所得階層別、どの階層から発生しているのか、職業別ではどういうふうに見られるのか、あるいは固定資産税、町民税の割合についてはどうなのか、その辺もお答え願いたい。

それから、段階補正の問題では人口10万人を基準にして給付されるわけですが、人口がふえるごとに少なくなってくるわけですね。ところが、それを算定外ということで、10年間は減らさないという合併に際しての約束があったわけですが、毎年のように交付税が減っているということになると思うんです。ですから、全国の自治体がこの交付税の引き下げに大変な反発をして、これでは仕事ができないというふうになっております。

そういう点で、当町の合併特例債事業については、交付税に依存している割合非常に大きいわけですが、これが当初の計画どおり執行できるかどうかと、そこをもう一度尋ねたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 不納欠損の関係でありますけれども、まず一番多い階層でありますけれども、これは町外の納税者でありまして、17年の不納欠損の人数でいきますと472人、額で2,350万円ほどであります。2番目に転出者でありまして、これが352人で、額で1,800万円ほど。3番目に所得が50万円未満の納税者でありまして、人数が211人で、額が1,260万円強ということになります。

この中身なんですけれども、やはり国税の滞納もありながらの、県税、そして町税という未納者です。自己破産をしたとか行方不明、本人が死亡してしまったためにそれを奥さんが、あと年金収入のみで納付が困難だとか。今、越川議員の方からもありましたけれども、倒産、リストラ、そういった方々が多いようです。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、特に顕著なのが、やはり確信的な滞納ということでありまして、それなりの所得がありながら納めてもらえないといった方もいますし、ま

た、それが申告では所得が出ているんですけども、実際、押さえるべき資産が全くなくなってしまったと。そうすると、それについては当然、処分していかなければならないというようなことです。

事例はたくさんあるんですけども、特に、今申し上げましたように、景気の低迷による件数がやはり一番多いと思います。特に、町外については居所不明ということで、納税通知書を発送しても返ってきてしまうのが非常に多うございます。そういうことで、こういうものについては不納欠損で処分をしていくという状況でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 越川議員さん、合併特例債は今後も継続されるのか、大丈夫なのかというご質問かと思いますが、現在、国の方は当然、合併した団体のやはり事業については、合併特例債で対応するということが明言されておりますので、現時点では、それぞれの事業については合併特例債、いわゆる95%の充当率のうち75%が後年度交付税算入されるということで、6割6分強が後年度交付税の中に措置されるというものでございますけれども、今時点においては、それぞれ新町建設計画に計上した事業につきまして、それぞれ合併特例債の対象となる、また合併特例債、そういう率で保証されるものというように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 年々厳しくなるこの交付税の確保という点について、今後、町長はどのような方向で努力しようとされておられるのか尋ねます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 交付税の確保、いろいろな事業を見直して、まず、この合併特例債につきましては、いろいろと私も検証させてもらった中で、本当に必要な部分の橋ですとか、中学校ですとか、その辺の部分が非常に大きいので、その辺の部分についての確保はまず大丈夫であろうというような目標の中で進んでいます。

今後、交付税をどういように持ってくるということについては、まず、しっかりとした計画の中で事業を組み立てていって、それをやはり意見にお示ししながら、また国との交付税確保に努めてまいりたいと思っております。

やはり、計画が大切なのかなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 同一議題で質問は、質疑は3回です。

31番（越川洋一君） 一たん区切ったわけで、今度、再質いきます。

決算に係る主要な施策の成果のこの報告書ですね、これに基づいて若干再質の面について回答いただきたいと思います。

まず、広報紙の発行事業ですけれども、この広報紙、毎月1回発行されているわけですが、内容への評価、反応というのは、町民からのものはどういうふうになっているのか。

それから、現在この広報紙の内容について、情報公開の制度にふさわしい水準に立っているのかというふうに思うんですけれども、いるとすれば、例えばどのような報道にそういう配慮がされているのか尋ねます。

それから合併問題ですが、町民の評価というのは、今の段階で合併してよかったという声は余り聞かなくて、何でだという考えがまだしこっているというふうに思います。庁舎や電算など施設設備は合併に対応したものがつくられたわけですけれども、問題は、その中で町民がいい町にしようという、この町民の意思を引き出すことだというふうに思うんです。これは合併の進め方の中で醸成されるというふうに思いますけれども、とりわけ郡をまたいで、期限を区切って急いでやった合併です。町民の総意と納得という点でのつくり方には問題があったというふうに思っているんですけれども、そこをどうするのか。一体性を目指して策するというふうにするなら、すべての面で住民の視点を貫くと、すべての分野で、これが私は重要ではないのかなというふうに思います。そこをお尋ねします。

それから、生活路線バス運行事業ですが、光町でも、住民の方々の要望もあって循環バスが始まったわけですが、今の利用の実態、これは当初の計画に比べてどうなのかと、何がネックで現在の運行状況が実現されているのかということをお尋ねします。

それから防犯灯の設置事業、防犯灯維持管理事業ですが、設置と管理はまだまだ大変たくさん町内にあると思います。光町で長年の願いも実って1本1,500円、電柱の、区の負担が町の負担に変わったということですが、横芝の方はどういうふうになっていますかね。やはり電気料の区負担というのは続いているのですか。そこをまず説明いただきたいと思います。

交通安全施設の整備事業で、カーブミラーがところによっては非常に角度がピンチョになったり、あるいは汚れたままの状況になっていますけれども、この管理というのは、担当課でどのような目の通し方をしているのかお尋ねします。

IT電算システム関連ですが、どこまで整備充実できたのかと、成果としてはどういう点

が挙げられるのか、住民サービスがどのように変わったのか。この電算の充実によって、職員の人件費が減らせるかのような話も当初あったわけですが、決して人員削減にはつなげていないというふうに思いますが、その点はいかがですか。

17ページの集会所の施設保全事業、私の篠原集落でも集会所の庭の舗装整備をやっていただきまして、大変助かったという声があります。あそこは特に選挙の投票所でもあるわけです。ですから非常によかったと。この点については、町内各集会施設等の庭の整備というのも今後必要になるかというふうに思いますが、その点はどのようにお考えになっているのか。

それから集会施設にかかわって、旧光町の母子の集会施設建設についての、非常に不穏な話が何度も入ってくるわけですが、この事業については町の補助事業でやられているということで、きちっと監査がやられていたのか、問題ないのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

選挙執行事業ですが、選挙の公営掲示板については、まだ我々ポスター張る方にとっては張りにくい場所、それから、集落でも場所を検討した方がいいのではないのかなと思われるところもあるんですけども、そういう点について見直しの必要はないのかどうかということをお尋ねします。

それから軽度生活援助事業、老人福祉施設入所措置事業、生きがい活動支援通所事業、これらは介護保険事業とは違う福祉事業だというふうに思いますが、内容についてご説明をお願いします。

生きがい公社の運営費補助金にかかわって、両町の生きがい公社が合併したというふうに思いますが、当初、光町では法人化の方向を目指していたわけですが、この点についてはどうなっているのか、今後の生きがい公社の活動計画というのはどういうふうになっているのか。

18ページですけれども、外出支援サービス事業、状況を説明してください。

それから学童保育事業ですけれども、これも、かつて光町においては何回も何回も要求して、やっと実現したということですが、やってみると意外に評価が高くて利用者が多いということですが、66名ですか、そういう利用されている方々の要望といいますか、声というのは、今後に向けてどのようにつかんでいるのかをお尋ねします。

それから保育所の運営費の補助基準、これについてお尋ねします。

19ページの乳幼児医療対策事業ですが、小学校6年生までの医療費の無料化を、佐藤町長、

思い切って決断して、これを制度として始めるわけですが、今、県下でも大変横芝光町に注目が集まっております。その一番は、佐藤町長の行ったこの乳幼児の無料化の制度であります。県がへっぴり腰な中で、小学校入学までではなくて、先駆けて6年生までやるということで、この制度を光町でやっているんだから我が町でもという声が各所で起こっています。大変素晴らしいことだというふうに思います。

それで、この助成制度について提案をいたしたいというふうに思います。県の乳幼児医療費助成制度に上乘せで6年生まで無料化するわけですが、財源は6,000万と。問題は走り出しだから仕方ないという見方もありますが、受領委任払い制度になっているということです。国保以外の被保険者も入っているということで、この間説明がされましたけれども、しかし、やはりこれは現物給付までいってすばらしい、よしと、これは助かったというふうに言われる、歓迎されることになるというふうに思うんです。現に隣の匝瑳市は、乳幼児医療、年齢は低いのですが現物給付でやっている。つまり、やればこれはできるわけです。経済的負担の軽減を図り、児童の保健の向上、子育て支援制度の充実に寄与する、少子化の社会状況の中で、この体制の充実につながるというふうに思います。いつ、病院通院になるかわからない、特に、乳幼児の場合、子供たちの場合、お母さん方に聞いてみても、お金の心配がなくて病院に駆け込める状態がつくれるというのはすばらしいと、いつ何時病気になるかわからない中で、負担の問題を考えなくていいという、心配しなくていいという、特に子育て世代というのは給料も安くて非常にかかりも多くて大変だと、ですから、この現物給付というところまで手を伸ばすというのが大事だというふうに思います。

そういったことで、この乳幼児医療の子供たちの医療費の無料化を通じて、子育て支援の充実に若者の定住、青年の引っ越してくる移住をふやすということにもつながると。若者に喜ばれるまちづくりができる。

保険給付の対象にならない診療は仕方ないとしても、近隣の関係すると思われる医療機関の協力を得れば、これができるわけですから、資格証を発行などしてできるわけですから、現物給付までいって、本当の子育て支援で喜ばれるというふうになると思うので、町長に、これは提案したいというふうに思います。ひとつ今のお考えでもお聞かせいただければと。

次に、19ページの不法投棄防止対策事業、事業目標に対して進捗率、これからの努力方向、これはどういうふうになっているのか尋ねます。

ひとまず、そこで区切って、議長。

議長（伊藤良一君） 1時間になっちゃうよ。

31番（越川洋一君） 時間もあるから。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 越川議員さんからご質問いただいた16ページでございますけれども、広報の発刊事業についてご質問いただきました。

これについては、広報の発行について町民の意見、評価はどうかということでございますけれども、これについては旧光町だけではなくて、横芝町でも、新町においても広報の発行はしております。これについては行政からの住民の皆様方への情報提供の重要な手段の1つということで、毎月発行されているものでございます。そういうことで、私どもも、住民の皆様方には十分にこれは評価していただいているというふうに感じているところでございます。

それと、選挙の公営の掲示場についてのご意見でございますけれども、場所によっては見づらい場所があったりだとかという、そういうご意見かと思っておりますけれども、これについては、選挙管理委員会におきまして場所の決定をしているところでございます。そういうことで、選挙管理委員会において十分場所等の選定をし、設置場所を決定しているところでございますので、適当な場所に掲示場が設置されているというふうに理解をしているところでございます。

そういう意見があるとすれば、またその辺は選管の方にもお伝えしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） まず1点目の循環バスの利用状況でございますけれども、6月の定例議会でもご説明申し上げましたが、いま一度ご説明させていただきます。

平成17年4月から18年3月までの利用実績でございますけれども、日吉・南条循環では5,738人で1便当たり3.93人、また、東陽・白浜循環では5,656人で1便当たり3.87人の方が利用されております。光地区の合計では1万1,394人で1便あたり7.80人ということでございます。

続きまして、電算システム関連ということで、情報化によって人件費が減るような効果がどうかと、人員削減がどうかということでございますけれども、今すべての業務が情報化という中で電算化され、住民サービスに努めているところでございます。この成果につきましては、今後、検証してみる必要はあるかなというふうに考えておりますが、いずれ

にいたしましても、いわゆるちょっと大きな話になりますけれども、2001年に森総理大臣が世界一のIT立国を目指すということでLGWANというローカル・ガバメント・ワールド・エリア・ネットワークという言い方をするんですが、要するに世界一のIT立国を目指すんだということで、そういう形で文書等をなるだけ紙、ペーパーレス化というような形の中で、いろいろ事務改善を進めているわけでございます。

そういう中で、いろいろと情報化という中で進めているわけございまして、繰り返しになります、そこで人員削減がということになりますと、今後、効果については検証してみたいというように考えております。

それから、3点目の集会所の関係でございますけれども、母子の関係でございますけれども、母子の集会施設の関係につきましては、地元から領収書をいただきまして、その中身を確認して対応したということで、きちとした形での事業実施はなされたものというように認識をいたしております。また今後の施設整備につきましては、補助金の交付要綱、これに基づきまして対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、越川議員の3点の質問にお答え申し上げます。

まず、防犯灯の区の補助金の関係でありますけれども、旧横芝町はどうなっていたのかということでありますけれども、これについては合併協議の中でもいろいろ協議してきた中で、旧横芝町については空港株式会社からの迷惑料、これに包含されているということでありまして、この1,500円というのは、現在は今、18年度についても旧光町の地区だけ1,500円ということで、旧横芝地域については迷惑料の中に包含されているということでご理解をいただきたいと思っております。

カーブミラーについて、どのような目の通し方をしているのかということでありますけれども、カーブミラーにつきましては、一応、設置の申請に当たりましては、行政総務員さんの申請を基本とするということになっております。行政総務員さんから申請をいただきまして、それで場所を確認し、適当だという判断をした中で設置しております。それが光町では17年度末で783基あります。

この目の通し方でありまして、当然、職員もパトロールをし、気がつけばそこを直すということと、あと交通安全協会の皆さんに大変なお骨折りをいただいております。安全協会の皆さんも、気がつけばその地域地域でカーブミラーをきれいにしたり、修理をしたり

していただいておりますので、そういう目の通し方、それと地元の区長さんがまた気がつけば我々の方に来ていただいて、そこへ職員が対応すると、そういうやり方をしております。

それと、不法投棄防止事業、目的に向かっての進捗率ということでありますけれども、環境美化協力推進員さんや不法投棄監視員さん等いろんな各種団体のお骨折りをいただきながら、当初の目的というか、今年度当初目標としたあれは達成できているのかなという、17年度については達成できたと判断しております。

これからの目標の問題でありますけれども、議会になると、たびたび椎名議員さんからご質問を受けるんですけれども、また椎名議員さんもおっしゃっているように、目標としては、ごみのない日本一きれいな町を目指して努力していきたいと思っております。

よろしくどうぞお願いします。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 福祉関係では何点かご質問がございましたけれども、軽度生活支援事業、これはホームヘルパーの派遣事業でございます、基本的には、社会福祉協議会の方に委託事業として行っておるものでございます。

それから、老人福祉施設の入所措置事業ですけれども、これは養護老人ホームへ入所された方への措置費ということでございます。

次に、生きがい活動支援通所事業、これはデイサービスということで、施設等にデイサービス等を利用された方への利用料の補助ということでございます。

それから、生きがい公社の運営費でございますけれども、旧横芝ではシルバー人材センターというような名前で活動をおったんですけれども、この生きがい公社の活動費に対する補助金ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、18ページの外出支援サービス事業利用者、延べ401名と。これは買い物だとか病院に行くのだとかいう場合に、交通手段のない方に対しまして、これも基本的には社会福祉協議会の方に委託して行っている事業でございます。

それから、保育所の運営費等補助金ですけれども、その下にずっと保育所関係、入所措置費だとか特別保育事業だとか出ておるわけですが、時間外の受け入れ保育をしているところなどに出るものだとか、あと通常の保育料に対しましては、保育所の日中の受け入れに対しては、67ページに当たりますか、保育所の入所措置事業ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、特別保育事業等につきましては、これは保育所の運営費等の補助金については、

今申しましたように、時間外の受け入れ等に対するものとしてご理解いただきたいと思いません。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 学校教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 学童保育事業につきましてお尋ねをいただきました。利用者の要望と、それに対する考え方ということでございます。

現在、横芝地区に2つの学童クラブがございまして、今現在でございまして66人、また光地区の4つの小学校を対象に、東陽小学校におきまして76人のお子さんが学童保育事業を利用されております。

そこで、保護者からの要望でございますが、やはり保育時間の延長、それから対象児童の拡大、こういったものが要望として出てきているところでございます。

昨日、川島富士子議員からの一般質問にもお答えをしたところでございますが、平成19年度以降、文科省と厚労省において、放課後教室という新規事業の導入が検討されております。これは、放課後一定の時刻までは小学生の全児童を対象とするものでございます。また、その後の時間帯につきましては、これまでの学童保育事業と同じ制度内容となっております。これらの事業実施とあわせて充実を図ってまいりたい、そのように思っております。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 医療費の無料化について、いろいろまたお話をいただきました中で、きのう、おとといですか、ちょっとあるところから聞いたんですけれども、東京都で小学校6年生までの医療費を都で全部やろうという動きが今あるというようなところを聞いています。

〔「中学までだよ」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 中学までか、そうだそうです。

そういうようなところは、やはり財政力のいいところでは、どんどんそういうふうに進んでいっている中で、例えば医療の問題、特に子供の医療と教育というものが全国一律でなく、はいかんではないかという私の基本的なコンセプトがございまして。そうした中で、今後それが国の施策として、とりあえず小学校6年生までの医療費が無料にできるように働きかけもしていきたいと思っておりますし、今後も努力していく中で、いきたいと思っております。

それとあと現物給付についての問題につきましては、今後とも、いろいろと研究を重ねてまいりまして、なかなかすぐ、はいというわけにはいかなかったのは、ちょっとあれかなと

は思いますものの、今後いろいろと研究を重ねた中で努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

31番(越川洋一君) ここまでの分の再質問する時間はありませんが、参考までに今後のまちづくりに非常に教訓的な新聞記事に出会いましたので、これをご紹介したいと。これは2005年5月15日の子育て支援、江戸川区の話ということです。こういうふうになっています。

子供の数がまた減った。こどもの日にちなんで総務省が発表した統計によると、15歳未満の子供は1,765万人、24年連続で減っていると。とりわけ深刻なのが大都市東京で、2003年の出生率は1.0を割り込んだ。ところが東京23区のうち、ただ一つ全国平均の1.29を上回る1.30の区がある。人口65万8,000人の江戸川区で、ここ毎年3万7,000人が引っ越してくると。大半が20代と30代だと。何が子育て世代を引きつけているのか。

まず、目立つのは幼稚園の保育料補助だと。子供を私立幼稚園へ通わせている家庭に、公立との差額月2万6,000円を援助する。全国でも最高の水準だと。小学校入学前の子供の医療費を無料にしたのは23区の中で一番早かったと。ほかにも月5,000円近くかかる学校給食費の3分の1を小・中学生全員に補助している。いずれも所得制限はない。

ということで立地の問題に触れながら、その後、しかし赤ん坊がいても働きたい女性には厳しい現実があると。乳児は家庭か、それに近い保育ママのもとで育つのが望ましい、区は保育所でのゼロ歳児の受け入れには消極的だと。ゼロ歳児の95%は家庭で保育されている。親の力をかりる家庭も多いのだろう。若い世代が多いと区の税収は少ないと、それを補っているのが住民の力だと。一輪車に乗っている子、夢中でボールを追いかけている子、小学生の多くは、放課後も夕暮れまで学校で過ごす。教室では将棋をしたり、勉強を見てもらったり、子供たちを見守っているのは近くに住むボランティアの大人たちだと。すすくスクールと呼ぶこの活動は、半数の小学校での試行を経て、今年度から区内の全小学校で始まった。学校の施設を使って子供たちと地域の大人が知り合いかわりを深める試みだと。実は、江戸川区は長い間、高齢者が元気で過ごすための施策に力を入れてきた。独自に開発したりリズム運動やカルチャー教室が盛んで、老人医療費も介護保険の要介護認定者も23区で最低レベル、その元気な高齢者たちをボランティアとして積極的に養成している。地位や経験を次の世代に役立ててもらうためだ。

少子化に歯どめをかける次世代育成支援対策法が4月から全面施行されたと、従業員301人以上の企業とともに、すべての自治体も子育てを応援する行動計画をつくらなければならない。江戸川区に秘策があるわけではない。住民同士ができるだけ助け合い、かわり合っ

て生きる、その仕組みを少しずつ整えているだけだと。

こうすることで、今後の私たちのまちづくりにも非常に教訓的な面があるというふうに思っています。

佐藤町長、この乳幼児医療の問題では検討してくれるということでありましたけれども、現物給付にしようとするためには、そう財源は要らないというふうに思うんです。ですから、ぜひ遅くないうちに実現されるようお願いをいたします。

質問を続けます。

議長（伊藤良一君） もうそろそろ時間だよ。

31番（越川洋一君） 2つ目の提案は、農業政策に関してなんです。

おとといの永・議員の一般質問に、産業課長からも、品目横断的安定対策の件が回答されましたけれども、私、町長に今回の決算議会では提案も3つしたいと思っているんですが、ここで2つ目の提案ということで、来年度から始まる品目横断的安定対策、これを鑄型にはめ込んだような形では進めないでほしいということです。

こういうことを求める根拠というのは、前の議会でも言いましたけれども農家の意向調査、アンケートをやった結果を踏まえてのことです。農家の意向というのは、何といても後継者が育たない、農業の先行きに展望が持てない苦しみの元凶は輸入優先の政策だということで、やはり食糧主権を守るべきだというふうな回答をしているわけです。

それから、規模の大小にかかわらずに、定年後就農などを含めて、続けたいという意思のある人が援助すべきだと、こういうことも求めているわけです。米価については、ことし1万円を切るとか1万3,000円台だという大変な米価なんです、米価についての要求は、最低でもその地域の労働者の最低賃金は保障してほしいということです。そうすると計算すると米価1万7,000円ないと、労働者の最低賃金を保障したのに匹敵する米価にならない。2万円米価で1日8,000円の賃金というふうになるわけですね、そういったことを求めているわけです。機械が買えない、売るものと買うもののアンバランスが大変だという、こういうことを言っているわけですね。

そういう中で政府はこの間、食管制度はもうとっくに外しましたし、価格についても流通についても責任を放棄して、そういう中で経営体の育成をしようとしているわけですね、こんな状況の中へ品目横断の対策を、つまり面積を一番の要件として土地利用型の作物、米、麦、大豆などを中心に、区別、差別のやり方を持ち込んでしまうと、集落の人間関係が壊れるのではないかという心配をするわけです。ですから集落営農などという制度も用意されて

おりますけれども、自主的な各集落における話し合い組織、集落で自由に話し合う場を設けると。知恵を出し合って進められるように、鋳型にはめ込むようなそういうやり方はしないという配慮をぜひお願いしたいということと、WTO体制、香港の会議後、行き詰まってどうにもならなくなっているわけですが、至るところで町長には農業立町を守っていく上で食糧主権を守ると。それから安心・安全、量も価格も流通も政府に責任を持たせると。それから地産地消、食育宣言を進めると、こういうような点で光町の農業のためには頑張っていたきたいという2つ目の提案をさせていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 会議規則第55条に基づき、時間ですので越川洋一議員の質疑を終了いたします。

〔31番議員「議案質疑も1時間かい」と発言〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩をいたします。再開は10時15分とします。

（午前10時02分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

議長（伊藤良一君） 質疑を続けます。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 2点ほどお尋ねします。

まず1点は、旧光町のときには、きれいなまちづくりのために運動するならどんどん防災無線を使ってくださいということで使わせていただきました。横芝光町になってそれが……

〔何事か言う人あり〕

2番（椎名文雄君） すみません、広報の部です、16ページです。広報発行、広報ひかり、あと広報防災……、そのときに実はヒマワリ労働のときにそんな声が出ました。横芝光町になったら放送できないのかなという話があったので、その辺もちょっと1つだけお伺いします。

それともう一点、教育費7億九千幾らかかっていますけれども、これはもう教育費に金がかかってとか、かかっていないとかという問題じゃなくて、教育に金をかけるのはいいんですけれども、今、教育長、新聞紙上で大変な、きのうもいろいろ言っていましたけれども、主役の子供たちが勘違いして、何かえらい学校になりつつあります。日本一の人づくりのま

ちにしようというこの横芝光町が、そんなことがあっては困りますので、ぜひ先生方に、何があってもいいことはいいし悪いことは悪い、その悪いことをした親がしかってきたら、しかってきか親の方が悪いんですから、その辺を自信を持って注意して、注意のできる横芝光町にしてほしいと思います。そのためにこの教育費、たくさんかけていると思いますので、どんどんやっていただきたいと思います。そうすればすばらしい町ができると思いますし、すばらしい子供ができると思います。

町長、まちづくりというのは、やっぱりみんなが持っているものを出すべきだと思うので、そのために知恵のあるものは知恵を出せですよね、もっといろんな人の意見を聞く、これはもういいことだと思います。若い者の声もいいことだと思います。それから金のある者は金を出せ、税金とか、これはもう当たり前のことなんですけれども、でも、あっても出さない人もいますから、ちゃんともらうべきものはもらって、余り金も出せなかったり知恵も出せなかったり、我々みたいな者は力とか汗とか、そういうのを出します。そのあるのに出さないのに口出す人がいますけれども、それは出してもらってから出してもらうようにする町にしましょう。そうすると本当のよい町ができてくると思いますので、要は教育長、そういう学校をお願いします。

その防災のことを1つお願いします。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 防災行政無線を使つての広報についてのご質問でございますけれども、椎名議員さんには、きれいなまちづくりということで日ごろご尽力をいただいておりますことを大変ありがたく思っているところでございます。この件に関しましては、住民に対しての広報の手段ということで、本来の目的は防災無線ということでございますけれども、それを使って広報させていただいております。そういうことで住民に対して必要な広報であれば、当然、広報していかなければいけないものというふうに思っております。そういうことで担当課の方を通していただいて、総務課の方にご要望いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第2、議案第16号 平成17年度光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 滞納の問題と資格証、短期証の問題についてを中心に質問します。

昨年6月段階で、この滞納世帯は全国で470万世帯、保険証取り上げ世帯が30万世帯というふうに言われています。これは加入世帯の18.9%だということですが、当町の場合にはどうなのかと。資格証、短期証のここ数年間の推移についても含めてお聞かせ願いたい。特に月収が25万とか30万世帯、いわゆる中間層という世帯が課題だというふうに言われておりますけれども、この点はどうなのでしょうということです。

この滞納世帯の激増した背景というのは、やはり貧困と社会的格差が広がる構造改革の推進の中にあると思います。生活苦が広がる中で低所得者が多く加入している医療保険制度があります。国の手厚い援助がなければ成り立たないわけですが、1984年の国保法の改正以来、国庫負担を減らしてきた、そして保険者の市町村に矛盾を押しつけてきた、これが一番の原因であります。その中で市町村国保は行き詰まって、保険料の値上げ、その上に不況が追い打ちをかけると。所得が減って滞納者がふえる、保険料は上がる、こういう悪循環に追い詰められていると思います。この国保の深刻な事態を招いたのは、何といたっても国、国庫負担の減額であります。だから求められるのは、これをもとに戻すということ、あるいは保険者にしても最大限の、例えば一般会計からの繰り入れを含めた引き下げの努力をするべきだというふうに思います。そのことが減免制度の拡充、滞納者の発生を防止することになるというふうに思うんです。

ところが、強制徴収を今指導されておまして、保険証取り上げという制裁、これが法律にまで明記されている中で、これでも社会保障制度かという実態になっていると思います。

資格証を発行し始めて、果たして収納率が上がったのかと。上がったとすれば、その分、もらった交付金というのは幾らくらいだったのかと。この事態は国保法の「社会保障及び国民保障の向上に寄与する」というこの条文にも反する事態で、国民の生存権保障にも反するというふうに受けとめております。質問した点の答弁をまず求めたいと思います。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、越川議員さんの資格証の件から、まずお答えをさせていただきます。

この資格証につきましては、去る6月の定例議会でも越川議員さんから一般質問でございまして、町長より国民健康保険法第9条第3項の規定により保険税の納期限から1年間が経過するまでの間に保険税を納付しない場合には、資格証により対応しているところということでお答えしておるところでございます。

ただし、この資格証の発行につきましては、税の納付状況だけを要件に交付しているわけでは決してございません。納付相談や臨戸訪問など行い、できるだけ被保険者に有利になるように配置しているにもかかわらず、残念ながら応じていただけないために、やむなく講じている措置でございます。

ここ数年の状況ということでございますが、手元にある資料で申しわけないですが、お願いしたいと存じます。この18年4月1日現在の資格証の発行でございますが、旧光地区が81件、横芝が61件、合計142件でございました。またこの9月1日現在でございますけれども、合計で207件となっております。資格証の件は以上でございます。

交付金がどうなっているかというご質問がございましたけれども、これは昨日来、私の方から申し上げておりますけれども、国の特別交付金、これは特特交付金と申しまして、市町村が税のアップや国保に対する取り組みに対しまして、国から交付されるわけでございますけれども、これが昨年は旧光町が3,100万、旧横芝町が1,300万、合計4,400万。それと同時に旧横芝町におきまして、平成15年から平成16年まで税が2.数ポイント、アップしております。これが千葉県下でナンバーワンのアップであったわけでございます。そういったわけで、国からの普通調整交付金の配分が、国の三位一体改革によりまして10分の1が県へ移譲されまして、これが今度は負担金じゃなくて交付金ということで交付されるわけでございますけれども、旧横芝町におきましては、この分が2,500万ほど獲得できました。これを合わせますと約7,000万ほど獲得できたわけございまして、きのう来、繰越金が大分多く出たわけでございますけれども、これらも大分これに入っているということでご理解を賜りたい

と思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 滞納の状況でありますけれども、所得がないから納めないとか、そういうことじゃありませんで、ここにワーストファイブというのをうちの方で調べてあるんですけれども、所得が400万以上700万あっても国保税を滞納しているという世帯がワーストファイブということでありまして、やはり一番、先ほども申し上げましたけれども、納税意識の欠如ということが、やはり主なものではないかというふうに思います。したがって、今、住民課長の方からも答弁がありましたけれども、資格証明はやはり1年間全く納めない滞納者に対して交付していると。短期保険証については1期でも2期でも、または分納でもしていただければ、短期保険証3カ月を交付しているということで、町からの再三の納税相談、問いかけにも全く応じない方については、どうしようもないわけでありまして、そういう方に対しての資格証明、短期保険証については、納税相談等に応じていただいて、1,000円でも2,000円でも分納を開始してくださった方には、短期保険証を交付しているというようなのが実態であります。

それから、滞納状況でありますけれども、これは旧横芝の過去の資料は、ちょっと私の方にありませんので、これは光の収納率の現年分の平成9年間からの結果なんですけれども、やはりその年の景気動向によって、例えば農家の収入がお米の価格がよかったとか、そういう景気の動向によって収納率に影響があるように思います。ただ、平均して言えますのは、国保税でいきますと、旧光の場合には95%から93%を前後しているというのが状況でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 特に25万から30万世帯層の負担が課題だという点については答弁がなかったわけですが、それをお願いします。

それから、今度2006年度からは公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止と定率減税の半減ということで、医療費あるいは介護経費の負担が雪だるま式に今度はふえていくわけですよ。これが2006年度の場合には、どのくらいの影響額になるというふうに算定しているのかということです。

それから今年度国保税、横芝光町の税を上げたわけですが、18年度、19年度は

5,000万ずつ、2カ年にわたって一般会計から繰り入れるということですが、その先は繰り入れの予定はないということで、また20年度には上がるというふうになるというふうにするんですが、その点はどのようなふうを考えていますか。

それから、滞納整理の中で、法定減免、申請減免の対象ということで指導されて解決をしたという例というのは幾らくらいあるというのか、尋ねたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） まず税制改正による影響でありますけれども、ことし年金課税が縮減されたことと、それから老年者控除の廃止等によっての影響であります。これは65歳以上の老人の方でありますけれども、人数で887人、額で国保税として563万9,000円の増額でありまして、1人当たり6,358円の増額になっております。

それから、平成19年までは5,000万円の一般会計からの繰り入れをいただいて、20年以降はということでありますけれども、これは先日も越川一雄議員の質問にもございましたけれども、医療費というのは生き物でありまして、合併協議の時点では、両町ともに現行のままでは、どうしてもこれは引き上げざるを得ないと。合併と同時に一般会計からの繰り入れをそれぞれ5,000万円ずついただくことによって、合併の効果で1つになることによって税率を引き下げることが可能であるということで、18、19の税率が改正されたわけであります。

20年といいますと、越川議員、国保運営委員会の委員にも属していたこととおわかりと思いますけれども、やはりその年の疾病の状況、インフルエンザがはやれば、もう一気にそこで医療費が上がってくるわけでありまして、その年の医療費の動向によって、当然、基金を繰り入れるとか、一般会計からの法定外の繰り入れをしなければならない、または最終的には税の引き上げという、この3つの中のどれかを選択していかざるを得ないわけでありまして、ここで20年度に大丈夫かと言われても、ここで間違いのないという回答をすることはできません。そういうことのないように健康づくりに一生懸命努力するということと、収納率の向上に努めると。そして先日も申しあげましたけれども、被保険者の方々にやはり医療費の増にならないように、医療費明細を交付して、これだけ今、医療費かかっています。多受診をおやめくださいと、そういった意識の高揚を図ると、レセプト点検をしていくと、そういうような地道な努力をしていかなければならないのではないかと思います。

したがって、繰り入れについての予定というのは、やはりその時点でなければ判断できないというふうに思っております。

それから、滞納整理の段階で減免等の指導、誘導しているのかということでもありますけれども

ども、これはしております。臨戸徴収に行きますと、当然、そのお宅の状況というのがわかります。その中で資産、担税力等を調査いたしまして、こういう方法もありますということで、特に生活保護の方については、当然減免になるわけですけれども、生活保護の水準に近い方、税を納めることによって、生活保護の基準に該当してしまうようなところ、世帯については、当然、減免の対象にするというような手法をとっております。

今年度中に、合併の当時の課題としまして、国保税の貧困による家庭の減免という規定が、今、税条例の中では非常に抽象的な表現になっておりますので、今、要綱をつくっている、整備しようということで取りかかっているところであります。今年度中につくりまして、先ほど申しあげましたように、生活保護基準に対してどの程度ということで、基準をつくればもっと低所得者、減免に入りやすいのかなというふうに思っています。その辺については、年内にはつくる予定で考えております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 住民の命と暮らし、健康を守るというのは、行政の第一義的な仕事でありまして、窓口で10割払わなければならないというふうな資格証の発行、これをせずつもいい方法はないのかと。このままでは滞納もどんどんふえ、資格証の発行もふえる、全国的にも社会問題化するし、当町も大変になってくるということが見えるわけですね。ですから、国庫負担をもとに戻せと繰り返しての要求、運動が、この打開のかぎではないかというふうに思うんですが、その点ではいかがですか。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 県を通じて、国の方にそういう要望は、当然、町長の方からも、今、町村会というんでしょうか、市町会等を通じて要望していただいておりますし、例年10月から11月にかけて、東京で全国国保団体の決起大会がありまして、そこでそういう要望を強く、全国の首長から訴えていただいておりますので、これは当然、そういう方向で今後もしていただくと、していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第17号 平成17年度光町老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第18号 平成17年度光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番(越川洋一君) 介護保険制度は2000年4月から始まって5年を経過したということでありまして、介護が必要と認定された人の割合はどのくらいだったのかと。保険料が高い、利用料1割ということで、その自己負担ができる範囲内でサービスの内容を決めざるを得ないというふうになっていると思います。ですから、当初言われた家族介護、老老介護からの開放という点が実現されていないというふうに認識するわけですが、介護度別の事業利用割合はどうなっておりますか。それから10月からの介護施設の居住費、食費、保険対象外、この影響額、これを尋ねます。

それから、ショートステイ滞在費、食費、デイサービス、デイケアの食費、対象外ですが、これも、この影響額ですね。

それから、保険料、利用料の減免、デイサービス、デイケアの食費の軽減という点については、どういうふうに考えているのかと、その点をお尋ねします。

議長(伊藤良一君) 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長(高蝶文徳君) 介護の認定者数でございますけれども、18年3月31日現在で、第1号被保険者、65歳以上の方で介護認定されている方が806名、第2号被保険者で33名、これは横芝光町、横芝町、光町、両町合わせた数字でございますけれども、合計839名ということでございます。平成16年度末は772名ですので8.7%ほど介護認定された方がふえているということでございます。

それから、この認定を受けた方がどの程度サービスを受けているかということでございますけれども、これにつきましては、一応認定は受けたけれども、まだサービスを受けていないという方も結構おるようでございます。確定した数字というのは、ちょっとつかんでいないんですけれども、認定者のうち施設サービス、施設の方に入っている方が839名のうち188名、この方については当然、施設サービスという形で受けておりますけれども、居宅で651名の方がおるんですけれども、この方がどのようなサービスを受けているというのは、現在、細かい数字を持っていませんので、また後ほど調べてお答えしたいと思います。

それと、食費が自己負担になって、その影響額ということでございますけれども、自己負担額については、ちょっとこちらで資料がございませんので、はっきりした数字が申しあげられなくて申しわけないんですけれども、自己負担になって、どの程度個人負担がふえたかとか、逆に16年度決算とか、そういうことから比べますと、介護保険の方の給付費が減っている部分がございますので、こういう部分が例えば部屋代だとか、それから食事代だとかに、ある程度結びついて減ってきているのではないかと推測されると思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 昨年度のこの介護保険で、保険料も高い、利用料も大変だという上に、さらに居住費、食費が上乘せになって、介護保険認定者の方々の負担というのは大変ふえたということになっていきますけれども、これはつかんでいないですかね、食費は大体1日に300円から780円、負担しておったということですよ。居住費についても、これはきちんとかんがえておかなければ、今、資料がなければ、後で出してください。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 現在、手持ちの資料では、例えば施設サービスの中で、16年度に比較しまして、金額で例えば特養ですと2,400万円くらい、それから介護老人保健施設ですと1,780万円くらい、前年に比較して額が減っております。基本的には、この減った額が部屋代だとか、それから食事代の個人負担になった分であろうというように考えられます。

〔31番議員「合わせて幾らだっけ、三千……」と発言〕

福祉課長（高蝶文徳君） 4,180万くらいですね。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第19号 平成17年度光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第20号 平成17年度東陽病院組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第21号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第21号 平成17年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） すみません、1点だけ。

97ページの体育施設費のところ、実は芝生広場にナイター設備をつくってくれというわけじゃなくて、ナイター設備があります。そのナイターが時期的にしか使えません。要望があれば、あれば夏は非常に、もうつけてあれば、いっぱい人が集まれるところでいいところであります。それが3カ月ですか、今、ぜひこれはつけてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。その点は可能ですよね。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 椎名議員のただいまの質問であります、夏季の3カ月程度、現在、ナイターを使用しております。現在もその間にご利用いただいておりますが、それ以外につきましては、あるものですから、必要に応じてそれは検討しなきゃいけないわけですが、その3カ月程度に限ったということも、夏場というところと、それから特に寒い時期には、そういったものはご遠慮いただいているというところで、というのは、やはりこれも対費用効果のことがあるんですが、非常に一月に1回でも使うと、もう基本料金でかなりぼんと上がっちゃうものですから、そういったところでご遠慮いただいているという、ちょっと苦肉のところもあるわけですが、できるだけ、ほかのナイター設備もサッカー場、芝生広場とは違いますが、そういったところでの利用もいろいろご相談させていただいて、それらが必要、妥当だということであれば、これはいつでも使えることですので、ご相談いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） じゃ、詳しいことは後で伺います。

議長（伊藤良一君） ほかに質疑ございますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第22号 平成17年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 先ほど越川洋一議員の質問の中で答えは大体出ているんですけども、1つは国民健康保険税の不納欠損の状況で資料をつくっていただいたんですけども、所得階層ゼロから200万未満のところの人の欠損額が大体全体の42%くらいを占めているということで、低所得者層にそういう影響が出ているというふうに思うんです。いつもですと未収部分、滞納になっている部分も所得階層別に資料をお願いしていただんですけども、今回できないということで、大体予測的にはこの階層に多いんじゃないかという思いはしているんです。

その中で、その後どうこうじゃなくて、先ほどの議論の中で、資格証明書の件数があつたんですが、142名おられるということで、先ほど税務課長がおっしゃっておった悪質といいますが、400万から700万以上の人でも滞納者がいると。この人は当然資格証明書だと思うんですが、この中でそういう人がどれくらいの比率を占めているのかということのを1つ伺いたいということと、短期保険証の人が207件というふうにご答弁いただいているんですが、短期保険証も1カ月の人もあれば3カ月、6カ月とかということもあるんですが、その分類、この207件の短期保険証がどういう分類になっているのかということのを、ひとつ教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 資格証明書と短期保険証の所得区分というのは、申しわけありませんけれども調査してございません。先ほども申しあげましたように、不納欠損のうちワーストファイブがどの程度の所得があるのかということで今回、初めて合併したことでつくったものでありまして、その辺の区分というのはつくってありませんので、ご意見でありますので、今後、可能であればつくっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） そういった区分でありますよね、たしか1カ月というのがあるかどうかわかりませんが、1カ月、3カ月、6カ月という形であると思いますので、大した内容ではないんですが、後でまた分類しておいていただければと思います。

それともう一つは、今、高額所得者に対する比率というのはどれくらいかというのも、それも恐らくわからないのかもしれませんが、こういう人に対する手だてとといいますか、対応をどういうふうに行っているか、いろいろな法的な措置もとられているとは思いますが、その対応について、ちょっと伺っておきます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 先ほども申し上げましたけれども、不納欠損の要因というのは、やはり、ちょっと繰り返しになって申しわけないんですけども、悪質というか、本当に収入が少なく生活費に追われて、教育費に追われて税まで回らないという方も中にはいらっしゃいますし、確信犯的に納めていただけないという、税に対しての理解をいただけないというところがあります。この2つに大きく分けられるんですけども、やはりそれはもう法的に、最終手段は滞納処分ということなんですけれども、滞納処分はとりたくはないわけです。ただ、とっていかないと、まじめにきちんと納めていただいている方との負担の公平を考えれば、やらざるを得ないということです。

したがって、これも何度もお答えしていますが、担税力をきちんと調査して、納めるだけのその方が能力があれば、滞納処分に踏み切っていかなければならないと。やはり私たちは負担の公平というのを一番に考えていかないと、中には年金の中から1,000円、2,000円、まじめに納めていただいているおじいちゃん、おばあちゃんもいるんですね、そういう方と、もう所得がありながら、はっきり最初から納めないという、そういう方を一緒にするわけにはまいりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） 先ほどの資格証の件ですけれども、私の先ほどの越川議員さんからの質問の中で答えた数を再度確認の意味で、ここでご報告をさせていただきます。

資格証の発行につきましては、4月1日現在が142件ございまして、9月1日現在が207件、先ほど小川議員さん、短期が207件と申されましたけれども、9月1日現在の資格証の数でございます。なお、参考に9月1日現在の短期保険証の数でございますけれども384件でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は2時といたします。

（午前 11時 00分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 00分）

議案第23号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第23号 平成17年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第24号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第24号 平成17年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけ伺いたいと思います。

先ほど越川洋一議員が質疑の中で言われていた点なんですが、これは質問じゃなくて施設サービス、私も伺おうとしていたところなんですが、利用者数、延べ人数で54人、利用実数で5人増加しているのに、前年度対比で3,889万2,000円ほど減額になっている、その理由を聞こうとしたんですが、私はホテルコスト、食糧費の自己負担分ではないかなという思いはしていたんですけども、課長の答弁でそうだとということで、それを納得したといいますが、小泉改革の高齢者いじめというのが、こういう形でこの188名のサービス利用者に3,800万円の負担がどしどしのかかってきたんだということが明らかになったと思うんです。

そういう中で質問の件は、この間、ずっと議論されております高齢者の税負担というのが大きな問題になって、町としても合併したからじゃないんだよという説明をしなければならぬような状況も出てきていると思うんです。そういう中で、できるだけ税負担を軽くする

ということから、この介護保険の認定をされている方々の税控除というのがあるんですね、本来それはどこに当てはまるかということ、障害者控除に当てはまるということで、介護認定を受けている方はその対象だということで、本来なら障害者手帳やなんかが必要なんでしょうけれども、この介護に関してはその必要がないということで、申請すれば、その控除が受けられるということになっております。そういうことで、この間そういう申請者があったかどうかということが1つ。

また、町としてはそういった指導はするのかもしれないのか、またその認識について、ちょっと伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 小川議員さんのご質問、これは介護保険料の減免ということとでよろしいでしょうか。

〔28番議員「税」と発言〕

福祉課長（高蝶文徳君） 税の方……

〔28番議員「税の控除対象になるんですか、そういう申請があったかどうかという……」と発言〕

福祉課長（高蝶文徳君） じゃ、とりあえず介護保険料に関しても減免規定はございます。ただし介護保険料につきましては、震災だとか風水害、それから火災などによって害をこうむった場合、そういう場合、それから主たる生計維持者が死亡した場合、または心身に重大な障害を受けた場合とか、そういうケースの場合は一応介護保険料にも減免規定はありますけれども、介護保険の内容自体が一種の障害認定ではないんですけれども、同じような認定を受けるというようなことで、急激に起きた障害についてのみ減免の対象としていると。介護保険自体は老化に伴う障害の認定ですので、急激に起きたものに対しての障害については、一応減免規定はございます。それから、そういう減免規定があるかないかということは、一応介護保険料の通知をするときに、一緒にパンフレット等を入れてありまして、その中に減免規定がありますよということを広報してございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今、福祉課長さんの方からは介護保険料の方の関係で答弁していただいたんですけども、私が今聞いたのは、住民税の方の関係で、そういった障害者の認定というか、カウントできるということで障害者控除が適用になるということで、これはあ

くまでも本人からの申請がなければだめなんでしょうけれども、もし、この間にそういう知識がある方が申請した経緯があるかどうかということと、確認のために税務課の方として、このことが理解されているかどうかという失礼な話かもしれませんが、教えてください。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 今年度の住民税の課税の中で、障害者として非課税対象になっている人が415名おりますけれども、これが今、議員おっしゃられた介護認定云々ということの何に該当するかということではつかんでおりません。全体の障害者としての非課税であるというところしかつかんでおりません。

また、課税状況の中でも、それ以外のところは必要としておりませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第25号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第25号 平成17年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

12番（川島富士子君） 集落排水事業ということでありましてけれども、非常に勉強不足のところ質問するのは申しわけない思いでありますけれども、勉強のために1つお聞きしたいと思っております。

本来、集落排水事業、非常に多額のお金がかかるという事業でありますし、近隣市町村で

も接続率に関して非常に苦慮しているところだと思います。そこで、国の方の事業で合併浄化槽市町村設置型という事業があるということをご最近伺いました。この事業は国の事業であり、町も個人負担も従来の集落排水の10分の1程度で設置できる、自分の敷地内に集落排水の小型版というか、合併浄化槽を設置する事業というふうに伺ったわけなんですけれども、こういった10分の1の費用で設置できるのであれば、前向きに調査・研究して、今後、取り組んではいかがかと思っておりますけれども、その辺1つだけお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 市町村設置型ということで、県内に2件ほどですか、例があるということで聞いておりますけれども、私も詳しくその辺わかりませんので、合併浄化槽ということありますから、環境防災課と連携を図りながら、調査・研究を進めていきたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第26号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第26号 平成17年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第26号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第27号 平成17年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

31番（越川洋一君） 東陽病院の17年度決算であります。当年度純損益で13億1,167万円、翌年度繰り越しの欠損金が11億8,900万、企業債残高が17億2,640万、一時借入金が2億2,000万円、事業収益が1億3,100万ですか、ということで年間一般会計からの持ち出しは約2億近くになるということになるんですか、そこをちょっと確認しておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、ただいまのご質問でございますけれども、これは17年度の組合の決算ということだと思っておりますが、1億3,116万7,830円という、これは当年度の純損益ということでございまして、これにつきましては固定資産の減価償却分につきましては、直接当該年度において現金の支出を伴わない固定資産の減価償却分が、こういった数字になっております。

それから、年度末の欠損金ということでしたでしょうか。当年度末の未処理欠損金ということでございますけれども、これは当年度末までの累計の減価償却に当たる毎年度の減価償却を積み上げた額ということになっております。これは費用に算入されますが、現金の支出を伴わない数字の累計額というようなことになっております。

そのほかに町からの繰入金ということでございますけれども、17年度においては組合立ということでございましたので、3町から負担金という形でいただいております。これの17年

度の数字といたしましては、前年度の欠損金が1億8,954万円、そのほかに病院建設時におきます起債の償還金の元金利子、そういったものを合わせまして3億9,637万1,000円の負担をしていただいております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） さて、そういった財税内容の東陽病院を抱えてどうするかと。私はここで今回の決算議会の中で、佐藤町長に3つ目の提案、プレゼントをしたいと思います。

その中身というのは、この東陽病院問題にこそ住民の視点というのを貫くべきだという問題であります。私どもは常々住民が主人公とっておりまして、佐藤町長、未来をつくる住民の視点と非常によく似た政治的なスタンスに立っておりまして、そういう点で考えますと、例えばこういう東陽病院を抱えながら、山武医療センター構想にどう対応するかというのが今迫られているわけです。医療構想問題については首長会議だけでこの間決められてきて、何ら関係住民には説明、相談がされていないという、これがやっぱり一番の問題で、主人公置き去りで何で進むんだと。やはり住民に説明して周知徹底して理解してもらってこそ、新しい病院に対しても東陽病院に対しても常々の医療要求に対しても、やはり理解と協力が出てくるというふうに思うんですね。例えば支援病院の位置づけがないという問題ですけれども、これは支援病院という位置づけがあったとしても、その内容というのは現在の病院より拡充するというのは考えられない、むしろ診療内容を含めて後退するのではないのかな、これまで言われたことを考えますとね。

それから医師会の関係、旭中央病院なんかに近いという、かかわりが多いという関係、それからこの構想の発端になった県が本腰でないという問題、建設費も165億というふうに見直し、縮小されましたけれども、関係町がこの負担にたえられるかという問題があります。有識者会議の中でもいろいろ出されておりますけれども、医師の確保だって非常に危ぶまれているという問題ですね。山武郡市の議員の研修会での全国自治体病院長の講演、発言を聞いても、非常に慎重にかなければならないということを考えます。そして東金の設置場所の問題でも、長生郡にその応分の負担をという動きがあるというふうに聞きますけれども、あの場所であれば、今後の道路整備などを含めて、他の地域から、構成町以外の地域から、かなり患者が吸引されるというような懸念もされております。また、山武市の動向なんか非常に大きく影響するというふうに考えられますけれども、今後この問題については非常に紆余曲折が考えられるというのは、町長が議会に報告されているところです。

ですから、この医療センター構想について、多くの住民の意向が、これに反対する署名運動やいい病院をつくろうと、救急病院は必要だというふうな形での運動はありますけれども、多くの住民の方々の意向を補足するということはやられていないということです。

病院問題というのは、住民の命と暮らし、健康につながる第一義的な問題です。そこで提案というのは、現状のこの東陽病院、日々のキャッシュフローまで含めて情報公開を全部すると。そしてセンター構想の中身も住民に知らせると、住民に相談すると。説明会やシンポジウムやアンケートなどを含めて住民の意向を集約すると。住民の判断を仰ぐ、医療センター構想と東陽病院の今後について、皆さん、どうしたらいいとお考えですかと主人公に相談するという、こういう取り組みというのが住民の視点に立った病院問題についての取り組みじゃないのかなと。そこまでやっておかないと、新しい病院をつくっても、やっぱり関係者の方々の理解、協力を得られないというふうに思うので、住民の視点を貫くというふうに言っている町長、この点を今後の日程を考えても非常に忙しいわけですがけれども、しかし忙しい中にも住民懇談会等、いろいろあるわけですから、そういう上で、この点を私は正面からご提案をしたいというふうに思いますけれども、現時点でのお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まさしくおっしゃるとおりでないかとは思いますが。そうした中で、ましてちょっと専門的過ぎる案件ではないかなと思いつつも、それこそこの議会でもそうですけれども、この東陽病院の持っていく方、今後のあり方が、やはりこの横芝光町民、みんなが今、注目しているところではないかなと、そういう認識は持っております。そうした中で、おっしゃられるように、どこまで詳細な意見集約がなされるかどうかは別問題として、できる限りの例えば懇談会、これから地区別懇談会に、こういう問題について何かご意見ありませんかとか、そういった部分を問いながら、ともかく住民と対話をしながらこの問題はやってまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ありがとうございます。

これまでの流れで、首長間の決定事項、約束事項があるというふうなところに縛られて進めるとしたら、やはりこれまでのような進め方であって、そうではなくて、ここで住民に預ける、住民の総意はどこにあるのかと、これを大事にして、これを踏まえるという、この取

り組みが病院問題では今後を考えても決定的に大事になってくるというふうに考えています。
ひとつよろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 越川洋一さんみたいに、うまくはしゃべれぬかもしれませんが、
一般質問でも言いましたけれども、町民がオーナーなんです。先ほど町長が言ったように、
地区懇談会ですか、そのときに大いに意見を引き出すというか、こういう病院にしてほしい
とか、またそれにするためにはどうしたらいいですかみたいに、大いにこちらから意見を引
き出すような形でお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員派遣の件

議長（伊藤良一君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議長発議とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、会議規則第120条の規定により、お手元に配
付の印刷物のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

特別委員会設置の件

議長（伊藤良一君） 日程第15、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会設置については、議長発議とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

特別委員会の名称を、配付の印刷物のとおり、空港問題対策特別委員会とし、設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、名称を空港問題対策特別委員会とし、設置することに決定いたしました。

特別委員会付議案件について

議長（伊藤良一君） 続いて、特別委員会に付議されます案件についてお諮りいたします。

空港問題対策の調査及び検討案件といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

空港問題対策特別委員会委員の選任

議長（伊藤良一君） 続いて、委員構成についてお諮りいたします。

特別委員会の定数は10名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の指名表のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、特別委員会の定数を10名とし、委員については、お手元に配付の指名表のとおり選任することに決定いたしました。

空港問題対策特別委員会正副委員長を選任

議長（伊藤良一君） ここで選任いたしました空港問題対策特別委員会において正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

(午後 2時24分)

議長(伊藤良一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

議長(伊藤良一君) ここでご報告いたします。

休憩中に空港問題対策特別委員会が開かれ、正副委員長が決定いたしましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長(越川 岳君) それではご報告申し上げます。

空港問題対策特別委員会委員長に八・健一議員、副委員長に深田正治議員。

以上でございます。

閉会中の継続審査について

議長(伊藤良一君) 続いてお諮りいたします。

ただいまの空港問題対策特別委員会については、審議案件が終了するまで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(伊藤良一君) 異議ないものと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願及び陳情の件

議長(伊藤良一君) 日程第16、陳情及び請願の件を議題といたします。

常任委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、嘉瀬清之君。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君登壇〕

産業建設常任委員会委員長(嘉瀬清之君) 産業建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、9月12日午後4時35分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、陳情第1号の横芝駅前変則交差点の改修要望陳情書についてであります。町としても長年の懸案事項であり、町、議会一体となって取り組むべきであり採択に賛成、交差点とあわせ駅構内の改修も必要などとの意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

次に、請願第1号 WTO農業交渉に関する請願書についてであります。農業、とりわけ米づくりにとっては厳しい状況の中、関税の引き下げ等が行われると、なお一層の打撃を受けることになるので採択に賛成等の意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

最後に、請願第2号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願書についてありますが、農地のこれらは周囲に与える影響も大きいので、このような制度を活用して対策を講ずるべきであり、採択に賛成との意見により採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

本会議におかれましても、さようご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告とさせていただきます。

以上です。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま委員長から報告のありました陳情・請願については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

これより陳情第1号、請願第1号、第2号について採決いたします。

採決は分割して行います。

最初に、陳情第1号 横芝駅前変則交差点の改修要望陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第1号 WTO農業交渉に関する請願書について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊藤良一君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時40分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時42分）

日程の追加

議長（伊藤良一君） 休憩中に、議員、嘉瀬清之君から、発議第1号 WTO農業交渉に関する意見書案、発議第2号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） これより発議第1号 W T O 農業交渉に関する意見書案、発議第2号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する意見書案を議題といたします。

ここで提出者、嘉瀬清之君から提案理由の説明を求めます。

嘉瀬清之君。

〔18番 嘉瀬清之君登壇〕

18番（嘉瀬清之君） 発議第1号及び第2号について、提案理由説明を申し上げます。

初めに、発議第1号についてであります。

W T O ドーハラウンド交渉では、農業、非農産品市場アクセス、サービスなど全分野について本年末までに最終合意がなされるよう集中的な交渉が行われましたが、各国の意見の隔たりが縮まらず、当面交渉は暗礁に乗り上げています。

W T O 農業交渉は、21世紀の我が国の「食」と「農」の根幹を左右しかねない極めて重要な課題です。このような危機感から、J A グループは今次ラウンド交渉が開始される以前から「多様な農業の共存」を基本理念に掲げ、我が国農業が果たす多面的な機能について、国民各階層から広範な理解と支持が得られるよう全力を挙げた取り組みを展開してきたところであります。

よって、本議会におきましても、食糧自給率が著しく低い我が国など、食糧輸入国の共通の事情が十分配慮されるとともに、多くの人口を抱える中で、小規模家族農業者によって展開されているアジア・モンスーン地域の農業が持続的に発展できるよう、政府関係機関へ意見具申するものであります。

次に、発議第2号について説明いたします。

当地域では、農業従事者の減少や高齢化、また、混住化の進行や不耕作地の増加などにより、地域環境に影響を与えています。

このような中、地域ぐるみで農地・水を守る共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度から導入されることになりました。

地域のよりよい環境保全の実現を図るため、同対策の周知と、希望するすべての地域が実施できる予算を確保するよう、町長に対し意見具申するものであります。

委員各位には、各意見書案が示す趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願いを申し上げます。提案理由説明といたします。

以上です。

〔 18番 嘉瀬清之君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいまの説明でおわかりいただけたものと思いますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件のすべてを議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時47分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

横芝光町議会 議 長 伊 藤 良 一

議 員 越 川 一 雄

議 員 越 川 輝 男